

国土交通政策研究 第142号

日本インフラ産業の海外進出に係る基礎的情報  
に関する調査研究

2017年6月

国土交通省 国土交通政策研究所

研究調整官 山田 浩次

研究官 大野 佳哉



# 目 次

第1章 調査研究の背景・目的及び対象 .....	1
第2章 資料集 .....	7



## 第1章 調査研究の背景・目的及び対象



## (1)背景・目的

日本の経済成長のためには海外の成長力の取り込みが欠かせないものとなっており、「日本再興戦略 2016」においても、「鍵となる施策」として中堅・中小企業の海外進出支援及びインフラシステム輸出の拡大が掲げられている。

一方、土木・建築インフラ分野の日本企業（以下「日本インフラ産業」という。）が海外進出を判断する際には、需要（開発計画等）の有無に加えて、ビジネス環境（進出先に立地している企業、インフラ整備状況、規制等）、国勢（人口、所得水準、経済成長率等）、生活環境（治安、衛生等）等の幅広い情報が必要であるが、発展途上国を中心に、情報の未整備や言語の壁等の障壁が存在する 경우가少なくない。

このような問題意識の下、本調査業務は、日本インフラ産業の進出が期待される国・地域について、日本インフラ産業が進出するか否かの判断材料にしていると考えられる公開情報を選定・収集・整理するものであり、もって、中堅・中小企業も含めた今後の日本インフラ産業の海外進出に資することを目的とするものである。

## (2)対象

これまで、海外進出を検討する中堅中小企業向けに有用な支援制度、投資環境情報・事例集、ガイドラインが数多く提供されているが、その情報量は国・地域によって多寡がある。そこで、新たに提供する情報源として広く世界全地域の調査対象国につき、横並び比較が容易にできる情報源の作成を目指した。

具体的には、50の調査対象国・地域を選定し、各々、投資環境（2ページ）とお助け情報源（1ページ）を整理した。また、南アジア、東南アジア、東アジア、中央アジア・コーカサス、中東、アフリカ、中南米、欧州の8地域に分類し、域内諸国の経済・投資・ビジネス環境を比較するとともに、地域単位の投資環境情報（自由貿易協定・地域インフラ開発計画等）を整理した。

調査対象国・地域の選定は、以下の7指標に基づき行った。

- ①新興市場国（主要国際投資関連機関の定義に基づく）
- ②市場規模・成長性（人口および人口増加率）
- ③経済成長性（実質経済成長率）
- ④日本政府支援地域・国
- ⑤日本インフラ産業の進出実績
- ⑥インフラ投資民間企業受注実績
- ⑦投資環境指標（カントリーリスク、法令整備状況など民間投資環境を示す指標）

その上で、各国の投資判断に有用と判断される以下の4分野の情報を収集・整理した。

①投資環境（基礎情報）

- 1)マクロ経済
- 2)業種規制
- 3)税制
- 4)労働コスト

②土木・建築業界事情

- 1)建設投資額
- 2)外資規制
- 3)国内建設企業
- 4)本邦建設企業の進出

③インフラ需要

- 1)政府インフラ開発計画（マスタープラン）
- 2)PPP等外資導入方針

④お助け情報源（リンク集）

- 1)公共発注者
- 2)業界団体
- 3)本邦中堅中小企業支援機関
- 4)日本インフラ産業進出企業・事例
- 5)建設業界調査

等

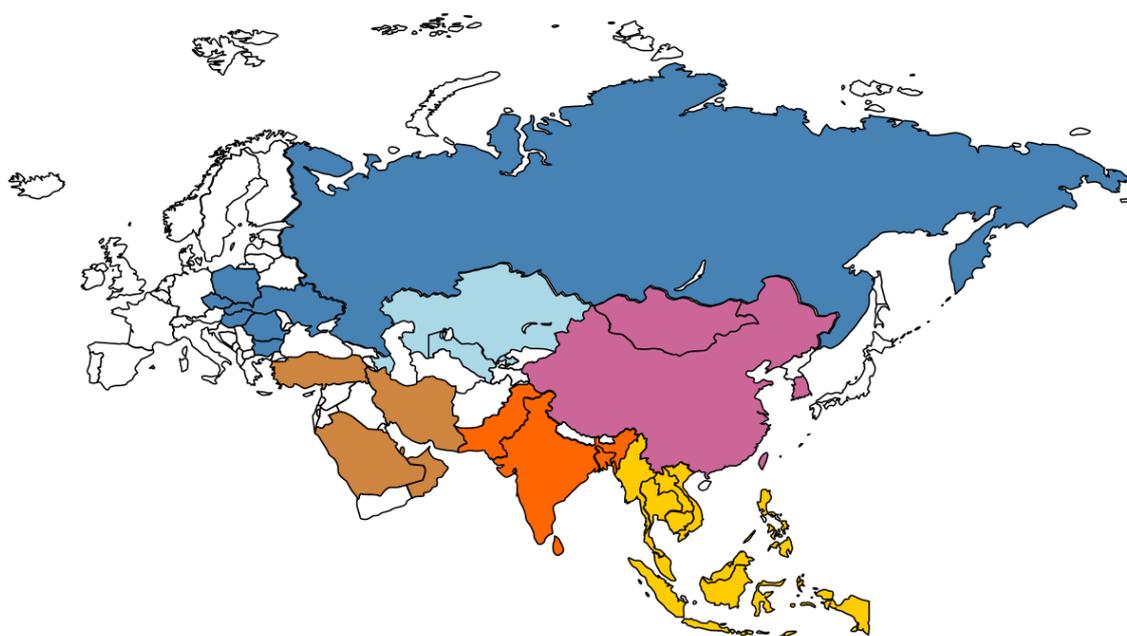
## 第2章 資料集



# 掲載国・地域一覧

(以下、「国」と総称する)

**東アジア、東南アジア、南アジア、中央アジア・コーカサス、欧州、中東**



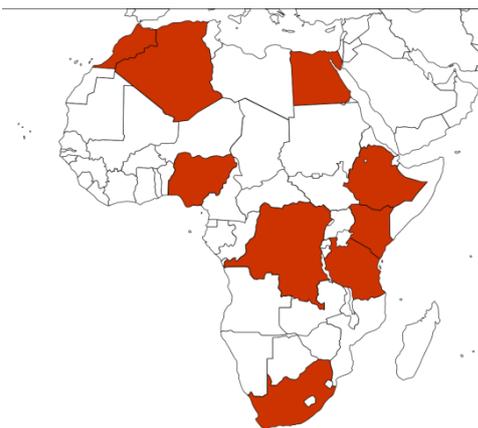
東アジア	東南アジア	南アジア	欧州
韓国	インドネシア	インド	ウクライナ
台湾	カンボジア	スリランカ	チェコ
中国	シンガポール	パキスタン	ハンガリー
モンゴル	タイ	バングラデシュ	ブルガリア
中央アジア・コーカサス	フィリピン	中東	ポーランド
	ベトナム	アラブ首長国連邦	ルーマニア
アゼルバイジャン	マレーシア	イラン	ロシア
ウズベキスタン	ミャンマー	カタール	
カザフスタン	ラオス	サウジアラビア	
		トルコ	

## 中南米

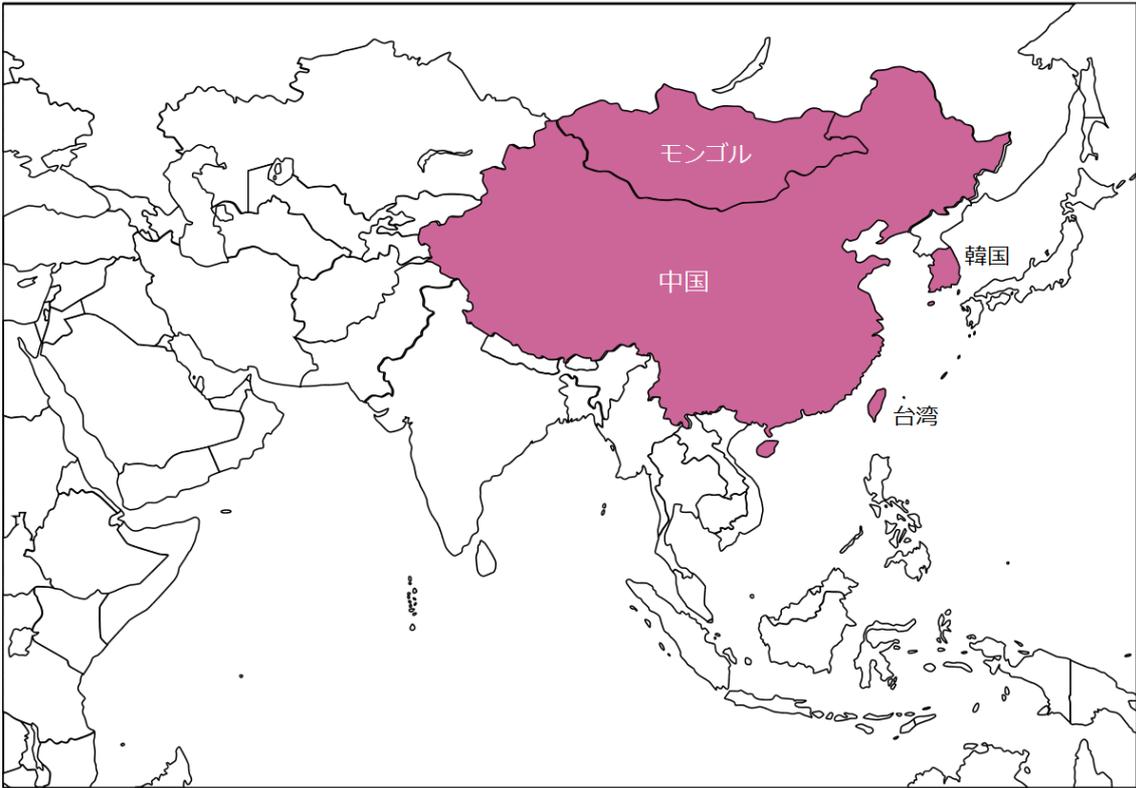


中南米	
アルゼンチン	ブラジル
キューバ	ベネズエラ
コロンビア	ペルー
チリ	メキシコ
ドミニカ共和国	

## アフリカ



アフリカ	
アルジェリア	タンザニア
エジプト	ナイジェリア
エチオピア	南アフリカ
ケニア	モロッコ
コンゴ民主共和国	



# 東アジア

韓国

台湾

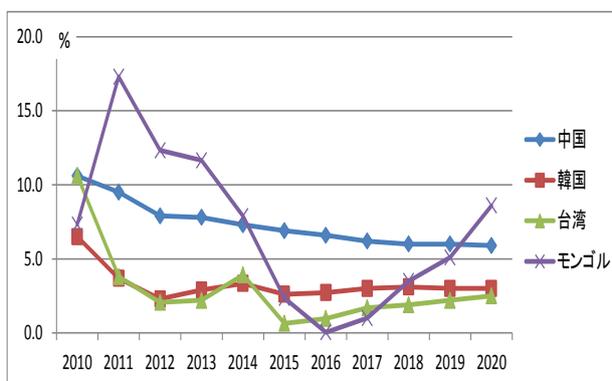
中国

モンゴル

# 東アジア地域の投資環境

東アジア 4 国総人口：約 14 億 8 千万人  
 同 総 GDP：11.779 兆米ドル（2015）  
 広域 FTA/EPA：ASEAN10+日・中・韓・豪・新西蘭・印 6 か国間で東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉中。中台間に海峡兩岸経済協力枠組協定（ECFA）  
 「アジア・スーパー・グリッド」構想：モンゴルの自然発電と日・中・露・韓への送電網連結プロジェクト

【図表 1】 域内諸国の今後の経済成長率見通し



(出所) 基礎情報は IMF、JETRO 国・地域情報、成長率は IMF WEO 2016/10 (予測値 2016-20)

【図表 2】 域内諸国の「事業のしやすさ」ランキング

	総合順位	事業立上	建設許可	電力供給	不動産登録	与信取得	投資家保護	税金支払	国際交易	契約履行	破産手続
韓国	5	11	31	1	39	44	13	23	32	1	4
台湾	11	19	3	2	17	62	22	30	68	14	22
モンゴル	64	36	29	137	46	62	26	35	103	85	91
中国	78	127	177	97	42	62	123	131	96	5	53

(出所) 図表 2：世界銀行 Doing Business Ranking 2016、図表 3：JETRO 投資コスト比較

【図表 3】 域内諸国の労働コスト比較

(単位:米ドル)	ウランバートル	ソウル	台北	上海	北京
製造業ワー カー月額	273~358	1,823	985	465	563
法定最低賃金	96/月	1,061/月	601/月	310/月	264/月
社会保険負担 率(事業主負 担率)	11~13%	9.26~43.16%	12.10%	42%	44~46.8%

【図表 4】 アジアスパークグリッド(ASG)構想 (2012~)



(出所) The Asia-Pacific Journal (June 29, 2016)

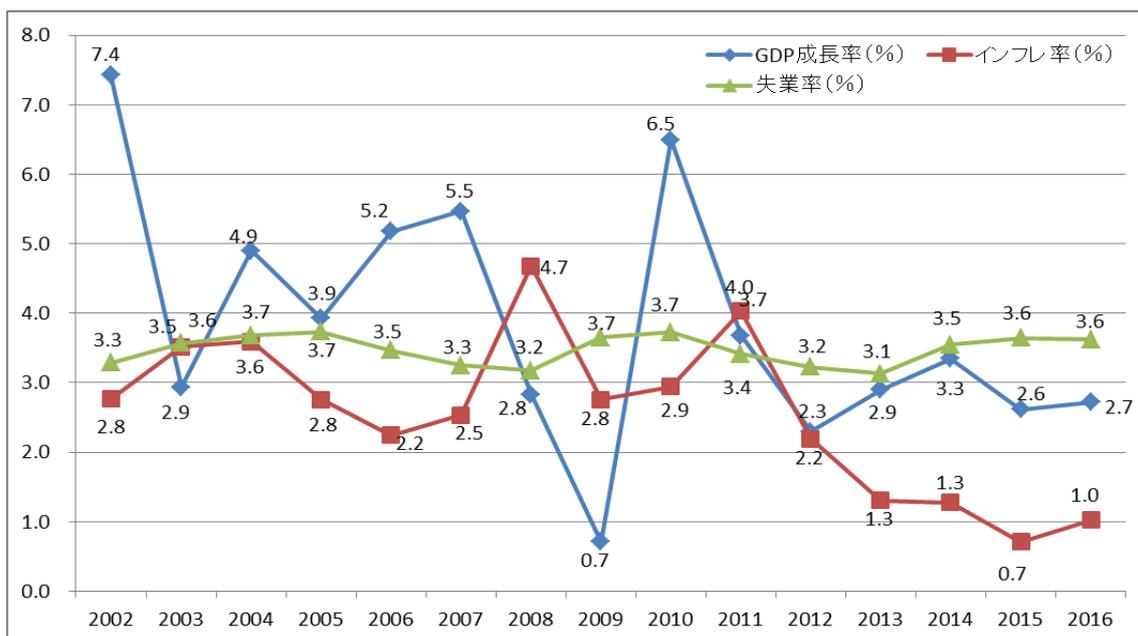
東アジア（日本、韓国、北朝鮮、中国、台湾、モンゴル）には地域共同体は存在せず、単一通貨・市場を目指す東アジア共同体（EAC）構想の進捗も見られない。一方、ASEAN10+6 カ国による広域 FTA である RCEP は、交渉の最終段階に入っている。RCEP が発効すれば、人口・GDP・貿易総額で世界最大の広域経済圏が出現することになる。RCEP に台湾・モンゴルは含まれないものの、加盟国との二国間 FTA（中台/日蒙）を通じて間接的に裨益する見込み。

## 韓国の投資環境

人口：5,062万人（2015年） 首都：ソウル（2,358万人、全人口の47%）  
 面積：約10万平方キロメートル（朝鮮半島全体の45%、日本の約4分の1）  
 宗教：仏教、キリスト教（プロテスタント、カトリック） 政治体制：民主共和国  
 GDP：1兆4,170億米ドル（2014年） 一人当たりGDP：27,222米ドル（2015年）  
 公用語：韓国語 ODA：対象外 インフラ水準：7点満点中5.6（電力6.2/道路5.6）、  
 安全飲料水・トイレ普及（各々人口の98%、100%）

（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀

【図表1】 韓国のGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表2】 韓国の業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日韓間においては日韓投資協定により、両国間の投資および事業活動に関して、内国民待遇および最恵国待遇などが付与される。</li> <li>●日韓投資協定には例外措置（規制）が認められており、原子力発電業は外国人には未開放、それ以外の発電業（外国人が韓国電力公社から仕入れる発電設備の合計は、国内全体発電設備の30%まで許容）と送配電業および航空運輸業（いずれも外国人投資比率が50%未満の場合に許容）等は部分開放となっている。</li> <li>●建設業は投資規制対象になっていない。</li> <li>●外国人投資開放業種に対しては外国人投資比率100%が認められている。部分開放業種については各業種によって指定される許容比率を上限とする。</li> <li>●外国人投資の株式会社の最低資本金：1億ウォン ※1ウォン=約0.1円（参考）</li> <li>●国産化率、現地調達義務、輸出義務、国内販売規定などに関する特別な規定はない。（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（韓国）「外資に関する規制」</a></li> </ul>
税制	<p>法人所得税（表面税率国税：10～22%、地方税：1～2.2%）、個人所得税（6～38%の累進課税）、付加価値税（標準税率10%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々10%、15%）、二国間租税条約締結済み。EPA 非締結。</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（韓国）「税制」</a></p>

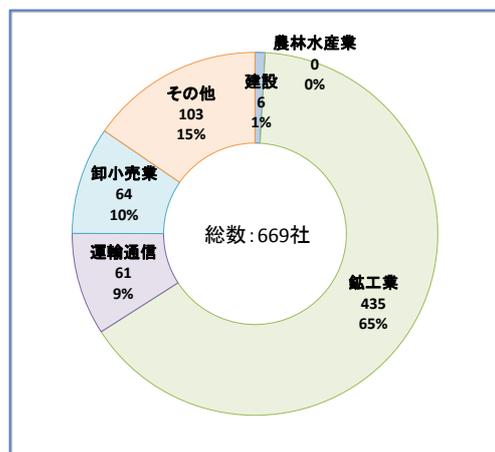
# 韓国の投資環境

【図表 3】 韓国の建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	529(2011年)、532(2012年)、587(2013年)、636(2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業  (出所) 韓国証券取引所	現代建設(Hyundai Engineering & Construction)、現代産業開発(Hyundai Development Co.)、デーリム産業(Daelim Industrial Co. Ltd)、韓国電力公社 KPS (KEPCO Plant Service & Engineering Co. Ltd) 大宇建設 (Daewo Engineering & Construction Co.)、GS 建設(GS Engineering & Construction)、テヨン建設 (Taeyoung Engineering & Construction)、韓進重工業(Hanjin Heavy Industries & Construction Co. Ltd.)、クモ産業 (KUMHO INDUSTRIAL Co. Ltd.)
進出日系建設企業	<a href="#">岩田地崎建設(株)</a> <a href="#">TSUCHIYA(株)</a> <a href="#">(株)日立製作所</a> <a href="#">日立造船(株)</a> <a href="#">(株)フジタ</a> (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：36,708人(2014年、外務省)



(出所) [外務省](#) [海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 韓国政府のインフラ開発計画

国家再生可能エネルギー計画 (2009-2030)				
	2007年	2015年	2020年	2030年
REの割合	2.4% (実績)	4.3% (目標)	6.1% (目標)	11% (目標)
総費用	111.5兆ウォン (858億米ドル)* *内、1/3は政府資金、2/3は民間資金で実施予定			

(出所) [Ministry of Knowledge Economy](#)

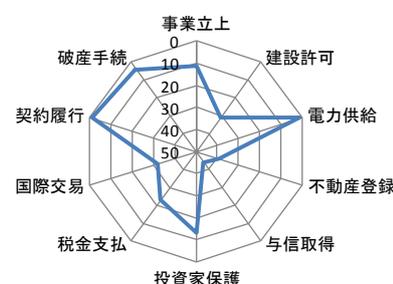
## 第四次国土総合計画修正計画 (2011~2020年)

- 成長軸として、東海岸圏、西海岸圏、南海岸圏を超広域開発圏としてベルト化
  - 広域経済圏毎の拠点港湾の特化、北東アジア・ポート・アライアンスの強化、航空自由化の拡大、仁川国際空港のハブ機能の強化等) 他
- (出所) [国土交通省国土政策局](#)

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としての韓国:有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)					
	2014年度		2015年度		2016年度	
11	フィリピン	10.0%	マレーシア	6.2%	マレーシア	6.8%
12	マレーシア	9.2%	ロシア	5.5%	シンガポール	4.8%
13	トルコ	5.2%	シンガポール	4.6%	台湾	4.6%
14	シンガポール	5.0%	トルコ	3.9%	ドイツ	4.1%
15	カンボジア	4.0%	<b>韓国</b>	3.9%	ロシア	3.5%
16	<b>韓国</b>	4.0%	台湾	3.7%	<b>韓国</b>	3.1%
17	台湾	3.8%	カンボジア	3.2%	トルコ	2.5%
18	ドイツ	1.8%	ドイツ	3.2%	カンボジア	2.5%
19	フランス	1.4%	サウジアラビア	1.6%	オーストラリア	2.3%
20	サウジアラビア	1.4%	バングラデシュ	1.4%	イラン	1.7%
20	南アフリカ	1.4%	ラオス	1.4%		

## 韓国



\*順位が低いほど課題あり

(出所) [JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」\(第27回、第28回\)](#)

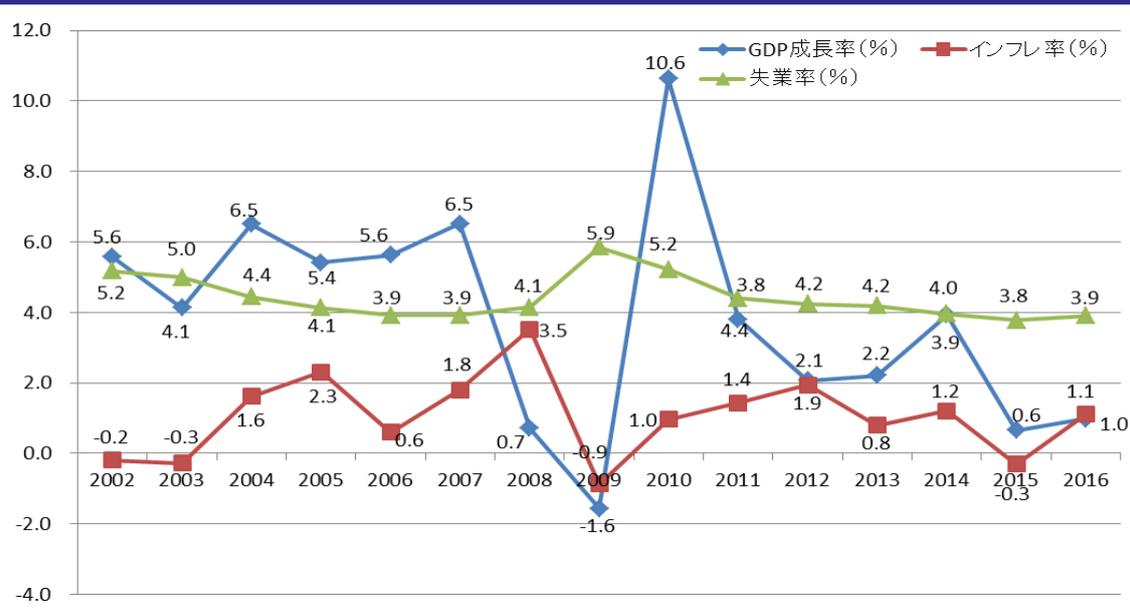
## 韓国：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（韓国）
許 認 可	建設業を営む者は、建設産業基本法 FRAMEWORK ACT ON THE CONSTRUCTION INDUSTRY（2010年6月30日施行）の登録基準を満たした上で、国土海洋部長官（現在の国土インフラ交通部長官）に登録しなければならない（法第9条）。 （出所）建設産業基本法（邦訳）、国土インフラ交通部（Ministry of Land, Infrastructure and Transportaion/MOLIT）（Archives⇒Laws⇒Construction/Housing）
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国土インフラ交通部（MOLIT）</li> <li>●韓国開発研究院公共投資管理センター（Public and Private Infrastructure Investment Management Center/PIMAC）</li> <li>●公共調達サービス（Public Procurement Service/PPS）（韓国語）</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大韓建設協会（Construction Association of Korea/CAK）</li> <li>●韓国エンジニアリング&amp;コンサルティング協会（Korea Engineering &amp; Consulting Association/KENCA）</li> <li>●韓国建設エンジニア協会（Korea Construction Engineers Association/KOCEA）</li> </ul> その他多数
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在大韓民国日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (02)-2170-5233、FAX: (02)-738-9748 E-mail: kigyoshien-korea@so.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO ソウル事務所 <u>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u> TEL: 82-2-739-8657 FAX: 82-2-739-4658 問い合わせは：最寄りのジェトロ国内事務所</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」 TEL: 03-5253-8315</li> <li>●ソールジャパンクラブ(SJC) TEL: (02) 739-6962 FAX: (02) 739- 6961 E-mail: shchp@sjchp.co.kr</li> </ul>
進 出 ・ 進 出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例（韓国5社）</li> <li>●経産省「中小企業の海外事業再編事例集」（韓国1事例）</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成25年度」（韓国進出事例複数）</li> <li>●JBIC 日系企業進出支援事例（韓国含む）</li> <li>●韓国進出日系企業実態調査（2015年度）</li> </ul>
業界調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO 2013年度海外制度調査「建設・工事に関する制度」（韓国）</li> <li>●韓国調達庁「国家を当事者とする契約に関する法律」、同 施行令を参照のこと。</li> <li>●「韓国の建設下請問題（上）」RICE 研究所だより No.280 2012.6、「同（下）」</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●韓国統計情報サービス (KOSIS) 建設業界統計各種 (Statistical Database⇒Construction)</li> <li>●ソールジャパンクラブ本邦企業会員一覧</li> <li>●ニュース：Korea Herald、Seoul Times、Yonhap News</li> </ul>

# 台湾の投資環境

人口：2,349 万人（2016 年 4 月） 首都：台北（850 万人、全人口の 36%）  
 面積：3 万 6 千平方キロメートル（九州よりやや小さい） 宗教：仏教、道教、キリスト教  
 GDP：2,925 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：22,294 米ドル（2015 年）  
 公用語：中国語、台湾語、客家語等 ODA：対象外  
 政治体制：三民主義（民族独立、民権伸長、民生安定）に基づく民主共和制。五権分立（行政、立法、監察、司法、考試） インフラ水準：7 点満点中 5.4（電力 5.9/ 道路 5.7）  
 （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum](#)

【図表 1】台湾の GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】台湾の業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「日台民間投資取決め（2011）により、投資活動や投資財産の保護に関して、「内国民待遇」および「最恵国待遇」に相当する無差別待遇が与えられるようにすること等が定められている。（出所） <a href="#">日本台湾交流協会</a></li> <li>● 外国人による投資は「外国人投資条例」に基づく許可を要する。</li> <li>● 華僑・外国人投資の業種は原則自由である（台湾における投資項目の 95%以上を開放） <a href="#">「華僑・外国人投資ネガティブリスト」</a> に属するものは例外的に禁止または制限されている。</li> <li>● 会社法および外国人投資条例による出資比率、出資額、投資家の国内住所保有などの制限はない（出資比率は 100%に達することも可能）。ラジオ・テレビ経営業および第 1 類電気通信業等、一部業種による規制がある。</li> <li>● 会社の最低払込資本金規定はないが、原則として会社登記の際に公認会計士の監査報告が必要である。</li> <li>● 工事受注に当たっての現地法人設立の義務付けはなく、支店、工事事務所でも請負うことが可能。（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（台湾）「外資に関する規制」</a></li> </ul>
税制	<p>法人所得税（表面税率 12 万元超 17%、12 万元以下 0%）、個人所得税（5～45%の累進課税。）、付加価値税（標準税率 5%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 20%）、日台租税条約締結済み（2017/1/1 適用）、日本・台湾 EPA 未締結。</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（台湾）「税制」</a></p>

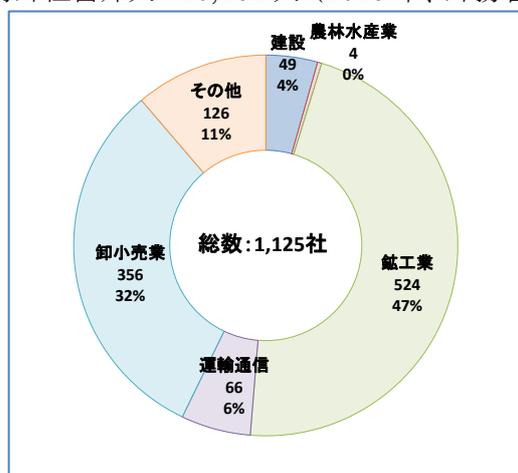
# 台湾の投資環境

【図表 3】 台湾の建設業界事情

建設投資額 (百万台湾ドル)	24,109 (2011年)、24,545 (2012年)、25,381 (2013年)、26,268 (2014年) ※1 台湾ドル=約 3.6 円(参考) (出所) <a href="#">台湾 National Statistics</a> (13-1. Gross Fixed Capital Formation (GFCF) by Kind of Activity (At current prices))
主な国内建設企業 <a href="#">台湾証券取引所</a>	<a href="#">HUA YU LIEN DEVELOPMENT</a> 、 <a href="#">YU FOONG INTERNATIONAL CORPORATION</a> 、 <a href="#">ADVANCETEK ENTERPRISE</a> 、 <a href="#">KPT INDUSTRIES</a> 、 <a href="#">RUN LONG CONSTRUCTION</a> ほか
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">岩田地崎建設(株)</a> <a href="#">(株)大林組</a> <a href="#">(株)奥村組</a> <a href="#">鹿島建設(株)</a> <a href="#">(株)熊谷組</a> <a href="#">清水建設(株)</a> <a href="#">(株)大気社</a> <a href="#">大成建設(株)</a> <a href="#">大豊建設(株)</a> <a href="#">鉄建建設(株)</a> <a href="#">(株)NIPPO</a> <a href="#">(株)日立製作所</a> <a href="#">日立造船(株)</a> <a href="#">(株)フジタ</a> <a href="#">前田建設工業(株)</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：20,162 人 (2015 年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 台湾政府のインフラ開発計画

- 国土開発ガイドライン [Policy Guidelines for National Spatial Development \(2010\)](#) が掲げる 4 つの理想実現のため、スピーディーな交通ネットワーク、桃園国際空港シティー等 12 件の公共インフラ事業「Love Taiwan 12 Projects (愛台 12 建設)」(総額 3.99 兆元、内 1.2 兆元は民間資金) が実施され (2009-2016 年)、概ね終了。
- 次期インフラ開発マスタープランは、2017 年 3 月頃に新内閣から発表される予定。 (出所) [Bloomberg/December 31, 2016](#)

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先としての台湾: 有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)		
	2014年度	2015年度	2016年度
11	フィリピン 10.0%	マレーシア 6.2%	マレーシア 6.8%
12	マレーシア 9.2%	ロシア 5.5%	シンガポール 4.8%
13	トルコ 5.2%	シンガポール 4.6%	台湾 4.6%
14	シンガポール 5.0%	トルコ 3.9%	ドイツ 4.1%
15	カンボジア 4.0%	韓国 3.9%	ロシア 3.5%
16	韓国 4.0%	台湾 3.7%	韓国 3.1%
17	台湾 3.8%	カンボジア 3.2%	トルコ 2.5%
18	ドイツ 1.8%	ドイツ 3.2%	カンボジア 2.5%
19	フランス 1.4%	サウジアラビア 1.6%	オーストラリア 2.3%
20	サウジアラビア 1.4%	バングラデシュ 1.4%	イラン 1.7%
20	南アフリカ 1.4%	ラオス 1.4%	



(出所) [JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」](#)、[世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

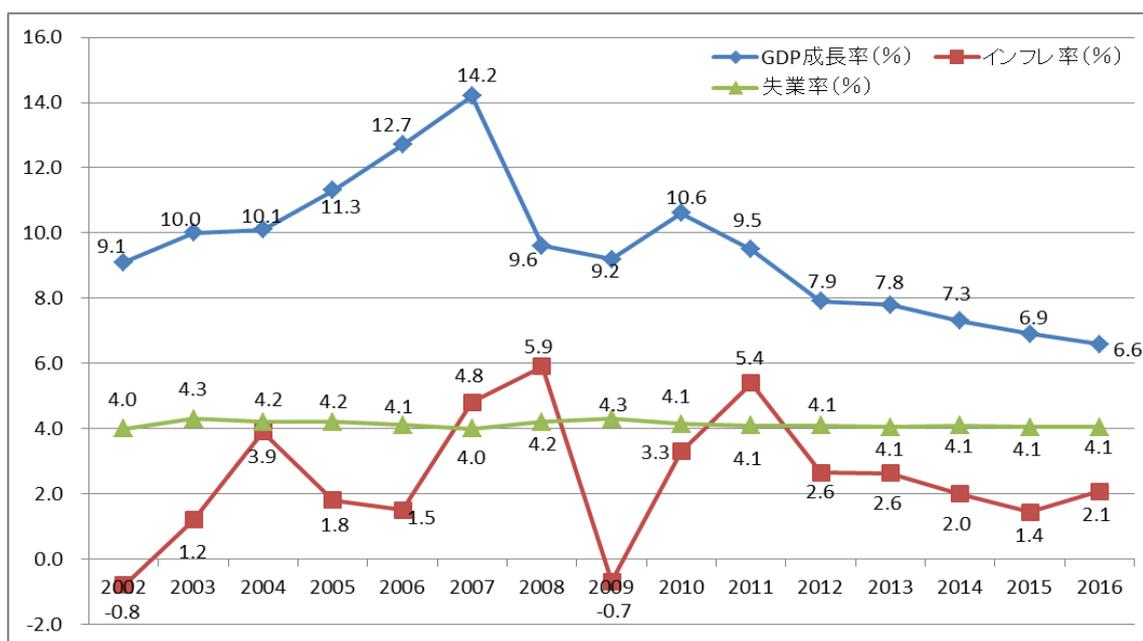
## 台湾：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（台湾）
許 認 可	<p>營造業法（<a href="#">Construction Industry Act</a>）に基づき、建設業は総合建設業、専門工事業、土木工事業に区分され、総合建設業許可は、甲、乙、丙の3つのランクに分かれている。</p> <p>●所管省庁：内政部営建署（<a href="#">Construction and Planning Agency, Ministry of Interior</a>）</p>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「交通部」が郵政、電信、運輸、気象及び観光に関する業務全般（公路総局、電信総局、民用航空局、国道高速公路局、台湾鉄路管理局、桃園国際空港公司）を所管している。</li> <li>●「経済部」が経済全般を所管しており、附属機関に水利署（水源・上下水道機関）、事業機構に台湾電力公司（電力公社）などが含まれる。</li> <li>●台北市政府捷運局（高速交通システム局）</li> <li>●公共調達手法に関しては、政府調達法（政府採購法/<a href="#">Government Procurement Act</a>）の「<a href="#">第II章入札</a>」に基本的な事項が規定されている。</li> </ul>
団 体	● <a href="#">臺灣區綜合營造業同業公會(Taiwan Regional Engineering Contractors Association/TRECA)</a>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●財団法人日本台湾交流協会 駐台湾事務所 TEL: +886-2-2713-8000 FAX: +886-2-2713-8787</li> <li>●公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所 日本企業支援窓口 TEL: (886-2) 2713-8000 FAX: (886-2) 2713-8787 E-mail: <a href="mailto:info@mail.japan-taipei.org.tw">info@mail.japan-taipei.org.tw</a></li> <li>●公益財団法人日本台湾交流協会 高雄事務所 日本企業支援窓口 TEL: (886-7) 771-4008 FAX: (886-7) 771-2734 E-mail: <a href="mailto:kigyousoudan@koryutk.org.tw">kigyousoudan@koryutk.org.tw</a></li> <li>●JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム ビジネス展開支援課プラットフォーム担当 E-mail: <a href="mailto:platform-bda@jetro.go.jp">platform-bda@jetro.go.jp</a> TEL: 03-3582-5017</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「<a href="#">海外建設ホットライン</a>」 TEL: 03-5253-8315 FAX: 03-5253-1562</li> <li>●台北市日本工商会 TEL: 02-2361-0052 FAX: 02-2382-0062 E-mail: <a href="mailto:koushoukai@japan.org.tw">koushoukai@japan.org.tw</a></li> </ul>
進 出 ・ 進 出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">海外建設協会 OCAJI</a> 会員海外進出事例（台湾進出 15 社）</li> <li>●国交省「<a href="#">地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度</a>」（台湾進出事例多数）</li> <li>●JETRO（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索）</li> </ul>
業 界 調 査	●（財）建設経済研究所「 <a href="#">平成 18 年度 建設情報収集等管理調査 報告書 台湾法令等</a> 」
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO アジア経済研究所「<a href="#">台湾</a>」のページ</li> <li>●JETRO「<a href="#">大型建設工事での労働者雇用における留意点：台湾</a>」</li> <li>●ニュース：<a href="#">Asia Today</a>、<a href="#">The Taipei Times</a>、<a href="#">Taiwan Today</a></li> </ul>

## 中国の投資環境

人口：13億7,349万人（2013年） 首都：北京（2,039万人、全人口の1.5%）  
 面積：約960万平方キロメートル 宗教：仏教、イスラム教、キリスト教等  
 GDP：11兆1826億米ドル（2015年） 一人当たりGDP：8,141米ドル（2015年）  
 公用語：漢語（中国語） ODA：有償資金対象国  
 政治体制：人民民主共和制 インフラ水準：7点満点中4.5点（電力5.3点/道路4.8点）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の96%、77%）  
 （出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA有償/JICA無償/World Economic Forum/世銀

【図表1】中国のGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database, October 2016](#) より作成

【図表2】中国の業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本の参入が制限されている分野：「外国投資産業指導目録」（2015年4月10日施行・改正）により、制限（外資100%は認められない）38分野、禁止（外資の参入禁止）36分野を指定（制限：不動産、金融ほか、禁止：農業、採鉱、出版ほか）。禁止・規制分野に建設業は含まれていない。</li> <li>●外国資本の出資比率の制限：外国資本25%以上で「合弁会社」とみなされる。</li> <li>●その他：外国企業が中国国内で設計業務を行う場合は、中国の設計会社最低1社と組み、中国側の会社が受けている許可の範囲内で設計する。</li> </ul> （出所） <a href="#">JETRO 国・地域別情報（中国）「外資に関する規制」</a> 同「 <a href="#">制限業種・禁止業種</a> 」
税制	法人税（25%）、個人所得税（給与所得：5～45%、生産所得：5～35%の超過累進税率）、増値税（物品販売や修繕等の役務提供、物品の輸入の際13～17%課税。建築サービスは11%）、消費税など。二国間租税条約：締結。日中租税条約で不動産所得、役務提供などを規定（源泉税率は親子会社間の配当が10%、一般配当が10%、利子が10%、使用料が10%） （出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（中国）「税制」</a> 同「 <a href="#">その他税制</a> 」

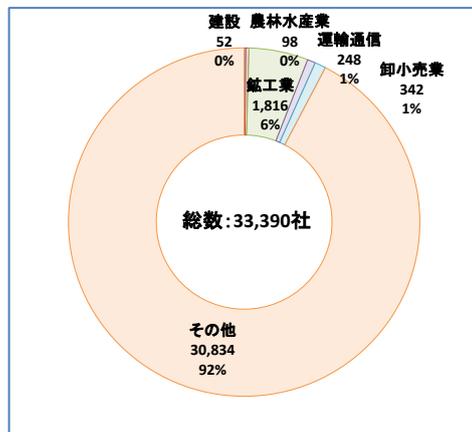
# 中国の投資環境

【図表 3】 中国の建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	5,082 (2011年)、5,831 (2012年)、6,586 (2013年)、7,291 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 (出所) <a href="#">2015年建築業 発展統計分析</a>	<a href="#">中国交通建設股份有限公司 (中国交建)</a> <a href="#">中国電力建設集団有限公司</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">鹿島建設(株)</a> <a href="#">佐藤工業(株)</a> <a href="#">JFEエンジニアリング(株)</a> <a href="#">清水建設(株)</a> <a href="#">(株)大気社</a> <a href="#">大成建設(株)</a> <a href="#">高砂熱学工業(株)</a> <a href="#">(株)竹中工務店</a> <a href="#">(株)NIPPO</a> <a href="#">(株)日立製作所</a> <a href="#">日立造船(株)</a> <a href="#">(株)フジタ</a> <a href="#">前田建設工業(株)</a> <a href="#">三井住友建設(株)</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：131,161人（2015年、外務省）



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 中国政府のインフラ開発計画

## 第十三次五か年計画（2016-2020）

- インフラ関連（都市化に伴う発展）
  - ・投資額：鉄道建設 8,000 億元超、道路建設 1 兆 6,500 億元 ※1 元=約 16 円（参考）
  - ・高速鉄道網を 3 万 km まで拡大し、主要都市の 80%をつなぐ
  - ・高速道路網 3 万 km を敷設・改修する
- スマートシティの建設（環境に配慮した建築および建材利用の推奨）
- その他プロジェクトの推進（水力・原子力発電建設プロジェクトなど）

(出所) [中央人民政府ウェブサイト](#)

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としての中国：有望理由と課題（参考）

本邦企業	中期的（今後3年程度）有望事業展開国 順位（回答比率%）			有望理由（2016年度）	
	2014年度	2015年度	2016年度		
1	インド 45.9%	インド 40.4%	インド 47.6%	現地市場の今後の成長性	67.0%
2	インドネシア 45.7%	インドネシア 38.8%	中国 42.0%	現地市場の現状規模	62.4%
3	中国 43.7%	中国 38.8%	インドネシア 35.8%	組み立てメーカーへの供給拠点として	22.8%
4	タイ 35.3%	タイ 30.7%	ベトナム 32.7%	産業集積がある	18.3%
5	ベトナム 31.1%	ベトナム 27.5%	タイ 29.4%	安価な労働力	12.7%
6	メキシコ 20.2%	メキシコ 23.6%	メキシコ 25.9%	第三国輸出去拠として	12.7%
7	ブラジル 16.6%	米国 16.6%	米国 19.3%	<b>課題（2016年度）</b>	
8	米国 13.2%	フィリピン 11.5%	フィリピン 10.6%	労働コストの上昇	66.3%
9	ロシア 12.0%	ブラジル 11.1%	ミャンマー 10.1%	他社との激しい競争	55.1%
10	ミャンマー 11.0%	ミャンマー 7.9%	ブラジル 7.2%	法制の運用が不透明	50.8%
				知的財産権の保護が不十分	45.5%
				為替規制・送金規制	31.0%

(出所) [JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」](#)（第 27 回、第 28 回）

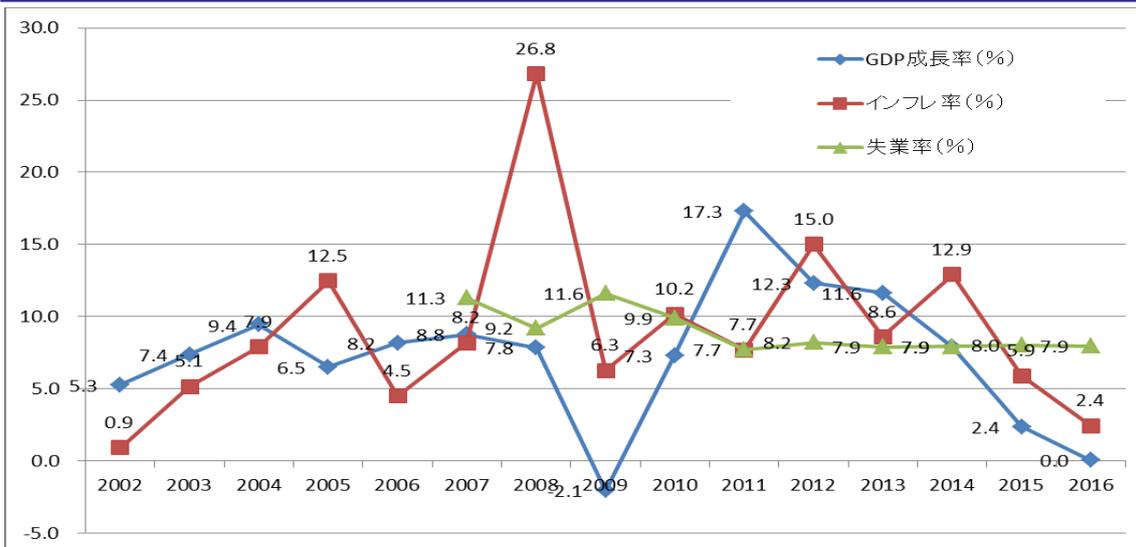
## 中国：お助け情報源

治 安	<p>外務省危険情報（中国）</p>
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国の建設企業が中国国内で受注、施工を行うには現地法人を設立する必要がある。具体的には、中華人民共和国住宅・都市農村建設部が公布する「建設業企業資格」を取得する必要あり。</li> <li>●所管機関は、<a href="#">住宅・都市農村建設部</a>（住宅許可制度）</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">国土資源部</a></li> <li>●<a href="#">政府調達ネット</a>（入札情報）</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">中国建築業協会</a></li> <li>●<a href="#">中国对外承包工程協会(CHINCA:China International Contractors Association)</a></li> </ul>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在中国日本国大使館</a> 日本企業支援窓口 TEL: (86) 10-8531-9800（内線 3026 または 3028） E-mail: keizai@pk.mofa.go.jp</li> <li>●<a href="#">JETRO 北京事務所</a> <u>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u> TEL : (86) 10-6513-7077 FAX : (86) 10-6513-7079 (中国国内事務所は北京のほか、<a href="#">広州</a>、<a href="#">上海</a>、<a href="#">成都</a>、<a href="#">大連</a>、<a href="#">青島</a>、<a href="#">武漢</a>、<a href="#">香港</a>にあり。)</li> <li>●<a href="#">JETRO 中国進出企業支援センター</a></li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315 FAX: 03-5253-1562</li> <li>●<a href="#">中国日本商会</a> TEL: (6513) 0829 6513-0839 FAX: 6513-9859 E-mail: <a href="mailto:cjcci@postbj.net">cjcci@postbj.net</a></li> <li>●<a href="#">大連日本商工会</a> TEL: 83695639/ 83706513 E-mail: <a href="mailto:shoko@jcci-dalian.org">shoko@jcci-dalian.org</a></li> <li>●<a href="#">上海日本商工クラブ</a> TEL: (021) 6275-2001 FAX (021) 6270-1579</li> </ul>
進出・進出支援事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JETRO 中小企業海外展開現地支援 中国北部地域・プラットフォーム</a>（北京／天津）</li> <li>●<a href="#">海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例</a>（中国進出 14 社）</li> <li>●<a href="#">国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」</a>（中国進出事例多数）</li> <li>●<a href="#">JETRO</a>（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索）</li> <li>●<a href="#">JBIC 本邦企業進出支援事例</a>（中国）</li> </ul>
業界調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JETRO「建設・工事に関する制度（中国）」</a>（2014 年 3 月）</li> <li>●<a href="#">建設経済研究所「香港の建設市場の現状と展望」</a>（「建設経済レポート 64 号」2015 年 4 月号、P282）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 13 年次 5 か年計画関連レポート <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">中国国务院通知「近代統合交通システム開発計画」</a>（中国語）</li> <li>・<a href="#">BTMU 経済週報臨時号「第 13 年次 5 か年計画が採択～改革と確信が鍵～」</a>（三菱東京UFJ 銀行、2016 年 4 月 8 日）</li> <li>・中国の『<a href="#">第 13 年次 5 か年計画</a>』：中国及び世界への影響（REITI、2016 年 3 月 18 日）</li> </ul> </li> <li>●ニュース：<a href="#">中国通信社</a>（日本語）、<a href="#">新華通信社</a>（日本語）、<a href="#">中国交通新聞</a></li> </ul>

## モンゴルの投資環境

人口：297万人（2015年）      首都：ウランバートル（128万人、全人口の43%）  
 面積：156万4,100平方キロメートル（日本の約4倍）      宗教：チベット仏教等  
 GDP：12,015.9百万米ドル（2014年）      一人当たりGDP：4,320米ドル（2015年）  
 公用語：モンゴル語（国家公用語）、カザフ語      ODA：無償資金対象国  
 政治体制：共和制（大統領制と議院内閣制の併用）  
 インフラ水準：7点満点中3.2（電力3.8/道路3.0/空港3.1）、安全飲料水・トイレ普及  
 （各々人口の64%、60%）      （出所） [IMF/Demographia](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀

【図表1】モンゴルのGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成      (\*失業率は2007年から2016年まで)

【図表2】モンゴルの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国政府が株式の33%以上を所有する法人が、鉱業、銀行・金融業、マスコミ・通信の分野で投資を行う場合（既存企業の33%以上の株式取得を含む）は許可が必要。</li> <li>●民間企業が鉱山、金融、マスコミ・通信分野などの戦略的業種で外国投資企業を設立する際には、他のモンゴル法人と同様に登記が必要。</li> <li>●工事受注にあたって現地法人設立の義務付けは無く、支店での受注も可能。</li> <li>●モンゴル経済の発展に寄与し、自然環境への負荷が低く、新技術を導入し雇用を創出するプロジェクトと認められれば、各種の税率を変更しない税環境安定化証明書が発行される（10-12条）。証明書の有効期間中は税率の引き上げや新税の導入が行われても従来の税率に変更はない（13条）。証明書の有効期間は、投資額、投資期間、投資する地域に応じて設定されている（16条）。</li> <li>●許可申請先は、経済開発省内、投資・ビジネス開発庁</li> </ul> <p>（出所）「<a href="#">投資法</a>」（2013年11月1日発効）（JETRO 邦訳）「<a href="#">投資法施行細則</a>」 「<a href="#">投資契約締結規則</a>」（2014年2月21日施行）</p>
税制	<p>法人所得税（表面税率(1) 30億トゥグルクまでの利益に10%、(2) 30億トゥグルクを超えた場合は25%）、個人所得税（5～32%の累進課税。）、付加価値税（標準税率10%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々20%）、二国間租税条約（モンゴルでは二重租税協定と呼ぶ）未締結、日モンゴル EPA 締結済み</p> <p>※1トゥグルク（MNT）＝約0.05円（参考）      （出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報</a>（モンゴル）</p>

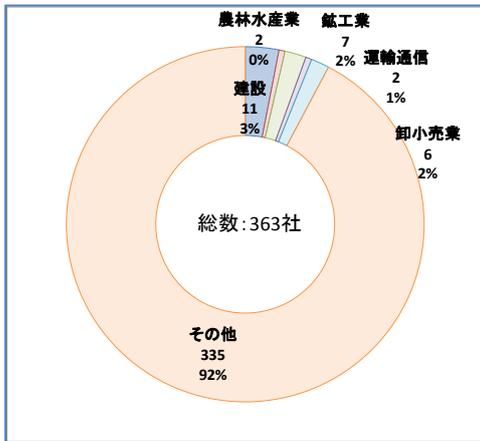
# モンゴルの投資環境

【図表 3】モンゴルの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	3 (2011 年)、6 (2012 年)、6 (2013 年)、6 (2014 年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業 (出所) <a href="#">モンゴル 証券取引所</a>	2017 年 1 月 13 日時点で、二部上場建設会社は 3 社 : Moninjbar (MIB)、 Tushig Uul (TUS)、UB BUK (BUK)、三部上場建設会社は Barilga Corporation (BRC)、Bayalag Nalaikh (BNB) など 17 社ある。
進出日系建設 企業	<a href="#">岩田地崎建設(株)</a> <a href="#">(株)鴻池組</a> <a href="#">JFE エンジニアリング(株)</a> <a href="#">大日本土木(株)</a> <a href="#">(株)NIPPO</a> (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】本邦企業進出状況

海外在留邦人 : 468 人 (2016 年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】モンゴル政府のインフラ開発計画

マスタープラン 2030 ※1MNT=0.05 円 (参考)

フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3
2014-2017	2018-2021	2022-2030
12.0 兆 MNT	13.4 兆 MNT	28.9 兆 MNT

- ・ウランバートル市からナライハマまで新高速道路敷設
- ・物流センターの建設 : ウランバートル西 (Emeelt-Argalant)、東(Nalaikh)、南西 (Bagakhangai)、南(Aerocity)
- ・新国際空港ターミナル建設 (Tolgoit)
- ・9 垂直道路、6 水平道路、4 環状道路の建設 (道路総延長 3000km)
- ・高速バスシステム・ライトレールトランジットシステム(LTR)の強化と地下鉄への発展
- ・火力発電所の建設 (1,101 kcal/h×1 基、1.7 または 99 kcal/h×29 基、400 kcal/h 熱供給用×1 基)

(出所) [Capital City Master Planning Agency](#)

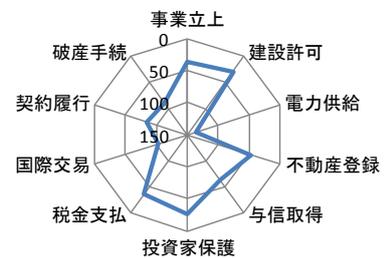
【図表 6】有望展開先国としてのモンゴル: 有望理由と課題

「ビジネスのしやすさ」 アジア 順位 (25か国)					
	2014年	2015年	2016年	DTF*	
1	シンガポール →	シンガポール →	シンガポール →	85.1%	
2	香港 →	韓国 ↑	韓国 →	84.1%	
3	韓国 →	香港 ↓	香港 →	84.2%	
4	マレーシア →	台湾 ↑	台湾 →	81.1%	
5	台湾 →	マレーシア ↓	マレーシア →	78.1%	
6	日本 ↑	日本 →	日本 →	75.5%	
7	タイ ↓	タイ →	タイ →	72.5%	
8	ブルネイ ↑	<b>モンゴル</b> ↑	<b>モンゴル</b> →	68.2%	
9	<b>モンゴル</b> ↑	ブータン ↑	ブータン →	65.4%	
10	モルディブ ↓	中国 ↑	中国 →	64.3%	

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## モンゴル

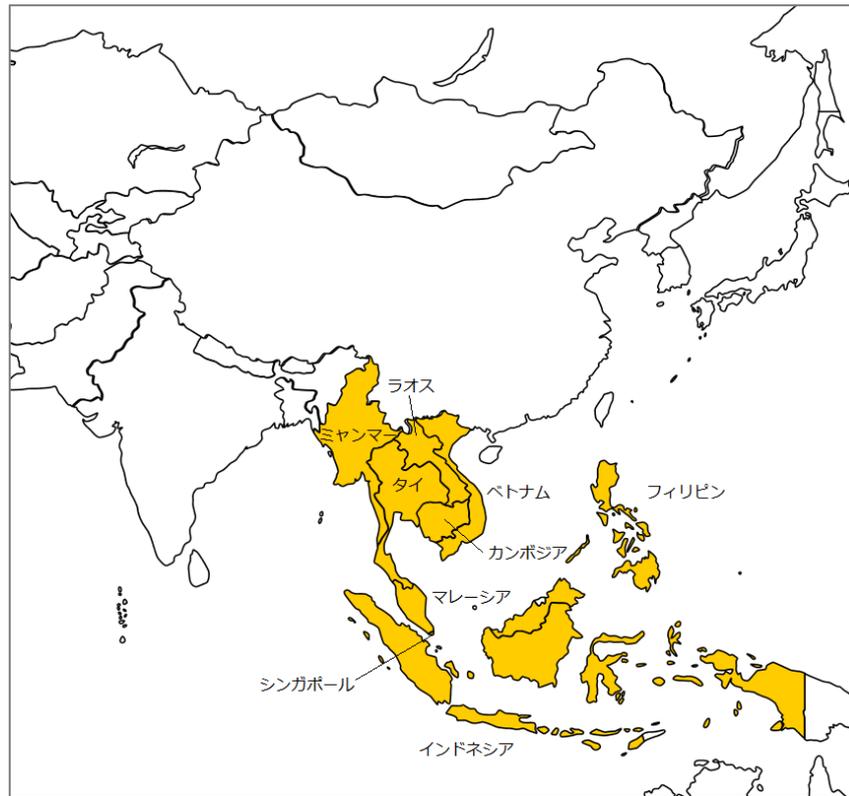


総合順位 (64位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

## モンゴル：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（モンゴル）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業許可は3年ごとに更新。建設業許可の種類は1から9まで9種類あり、設備や土木は別の許可取得となる。</li> <li>●許可申請元は、<a href="#">モンゴル建設・都市開発省(Ministry of Construction and Urban Development/ MCUD)</a></li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共調達庁（Government Procurement Agency）</li> <li>●建設・都市開発省（Ministry of Construction and Urban Development/MCUD）</li> <li>●道路・交通省（Ministry of Road and Transport）</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">モンゴル土木学会</a></li> <li>●<a href="#">日本土木学会(JSCE)モンゴル分会</a> President: Mr. Enkhtur Shoovdor Contact Person: Mr. Enkhtur Shoovdor Affiliation: Himon Construction LLC TEL: 99111704, 315266 E-mail: <a href="mailto:turuu8557@yahoo.com">turuu8557@yahoo.com</a></li> <li>●<a href="#">モンゴル建設業協会（Mongolian National Construction Association）</a></li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在モンゴル日本国大使館</a> 日本企業支援窓口 TEL:(976) 11-320-777 FAX: (976) 11-313-332 E-mail:<a href="mailto:economy.ec-section3@ul.mofa.go.jp">economy.ec-section3@ul.mofa.go.jp</a></li> <li>●<a href="#">JICA モンゴル事務所</a> TEL: 電話：(976-11) 325939 FAX：(976-11) 310845</li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315 FAX: 03-5253-1562</li> </ul>
進 出 ・ 進 出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">海外建設協会 OCAJI</a> 会員海外進出事例(モンゴル進出5社)</li> <li>●<a href="#">環境省・経産省・NEDO</a> 二国間クレジット制度（JCM）（モンゴル多数）</li> <li>●<a href="#">国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成25年度」</a> モンゴル出事例複数</li> <li>●<a href="#">JETRO</a>（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索）</li> <li>●<a href="#">JBIC</a> 本邦企業進出支援（モンゴル）</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JICA モンゴル事務所ニュースレター2015年7月号</a></li> <li>●<a href="#">JICA「モンゴル国寒冷地における建設工事の安全施工管理技術の向上プロジェクト」</a> (2013-2015) :モンゴル建設業協会への技術協力（専門家派遣）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">モンゴル企業検索サイト、モンゴル ビジネス データベース</a></li> <li>●<a href="#">JICA「国別事業一覧」、「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」、「日本のODAプロジェクト（無償）」</a>（モンゴル）</li> <li>●ニュース：<a href="#">Unuudur</a>、<a href="#">UB Post</a>、<a href="#">Montsame</a></li> </ul>



# 東南アジア

インドネシア

カンボジア

シンガポール

タイ

フィリピン

ベトナム

マレーシア

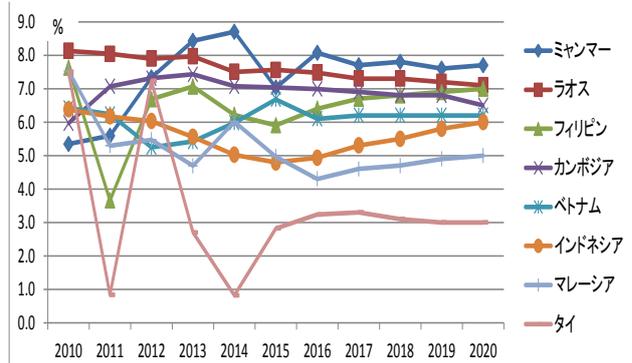
ミャンマー

ラオス

# 東南アジア地域の投資環境

ASEAN10 総人口: 約 6 億 7770 万人  
 同 総 GDP: 68.321 兆米ドル (2015)  
 FTA: アセアン経済共同体 (AEC)、  
 AFTA (ASEAN 自由貿易協定)、  
 GMS-CBTA (大メコン圏越境交通協定)  
 域内インフラプロジェクト:  
 ・大メコン圏経済プログラム (GMS)  
 ・南北、東西、南部経済回廊  
 ・ASEAN パワーグリッド構想

【図表 1】 域内諸国の今後の経済成長率見通し



(出所) 基礎情報は IMF、JETRO 国・地域情報、  
 成長率は IMF WEO 2016/10 (予測値 2016-20)

【図表 2】 域内諸国の「事業のしやすさ」ランキング

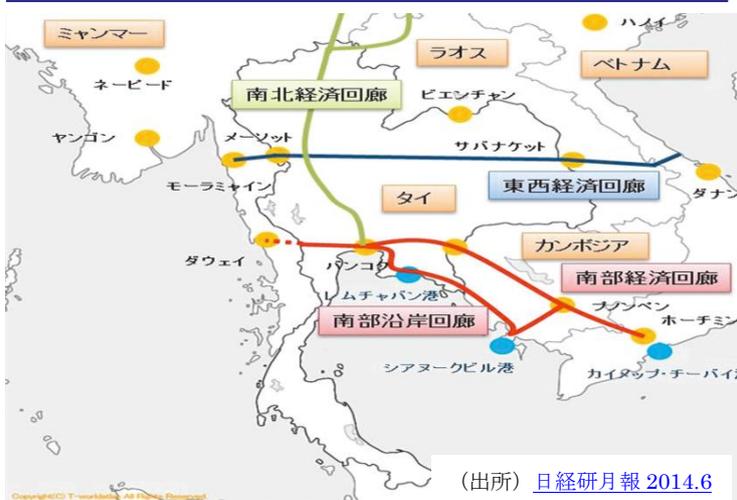
	総合順位	創業	建設許可	電力	不動産登録	資金調達	少数株主保護	納税	貿易	契約順守	清算
マレーシア	23	11	4	3	3	4	2	6	5	5	5
タイ	46	8	9	7	12	19	6	11	3	6	2
ベトナム	82	13	6	14	8	7	10	25	9	8	15
インドネシア	91	20	18	8	15	11	9	21	16	20	10
フィリピン	99	24	14	6	14	20	20	16	11	18	7
カンボジア	131	25	25	20	17	1	16	14	14	22	9
ラオス	139	22	10	24	11	15	21	22	17	11	25
ミャンマー	170	19	12	23	19	25	23	17	23	24	20

(出所) 図表 2: 世界銀行 Doing Business  
 Ranking 2016、図表 3: JETRO 投資コスト比較

【図表 3】 域内諸国の労働コスト比較

(単位:米ドル)	ジャカルタ	プノンペン	バンコク	マニラ	ホーチミン	ケララプー	ヤンゴン	ビエンチャン
製造業ワー カー月額	255	162	344	312	193	311	127	179
法定最低賃 金	223/月	140/月	8.30/日	9.42~10/日	160/月	207/月 (半島) 184/月 (他)	2.76/日	110/月
社会保険負 担率(事業主 負担率)	10.24~ 11.74%	0.8% (労働災害拠出)	5%	10.62%	22%	13% (半島) 12% (他)	60歳以下 7% 61歳以上 7.5%	6%

【図表 4】 大メコン圏(GMS)経済協カプログラム(1992-2020)

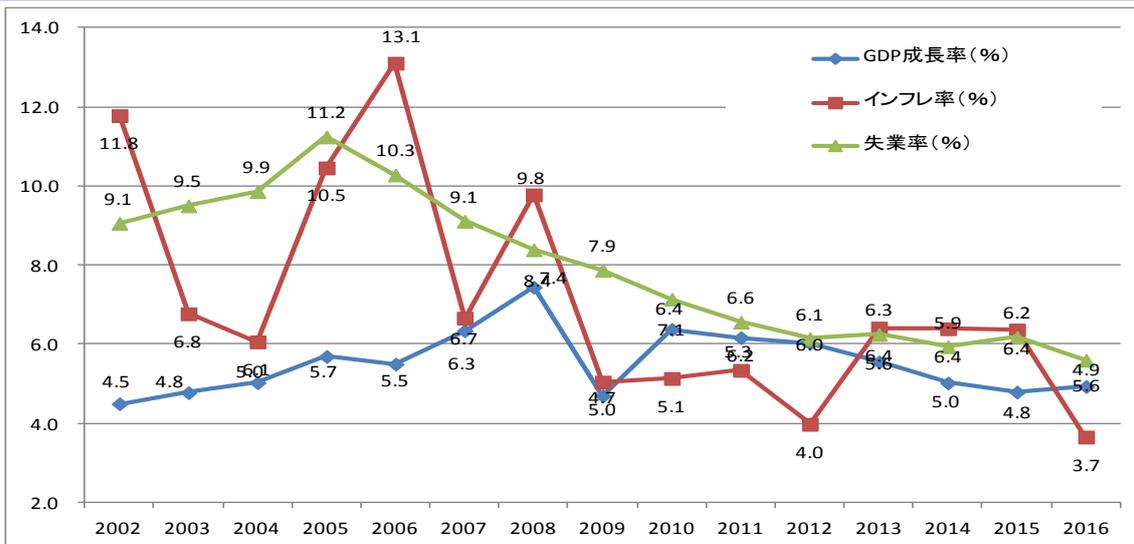


ASEAN 経済共同体の発足により、域内、特にメコン川流域諸国 (GMS) の経済統合が加速。GMS プログラムにより国境を越えたハードインフラ整備および物流・貿易・投資の簡素化・円滑化が進む。メコン地域が生産・輸出拠点、および、消費市場として伸張し、中国、インド、ASEAN 諸国市場のバリューチェーンの中核を担うようになると期待。

# インドネシアの投資環境

人口：2億5,546万人（2015年） 首都：ジャカルタ（3,132万人、全人口の12%）  
 面積：189万平方キロメートル（日本の約5倍） 宗教：イスラム教、キリスト教等  
 GDP：8,590億米ドル（2015年） 一人当たりGDP：3,400米ドル（2015年）  
 公用語：インドネシア語 ODA：有償資金対象国 政治体制：大統領制  
 インフラ水準：7点満点中4.2（電力4.2/道路3.9/空港4.5）、安全飲料水・トイレ普及（人口の87%、61%）（出所）[IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA有償/JICA無償/World Economic Forum/世銀

【図表1】インドネシアのGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



(出所) [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表2】インドネシアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●インドネシア人が担うことができない特定の役職に限り、特定の期間、外国人を雇用することができ、外国人雇用計画書（RPTKA）の策定と承認、外国人労働許可（IMTA）の取得等が義務付けられている。</li> <li>●内資の中小企業や協同組合のために留保されている或いはパートナーシップが条件付けられている事業分野に「公共事業」のうち『簡素及び中度の技術を利用した及び/或いは低/中リスク及び/或いは工事金額が500億ルピア以下の建設実施サービス』および『同 工事金額が100億ルピア未満の建設コンサルティングサービス』が含まれる。（出所）<a href="#">JETRO 国・地域情報（インドネシア）「外資に関する規制」</a></li> <li>●『高度な技術を利用した及び/或いは高リスク及び/或いは工事金額が500億ルピア超の建設サービス』及び『同工事金額が100億ルピア超の建設コンサルティングサービス』に対する投資は、外資出資比率67%まで（アセアン諸国は70%まで）を条件として開放されている。</li> <li>●エネルギー・鉱物・資源セクターは外資に開放されているものの、発電（特に1MM未満の小規模発電）や石油ガス建設サービスは、内資100%や外資出資規制の特別条件が付与されている。（出所）<a href="#">インドネシア 2016年ネガティブリスト(JETRO邦訳版)</a></li> </ul>
税制	<p>法人所得税（表面税率25%）、個人所得税（5～30%の累進課税）、付加価値税（標準税率10%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々10%、但し、出資比率25%未満は15%）、二国間租税条約締結済み、日インドネシアEPA及び日本アセアンEPA締結済み（出所）<a href="#">JETRO 国・地域情報（インドネシア）「税制」</a></p>

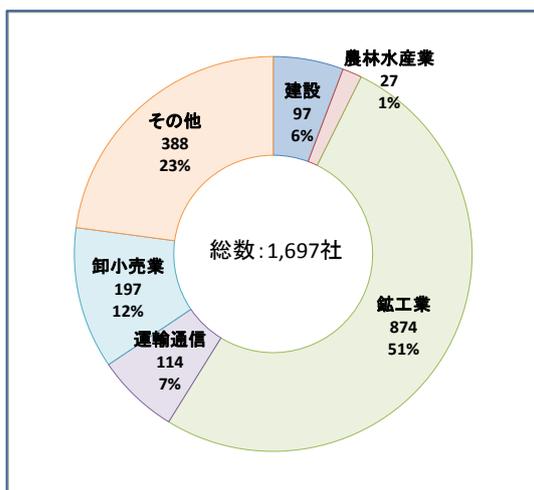
# インドネシアの投資環境

【図表 3】 インドネシアの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	812 (2011 年)、858 (2012 年)、866 (2013 年)、878 (2014 年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業	<a href="#">WIJAYA KARYA</a> <a href="#">WASKITA KARYA</a> <a href="#">PP(Pembangunan Perumahan)</a> <a href="#">ADHI KARYA TOTAL BANGUN PERSADA</a> (出所) <a href="#">インドネシア証券取引所</a>
進出日系建設 企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">(株)安藤・間</a> <a href="#">(株)大林組</a> <a href="#">鹿島建設(株)</a> <a href="#">(株)きんでん</a> <a href="#">五洋建設(株)</a> <a href="#">JFE エンジニアリング(株)</a> <a href="#">清水建設(株)</a> <a href="#">(株)銭高組</a> <a href="#">大気社(株)</a> <a href="#">大成建設(株)</a> <a href="#">(株)竹中工務店</a> <a href="#">(株)竹中土木</a> <a href="#">鉄建建設(株)</a> <a href="#">東亜建設工業(株)</a> <a href="#">東急建設(株)</a> <a href="#">東洋建設(株)</a> <a href="#">徳倉建設(株)</a> <a href="#">戸田建設(株)</a> <a href="#">日特建設(株)</a> <a href="#">(株)NIPPO</a> <a href="#">(株)ピーエス三菱</a> <a href="#">(株)日立製作所</a> <a href="#">(株)フジタ</a> <a href="#">前田建設工業(株)</a> <a href="#">三井住友建設(株)</a> <a href="#">(株)横河ブリッジホールディングス</a> <a href="#">りんかい日産建設(株)</a> <a href="#">若築建設(株)</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：18,463 (2015 年、外務省)



(出所) [外務省](#) [海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 インドネシア政府のインフラ開発計画

## インドネシア中期開発計画 (2015-2019)

●電力、港湾・海運、道路、住宅を重点としたインフラ整備は5年間で約5,519兆ルピア。うち、約2割をPPPで調達予定。

(出所) インドネシア中期開発計画 2014-2019 (現地語)

※1ルピア=0.01円 (参考)

### ●5年間に計24港の改修・近代化:

・旅客の横断輸送改善のため11港の近代化  
・貨物輸送強化のため13港の改修  
(所管: 国営港湾会社 Pelindo)

●**35GW 発電計画:** 発電容量を今後5年間で約35GW増強(電化率: 81.5%→96.6%)、内、24.6 GW IPPおよびPPPで実施予定。

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としてのインドネシア: 有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)			有望理由 (2016年度)	
	2014年度	2015年度	2016年度		
1	インド 45.9%	インド 40.4%	インド 47.6%	現地マーケットの今後の成長性	80.5%
2	<b>インドネシア</b> 45.7%	<b>インドネシア</b> 38.8%	中国 42.0%	現地マーケットの現状規模	43.3%
3	中国 43.7%	中国 38.8%	<b>インドネシア</b> 35.8%	安価な労働力	30.5%
4	タイ 35.3%	タイ 30.7%	ベトナム 32.7%	組み立てメーカーへの供給拠点として	20.1%
5	ベトナム 31.1%	ベトナム 27.5%	タイ 29.4%	産業集積がある	12.2%
6	メキシコ 20.2%	メキシコ 23.6%	メキシコ 25.9%	第三国輸出拠点として	12.2%
7	ブラジル 16.6%	米国 16.6%	米国 19.3%	<b>課題 (2016年度)</b>	
8	米国 13.2%	フィリピン 11.5%	フィリピン 10.6%	他社との激しい競争	39.5%
9	ロシア 12.0%	ブラジル 11.1%	ミャンマー 10.1%	法制の運用が不透明	36.8%
10	ミャンマー 11.0%	ミャンマー 7.9%	ブラジル 7.2%	労働コストの上昇	34.9%
				治安・社会情勢が不安	31.6%
				インフラが未整備	28.3%

(出所) [JBIC](#)「我が国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」

## インドネシア：お助け情報源

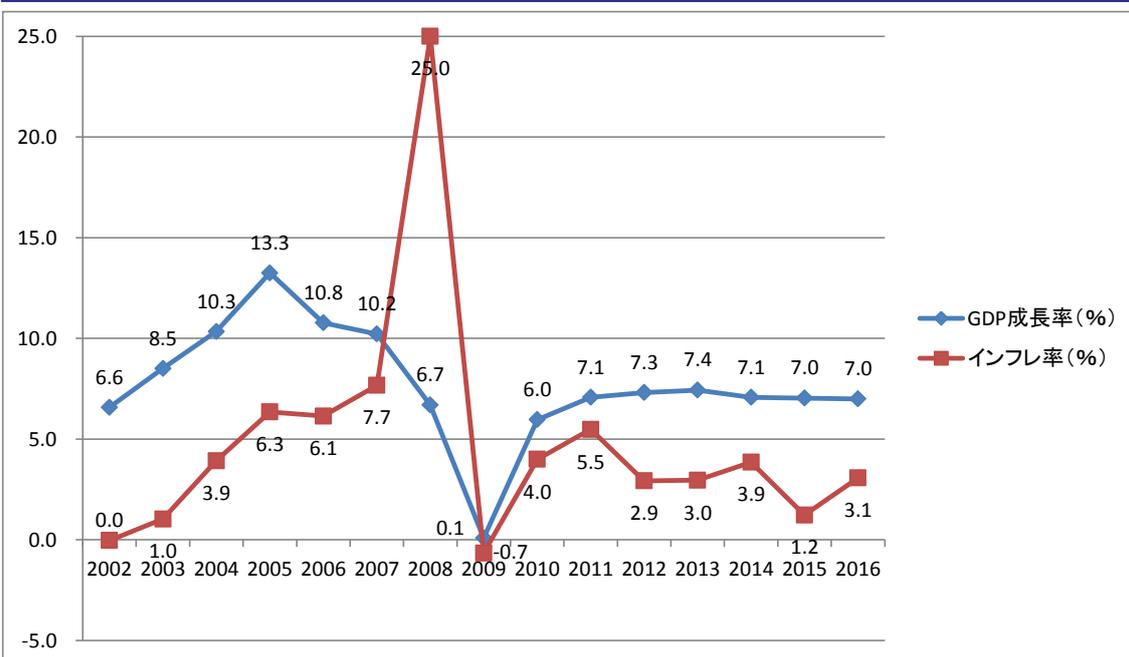
治 安	外務省危険情報（インドネシア）
許 認 可	建設許可（IMB）：県・市の公共事業担当局に申請。IMB は、県知事/市長（ジャカルタの場合は特別州知事）により各地域が定めた地域配置詳細計画（RDTRK）、建物・環境配置計画（RTBL）あるいは地域技術計画（RTRK）に基づき発行される（2010年4月30日付内務大臣規定2010年第32号）。建築物及び非建築物の新築、改修、保存のための修復の際に必要とされるのに加え、電気、水道、下水道、電話等の公共サービスを受けるための条件にもなる。（出所）JETRO「インドネシア：外国企業の会社設立手続き・必要書類」
公共発注者	公共事業の主発注者（省庁）： ●インドネシア公共事業省（Ministry of Public Works）
団 体	●インドネシア建設業者協会（AKI/Indonesian Contractors Association） AKI ホームページ
本邦企業支 援 機 関	●インドネシア日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (62-21) 3192-4308 FAX: (62-21) 315-7152 E-mail: support-japan100@dj.mofa.go.jp ●スラバヤ日本国総領事館 日本企業支援窓口 TEL: (62-31) 503-0008 E-mail: business-support@sb.mofa.go.jp ●JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム（ジャカルタ・スラバヤ） 問い合わせは：最寄りのジェトロ国内事務所、または、ジェトロ ビジネス展開支援課プラットフォーム担当（E-mail: platform-bda@jetro.go.jp TEL: 03-3582-5017） ●バンクネガラインドネシア（インドネシア大手銀行、通称 BNI）と日本の地域金融機関33行を通じた中堅・中小企業の現地進出支援あり。（ <a href="#">BNI 銀行東京支店</a> あり） ●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315 ●ジャパングジャカルタクラブ TEL: +62 (21)315-0418
進出・進出 支 援 事 例	●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例（インドネシア 29 社） ●経産省「中小企業の海外事業再編事例集」（インドネシア 2 事例） ●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（インドネシア進出事例） ●JETRO（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索） ●JBIC 本邦企業インフラ投資支援事例（インドネシア） ●JBIC 中堅中小企業進出支援事例（インドネシア）
業 界 調 査	「建設・工事に関する制度(インドネシア)」(JETRO 2014 年度海外制度調査) 「インドネシア建設市場の現状と展望」(建設経済研究所「建設経済レポート 62 号」2014.4) ●OCAJI 「インドネシア進出の手引き」(平成 24 年 3 月)
そ の 他	●第 3 次中期開発計画 RPJMN (2015-2019) ジェトロセンサー2015年9月号 ●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「ODA プロジェクト（無償資金協力）」 ●ニュース：Jakarta Post、Indonesia-investments

## カンボジアの投資環境

人口：1,554 万人（2015 年） 首都：プノンペン（186 万人、全人口の 12%）  
 面積：18.1 万平方キロメートル（日本の約 2 分の 1 弱） 宗教：仏教  
 GDP：177.9 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：1,144 米ドル（2015 年）  
 公用語：カンボジア語 ODA：無償・有償資金対象国  
 政治体制：立憲君主制 インフラ水準：7 点満点中 3.2（電力 3.3/ 道路 3.4）、  
 安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 76%、42%）

（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum

【図表 1】 カンボジアの GDP 成長率、消費者物価上昇率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 カンボジアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設分野で外国投資に関する規制はない。外国法人は土地所有を除き内国法人と差別なく取り扱われている。</li> <li>●商業省に会社登録を行い、関連する業務上の許可を取得すれば自由に投資活動を実施することができる。</li> <li>●プロジェクト毎に「適格投資プロジェクト（Qualified Investment Project：QIP）」を所管機関から取得すれば、自動的に投資優遇措置を受けられる。（所管省庁）カンボジア開発評議会（CDC）または州・特別市投資小委員会（PMIS）</li> <li>●QIPは、当該資格や専門性がカンボジア国内で得られない場合には、管理者、技術者、熟練作業員として外国人を雇用するためのビザや労働許可を認めている。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">ASEAN-JAPAN CENTRE「カンボジアの投資ガイド」</a>、<a href="#">カンボジア投資委員会(CIB)</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 20%）、個人所得税（0～20%の 5 段階累進課税、非居住者は一律 20%）、付加価値税（標準税率 10%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 14%）、二国間租税条約は未締結。 <a href="#">日本カンボジア投資協定</a>及び日本アセアン EPA(AJCEP)締結済み。 （出所） <a href="#">JETRO 通商広報 2015 年 7 月 29 日付</a> 同 2015 年 7 月 31 日付</p>

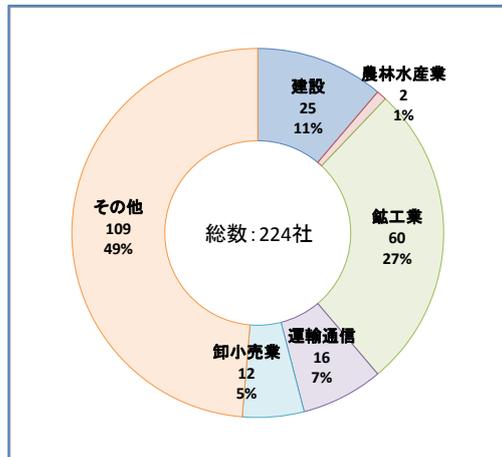
# カンボジアの投資環境

【図表 3】カンボジアの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	7 (2011年)、9 (2012年)、11 (2013年)、14 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業  カンボジア証券取 引所(CSX)	上場建設会社はない。カンボジア建設協会(CCA)の幹部企業は以下を含む。 <a href="#">Overseas Cambodian Investment Company (OCIC)</a> 、 <a href="#">Ly Chhuong Construction</a> 、 <a href="#">Muhibbah Engineering Company</a> 、 <a href="#">Mong Reththy Group (MRG)</a> 、 <a href="#">Seng Enterprises Co.Ltd.</a>
進出日系建設 企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	(株)浅沼組 (株)安藤・間 (株)クボタ工建 (株)鴻池組 佐藤工業(株) (株)大気社 大成建設(株) 大豊建設(株) 東洋建設(株) 飛鳥建設(株) 前 田建設工業(株) 三井住友建設(株)

【図表 4】本邦企業進出状況

海外在留邦人：2,492人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】カンボジア政府のインフラ開発計画

## カンボジア国家戦略開発計画 (NSDP)2014-2018

●投資総額 109 兆リエル/268 億米ドル。内、70%強を民間調達 ※1 リエル=0.03 円 (参考)

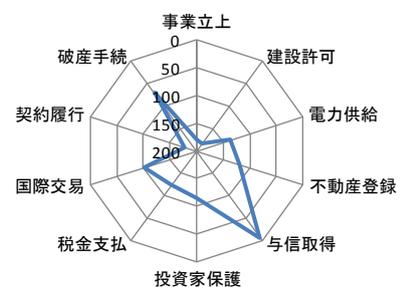
●政府投資予算 (31 兆リエル/ 76 億米ドル)のうち、インフラ整備投資予算は 6.5 兆リエル。内訳は以下の通り：

- 1) 57%：交通、都市インフラの開発 (舗装道路を 5 年間に 3,500 Km 以上延長、バス・鉄道網整備含む) (PPP により整備)
- 2) 19%：水資源と灌漑システムの管理
- 3) 19%：電力開発
- 4) 5%：情報通信技術開発

【図表 6】本邦製造業の有望展開先国としてのカンボジア：有望理由と課題 (参考)

順位	2014年度		2015年度		2016年度	
	国	割合 (%)	国	割合 (%)	国	割合 (%)
11	フィリピン	10.0%	マレーシア	6.2%	マレーシア	6.8%
12	マレーシア	9.2%	ロシア	5.5%	シンガポール	4.8%
13	トルコ	5.2%	シンガポール	4.6%	台湾	4.6%
14	シンガポール	5.0%	トルコ	3.9%	ドイツ	4.1%
15	カンボジア	4.0%	韓国	3.9%	ロシア	3.5%
16	韓国	4.0%	台湾	3.7%	韓国	3.1%
17	台湾	3.8%	カンボジア	3.2%	トルコ	2.5%
18	ドイツ	1.8%	ドイツ	3.2%	カンボジア	2.5%
19	フランス	1.4%	サウジアラビア	1.6%	オーストラリア	2.3%
20	サウジアラビア	1.4%	バングラデシュ	1.4%	イラン	1.7%
20	南アフリカ	1.4%	ラオス	1.4%		

## カンボジア



総合順位 (131位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

(出所) [JBIC](#)「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」、世界銀行 [Doing Business Ranking 2016](#)

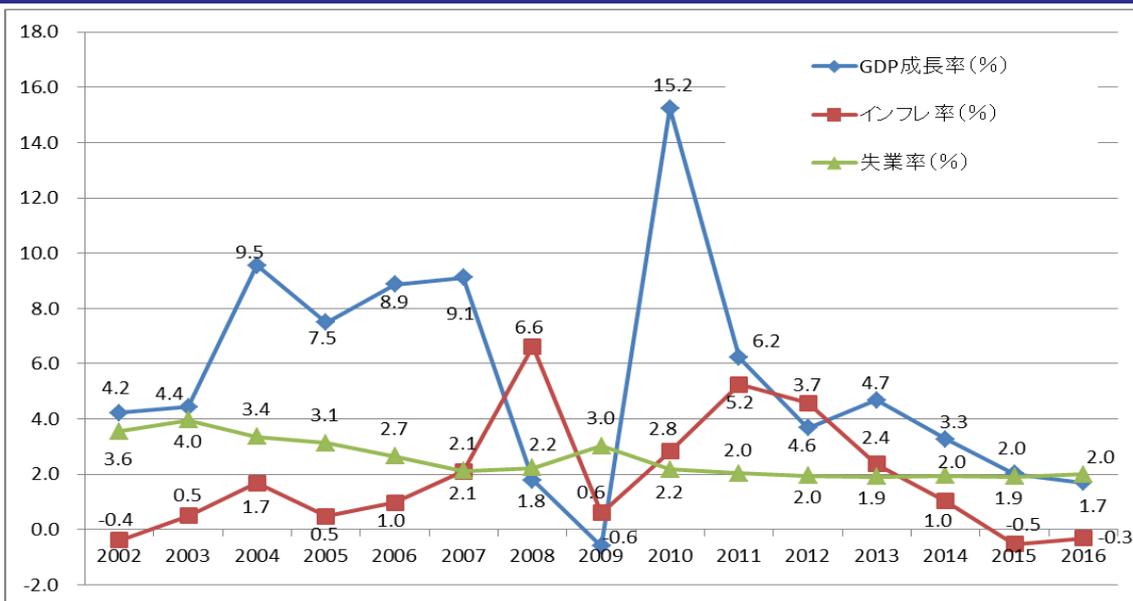
## カンボジア：お助け情報源

治 安	外務省海外危険情報（カンボジア）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カンボジア人、外国人、法人が建設関連事業を運営するためには、まず商業省で商業登記証を得るために登記する。加えて、「国土整備・都市化・建設省」省令の定めるところにより、「建設事業運営許可証」を得るために同省に事業運営を登録しなければならない。</li> <li>●参考：JETRO「カンボジア王国 公的サービスに関する情報大要(仮役)」（P87）</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共事業・運輸省（Ministry of Public Works and Transport）</li> <li>●Electricity Authority of Cambodia (EAC)</li> <li>●プノンペン水道公社（PPWSA）</li> <li>●プノンペン自治港（PPAP）</li> <li>●カンボジアテレコム、</li> </ul>
団 体	●Cambodia Constructors Association(CCA)
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在カンボジア日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (855-23) 217161 FAX: (855-23) 214330 E-mail: eco.jpn@pp.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム（プノンペン）</li> <li>その他、問い合わせは：最寄りのジェトロ国内事務所、または、ジェトロ ビジネス展開支援課プラットフォーム担当（E-mail: platform-bda@jetro.go.jp TEL: 03-3582-5017）</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> <li>●カンボジア日本人商工会 TEL: (855)-12-725-503</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設業界 会員海外進出事例（カンボジア進出 12 社）</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（カンボジア進出事例複数）</li> <li>●JETRO（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索）</li> <li>●JBIC 本邦企業進出支援事例（カンボジア）</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO「カンボジアにおけるサービス産業基礎調査」第 6 章：建設サービス業</li> <li>●OCAJI「カンボジア進出の手引き」（平成 27 年 4 月）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設関連会社（CCA 会員）一覧</li> <li>●JICA/ODA 国別開発協力方針・事業展開計画（カンボジア）</li> <li>●JICA「日本の ODA プロジェクト」（無償資金協力）（カンボジア）</li> <li>●JETRO「カンボジア会社設立マニュアル」（2015 年 3 月）</li> <li>●ニュース：Phnompenh Post、Cambodian Times</li> <li>●カンボジア日本人商工会会員企業一覧</li> </ul>

# シンガポールの投資環境

人口：554 万人（2015 年） 首都：シンガポール（全人口の 100%）  
 面積：約 719 平方キロメートル（東京 23 区と同等） 宗教：仏教、イスラム教等  
 GDP：2,927 億米ドル(2015 年) 一人当たり GDP：52,900 米ドル（2015 年）  
 公用語：英語、中国語等 ODA：非対象国  
 インフラ水準：7 点満点中 6.5（電力 6.8/道路 6.3/空港 6.9）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 100%）（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀

【図表 1】 シンガポールの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



(出所) [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 シンガポールの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働力に占める外国人の割合は全体の 3 分の 1 を超えないようにすべきという基本政策に基づき、2011 年より外国人労働者の抑制を狙いとする外国人雇用のルール厳格化が進められている。就業規制の管理当局は人材省（MOM）。外国人労働者（外国人家事労働者を含む）の人数を管理するために外国人雇用税が導入されているが、建設業に関しては、高技能労働者を対象に 2015 年 7 月から雇用税が引き下げられることとなった。</li> <li>●内外資を問わず、事前に一定のライセンスを取得することが必要な事業として、建設業における国家資格を有する専門家サービスの提供（License to Supply Professional Engineering Services by a Corporation）がある。監督官庁は専門技術者局（Professional Engineers Board : PEB）</li> <li>●シンガポールでは国家の安全にかかわる特定の部門を除き、外国資本による全額出資が原則認められている。外国資本による資本金に関するその他の規制はない。シンガポールで設立された企業の最低授権資本に関する法定要件もない。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（シンガポール）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 17%）、個人所得税（2～20%の累進課税。）、付加価値税（標準税率 7%）、日本への利子送金課税（最高税率 10%）、配当送金課税 0%、二国間租税条約締結済み、日シンガポール EPA(JSEPA)及び日本アセアン EPA(AJCEP)締結済み（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（シンガポール）「税制」</a></p>

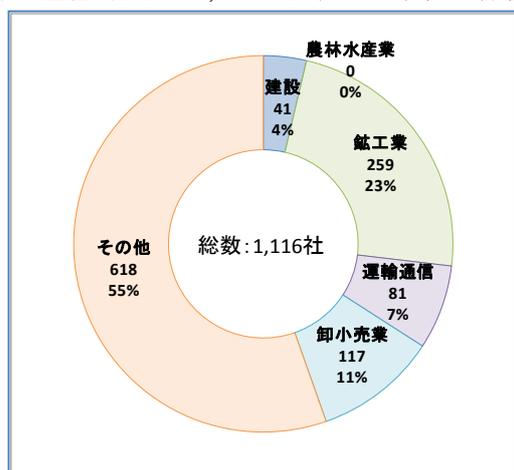
# シンガポールの投資環境

【図表 3】 シンガポールの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	118 (2011 年)、132 (2012 年)、141 (2013 年)、150 (2014 年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業	<a href="#">United Engineers Ltd</a> <a href="#">Low Keng Huat (Singapore) Ltd</a> <a href="#">Lian Beng Group Ltd</a> <a href="#">Chip Eng Seng Corporation Ltd</a> <a href="#">KSH Holdings Ltd</a> (出所) <a href="#">シンガポール証券取引所</a>
進出日系建設 企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">(株)安藤・間</a> <a href="#">(株)大林組</a> <a href="#">(株)奥村組</a> <a href="#">鹿島建設(株)</a> <a href="#">(株)きんでん</a> <a href="#">五洋建設(株)</a> <a href="#">佐藤工業(株)</a> <a href="#">JFE エンジニアリング(株)</a> <a href="#">清水建設(株)</a> <a href="#">大気社(株)</a> <a href="#">大成建設(株)</a> <a href="#">高砂熱学工業(株)</a> <a href="#">(株)竹中工務店</a> <a href="#">TSUCHIYA(株)</a> <a href="#">東亜建設工業(株)</a> <a href="#">東急建設(株)</a> <a href="#">戸田建設(株)</a> <a href="#">西松建設(株)</a> <a href="#">(株)日立製作所</a> <a href="#">日立造船(株)</a> <a href="#">(株)フジタ</a> <a href="#">三井住友建設(株)</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：36,963 人 (2015 年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 シンガポール政府のインフラ開発計画

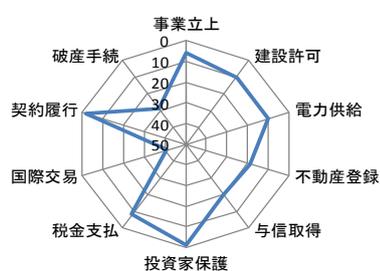
分野	国土利用計画マスタープラン 2014 主要プロジェクト (抜粋)
住宅	Bidadari, Tampines North, Tengah の新規開発、Punggol, Dawson, Bedok の拡張強化
交通	「 <a href="#">陸交通マスタープラン 2013</a> 」 ・鉄道総延長倍増 (2030 年までに 360km) ・バス交通ハブの開発 (Bedok, Bukit Panjang, Hougang Central, Joo Koon, Jurong East, Marina South, Yishun, Bidadari, Punggol, Woodlands North, Tampines)
経済	・北部新経済回廊の開発 (Woodlands Regional Centre—Seletar Regional Centre—Sembawang Shipyard—Punggol Creative Cluster) ・産業/ビジネスクラスター開発・強化

(出所) [都市再開発庁 \(URA\)](#)

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としてのシンガポール: 有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)					
	2014年度		2015年度		2016年度	
11	フィリピン	10.0%	マレーシア	6.2%	マレーシア	6.8%
12	マレーシア	9.2%	ロシア	5.5%	シンガポール	4.8%
13	トルコ	5.2%	シンガポール	4.6%	台湾	4.6%
14	シンガポール	5.0%	トルコ	3.9%	ドイツ	4.1%
15	カンボジア	4.0%	韓国	3.9%	ロシア	3.5%
16	韓国	4.0%	台湾	3.7%	韓国	3.1%
17	台湾	3.8%	カンボジア	3.2%	トルコ	2.5%
18	ドイツ	1.8%	ドイツ	3.2%	カンボジア	2.5%
19	フランス	1.4%	サウジアラビア	1.6%	オーストラリア	2.3%
20	サウジアラビア	1.4%	バングラデシュ	1.4%	イラン	1.7%
20	南アフリカ	1.4%	ラオス	1.4%		

## シンガポール



総合順位 (2位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

(出所) [JBIC](#)「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」、世界銀行 [Doing Business Ranking 2016](#)

## シンガポール：お助け情報源

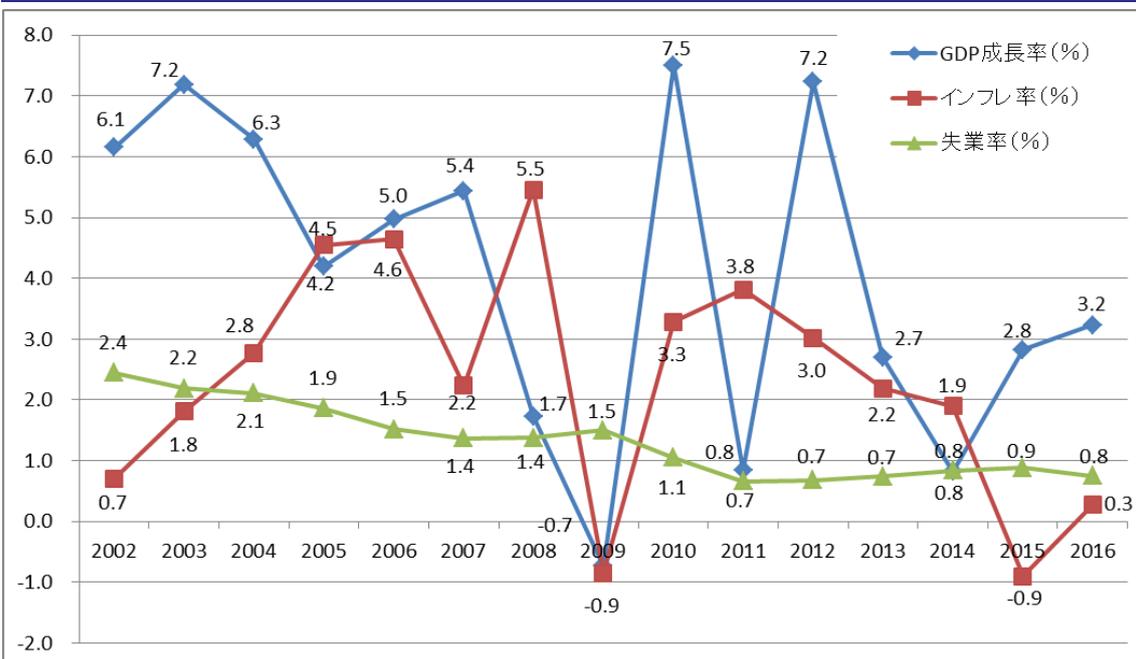
治 安	外務省危険情報 (シンガポール)
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業許認可：</li> </ul> <p>2009年6月16日以降、建築管理法 (Building Control Act) に定める建築工事を請負う業者は、建設業免許の資格が必要。サブコントラクターについては特定6業種 (杭打ち、地盤補強・安定化工事、サイト調査、構造用鉄骨工事、コンクリートのプレキャスト工法やポストテンション工法) を除いて資格は不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●所管省庁は<b>建築建設庁(BCA/Building and Construction Authority)</b></li> </ul>
公共発注者	<p>公共事業の主発注者 (省庁)：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>陸上交通庁 (LTA/Land Transport Authority)</b> 軌道・交通に係る公共インフラの計画、発注、整備及び公共交通(バス、タクシー等) の営業許認可制度、車両登録等。</li> <li>●<b>公益事業庁 (PUB/Public Utilities Board)</b> シンガポール国内の給水、排水(汚水雑排水、雨水) にかかる公共インフラの計画、設計、発注、整備</li> <li>●<b>ジュロン・タウン・コーポレーション (JTC)</b> 埋立工事、工業団地等にかかる公共の計画、設計、発注、整備</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>The Singapore Contractors Association Ltd. (SCAL)</b></li> <li>●<b>Association of Consulting Engineers Singapore(ACES)</b></li> <li>●<b>Real Estate Developers' Association of Singapore (REDAS)</b></li> </ul> <p>その他多数の業界団体が存在する。</p>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>在シンガポール日本国大使館</b> 日本企業支援窓口 TEL: (65) 62358855 FAX: (65) 67331039 E-mail: nihonkigyoushien@sn.mofa.go.jp</li> <li>●<b>JETRO シンガポール事務所</b> <u>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u> TEL : (65) 6221-8174 FAX : (65) 6224-1169</li> <li>●<b>国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</b> TEL: 03-5253-8315</li> <li>●<b>シンガポール日本商工会議所 (JCCI)</b></li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>海外建設協会 OCAJI</b> 会員海外進出事例 (シンガポール進出 17 社)</li> <li>●<b>国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」</b> (進出事例多数)</li> <li>●<b>経産省「中小企業の海外事業再編事例集」</b> (シンガポール事例 1 件)</li> <li>●<b>JETRO</b> (海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索)</li> <li>●<b>JBIC</b> 中堅中小企業進出支援事例 (シンガポール)</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>RICE「建設経済レポート 64 号」(2015/4) P320「4.2.3 シンガポール」、RICE Monthly No. 322 (2015/12)「インフラ・都市開発分野におけるシンガポールとの戦略的な連携に向けて」</b></li> <li>●<b>International Construction Market Survey 2016, P58 (Turner &amp; Townsend)</b></li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>SCAL 会員企業一覧、JCCI JCCO 役員 (本邦企業) リスト</b></li> <li>●<b>ニュース： The Business Times、 Asia Today、 Asian Correspondent</b></li> </ul>

## タイの投資環境

人口：6,884 万人（2015 年） 面積：513,115 平方キロメートル（日本の約 1.4 倍）  
 首都：バンコク（1,531.5 万人、全人口の 22%） 宗教：仏教（上座部仏教）  
 GDP：3,953 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：5,742 米ドル（2015 年）  
 公用語：タイ語 ODA: 有償資金対象国  
 政治体制：立憲君主制 インフラ水準：7 点満点中 4.4（電力 5.1/道路 4.2/空港 5.0）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 98%、93%）

（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀

【図表 1】 タイの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 タイの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●タイでは国内産業の保護の観点から、外国人事業法(Foreign Business Act B.E.2542(1999 年改正、2000 年 3 月施行)第 8 条により建設業は規制対象業種とし、外国企業（外国資本 50%以上）の参入を規制している。</li> <li>●外国人に対して競争力が不十分な業種(同法 List Three)には、建築設計サービス、エンジニアリングサービス、建設業が含まれる。ただし、外国人事業委員会の承認により局長が許可した場合は可能。また、外国人投資が 5 億バーツ以上で特殊な技能を要する建設（インフラ、通信等）、その他省令で規定された建設業を除く。</li> <li>●同法 2007 年法案が可決されると外国企業の定義が「議決権 50%以上保有」に変更されるので要注意。 （出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（タイ）「外資に関する規制」</a></li> </ul>
税制	法人所得税（表面税率 20%）、個人所得税（5～35%の累進課税）、付加価値税（標準税率 7%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 15%、10%）、二国間租税条約締結済み、日タイ EPA 及び日本アセアン EPA 締結済み （出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（タイ）「税制」</a>

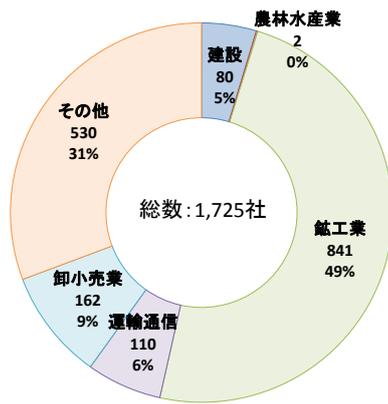
# タイの投資環境

【図表 3】 タイの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	101(2011年)、109(2012年)、113(2013年)、103(2014年) (出所) 国連統計局「建設」
主な国内建設企業 (出所) タイ証券取引所	<a href="#">Italian-Thai Development Public Co. Ltd.</a> 、 <a href="#">Ch Karnchang Public Company Ltd.</a> 、 <a href="#">Syntec Construction Public Co. Ltd.</a> 、 <a href="#">Nawarat Patanakarn Public Co. Ltd.</a>
主な外国建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	(株)安藤・間 (株)大林組 鹿島建設(株) (株)きんでん (株)鴻池組 五洋建設(株) 佐藤工業(株) 清水建設(株) (株)大気社 大成建設(株) 大日本土木(株) 大豊建設(株) 高砂熱学工業(株) (株)竹中工務店 鉄建建設(株) 東亜建設工業(株) 東急建設(株) 徳倉建設(株) 戸田建設(株) 西松建設(株) (株)NIPPO (株)日立製作所 日立造船(株) 前田建設工業(株) 三井住友建設(株)

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：67,424人(2015年、外務省)



(出所) 外務省 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 タイ政府のインフラ開発計画

## インフラ開発マスタープラン 2015-2022

### 【強化項目】

- ①都市間の鉄道ネットワークの発展
- ②近隣諸国との高速道路ネットワークの発展
- ③首都圏における公共交通機関の発展
- ④空港能力の拡大

【総予算】 ※1 パーツ=約3円(参考)

3.38兆パーツ(内、2016年1.8兆パーツ)

### 【予算内訳】

鉄道(66%)、公共交通機関(22%)、道路(9%)、空港(3%)

### 【資金内訳】

国営会社(73%)、政府予算(14%)、融資(7%)、政府歳入(6%)

(出所) Enhancing Infrastructure Development for

Thailand's Future Growth (2015/12/17)/NESDB

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としてのタイ: 有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的(今後3年程度) 有望事業展開国 順位(回答比率%)				有望理由(2016年度)	
	2014年度	2015年度	2016年度	2014年度	2015年度	2016年度
1	インド 45.9%	インド 40.4%	インド 47.6%	現地マーケットの今後の成長性		56.5%
2	インドネシア 45.7%	インドネシア 38.8%	中国 42.0%	現地マーケットの現状規模		37.7%
3	中国 43.7%	中国 38.8%	インドネシア 35.8%	第三国輸出拠点として		27.5%
4	<b>タイ 35.3%</b>	<b>タイ 30.7%</b>	ベトナム 32.7%	安価な労働力		26.1%
5	ベトナム 31.1%	ベトナム 27.5%	<b>タイ 29.4%</b>	組み立てメーカーへの供給拠点として		23.9%
6	メキシコ 20.2%	メキシコ 23.6%	メキシコ 25.9%	産業集積がある		23.9%
7	ブラジル 16.6%	米国 16.6%	米国 19.3%	<b>課題(2016年度)</b>		
8	米国 13.2%	フィリピン 11.5%	フィリピン 10.6%	労働コストの上昇		46.3%
9	ロシア 12.0%	ブラジル 11.1%	ミャンマー 10.1%	他社との激しい競争		43.8%
10	ミャンマー 11.0%	ミャンマー 7.9%	ブラジル 7.2%	技術系人材の確保が困難		28.1%
				管理職クラスの人材確保が困難		28.1%
				治安・社会情勢が不安		24.0%

(出所) JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(第27回、第28回)

## タイ：お助け情報源

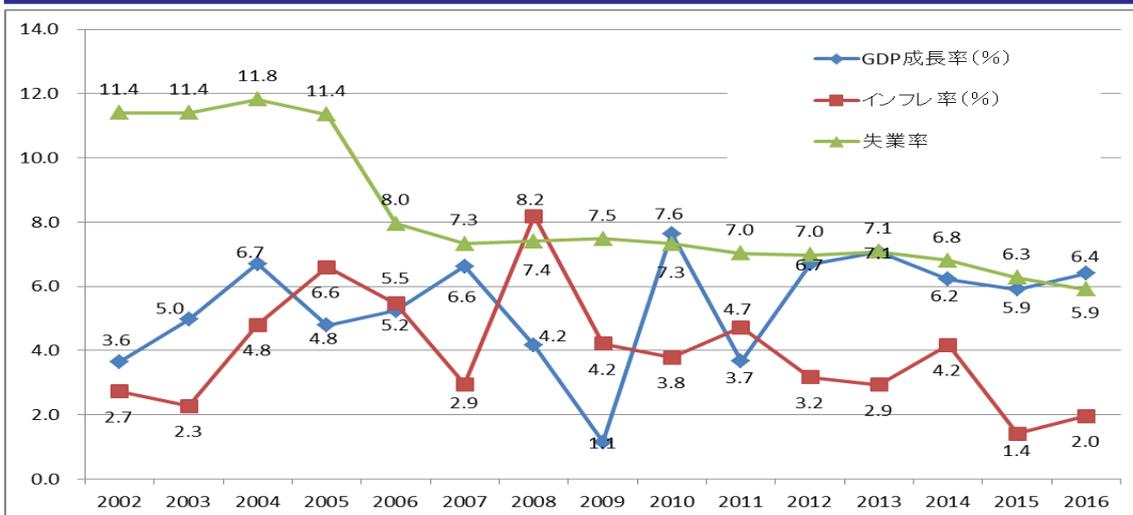
治 安	外務省危険情報（タイ）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人事業法（Foreign Business Act B.E.2542/1999）第 8 条により建設業は規制対象業種とされており、外国企業の参入が規制されている。</li> <li>●国内法人であれば、通常の政府調達工事を受注できるものの、2007 年改訂法が発効されると、外国企業の定義が、「株式 50%以上保有」から「議決権 50%以上保有」となり、これまでタイ資本とみなされていた企業が外国企業に再定義される可能性がある。表 1～3 業種で外国企業と再定義された企業は、<a href="#">商務省</a>に申請し、認可を受ける必要がある。その上で、List One/Two の業種は、同法案が法律化されて発効されてから 2 年間は営業可能。List Three の業種は、認可が得られれば、その後も営業可能。</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">タイ運輸省（Ministry of Transport）</a></li> <li>● <a href="#">タイ電力公社（Electric Generating Authority of Thailand/EGAT）</a></li> <li>● <a href="#">バンコク都庁（Bangkok Metropolitan Administration）</a></li> <li>● <a href="#">タイ高速度交通公社（Mass Rapid Transit Authority of Thailand/MRTA）</a></li> <li>● <a href="#">タイ空港公社（Aiports of Thailand Public Co. Ltd./AOT）</a></li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">王立支援機関傘下のシャム建築家協会（Association of Siamese Architects Under Royal Patronage/ASA）</a></li> <li>● <a href="#">タイ建設業協会（Thai Contractors Association/TCA）</a></li> <li>● <a href="#">タイエンジニアリング協会（Engineering Institute of Thailand/ EIT）</a></li> </ul>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">在タイ日本国大使館</a> 日本企業支援窓口 TEL: (66-2) 696-3000 FAX: (66-2) 207-8517 E-mail: business-support@bg.mofa.go.jp</li> <li>● <a href="#">JETRO 中小企業ビジネス・サポートセンター タイ</a>（ジェトロ・バンコク事務所内） TEL : 66-2-651-8680/66-2-254-5914～5 FAX : 66-2-651-8684</li> <li>● <a href="#">JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム</a>（バンコク） 問い合わせは：<a href="#">最寄りのジェトロ国内事務所</a>、または、<a href="#">ジェトロ ビジネス展開支援課プラットフォーム担当</a>（E-mail: platform-bda@jetro.go.jp TEL: 03-3582-5017）</li> <li>● <a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> <li>● <a href="#">バンコク日本人商工会議所</a> TEL: 02-250-0700 FAX: 02-250-0705</li> </ul>
進 出 ・ 進 出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">海外建設協会 OCAJI</a> 会員海外進出事例(タイ進出 25 社)</li> <li>● <a href="#">国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」</a> (タイ進出事例多数)</li> <li>● <a href="#">JETRO</a> (海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索)</li> <li>● <a href="#">JBIC</a> 本邦起業インフラ投資・中堅中小企業進出支援事例 (タイ)</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">「建設工事に関する制度 (タイ)」</a> (ジェトロ、2014 年 2 月)</li> <li>● <a href="#">「現地技術者・技能労働者の育成を通じた事業展開」</a> RICE「建設経済レポート№65」2015</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">タイ建設企業一覧 (Thailand Construciton News)</a></li> <li>● ニュース：<a href="#">Bangkok Post</a></li> </ul>

# フィリピンの投資環境

人口：1億215万人（2015年） 首都：マニラ（2,293万人、全人口の22%）  
 面積：299,404平方キロメートル（日本の約8割） 宗教：キリスト教（カトリック）  
 GDP：2,925億米ドル（2015年） 一人当たりGDP：2,863米ドル（2015年）  
 公用語：フィリピン語及び英語 ODA：有償資金対象国  
 政治体制：立憲共和制 インフラ水準：7点満点中3.4（電力4.0/道路3.1）、  
 安全飲料水・トイレ普及（各々人口の92%、74%）

（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA有償/JICA無償/World Economic Forum

【図表1】 フィリピンのGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表2】 フィリピンの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本の参入や外国人の就業が認められない分野（リストA）                  専門職：エンジニア（土木、電気、電気通信、測量、機械）、建築士、環境設計、地質調査、内装設計、景観設計、配管業</li> <li>●外国資本が25%以下に制限されている分野：（リストA）                  国内で資金供与される公共事業の建設、修理契約。ただし、以下を除く。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOT法（共和国法第7718号）に基づくインフラ開発プロジェクト</li> <li>・ 外国の資金供与・援助を受け、国際競争入札を条件とするプロジェクト</li> </ul> </li> <li>●外国資本が40%以下に制限されている分野：（リストA&amp;B）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益事業免許を必要とするBOTプロジェクトの提案、施設運営</li> <li>・ 払込資本金額20万米ドル未満の国内市場向け企業</li> </ul> </li> </ul> <p>（注）一般建設業許可発給の条件が外資40%以下とされているので、建設業は事実上40%以下でないと参入できない。</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（フィリピン）「外資に関する規制」</a> <a href="#">同フィリピン規制業種一覧(第10次ネガティブリスト)</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率30%）、個人所得税（5～32%の累進課税）、付加価値税（標準税率12%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々10%、15%）、二国間租税条約締結済み、日フィリピンEPA及び日本アセアンEPA締結済み</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（タイ）「税制」</a></p>

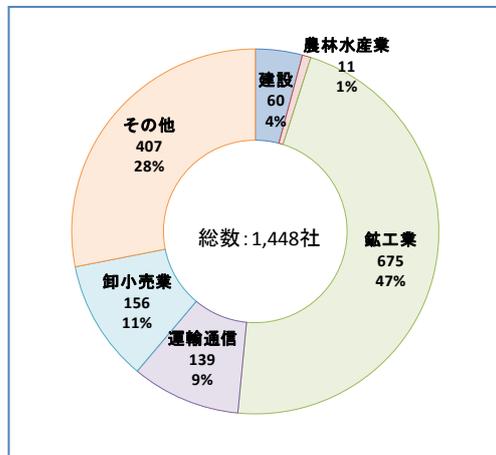
# フィリピンの投資環境

【図表 3】 フィリピンの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	120 (2011年)、146 (2012年)、170 (2013年)、183 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業	<a href="#">Megawide Construction Corporation</a> <a href="#">Da Vinci Capital Holdings, Inc.</a> <a href="#">EEL Corporation</a>
進出日系建設 企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">岩田地崎建設(株)</a> <a href="#">鹿島建設(株)</a> <a href="#">(株)きんでん</a> <a href="#">JFE エンジニアリング(株)</a> <a href="#">清水建設(株)</a> <a href="#">(株)銭高組</a> <a href="#">大気社(株)</a> <a href="#">大成建設(株)</a> <a href="#">(株)竹中工務店</a> <a href="#">(株)竹中土木</a> <a href="#">東亜建設工業(株)</a> <a href="#">東洋建設(株)</a> <a href="#">(株)日立製作所</a> <a href="#">(株)フジタ</a> <a href="#">三井住友建設(株)</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：12,731人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 フィリピン政府のインフラ開発計画

フィリピン開発計画 (2011-2016)

●政府によるインフラ支出計画 (GDP 比)

2012*	2013	2014	2015	2016
2.2%	2.5%	3.5%	4.0%	5.1%

\*2012年は実績 (出所) フィリピン開発計画 2011-2016

●投資目標 (2013-2016) : 20,603 億ペソ

(20 機関計、うち公共事業道路省による  
実施事業が 47%)

●投資割合 :

民間 3,997 億ペソ (19%)

※1 ペソ=約 2 円 (参考)

【図表 6】 有望展開先国としてのフィリピン: 有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)			有望理由 (2016年度)
	2014年度	2015年度	2016年度	
1	インド 45.9%	インド 40.4%	インド 47.6%	現地マーケットの今後の成長性 77.1%
2	インドネシア 45.7%	インドネシア 38.8%	中国 42.0%	安価な労働力 41.7%
3	中国 43.7%	中国 38.8%	インドネシア 35.8%	現地マーケットの現状規模 22.9%
4	タイ 35.3%	タイ 30.7%	ベトナム 32.7%	組み立てメーカーへの供給拠点として 20.8%
5	ベトナム 31.1%	ベトナム 27.5%	タイ 29.4%	第三国輸出拠点として 18.8%
6	メキシコ 20.2%	メキシコ 23.6%	メキシコ 25.9%	
7	ブラジル 16.6%	米国 16.6%	米国 19.3%	
8	米国 13.2%	<b>フィリピン 11.5%</b>	<b>フィリピン 10.6%</b>	<b>課題 (2016年度)</b>
9	ロシア 12.0%	ブラジル 11.1%	ミャンマー 10.1%	インフラが未整備 35.7%
10	ミャンマー 11.0%	ミャンマー 7.9%	ブラジル 7.2%	管理職クラスの人材確保が困難 33.3%
11	<b>フィリピン 10.0%</b>			法制的運用が不透明 28.6%
				治安・社会情勢が不安 26.2%
				地場裾野産業が未発達 26.2%

(出所) [JBIC](#)「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」 (第 27 回、第 28 回)

## フィリピン：お助け情報源

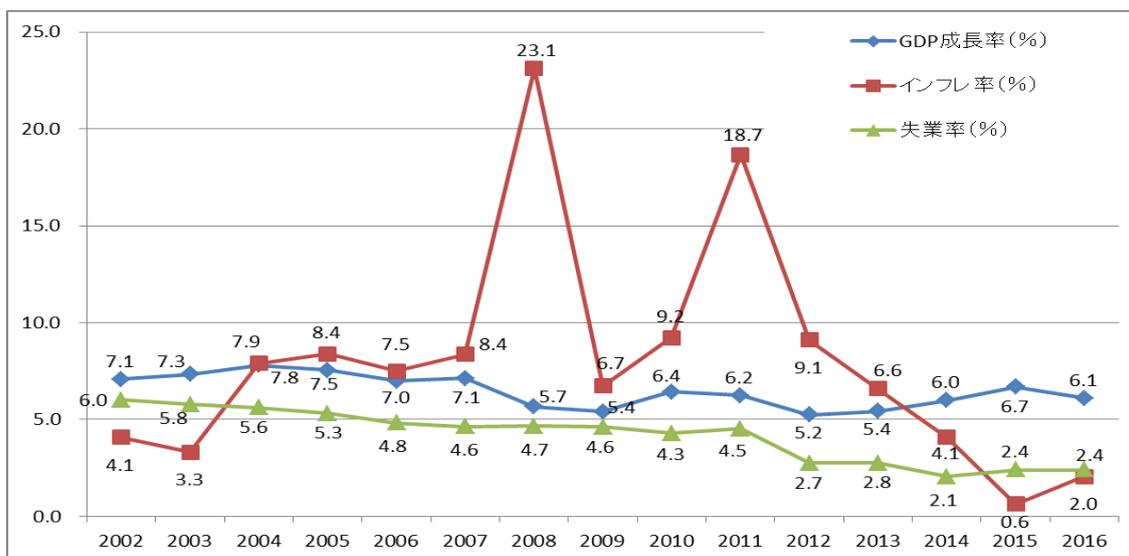
治 安	外務省危険情報（フィリピン）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業免許法（共和国法第 4566 号）に基づき、フィリピン建設業許可委員会からの建設業許可の取得が必要。通常ライセンス（外資 40%以下）と特別ライセンス（JV 等外資 40%超、事業ごとに取得）の 2 種類があり、毎年更新が必要。</li> <li>●フィリピン建設業許可委員会（<a href="#">Philippine Contractors Accreditation Board</a>）</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共事業道路省（<a href="#">Department of Public Works and Highway</a>）</li> <li>●運輸省（<a href="#">Department of Transport</a>）</li> <li>●マニラ首都圏開発庁（<a href="#">Metro Manila Development Authority</a>）</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フィリピン建設業者協会（<a href="#">Philippine Constructors Association</a>）</li> <li>●住宅建築業者・建設業者協会（<a href="#">Associated Builders and Contractors</a>）</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在フィリピン日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (63-2) 551-5710 FAX: (63-2) 551-5783 E-mail: <a href="mailto:nikkeikigyo.phil@ma.mofa.go.jp">nikkeikigyo.phil@ma.mofa.go.jp</a></li> <li>●JETRO ビジネス・サポートセンター フィリピン ADD: 44th Floor Philamlife Tower, 8767 Paseo de Roxas, Makati City 1226 Metro Manila, PHILIPPINES（ジェットロ・マニラ・事務所内） TEL: 63-2-892-4373 FAX: 63-2-818-7490</li> <li>●JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム 問い合わせは：最寄りのジェットロ国内事務所、または、ジェットロ ビジネス展開支援課プラットフォーム担当（E-mail: <a href="mailto:platform-bda@jetro.go.jp">platform-bda@jetro.go.jp</a> Tel: 03-3582-5017）</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> <li>●フィリピン日本人商工会議所 TEL: (63-2) 816-6877 E-mail: <a href="mailto:jccipi@jccipi.com.ph">jccipi@jccipi.com.ph</a></li> </ul>
進 出 ・ 進 出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例（フィリピン進出 15 社）</li> <li>●経産省「中小企業の海外事業再編事例集」（フィリピン 4 事例）</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（フィリピン進出事例多数）</li> <li>●JETRO（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索）</li> <li>●JBIC 中堅中小企業進出支援事例（フィリピン）</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「フィリピンにおける建設工事の制度」（ジェットロ、2014 年）</li> <li>●「マレーシア・フィリピンの建設市場の現状と展望」（建設経済研究所、「建設経済レポート」2012 年 10 月号）P257</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設企業便覧 <a href="#">Philippines Construction Contractor Directory</a></li> <li>●JICA 「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」 「ODA プロジェクト（無償資金協力）」</li> <li>●ニュース： <a href="#">Philippine Daily Inquirer</a>、 <a href="#">Philippine Times</a></li> </ul>

## ベトナムの投資環境

人口：9,168 万人（2015 年）      面積：329,241 平方キロメートル  
 首都：ハノイ（最大都市：ホーチミン市 1,008 万人、全人口の 11%）  
 宗教：仏教、キリスト教（カトリック）、カオダイ教等  
 GDP：1,915 億米ドル（2015 年）    一人当たり GDP：2,088 米ドル（2015 年）  
 公用語：ベトナム語      ODA：有償資金対象国  
 政治体制：社会主義共和国      インフラ水準：7 点満点中 3.9（電力 4.4/ 道路 3.5）、  
 安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 98%、78%）

（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀

【図表 1】 ベトナムの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 ベトナムの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●条件付き経営投資分野に、以下を含め多数の建設関連分野が含まれる。詳細は、2015年7月1日から有効となっている<a href="#">ベトナム2014年投資法</a>に明記されている。</li> <li>・建設詳細調査サービス事業</li> <li>・建設設計，建設設計審査サービス事業</li> <li>・大工事建設施行監察コンサルタントサービス事業</li> <li>・大工事建設施行サービス事業</li> <li>・建設投資プロジェクト立案，審査サービス事業</li> <li>・外国投資家の建設活動</li> <li>●建設業は外国資本家による資本出資規制分野ではない。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ベトナム）「外資に関する規制」</a> <a href="#">JICA法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2「ベトナム2014年投資法（仮訳）」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 20%）、個人所得税（5～35%の累進課税）、付加価値税（品目により 0%、5%、10%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率 5%、非課税）、二国間租税条約締結済み、日ベトナム EPA 及び日本アセアン EPA 締結済み</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ベトナム）「税制」</a></p>

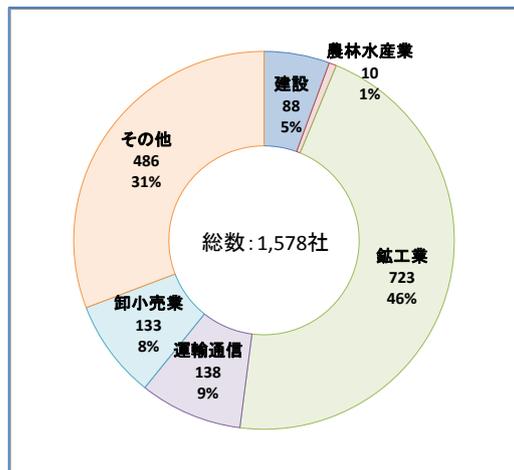
# ベトナムの投資環境

【図表 3】 ベトナムの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	80 (2011年)、87 (2012年)、92 (2013年)、99 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業	<a href="#">Vinaconex Corporation (VINACONEX)</a> <a href="#">Hoa Binh Construction &amp; Real Estate Corporation</a> <a href="#">COTECCONS Construction Joint Stock Company</a> (出所) ホーチミン証券取引所
進出日系建設 企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	(株)IHI インフラシステム (株)安藤・間 (株)大林組 鹿島建設(株) (株)きんでん (株)鴻池組 五洋建設(株) JFE エンジニアリング(株) 清水建設(株) (株)銭高組 (株)大気社 大成建設(株) 高砂熱学工業(株) <a href="#">TSUCHIYA(株)</a> 鉄建建設(株) 東亜建設工業(株) 東急建設(株) 東洋建設(株) 徳倉建設(株) 戸田建設(株) 西松建設(株) (株)NIPPO (株)ピーエス三菱 (株)日立製作所 日立造船(株) (株)フジタ (株)不動テトラ 前田建設工業(株) 三井住友建設(株) (株)横河ブリッジホールディングス りんかい日産建設(株) 若築建設(株)

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人: 14,695 人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 ベトナム政府のインフラ開発計画

## 社会経済開発 5 年計画 (2016-2020)

- 運輸、水道、電力ネットワーク等、社会経済インフラ開発の計画品質向上
  - 南北道路、高速道路、鉄道システムの開発、及び既存の鉄道、内陸・沿岸間水路の改良継続
  - 不利な条件の地域における運輸インフラ開発への優先的投資の継続
  - ハノイ・ホーチミン市の交通渋滞解消 等
- ベトナムインフラ投資 (計画投資省試算)

- 投資需要 (2011-2020): 1,670 億米ドル
- 投資割合 (予定):

民間 650 億米ドル (39%)

(出所) [ADB](#)「PPP (官民連携)業務計画 2012-2020」

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としてのベトナム: 有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)			有望理由 (2016年度)	
	2014年度	2015年度	2016年度		
1	インド 45.9%	インド 40.4%	インド 47.6%	現地マーケットの今後の成長性	74.7%
2	インドネシア 45.7%	インドネシア 38.8%	中国 42.0%	安価な労働力	42.2%
3	中国 43.7%	中国 38.8%	インドネシア 35.8%	現地マーケットの現状規模	19.5%
4	タイ 35.3%	タイ 30.7%	<b>ベトナム 32.7%</b>	優秀な人材	17.5%
5	<b>ベトナム 31.1%</b>	<b>ベトナム 27.5%</b>	タイ 29.4%	政治・社会情勢が安定している	16.9%
6	メキシコ 20.2%	メキシコ 23.6%	メキシコ 25.9%	<b>課題 (2016年度)</b>	
7	ブラジル 16.6%	米国 16.6%	米国 19.3%	法制の運用が不透明	35.6%
8	米国 13.2%	フィリピン 11.5%	フィリピン 10.6%	管理職クラスの人材確保が困難	31.1%
9	ロシア 12.0%	ブラジル 11.1%	ミャンマー 10.1%	インフラが未整備	31.1%
10	ミャンマー 11.0%	ミャンマー 7.9%	ブラジル 7.2%	労働コストの上昇	27.3%
				他社との激しい競争	27.3%

(出所) [JBIC](#)「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」 (第 27 回、第 28 回)

## ベトナム：お助け情報源

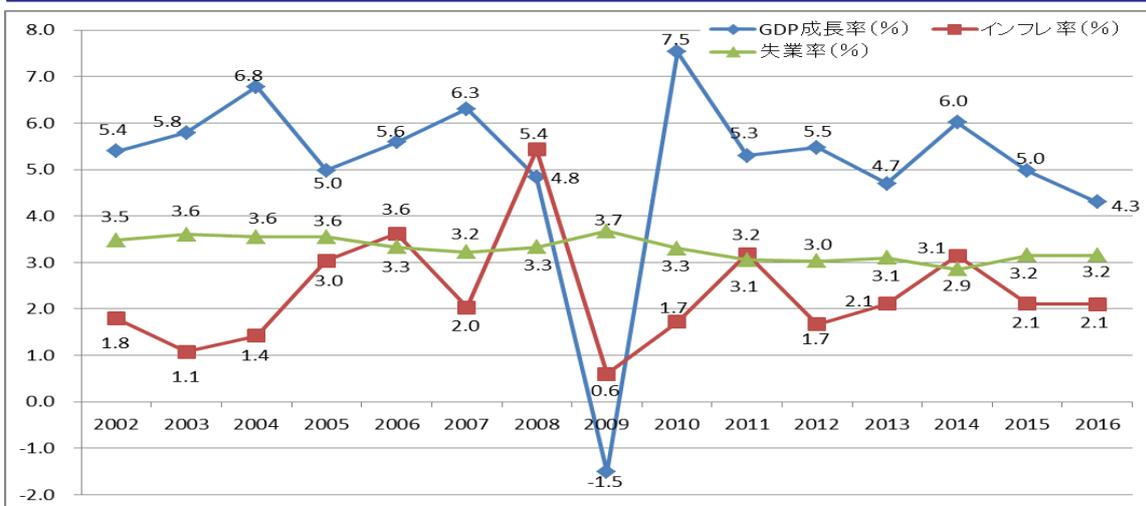
治 安	外務省海外危険情報(ベトナム)
許 認 可	<p>建設業許認可：</p> <p>建設業の許認可制度はないが、首相決定 87/2004/QD-TTg 号に基づき、外国建設企業は個別案件ごとに建設省等から契約許可を取得する必要がある。競争入札で落札した場合も請負業者として選定された場合も、地場建設会社と提携、又は、地場企業を下請企業として採用することが条件となっている。</p> <p>(出所) 国土交通省海外建設・不動産市場データベース (ベトナムの建設業に関する外資規制等)、建設省 (Ministry of Construction)</p>
公共発注者	建設省 (Ministry of Construction) 運輸省 (Ministry of Transport)
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ベトナム建設業者協会 (Vietnam Association of Construction Contractors/VACC) (越語)</li> <li>●ベトナムエンジニアリングコンサルタント協会</li> <li>●Vietnam Concrete Association(VCA) その他多数。</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在ベトナム日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (84-4) -3846-3000 FAX: (84-4) -3846-3043 E-mail: keizaihan@ha.mofa.go.jp</li> <li>●ホーチミン日本国総領事館 日本企業支援窓口 TEL: (84-8) 3933-3510 FAX: (84-8) 3933-3523 E-mail: hcm-keizaikeikyo@hc.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO 中小企業ビジネス・サポートセンター ハノイ</li> <li>●JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム (ハノイ)、(ホーチミン)</li> </ul> <p>その他、問い合わせは：最寄りのジェトロ国内事務所、または、ジェトロ ビジネス展開支援課プラットフォーム担当 (E-mail: platform-bda@jetro.go.jp Tel: 03-3582-5017)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> <li>●ベトナム日本商工会 TEL:(84-4) 2220-9907/8 E-mail: jbav-info@jbav.vn</li> <li>●ホーチミン日本商工会 TEL: (84-8) 3821-9369 E-mail: info@jbahvn.org</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例(ベトナム進出 32 社)</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」(ベトナム進出事例多数)</li> <li>●JETRO (海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索)</li> <li>●JBIC 中堅中小企業進出支援事例 (ベトナム)</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ベトナム社会主義共和国への県内建設企業の将来的な進出可能性調査結果報告書」(一般社団法人静岡県建設業協会、2014 年 1 月)</li> <li>●「ベトナムの建設市場の現状と展望」(RICE「建設経済レポート」No.61 号、2013 年)</li> <li>●「ベトナム建設市場の視点から見た日本と韓国」(国土交通政策研究所、平成 27 年)</li> <li>●在外公館提供情報ベトナム 土地・建設産業 (国土交通省)</li> <li>●OCAJI「ベトナム進出の手引き」(2011 年 3 月)</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」、「日本の ODA プロジェクト (無償)」</li> <li>●ニュース：VN Express、Vietnam News</li> </ul>

## マレーシアの投資環境

人口：3,119 万人（2015 年）      首都：クアラルンプール（736.5 万人、全人口の 24%）  
 面積：33 万平方キロメートル      宗教：イスラム教（連邦の宗教）（61%）、その他  
 GDP：2,963 億米ドル（2015 年）      一人当たり GDP：9,500 米ドル（2015 年）  
 公用語：マレー語（国語）、中国語、タミール語、英語      ODA：有償資金対象国  
 政治体制：立憲君主制（議会制民主主義）      インフラ水準：7 点満点中 5.4 点（電力 5.8/  
 道路 5.5/空港 5.7）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 98%、96%）

（出所）[IMF/Demographia World Urban Areas/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】マレーシアの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所）[IMF World Economic Outlook Database, October 2016](#) より作成

【図表 2】マレーシアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出資比率に関する規制は以下の通り。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般：国家権益に関わる事業（水、エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等）に関して、政府は外資出資比率（上限）を30%または49%に制限。</li> <li>・建設・エンジニアリングサービス：出資上限は30%。TPP協定における外資参入自由化対象となっており、2016年10月現在、関連法の改正待ち。</li> </ul> </li> <li>●政府調達に関する規制は以下の通り。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブミプトラ（マレー系と先住民族の総称）優先とし、外資への開放を極めて限定してきたが、TPP協定で政府調達条項が設けられたことでマレーシアでの政府調達参入の期待が高まっている。ただし、外国企業はすべての政府調達に参加できるということではなく、基準額以上の政府調達にのみ参入を許される形式となる模様。</li> <li>・建設の場合：基準額を当初の6,300万SDR（特別引き出し権、約105億円）から1,400万SDRに引き下げるまで、20年の移行期間が設定される。</li> </ul> </li> </ul> <p>（出所）<a href="#">JETRO 国・地域情報（マレーシア）「外資に関する規制」</a> / <a href="#">JETRO通商広報（2016年1月29日）</a></p>
税制	<p>法人所得税（24%）、個人所得税（居住者対象、1～28%の累進課税）、源泉徴収税（非居住者対象、10～15%）、印紙税、不動産譲渡益税など。2015年4月から、売上税、サービス税が廃止され、消費税にあたる物品・サービス税（Goods and Service Tax：GST）が導入された。二国間租税条約は2016年9月時点、75カ国と二重課税を回避するため締結・批准し、発効。</p> <p>（出所）<a href="#">JETRO 国・地域情報（マレーシア）「税制」</a></p>

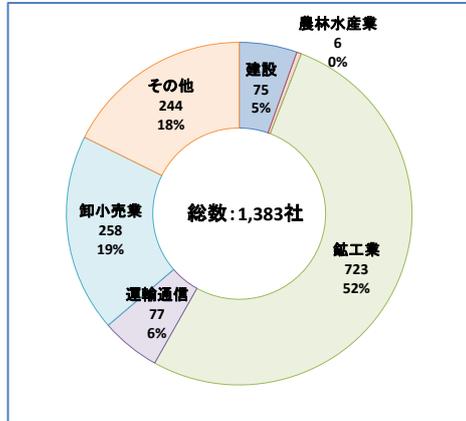
# マレーシアの投資環境

【図表 3】 マレーシアの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	97 (2011 年)、118 (2012 年)、131 (2013 年)、143 (2014 年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業	<a href="#">GAMUDA Bhd.</a> 、 <a href="#">IJM Corporation Bhd.</a> 、 <a href="#">WCT Holdings Sunway Construction Group Bhd.</a> (出所) <a href="#">マレーシア証券取引所</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">(株)安藤・間</a> <a href="#">(株)大林組</a> <a href="#">鹿島建設(株)</a> <a href="#">五洋建設(株)</a> <a href="#">佐藤工業(株)</a> <a href="#">JFE エンジニアリング(株)</a> <a href="#">清水建設(株)</a> <a href="#">(株)大気社</a> <a href="#">大成建設(株)</a> <a href="#">大豊建設(株)</a> <a href="#">高砂熱学工業(株)</a> <a href="#">(株)竹中工務店</a> <a href="#">TSUCHIYA(株)</a> <a href="#">東亜建設工業(株)</a> <a href="#">西松建設(株)</a> <a href="#">(株)日立製作所</a> <a href="#">(株)フジタ</a> <a href="#">三井住友建設(株)</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：22,000 人 (2014 年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 マレーシア政府のインフラ開発計画

## マレーシア第 11 次 5 年計画 (2016-2020)

- 政府による建設事業費推移 (GDP 比)

2010 年	2015 年	2020 年
3.4%	4.5%	5.5%

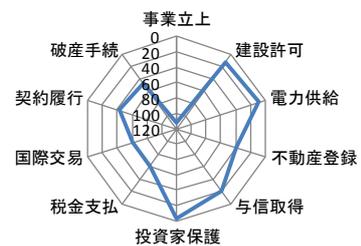
\*2010 年は実績値、2015 年は推計値、2020 年は目標値。

- インフラ事業計画の例：交通・エネルギー分野の基盤整備 (道路の新規舗装 3,000km による農村部のアクセス改善、高速道路の改修、地方の電化および上水道整備促進など)

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としてのマレーシア：有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)		
	2014年度	2015年度	2016年度
11	フィリピン 10.0%	マレーシア 6.2%	マレーシア 6.8%
12	マレーシア 9.2%	ロシア 5.5%	シンガポール 4.8%
13	トルコ 5.2%	シンガポール 4.6%	台湾 4.6%
14	シンガポール 5.0%	トルコ 3.9%	ドイツ 4.1%
15	カンボジア 4.0%	韓国 3.9%	ロシア 3.5%
16	韓国 4.0%	台湾 3.7%	韓国 3.1%
17	台湾 3.8%	カンボジア 3.2%	トルコ 2.5%
18	ドイツ 1.8%	ドイツ 3.2%	カンボジア 2.5%
19	フランス 1.4%	サウジアラビア 1.6%	オーストラリア 2.3%
20	サウジアラビア 1.4%	バングラデシュ 1.4%	イラン 1.7%
20	南アフリカ 1.4%	ラオス 1.4%	

## マレーシア



総合順位 (23位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

(出所) [JBIC](#)「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」、世界銀行 [Doing Business Ranking 2016](#)

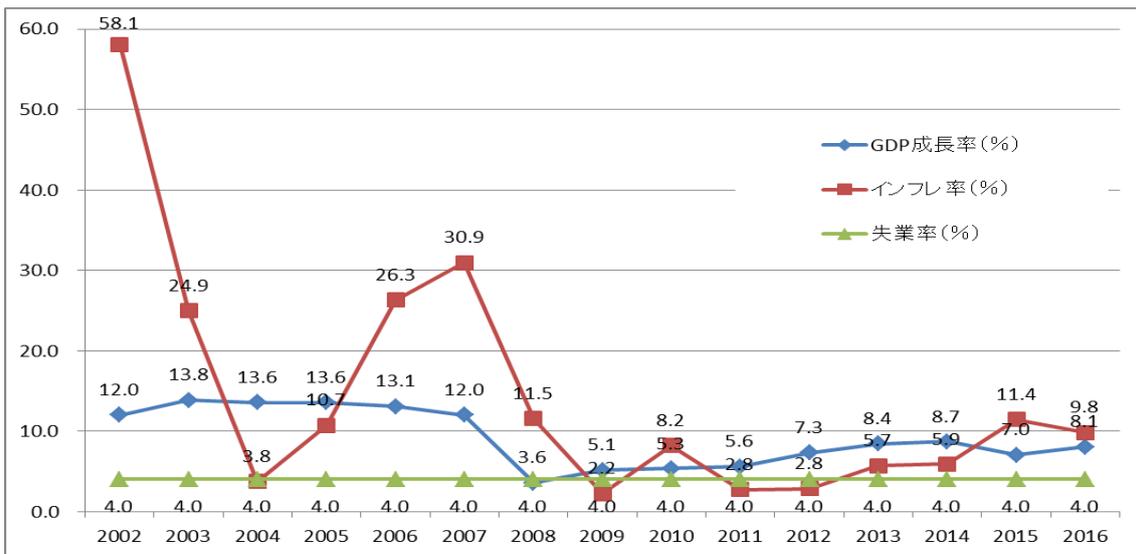
## マレーシア：お助け情報源

治 安	外務省危険情報 (マレーシア)
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際入札において円借款工事の場合、JICA(国際協力機構)の入札ガイドラインの条件を満たせば入札参加資格があるが、CCM (Companies Commission of Malaysia) および Construction Industry Development Board Malaysia (CIDB)の建設業登録が必要。</li> <li>●現地民間工事の場合、受注活動において制約条件は無いが、この場合も CCM への会社登録及び CIDB の建設業登録が必要である。</li> <li>●現地政府調達工事の場合は、CCM への会社登録と CIDB への建設業登録に加え、現地資本及び土着マレー人(ブミプトラ)の出資割合に応じて取得する建設サービスセンター (PKK: Pusat Khidmat Kontraktor)ライセンスの取得が条件となる。</li> <li>●詳細は、CIDB「建設業登録要件および手順ハンドブック」(2016年1月、英語)を参照</li> </ul>
公共発注者	公共事業庁(Public Works Department/PWD) 建設省(Kementerian Kerja Raya/KKR) 交通省 (Kementerian Pengangkutan)
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マレーシア建設業者協会 (Master Builders Association Malaysia/MBAM)</li> <li>●The Institution of Engineers, Malaysia</li> <li>●Architect Association of Malaysia</li> <li>●Royal Institution of Surveyors Malaysia</li> <li>●Board of Quantity Surveyors Malaysia</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在マレーシア日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (60-3) 2177-2719 FAX: (60-3) 2142-6570 E-mail: business@kl.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム (クアラルンプール)</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」 TEL: 03-5253-8315 FAX: 03-5253-1562</li> <li>●マレーシア日本人商工会議所 TEL (03)2142-7106 E-mail jactim@jcci.com.my</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例(マレーシア進出 8 社)</li> <li>●経産省「中小企業の海外事業再編事例集」(マレーシア 1 事例)</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」(マレーシア進出事例多数)</li> <li>●JETRO (海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索)</li> <li>●JBIC 中堅中小企業進出支援事例 (マレーシア)</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「建設・工事に関する制度 (マレーシア)」(ジェトロ、2014年3月)</li> <li>●「マレーシア・フィリピンの建設市場の現状と展望」(建設経済研究所、「建設経済レポート」2012年10月号) P257</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」(マレーシア)</li> <li>●JICA「日本の ODA プロジェクト」(無償資金協力) (マレーシア)</li> <li>●ニュース: Harakah Daily, Malaysia Today</li> </ul>

# ミャンマーの投資環境

人口：5,185 万人（2015 年） 面積：68 万平方キロメートル（日本の約 1.8 倍）  
 首都：ネーピードー（最大都市：ヤンゴン市 532 万人、全人口の 10%）  
 宗教：仏教（90%）、キリスト教、イスラム教等 GDP：629 億米ドル（2015 年）  
 一人当たり GDP：1,213 米ドル（2015 年）公用語：ミャンマー語  
 ODA：無償資金対象国 政治体制：大統領制・共和制 インフラ水準：安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 81%、80%）（出所）[IMF/Demographia](#)/外務省/[JICA 有償](#)/[JICA 無償](#)/[世銀](#)

【図表 1】ミャンマーの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所）[IMF World Economic Outlook Database, October 2016](#) より作成

【図表 2】ミャンマーの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本の参入や外国人の就業が認められない建設分野：禁止 12 分野に建設関連は含まれていない。 ※外国資本が 1 株でも入っていると「外国企業」に分類される。</li> <li>●外国資本が制限されている建設分野（ミャンマー合弁が条件）：ミャンマー投資委員会（MIC）通知 49 号において、外国資本の参入は、ミャンマー国民との合弁事業の形態においてのみ認められる分野のリストの 24～28 番に、建設業に関連する事業が記載されている。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>24. 国際規格ゴルフコース及びリゾート地の建設</li> <li>25. 集合住宅及び分譲住宅の建設、販売及び賃貸</li> <li>26. 事業所及び商業建築物の建設及び販売</li> <li>27. 工業地帯に隣接する住宅地における共同住宅の建設、販売及び賃貸</li> <li>28. アフォーダブル住宅の建設</li> </ol> </li> <li>●MIC 通達により、関税および商業税の減免措置を受けない経済活動に「建物の建築」が含まれている。（出所）<a href="#">JETRO 国・地域情報（ミャンマー）「外資に関する規制」</a></li> </ul> <p>※2016年10月に新投資法が成立。細則は2017年4月に公表予定。上記内容は今後変更可能性あり。</p>
税制	<p>法人所得税（居住法人、非居住法人（外国企業の支店等）のいずれも 25%が適用）、個人所得税（0～25%の累進課税。183 日以上滞在する外国人も対象）、商業税（「付加価値税（VAT）」に相当。基本税率 5%）、二国間租税条約：日本との締結なし                      （出所）<a href="#">JETRO 国・地域別情報（ミャンマー）「税制」</a></p>

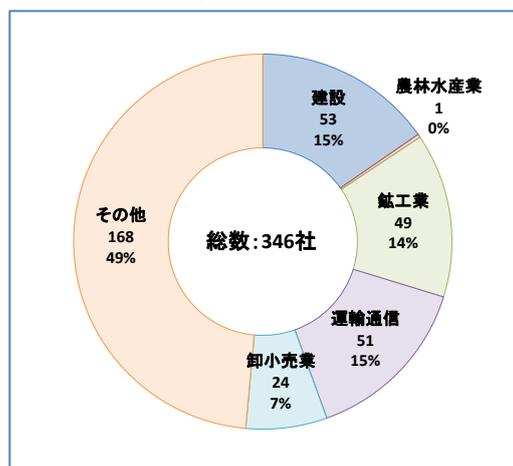
# ミャンマーの投資環境

【図表 3】 ミャンマーの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	27 (2011 年)、30 (2012 年)、33 (2013 年)、38 (2014 年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業	<a href="#">Shwe Taung Group</a> <a href="#">Max Myanmar Construction Co., Ltd.</a>
主な外国建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">(株)安藤・間</a> <a href="#">(株)大林組</a> <a href="#">鹿島建設(株)</a> <a href="#">(株)きんでん</a> <a href="#">(株)鴻池組</a> <a href="#">五洋建設(株)</a> <a href="#">JFE エンジニアリング(株)</a> <a href="#">清水建設(株)</a> <a href="#">(株)大気社</a> <a href="#">大成建設(株)</a> <a href="#">大豊建設(株)</a> <a href="#">(株)竹中工務店</a> <a href="#">鉄建建設(株)</a> <a href="#">東亜建設工業(株)</a> <a href="#">東急建設(株)</a> <a href="#">東洋建設(株)</a> <a href="#">戸田建設(株)</a> <a href="#">飛島建設(株)</a> <a href="#">西松建設(株)</a> <a href="#">(株)NIPPO</a> <a href="#">(株)日立製作所</a> <a href="#">日立造船(株)</a> <a href="#">(株)フジタ</a> <a href="#">前田建設工業(株)</a> <a href="#">三井住友建設(株)</a> <a href="#">(株)横河ブリッジホールディングス</a> <a href="#">りんかい日産建設(株)</a> <a href="#">「全国運輸交通マスタープラン」</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：1,367 人 (2014 年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 ミャンマー政府のインフラ開発計画

ミャンマー国家総合開発計画 (2011-2030)

および 5 か年計画 (計画財務省) ※

●ガス火力発電施設 (14 施設) の更新 (コンバインドサイクル発電への転換)、ヤンゴン国際空港の拡張工事、バゴー新空港建設、マンダレー空港の改装が挙げられている。空港工事についてはいずれもすでに契約締結済みまたは工事が開始されている。

(出所) [OECD, "Policy Challenges in Implementing National Development Plans" \(2015 年\)](#) ほか

※開発計画は英語版を含め公表されていない模様

●JICA 支援による [全国運輸交通マスタープラン \(2014-2030\)](#) では 2030 年までに約 27 兆チャットの投資が必要と試算されている。

※1 チャット=0.08 円 (参考)

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としてのミャンマー: 有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)			有望理由 (2016年度)	
	2014年度	2015年度	2016年度		
1	インド 45.9%	インド 40.4%	インド 47.6%	現地市場の今後の成長性	83.7%
2	インドネシア 45.7%	インドネシア 38.8%	中国 42.0%	安価な労働力	44.9%
3	中国 43.7%	中国 38.8%	インドネシア 35.8%	現地市場の現状規模	16.3%
4	タイ 35.3%	タイ 30.7%	ベトナム 32.7%	優秀な人材	10.2%
5	ベトナム 31.1%	ベトナム 27.5%	タイ 29.4%	他国のリスク分散の受け皿として	6.1%
6	メキシコ 20.2%	メキシコ 23.6%	メキシコ 25.9%	第三国輸出拠点として/投資優遇税制	6.1%
7	ブラジル 16.6%	米国 16.6%	米国 19.3%	<b>課題 (2016年度)</b>	
8	米国 13.2%	フィリピン 11.5%	フィリピン 10.6%	インフラが未整備	59.6%
9	ロシア 12.0%	ブラジル 11.1%	ミャンマー 10.1%	法制が未整備	55.3%
10	ミャンマー 11.0%	ミャンマー 7.9%	ブラジル 7.2%	法制の運用が不透明	38.3%
				投資先国の情報不足	31.9%
				外資規制/地場裾野産業が未発達	27.7%

(出所) [JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」\(2014/2015\)](#)

## ミャンマー：お助け情報源

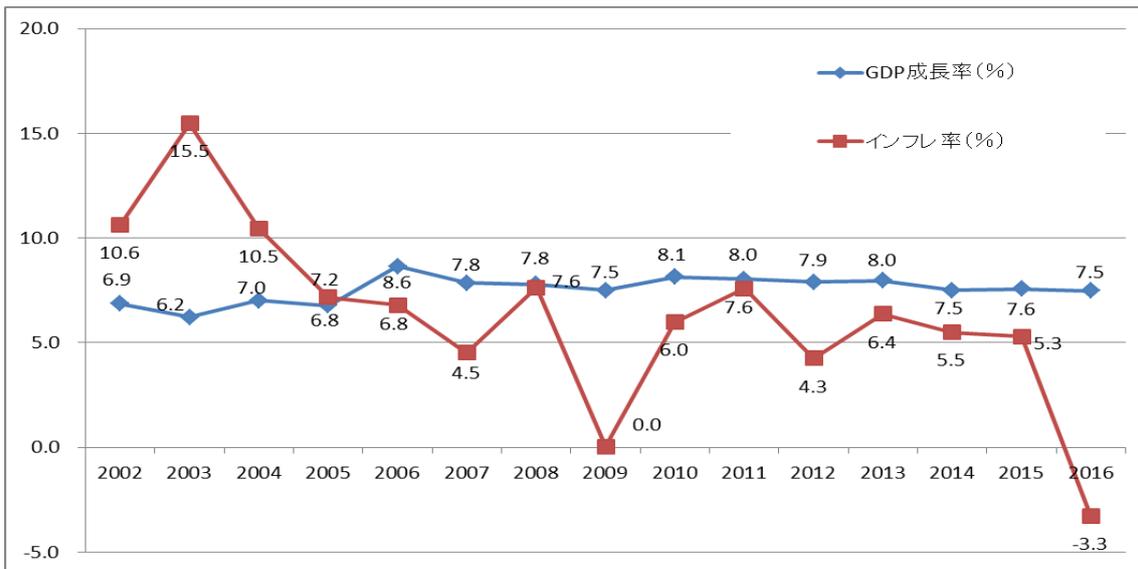
治 安	外務省危険情報（ミャンマー）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事受注に当たっての現地法人設立義務付けはなく、計画財務省の投資企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration/DICA）から営業許可を受けたいれば、支店でも受注は可能である。</li> <li>●工事許認可は、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission/MIC）が発効するが、DICA が事務局となっている。詳細は、DICA ウェブサイトを参照。 住所： No. 1, Thitsar Road, Yankin Township, Yangon Region TEL: (95-1) 657892（投資窓口）、657891（企業登記窓口） FAX: (95-1) 657825（投資および企業登記窓口） E-mail: DICA.NPED@mptmail.net.mm、dica.ygn@gmail.com</li> </ul> <p>なお、DICA 内、局長室そばに「ジャパンデスク（Japan Desk）」がある。</p>
公共発注者	国家計画・経済開発省（Ministry of National Planning and Economic Development） 建設省（Ministry of Construction） 運輸省（Ministry of Transport） 鉄道省（Ministry of Rail Transportation）
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ミャンマー建設業協会（Myanmar Construction Entrepreneurs Association/MCEA）</li> <li>●ミャンマーエンジニアリング協会(Myanmar Engineering Society/MES)</li> <li>●ミャンマー建築家協会(Association of Myanmar Architects/MCEA/AMA)</li> </ul>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在ミャンマー日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (95-1) 549644～8 FAX: (95-1) -549643 E-mail: nihonkigyo-shien@yn.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO ビジネス・サポートセンター（ヤンゴン・ミャンマー進出支援）</li> <li>●JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム（ヤンゴン）</li> </ul> <p>問い合わせ：最寄りのジェトロ国内事務所、または、ジェトロ ビジネス展開支援課プラットフォーム担当（E-mail: <a href="mailto:platform-bda@jetro.go.jp">platform-bda@jetro.go.jp</a> TEL: 03-3582-5017）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」 TEL: 03-5253-8315</li> <li>●ミャンマー日本商工会議所 E-mail: <a href="mailto:jccygn@gmail.com">jccygn@gmail.com</a></li> </ul>
進 出 ・ 進 出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例(ミャンマー進出 27 社)</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」(ミャンマー進出事例複数)</li> <li>●JETRO（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索）、●JBIC 本邦起業進出支援事例</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ミャンマーの建設市場の現状と展望」(RICE「建設経済レポート 63 号」2014 年)</li> <li>●「ミャンマー市場への取り組み」(OCAJI、2014 年 10 月・11 月)</li> <li>●海外建設協会 OCAJI 「ミャンマー進出の手引き」平成 26 年 4 月</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●MCEA 会員一覧（建設関連会社の名簿）</li> <li>●ニュース：New Light of Myanmar、Myanmar Business Network</li> <li>●JETRO 「ヤンゴンとその他地域の生活実態に関わるアンケート調査」（2016 年 9 月）</li> <li>●JICA 「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」、「日本の ODA プロジェクト（無償）」</li> </ul>

# ラオスの投資環境

人口：703万人（2015） 首都：ビエンチャン（103万人、全人口の15%）  
 面積：24万平方キロメートル（日本の6割強） 宗教：仏教  
 GDP：125.6億米ドル（2015年） 一人当たりGDP：1787米ドル（2015年）  
 公用語：ラオス語 ODA：無償・有償資金供与対象国  
 政治体制：人民民主共和制 インフラ水準：7点満点中3.1（電力4.7/道路3.4）、  
 安全飲料水・トイレ普及（各々人口の76%、71%）

（出所）IMF/Demographia World Urban Areas/外務省/JICA有償/JICA無償/World Economic Forum/世銀

【図表1】ラオスのGDP成長率、消費者物価上昇率の推移



（出所）IMF World Economic Outlook Database October 2016より作成

【図表2】ラオスの業種規制・税制

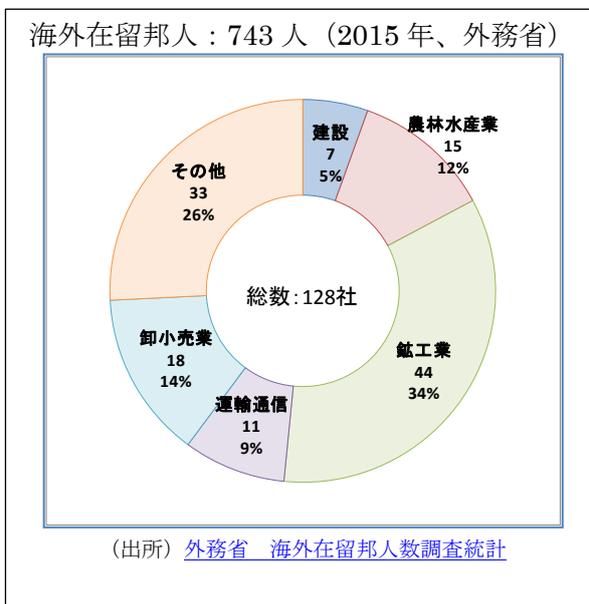
規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●条件付きで外資参入可能な事業および条件（建設関連）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設：道路・鉄道の建設は100%出資が可能（資本金2,400億キープ以上の場合。以下は49%まで）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の建設、内装・外装、整地・埋め立ては49%まで</li> </ul> </li> <li>・エンジニアリング：資本金40億キープ以上で49%まで</li> <li>・大型商業施設建設（ショッピングセンター、百貨店）：                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資本金1,600億キープ以上は100%出資が可能</li> <li>資本金800億～1,600億キープ：70%まで</li> <li>資本金80～800億キープ：51%まで</li> <li>資本金80億キープ以下：不可</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●建物内の電気工事、水道管・エアコンの設置はラオス国籍者へ保全されている</li> <li>●ラオスでの外国企業による投資には、100%出資、現地企業との合弁、法人設立を伴わない現地企業との事業協力、の3つの形態がある。現地企業との合弁の場合、外国企業の最低出資比率は資本金総額の10%以上。</li> </ul> <p>（出所）JETRO国・地域情報（ラオス）「外資に関する規制」</p>
税制	<p>法人所得税（表面税率24%）、個人所得税（一律24%、外国人は一律10%）、付加価値税（標準税率10%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々10%）、日本とは二国間租税条約を未締結。日本アセアンEPA締結しているが、本協定においては租税に係る課税措置については適用なし（第6条）（出所）JETRO国・地域情報（ラオス）「税制」</p>

# ラオスの投資環境

【図表 3】 ラオスの建設業界事情

建設投資額 (億ドル)	5 (2011年)、6 (2012年)、7 (2013年)、8 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a>
主な国内建設企業 (出所) <a href="#">ラオス証券取引所</a> <a href="#">ラオス株式市場ニュース</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上場企業は 5 社 (建設会社はない)。その内、時価総額トップの<a href="#">ラオス発電公社 (EDL-GEN)</a> は、<a href="#">ラオス電力公社 (EDL)</a> の発電子会社で、株式の 25% を上場。</li> <li>●上場検討中の企業：同国セメント会社大手のラオセメント工業 (Lao Cement Industry Co. Ltd.) も 2017 年内に上場予定。</li> <li>●未上場企業：<a href="#">KHOUNXAY</a>、<a href="#">Gaupa Lao Construction Co.</a> などがある。</li> </ul>
進出日系建設企業	<a href="#">(株)安藤・間</a> <a href="#">(株)大林組</a> <a href="#">(株)クボタ工建</a> <a href="#">清水建設(株)</a> <a href="#">大成建設(株)</a> <a href="#">西松建設(株)</a> (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

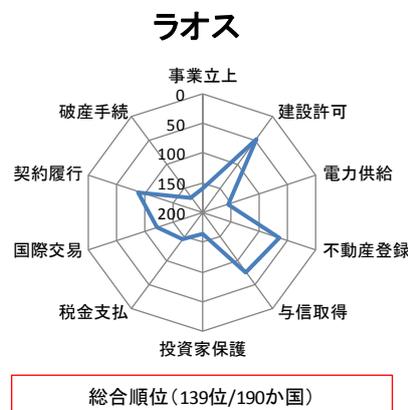


【図表 5】 ラオス政府のインフラ開発計画

- **VISION 2030**：上位中進国の仲間入り
  - **社会経済開発 10 年計画 (2016-2025)**：2020 年までに LDC 卒業
  - **第 8 次 5 年計画 (NSEDP/2016-2020)**：
    - ・メコン川流域近隣諸国との道路連結改善 (GMS 回廊、アジアハイウェイ、東西回廊、南北経済回廊)
    - ・11 トンの貨物輸送を支える道路建設
    - ・ビエンチャン・ポテン鉄道プロジェクト
    - ・ビエンチャン首都・サヤブリー・チャンパサック 3 国際空港新設計画
    - ・国内送電網整備による電化率 90% 達成
    - ・輸出用火力・水力発電所建設 (計 3,428 MW) を含む発電セクター年平均 32% 成長
    - ・投資額 224 兆キップ (民間投資：54~57%)
- ※1 キップ=0.01 円 (参考)

【図表 6】 製造業の有望展開先国としてのラオス：有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)					
	2014年度		2015年度		2016年度	
11	フィリピン	10.0%	マレーシア	6.2%	マレーシア	6.8%
12	マレーシア	9.2%	ロシア	5.5%	シンガポール	4.8%
13	トルコ	5.2%	シンガポール	4.6%	台湾	4.6%
14	シンガポール	5.0%	トルコ	3.9%	ドイツ	4.1%
15	カンボジア	4.0%	韓国	3.9%	ロシア	3.5%
16	韓国	4.0%	台湾	3.7%	韓国	3.1%
17	台湾	3.8%	カンボジア	3.2%	トルコ	2.5%
18	ドイツ	1.8%	ドイツ	3.2%	カンボジア	2.5%
19	フランス	1.4%	サウジアラビア	1.6%	オーストラリア	2.3%
20	サウジアラビア	1.4%	バングラデシュ	1.4%	イラン	1.7%
20	南アフリカ	1.4%	<b>ラオス</b>	1.4%		
	<b>32位</b>	<b>0.6%</b>				



\* 順位が低いほど課題あり

(出所) [JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」](#)、[世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## ラオス：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（ラオス）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業許認可：公共事業運輸省から建設業許可を取得する必要がある。建設業許可は、資本金で等級分けされる。</li> <li>●会社設立申請は、商工省、計画投資省、国家経済特区委員会、各経済特区のワンストップサービスオフィスにて行う。ラオスで外国企業が投資を行なう場合には、一般事業、コンセッション（開発権）事業、経済特区における事業の3形態があり、所管機関が異なる。 (出所) 計画投資省</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共事業運輸省（“Procurement”参照）</li> <li>●ラオス電力公社（EDL） <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的にラオス国内で ODA 以外の建築事業を行う場合は、現地法人の設立が必要</li> <li>・入札は公開入札、指名競争入札、民間先行投資の3種類にて行われる。</li> </ul> </li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●Association of LAo Architects and Civil Engineers（ALACE）</li> <li>●Laos Union of Scientist and Engineers Associations, LAOS</li> </ul>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在ラオス日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (856-21) 41-4400 FAX: (856-21) 41-4406 E-mail: <a href="mailto:oda@vt.mofa.go.jp">oda@vt.mofa.go.jp</a></li> <li>●JICA ラオス事務所 TEL: (856-21) 24-1100 FAX: (856-21) 24-1101-2</li> <li>●ラオス計画投資省投資促進局の日本事務所(在日本国ラオス大使館内): Ms. Phouvone THAMMAVONG (Attaché) TEL: (81-3) 5411-2291-2 FAX: (81-3) 5411-2293 Email: <a href="mailto:phouvone@hotmail.com">phouvone@hotmail.com</a></li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」 TEL: 03-5253-8315 FAX: 03-5253-1562</li> <li>●ビエンチャン日本人商工会議所 E-mail: <a href="mailto:jcciv2010@hotmail.co.jp">jcciv2010@hotmail.co.jp</a></li> </ul>
進 出 ・ 進 出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例（ラオス進出6社）</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成25年度」（ラオス進出事例2件）</li> <li>●JETRO（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索）</li> <li>JBIC 本邦企業海外インフラ投資支援（ラオス）</li> </ul>
業 界 調 査	「ラオスにおける我が国建設企業の事業展開」（建設経済研究所、「建設経済レポート№67」2016年10月号、P368）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO アジア研究所「ラオス経済・社会・政治」</li> <li>●JICA 平成12年度客員研究員報告書「ラオス経済関連法制の現状と協力の焦点」</li> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」（ラオス）</li> <li>●JICA「日本のODAプロジェクト（無償資金協力）」（ラオス）</li> <li>●ニュース：Vientiane Times、Lao Times</li> </ul>



# 南アジア

インド

スリランカ

パキスタン

バングラデシュ

# 南アジア地域の投資環境

## 南アジア地域協力連合 (SAARC) 8 国

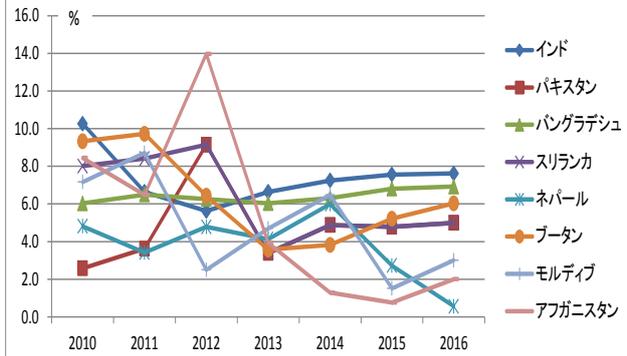
総人口：17億2,500万人 (2015)

総GDP：48.522兆米ドル (2015)

広域FTA：、南アジア自由貿易地域 (SAFTA)、多面的技術・経済協力のためのベンガル湾イニシアティブ (BIMSTEC)

広域インフラプロジェクト：南アジア地域協力連合 (SAARC) プロジェクト

【図表1】 域内諸国の今後の経済成長率見通し



(出所) 基礎情報はIMF、JETRO 国・地域情報、成長率はIMF WEO 2016/10 (予測値 2016-20)

【図表2】 域内諸国の「事業のしやすさ」ランキング

	総合順位	事業立上	建設許可	電力供給	不動産登録	与信取得	投資家保護	税金支払	国際交易	契約履行	破産手続
スリランカ	110	74	88	86	155	118	42	158	90	163	75
インド	130	155	185	26	138	44	13	172	143	172	136
パキスタン	144	141	150	170	169	82	27	156	172	157	85
バングラデシュ	176	122	138	187	185	157	70	151	173	189	151

【図表3】 域内諸国の労働コスト比較

(出所) 図表2：世界銀行 Doing Business Ranking 2016、図表3：JETRO 投資コスト比較

(単位：米ドル)	ニューデリー	ムンバイ	コロンボ	カラチ	ダッカ
製造業ワーカーム額	239	306	141	186	99
法定最低賃金	熟練工(3)168/月	熟練工:(3)127/月	熟練エグレート1(4)79/月	124/月	EPZ内衣料等関連分野の熟練工:140/月
社会保険負担率(事業主負担率)	21.69%	21.69%	15%	11%+475ルピー	7~8%

【図表4】 SAARC 電力市場(SAME)に必要なインフラ



(出所) SAARC Energy Center, 2015; ADB, March 2013

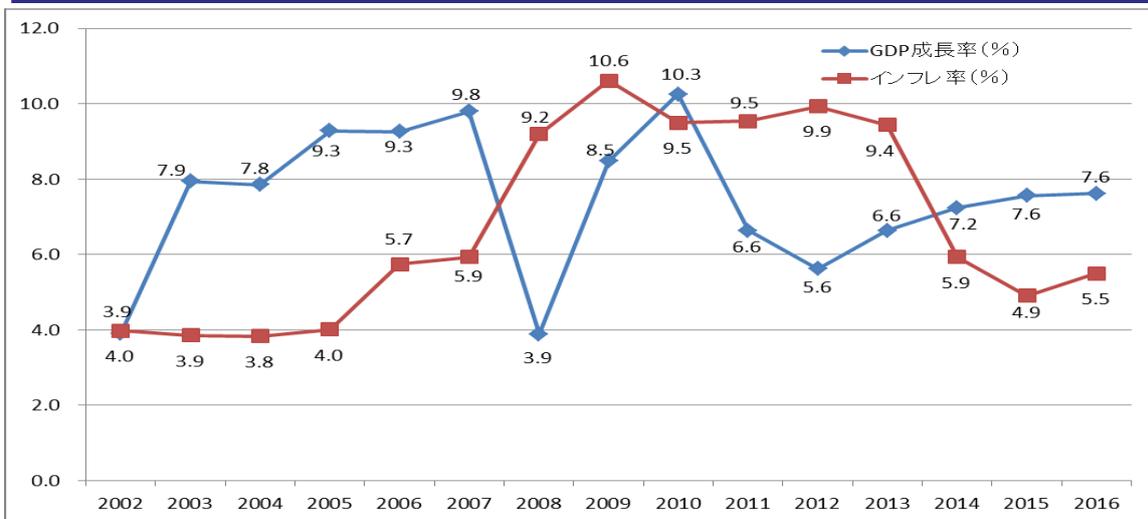
南アジアは、BRICs に続く巨大経済圏 MENASA の中でも最も人口が多く、成長性の高い地域として注目される。南アジア経済共同体 (SAEU) 発足に向けて関税撤廃、貿易自由化、物流自由化を推進しているが、インドを含め南アジア諸国の経済取引制度は未成熟であり、FDI 誘致の足かせとなっている。また、インド以外の諸国は国境をインド以外と接しておらず、域内のヒ・モ・カネの流れを活性化させるためには、道路・鉄道・空路・送電網など主要インフラの統合が必須。

# インドの投資環境

人口：12億9,272万人（2015年） 首都：ニューデリー（2,573.5万人、全人口の2%）  
 面積：328万7,469平方キロメートル（係争地含む） 宗教：ヒンドゥ教（約8割）  
 GDP：2,925億米ドル（2015年） 一人当たりGDP：1,581米ドル（2015年）  
 公用語：ヒンディー語（連邦公用語）ほか21言語 ODA：有償資金対象国  
 政治体制：立憲共和制 インフラ水準：7点満点中4.5点（電力4.3/道路4.4）、  
 安全飲料水・トイレ普及（各々人口の94%、40%）

（出所）[IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA有償/JICA無償/World Economic Forum/世銀

【図表1】インドのGDP成長率、消費者物価上昇率の推移



（出所）[IMF World Economic Outlook Database, October 2016](#)より作成

【図表2】インドの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本の参入や外国人の就業が認められない分野                      外国直接投資が禁止・規制されている業種は「不動産」、「農場建設」、「民間に開放されていない分野（原子力エネルギー、一部鉄道事業）」など。外国人の就業が認められない分野は特になし。                      （出所）<a href="#">JETRO 国・地域別情報（インド）「外資に関する規制」</a></li> <li>●外国資本：商工省産業政策促進局が発行する<a href="#">2016年統合版FDI政策</a>において、一定規模以上の建設プロジェクト（都市開発、住宅、インフラ整備）や、工業団地、鉄道インフラについては、政府ガイドラインに従う等の条件で100%の外国直接投資が認められている。</li> </ul>
税制	法人所得税（法人の種類および課税対象所得額に応じ決定、表面税率30%）、個人所得税（所得に応じて0%、10%、20%、30%が課税）、付加価値税（州ごとに決定。ニューデリーは標準税率12.5~14.5%）、二国間租税条約：締結済み（適用した場合の源泉課税率は、利子所得、ロイヤルティーおよび技術役務提供報酬はすべて10%） （出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（インド）「税制」</a>

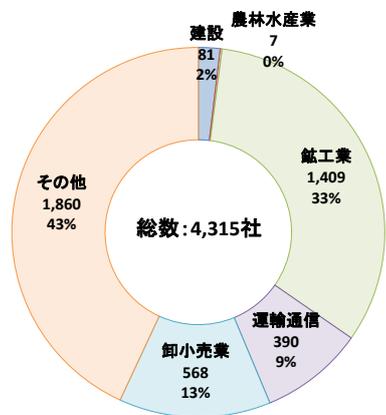
# インドの投資環境

【図表 3】 インドの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	1,659 (2011年)、1,501 (2012年)、1,483 (2013年)、1,521 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業	<a href="#">ラーセン・アンド・トゥプロ (L&amp;T)</a> 、 <a href="#">DFL</a>
主な外国建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">鹿島建設(株)</a> <a href="#">(株)きんでん</a> <a href="#">(株)熊谷組</a> <a href="#">五洋建設(株)</a> <a href="#">JFE</a> <a href="#">エンジニアリング(株)</a> <a href="#">清水建設(株)</a> <a href="#">(株)大気社</a> <a href="#">大成建設</a> <a href="#">(株)高砂熱学工業(株)</a> <a href="#">(株)竹中工務店</a> <a href="#">(株)NIPPO</a> <a href="#">(株)日立製作所</a> <a href="#">日立造船(株)</a> <a href="#">(株)フジタ</a> <a href="#">前田建設工業(株)</a> <a href="#">三井住友建設(株)</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：8,655人（2015年、外務省）



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 インド政府のインフラ開発計画

## 第12次5か年計画 (2012 - 2017)

- ・ 2014年就任の新政権により 2015年1月に廃止。現在は各州が策定した州開発計画をもとにインフラ開発を実施。(各州5か年計画、デリーマスタープラン 2021など)
- ・ 政府によるインフラ支出計画：第12次5か年計画ではインフラ事業に5年で1兆米ドルかけることを表明。
- ・ 投資目標 (2012-2017)：1兆米ドル (第12次5か年計画より。現在は廃止。)
- ・ 投資割合：記載なし

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としてのインド：有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)			有望理由 (2016年度)	
	2014年度	2015年度	2016年度		
1	インド 45.9%	インド 40.4%	インド 47.6%	現地マーケットの今後の成長性	85.2%
2	インドネシア 45.7%	インドネシア 38.8%	中国 42.0%	現地マーケットの現状規模	30.9%
3	中国 43.7%	中国 38.8%	インドネシア 35.8%	安価な労働力	28.7%
4	タイ 35.3%	タイ 30.7%	ベトナム 32.7%	組み立てメーカーへの供給拠点として	20.6%
5	ベトナム 31.1%	ベトナム 27.5%	タイ 29.4%	第三国輸出拠点として	12.1%
6	メキシコ 20.2%	メキシコ 23.6%	メキシコ 25.9%	<b>課題 (2016年度)</b>	
7	ブラジル 16.6%	米国 16.6%	米国 19.3%	インフラが未整備	51.4%
8	米国 13.2%	フィリピン 11.5%	フィリピン 10.6%	法制の運用が不透明	35.4%
9	ロシア 12.0%	ブラジル 11.1%	ミャンマー 10.1%	他社との厳しい競争	34.9%
10	ミャンマー 11.0%	ミャンマー 7.9%	ブラジル 7.2%	徴税システムが複雑	32.5%
				治安・社会情勢が不安	28.8%

(出所) [JBIC](#)「我が国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(2014/2015)

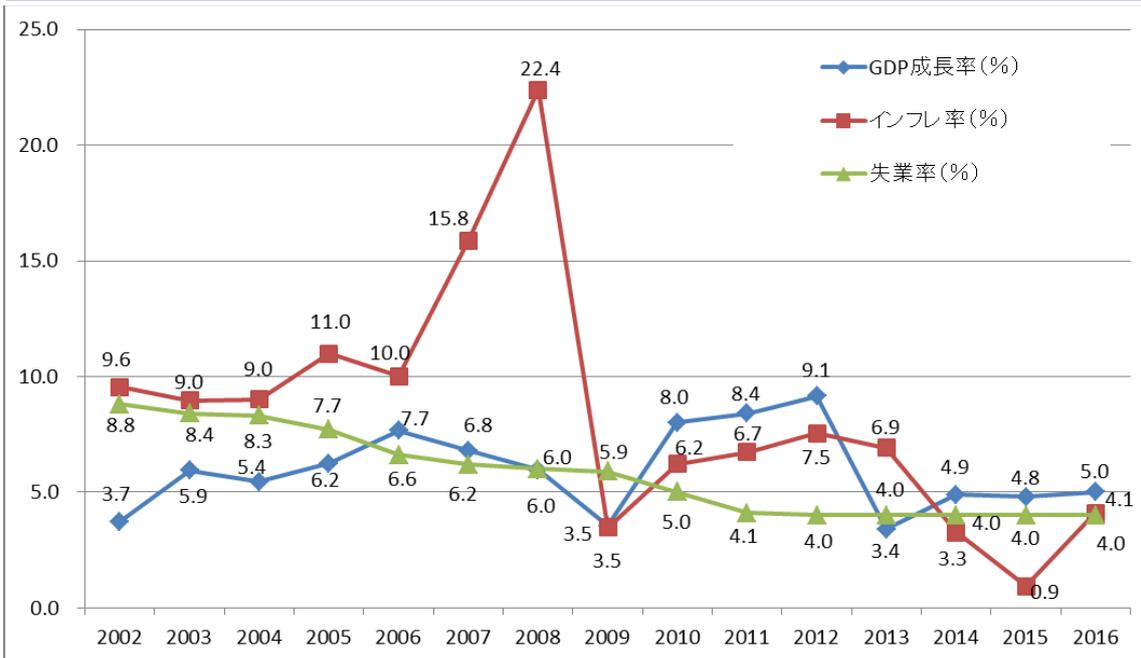
## インド：お助け情報源

治 安	外務省海外危険情報（インド）
許 認 可	●設置、補修工事に関する役務に対して個別の法律は存在せず、一般的な会社法、外国為替法等が適用される。 新事業の許認可の問い合わせ先一覧（産業政策促進局/DIPP）
公共発注者	Ministry of Road Transport & Highways (MORTH)、National Highways Authority of India (NHAI)、Ministry of Urban Development (MoUD)、Central Water Commission、Ministry of Housing and Urban Poverty Alleviation、Ministry of Railways (Indian Railways)、SAARC 加盟国公共調達情報（インド）
団 体	●Construction Industry Development Council (CIDC) ● Builders' Association of India (BAI) ●Cement Manufacturers' Association ●Building Materials & Tech. Promotion Council
本邦企業支援機関	●在インド日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (91-11) 4610-4610 FAX: 91-11) 2611-0752 E-mail: jpemb-economic@nd.mofa.go.jp ●ベンガルール領事事務所 日本企業支援窓口 TEL: (91-80) 4064-9999 FAX: (91-80) 4166-0114 E-mail: blrcoj-economic@nd.mofa.go.jp ●日本国総領事館 日本企業支援窓口 TEL: (91-33) 2421-1970 FAX: (91-33) 2421-1971 E-mail: kigyo-shien@cc.mofa.go.jp ●チェンナイ日本国総領事館 TEL: (91-44) 2432-3860～3 FAX: (91-44) 2432-3859 E-mail: cgjpchen@ms.mofa.go.jp ●ムンバイ日本国総領事館 日本企業支援窓口 TEL: (91-22) 2351-7101 FAX: (91-22) 2351-7121 E-mail: cgojapan@by.mofa.go.jp ●JETRO 中小企業ビジネス・サポートセンター（ニューデリー）（ムンバイ）（チェンナイ） ●JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム（ムンバイ）（チェンナイ） 問い合わせ：最寄りのジェトロ国内事務所、または、ジェトロ ビジネス展開支援課プラットフォーム担当（E-mail: platform-bda@jetro.go.jp TEL: 03-3582-5017） ●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315 ●インド日本商工会 TEL & FAX: (91-11) 4358-6321 E-mail: jccii@jccii.in
進出・進出支援事例	●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例会員海外進出事例（インド進出 16 社） ●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（インド進出事例多数） ●JETRO（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索） ●JBIC 中堅中小企業進出支援事例（インド）
業界調査	●「建設・設置・補修工事に関する制度（インド）」（ジェトロ 2014 年 2 月） ●「インドの建設市場の動向」（建設経済研究所「RICE monthly」No. 236（2008 年）P12）
そ の 他	●「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「ODA プロジェクト（無償資金協力）」（インド） ●建設会社一覧（CIDC 会員） ●ニュース：India Times、Hindustan Times

## スリランカの投資環境

人口：2,111 万人（2015） 首都：スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ（最大都市コロンボ 220 万人、全人口の 10%） 面積：6 万 5,607 平方キロメートル（北海道の約 0.8 倍）  
 宗教：仏教徒（70.0%） ヒンドゥ教、イスラム教  
 GDP：812.5 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：3,849 米ドル（2015 年）  
 公用語：シンハラ語、タミル語 ODA：無償・有償資金供与対象国  
 インフラ水準：7 点満点中 3.9（電力 4.4/道路 4.7/空港 4.6）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 96%、95%）（出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 スリランカの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 スリランカの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規制業種・禁止業種：外国資本投資を禁ずる事業活動および政府機関の承認を必要とする事業活動の一覧表を作成しているが、建設業は対象外。</li> <li>●出資比率の制限：スリランカで設立された企業の発行済株式資本への外国資本投資は、基本的に制限がない。</li> <li>●資本金に関する規制：株式非公開企業、株式公開企業の株式資本金額に関する、具体的な最低資本金の要件は存在しない。</li> <li>●現地調達比率：存在しない。</li> <li>●その他の規制（「海外支店」に関する規制）：海外支店が行ってはならない商業・取引・産業活動は貸金業、質屋業、200 万ドル未満の資本金での小売業、茶・ゴム・ココナツ・米の栽培業など。建設業は海外支店の禁止産業に含まれていない。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（スリランカ）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 10 - 40%）、付加価値税（標準税率 15%）、国内企業による配当に対する課税（合計配当額の 10%、株主への配当金から源泉徴収することができる）、海外の利益送金に対する課税（10%、非居住者対象）、二国間租税条約締結済み</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（スリランカ）「税制」</a></p>

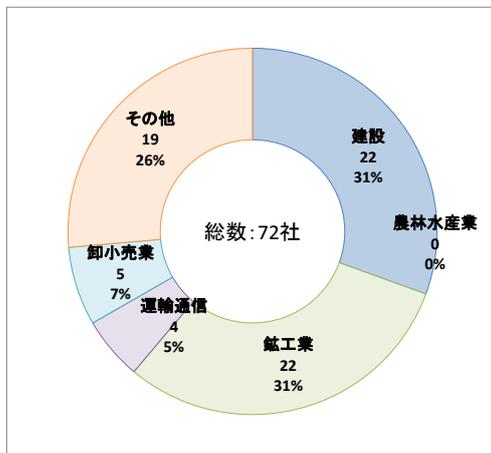
# スリランカの投資環境

【図表 3】 スリランカの建設業界事情

建設投資額 (億ドル)	46 (2011年)、56 (2012年)、69 (2013年)、88 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a>
主な国内建設 企業	<a href="#">MTD Walkers CML</a> <a href="#">Access Engineering Limited</a> (出所) <a href="#">コロンボ証券取引所</a>
進出日系建設 企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">北野建設(株)</a> <a href="#">(株)熊谷組</a> <a href="#">五洋建設(株)</a> <a href="#">JFEエンジニアリング(株)</a> <a href="#">大成建設(株)</a> <a href="#">大豊建設(株)</a> <a href="#">東亜建設工業(株)</a> <a href="#">戸田建設(株)</a> <a href="#">前田建設工業(株)</a> <a href="#">若築建設(株)</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：1,015人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 スリランカ政府のインフラ開発計画

## 西部メガロポリスマスタープラン (2030)

- スリランカのGDPのおよそ4割を占める首都コロンボを中心とした西部地域における、2030年までの地域開発計画 (2016年1月策定)。都市開発を進めることにより雇用の創出とさらなる経済発展を目指す。
- バンダラナイケ空港拡張や幹線道路拡張などのインフラ整備やスマートシティ、テクノシティなどの都市開発など150案件が指定された。投資額は4兆円規模を見込む。

(出所) [WRMPP Master Plan](#)

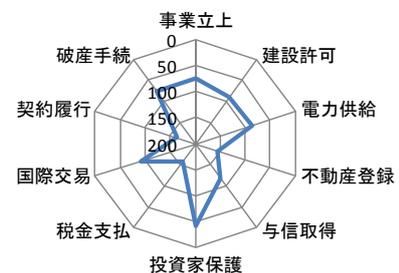
【図表 6】 有望展開先国としてのスリランカ：ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 アジア 順位 (25か国)						
	2014年度		2015年度		2016年度	DTF*
1	シンガポール	→	シンガポール	→	シンガポール	→ 85.1%
2	香港	→	韓国	↑	韓国	→ 84.1%
3	韓国	→	香港	↓	香港	→ 84.2%
4	マレーシア	→	台湾	↑	台湾	→ 81.1%
5	台湾	→	マレーシア	↓	マレーシア	→ 78.1%
6	日本	↑	日本	→	日本	→ 75.5%
7	タイ	↓	タイ	→	タイ	→ 72.5%
8	ブルネイ	↑	モンゴル	↑	モンゴル	→ 68.2%
9	モンゴル	↑	ブータン	↑	ブータン	→ 65.4%
10	モルディブ	↓	中国	↑	中国	→ 64.3%
	11位	↑	15位	↓	16位	↓

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [WB Doing Business ranking, historical data](#)、[世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## スリランカ



総合順位 (110位/190か国)

\* 順位が低いほど課題あり

## スリランカ：お助け情報源

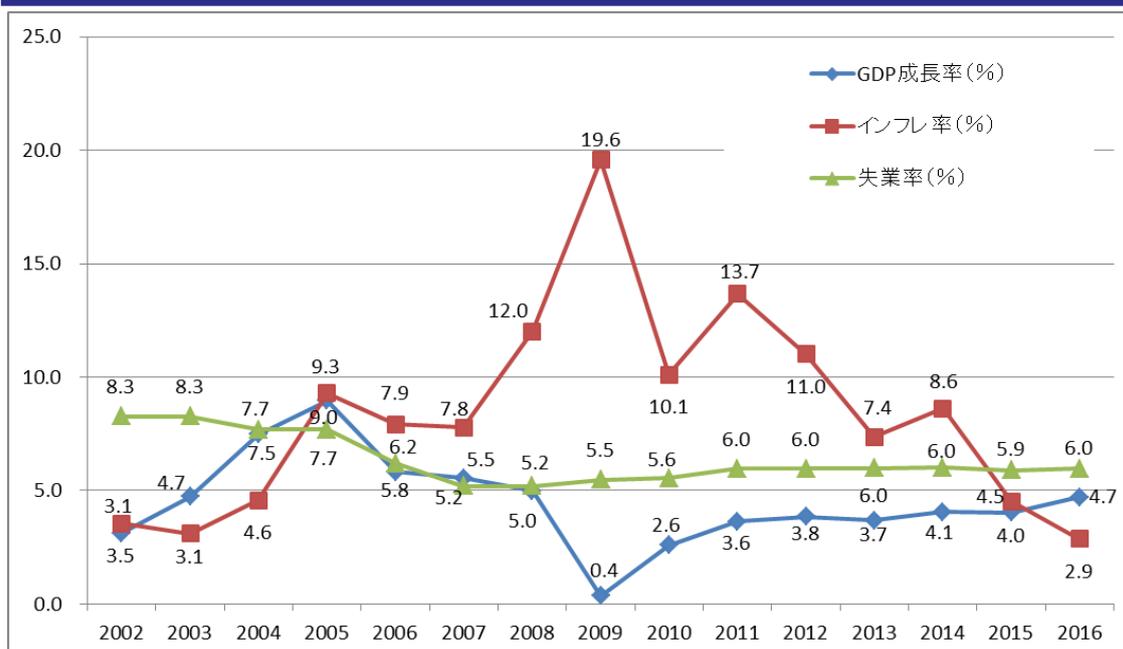
治 安	外務省海外危険情報（スリランカ）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業の許可制度はないが、地元の建設業者は CIDA（Construction Industry Development Authority）（旧 ICTAD）へ登録する必要がある。</li> <li>●公共建設市場に参入できるのは CIDA に登録し格付け承認を受けた請負業者に限られる。</li> <li>●建設関連のガイドライン一覧（登録、入札等）（CIDA）</li> <li>●外資の国内での開発事業、海外直接投資とも投資庁（Board of Investment/BOI）が窓口となっている。外資奨励事業は BOI 認定を受けると優遇税制（BOI 法 17 条）が適用される。申請は所定の様式で BOI の各セクター担当官まで提出する。</li> </ul>
公共発注者	<p>Road Development Authority Sri Lanka Ports Authority  Ministry of Higher Education &amp; Highways Ministry of Power and Renewable Energy  Ceylon Electricity Board（CEB）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共調達ガイドラインとマニュアル、公共調達の公示と結果は財務省ウェブサイト参照</li> <li>●SAARC 加盟国公共調達情報（スリランカ）</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スリランカ技術者協会（Institution of Engineers, Sri Lanka/IESL）</li> <li>●スリランカ建築家協会（Sri Lanka Institute of Architects/SLIA）</li> <li>●スリランカ技術法人協会(Institution of Incorporated Engineers Sri Lanka/ IIESL)</li> <li>●建設技術者協会(Society of Structural Engineers Sri Lanka/ SSESL)</li> <li>●スリランカ全国建設組合(National Construction Association of Sri Lanka/NCASL)</li> <li>●建設業会議所(Chamber of Construction Industry, Sri Lanka/ CCI)</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在スリランカ日本国大使館 日本企業支援窓口  TEL: (94-11) 2693831 FAX: (94-11) 2698629 E-mail: econjpn@co.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO コロンボ事務所 ※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象  TEL: (94-11) 2323354 FAX: (94-11) 2541221</li> </ul> <p>問い合わせは：最寄りのジェトロ国内事務所、または、ジェトロ ビジネス展開支援課プラットフォーム担当（E-mail: <a href="mailto:platform-bda@jetro.go.jp">platform-bda@jetro.go.jp</a> TEL: 03-3582-5017）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」 TEL: 03-5253-8315</li> <li>●スリランカ日本人会 TEL: (94-011) 243-5784 Email: <a href="mailto:nihonjinkai.koho@gmail.com">nihonjinkai.koho@gmail.com</a></li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設業界 会員海外進出事例（スリランカ進出 10 社）</li> <li>●経産省「中小企業の海外事業再編事例集」（スリランカ 1 事例）</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（スリランカ進出事例複数）</li> <li>●JETRO（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索）</li> <li>●JBIC 中堅中小企業進出支援事例（スリランカ）</li> </ul>
業 界 調 査	「スリランカにおける運輸インフラ開発事業と計画」（財）運輸調査局（2011 年 6 月）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「ODA プロジェクト（無償資金協力）」</li> <li>●ニュース： Daily Mirror、Daily News</li> </ul>

## パキスタンの投資環境

人口：1億8,987万人（2015） 首都：イスラマバード（最大都市カラチ2,283万人、全人口の12%）面積：79.6万平方キロメートル（日本の約2倍） 宗教：イスラム教（国教）  
**GDP**：2,710.5億米ドル（2015年） 一人当たり**GDP**：1428米ドル（2015年）  
**公用語**：ウルドゥー語（国語）、英語（公用語） **ODA**：無償・有償資金供与対象国  
**政治体制**：連邦共和制 **インフラ水準**：7点満点中2.7（電力2.4/道路3.8）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の91%、64%）

（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/[JICA 有償](#)/[JICA 無償](#)/[World Economic Forum](#)/世銀

【図表1】 パキスタンの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表2】 パキスタンの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規制業種・禁止業種：ほぼすべてのビジネスセクターは、外国直接投資に開放されているが、一部の産業（製造業・工業部門、非製造業部門、禁止される工業部門）についてはパキスタン政府による認可が必要である。</li> <li>●出資比率：すべてのセクターにおいて外資100%での企業設立が可能で、建設業についても出資の制限はない。小売業などのサービス業も100%外資での参入が可能。ただし、農業分野は、会社法に基づいて設立された農業経営法人の場合にのみ100%が認められ、それ以外の農業分野に対する投資は60%が上限である。</li> <li>●その他の規制： <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所有：外国人の土地の購入は、パキスタン政府の許可が必要。リースの場合は50年間が限度（さらに49年間の延長可能）。</li> <li>・現地調達規制：国産化規制、現地生産部品の利用制度は廃止されたが、国産可能な現地生産が可能な部品を輸入する場合は追加関税が適用されている。</li> </ul> </li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（パキスタン）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率：32%）、個人所得税（累進課税、最高税率35%）、付加価値税（標準税率17%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々10%）、二国間租税条約締結済み、二重課税防止条約締結済み</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（パキスタン）「税制」</a></p>

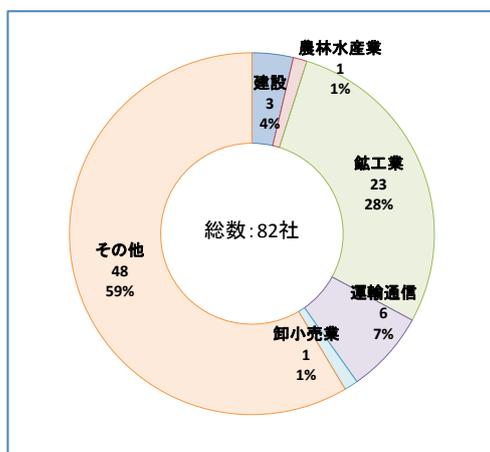
# パキスタンの投資環境

【図表 3】 パキスタンの建設業界事情

建設投資額 (億ドル)	37 (2011年)、40 (2012年)、41 (2013年)、49 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a>
主な国内建設企業	<a href="#">Brisk International (Pvd.) Ltd.</a> 、 <a href="#">Al Baraka Construction Co., Ltd. (BCC)</a> (出所) <a href="#">パキスタン建設会社一覧</a>
進出日系建設企業	<a href="#">大成建設(株)</a> 、 <a href="#">飛鳥建設(株)</a> (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：968人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 パキスタン政府のインフラ開発計画

## 第11次5か年計画 (2013-2018)

開発計画全体投資額の48%にあたる合計3兆3,740億ルピーをインフラ開発に投資する。最も注力するのは交通分野で、中国から経済協力を受けながら高速道路や港湾の整備を進めるとしている。

分野	投資予定額
エネルギー	1兆1,280億ルピー
交通	1兆5,810億ルピー
上下水道	5,920億ルピー
施設計画(地方)	650億ルピー
燃料関連	80億ルピー

※1パキスタンルピー=約1円 (参考)

(出所) [パキスタン第11次5か年計画 \(2013-2018\)](#)

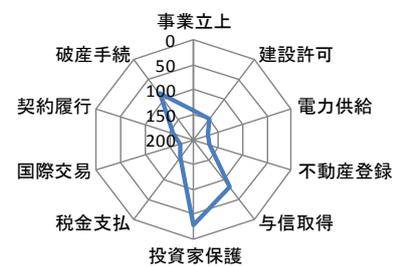
【図表 6】 有望展開先国としてのパキスタン: 有望理由と課題

「ビジネスのしやすさ」 アジア 順位 (25か国)						
	2014年度		2015年度		2016年度	DTF*
1	シンガポール	→	シンガポール	→	シンガポール	85.1%
2	香港	→	韓国	↑	韓国	84.1%
3	韓国	→	香港	↓	香港	84.2%
4	マレーシア	→	台湾	↑	台湾	81.1%
5	台湾	→	マレーシア	↓	マレーシア	78.1%
6	日本	↑	日本	→	日本	75.5%
7	タイ	↓	タイ	→	タイ	72.5%
8	ブルネイ	↑	モンゴル	↑	モンゴル	68.2%
9	モンゴル	↑	ブータン	↑	ブータン	65.4%
10	モルディブ	↓	中国	↑	中国	64.3%
	18位	↓	21位	↓	21位	

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## パキスタン



総合順位 (144位/190か国)

\* 順位が低いほど課題あり

## パキスタン：お助け情報源

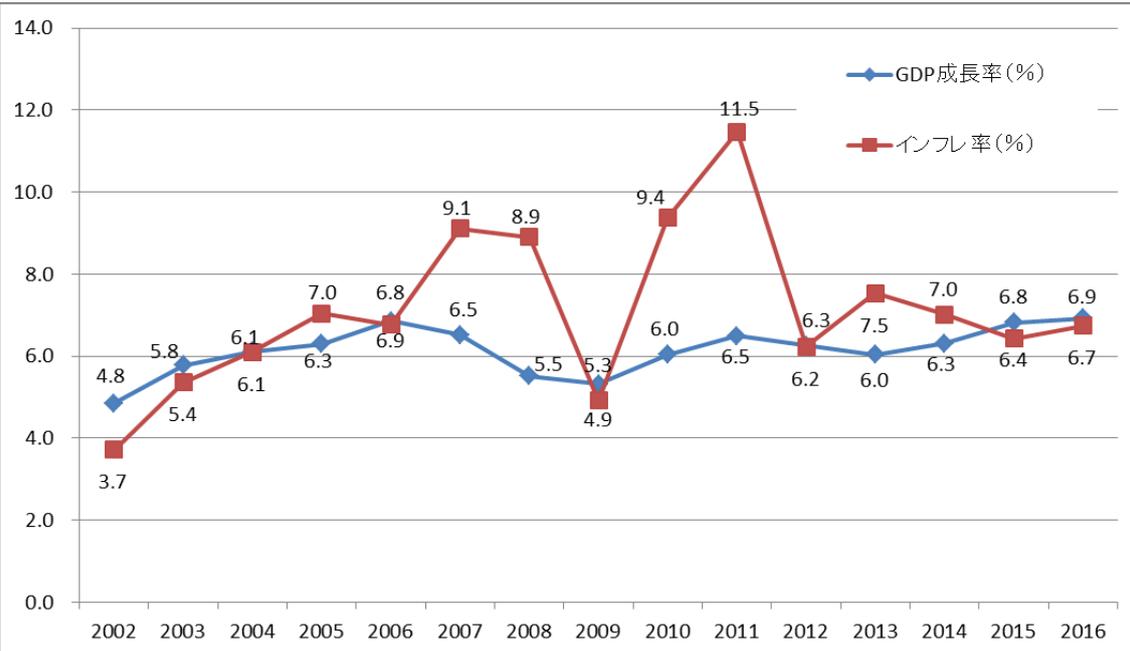
治 安	外務省危険情報（パキスタン）
許 認 可	● <a href="#">パキスタン・エンジニアリング協会 (Pakistan Engineering Council)</a> ：建設業はエンジニアや請負業者を登録し、免許を取得する必要がある。
公共発注者	● <a href="#">Public Procurement Regulatory Authority</a> （公的調達規制委員会） ● <a href="#">SAARC 加盟国公共調達情報（パキスタン）</a> ●計画・開発省(PC)、運輸省、水利・電力省(MOWP)、鉄道省、住宅・公共事業省、港湾・船舶省(MOPS)、国道公団(NHA)、パキスタン民間航空局、水利電力開発公社(WAPDA)
団 体	● <a href="#">建築デベロッパー協会 (Association of Builders and Developers)</a> ：建設会社・開発会社の事業団体
本邦企業支援機関	● <a href="#">在パキスタン日本国大使館</a> 日本企業支援窓口（インフラプロジェクト専門官配置） TEL: (92-51) 907-2216 FAX: (92-51) 907-2355 E-mail: kigyoshien@ib.mofa.go.jp ● <a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315 FAX: 03-5253-1562 ● <a href="#">JETRO カラチ事務所</a> ※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象 TEL: (92-21) 3563-0727 FAX: (92-21) 3563-0733 ● <a href="#">JICA パキスタン事務所</a> TEL: (92-51) 9244-508～7 FAX: (92-51) 9244-508 ● <a href="#">イスラマバード日本商工会 (The Japanese Association of Commerce and Industry in Islamabad)</a> ADD: 1st Floor, Plot No. 55-C, U-FONE TOWER, Jinnah Avenue, Islamabad ● <a href="#">カラチ日本商工会 (The Japanese Association of Commerce and Industry in Karachi)</a> ADD: Floor #14-A, The Harbour Front, Dolmen City, HC-3, Block-4, Scheme-5, Clifton, Karachi 75600 ● <a href="#">ラホール日本人会</a> ● <a href="#">在カラチ日本国領事館</a>
進出・進出支援事例	● <a href="#">パキスタンへ進出（はじめて海外進出に取り組みたい）</a> JETRO ● <a href="#">ジェトロ活用事例：柔道着レンタルでビジネスモデルを構築</a> ※投資貿易相談を活用
業界調査	● <a href="#">パキスタンの業種別関連法・関係機関ガイド（2015年5月）</a> JETRO
その他	● <a href="#">JETRO「パキスタンの有力企業グループ」（2016年3月）</a> ● <a href="#">「パキスタン 政治・経済・産業の手引き」（2014年版）</a> カラチ日本商工会・編著 ● <a href="#">JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「日本の ODA プロジェクト（無償）」</a> ● <a href="#">ニュース：Asian Correspondent、Daily Explorer</a>

## バングラデシュの投資環境

人口：1億5,986万人（2015） 首都：ダッカ（1,624万人、全人口の10%）  
 面積：14万7千平方キロメートル（日本の約4割） 宗教：仏教、道教、キリスト教  
 GDP：2,065.3億米ドル（2015年） 一人当たりGDP：1292.0米ドル（2015年）  
 公用語：ベンガル語（国語） ODA：無償・有償資金供与対象国  
 政治体制：共和制 インフラ水準：7点満点中2.8（電力3.2/道路2.9）、  
 安全飲料水・トイレ普及（各々人口の87%、61%）

（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA有償/JICA無償/World Economic Forum/世銀

【図表1】 バングラデシュのGDP成長率、消費者物価上昇率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表2】 バングラデシュの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規制業種・禁止業種：禁止業種は4業種（武器・弾薬製造、貨幣製造など）、規制業種は17業種。いずれの項目にも建設業は含まれていないが、港湾建設については政府による事業認可が必要。</li> <li>●出資比率：原則、外資の100%出資可。業種によっては出資金額、出資比率についての規制がある。外国資本の合弁は民間部門、公共部門とも可能。また、原則、金融業以外の業種であれば最低払込資本金の規制はない。土地所有についても会社登記されていれば外国企業でも所有は可能（個人は不可）。</li> <li>●その他の規制：国産化率や現地調達義務、輸出義務などに関する規制はない。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（バングラデシュ）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（株式上場企業 25%、非上場企業 35%※）、個人所得税（10～30%、年収により6段階の課税）、付加価値税（標準税率15%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々10%、30%）、二国間租税条約締結済み</p> <p>※2019年6月までに開始されるインフラ事業（有料道路・地下鉄・港湾建設など）については実施事業者の法人税を減免としている。（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（バングラデシュ）「税制」</a></p>

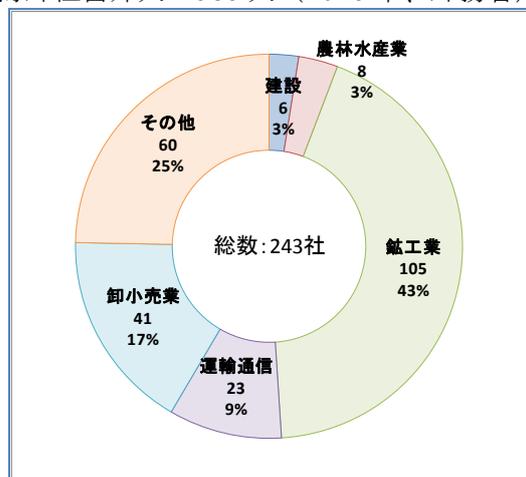
# バングラデシュの投資環境

【図表 3】 バングラデシュの建設業界事情

建設投資額 (億ドル)	77 (2011年)、83 (2012年)、106 (2013年)、117 (2014年) (出所) 国連統計局
主な国内建設企業 (出所) ダッカ証券取引所	<a href="#">Bangladesh Building Systems</a> 、 <a href="#">Confidence Cement</a> 、 <a href="#">Eastern Housing</a> 非上場建設関連会社： <a href="#">MAX Group</a> 、 <a href="#">Haider Construction (Pvt) Limited</a> 、 <a href="#">GASMIN Limited</a> 、 <a href="#">ASFER Group</a>
進出日系建設企業 (出所) OCAJI	(株)大林組 (株)クボタ工建 清水建設(株) 東急建設(株)

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：985人（2015年、外務省）



(出所) 外務省 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 バングラデシュ政府のインフラ開発計画

## 第7次5か年計画 (2016-2020)

2015年策定。PPPも活用しながらGDP年平均3%程度をインフラ開発に投資する。

●年間予算に占めるインフラ整備費の割合

2011	2012	2013	2014	2015
30.8%	35.3%	33.9%	32.1%	38.5%

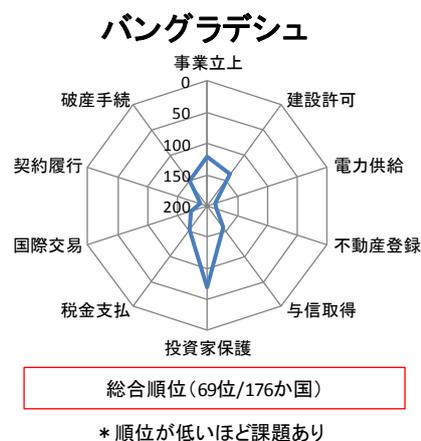
\*電力・エネルギー分野含む。

●交通インフラ整備予算 (2016-2020年) :  
年間1兆5,518億タカ (割合：橋梁42.8%、道路23.8%、鉄道22.2%、空港・港湾7.3%、船舶4.0%) ※1タカ = 約1.5円 (参考)

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としてのバングラデシュ：順位と課題 (参考)

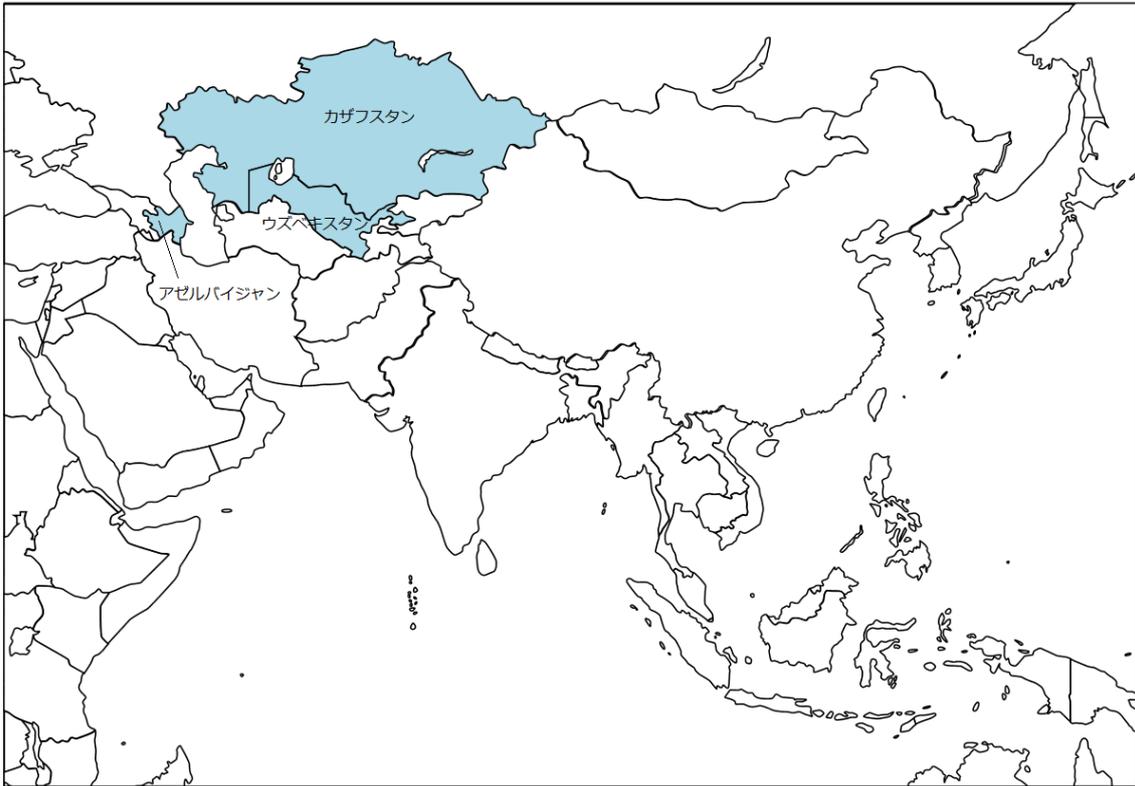
本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)					
	2014年度		2015年度		2016年度	
11	フィリピン	10.0%	マレーシア	6.2%	マレーシア	6.8%
12	マレーシア	9.2%	ロシア	5.5%	シンガポール	4.8%
13	トルコ	5.2%	シンガポール	4.6%	台湾	4.6%
14	シンガポール	5.0%	トルコ	3.9%	ドイツ	4.1%
15	カンボジア	4.0%	韓国	3.9%	ロシア	3.5%
16	韓国	4.0%	台湾	3.7%	韓国	3.1%
17	台湾	3.8%	カンボジア	3.2%	トルコ	2.5%
18	ドイツ	1.8%	ドイツ	3.2%	カンボジア	2.5%
19	フランス	1.4%	サウジアラビア	1.6%	オーストラリア	2.3%
20	サウジアラビア	1.4%	<b>バングラデシュ</b>	1.4%	イラン	1.7%
20	南アフリカ	1.4%	ラオス	1.4%		
	<b>25位</b>	1.2%				

(出所) JBIC「我が国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」、世界銀行 Doing Business Ranking 2016



## バングラデシュ：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（バングラデシュ）
許 認 可	建設業の許可制度はない。 一般的な外国企業の会社設立においては、商業登記所、投資庁、中央銀行、国家歳入庁等への登録が必要である。
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●Central Procurement Technical Unit</li> <li>●e-GP（入札情報）</li> <li>●運輸省(Ministry of Communication/MOC)道路・橋、住宅・公共事業省(MOHPW)、船舶省(MOS)、鐵道省</li> <li>●SAARC 加盟国公共調達サイト（バングラデシュ）</li> </ul>
団 体	● Bangladesh Association of Construction Industry (BACI)
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在バングラデシュ日本大使館 日本企業支援窓口 TEL: (880-2) 881-0087 FAX: (880-2) 881-6737 E-mail: nihonkigyoshien@dc.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム（ダッカ） TEL: 03-3582-5017 E-mail: platform-bda@jetro.go.jp /</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」 TEL: 03-5253-8315 FAX: 03-5253-1562</li> <li>●ダッカ日本商工会、バングラデシュ日本人会、ダッカ日本人会</li> </ul>
進出・進出支援事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「バングラデシュ進出日系企業の最前線」（2015年5月）JETRO</li> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例（バングラデシュ進出4社）</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成25年度」（バングラデシュ進出事例）</li> <li>●JETRO（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索）</li> <li>●JBIC 本邦企業進出支援事例（バングラデシュ）</li> </ul>
業界調査	●諸外国の国土政策・地域政策にかかる動向分析及び支援方策等に関する調査国別報告書 【バングラデシュ】（2015年3月）国土交通省国土政策局
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「バングラデシュで仕事をするために知っておきたい10のポイント」JETRO</li> <li>●「バングラデシュ 投資環境まるわかり」（2015年1月21日）JETRO</li> <li>●「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「日本のODAプロジェクト（無償）」</li> <li>●ニュース：Bangladesh Business News、 Bangladesh Monitor</li> <li>●ダッカ日本商工会会員一覧</li> </ul>



# 中央アジア・コーカサス

アゼルバイジャン

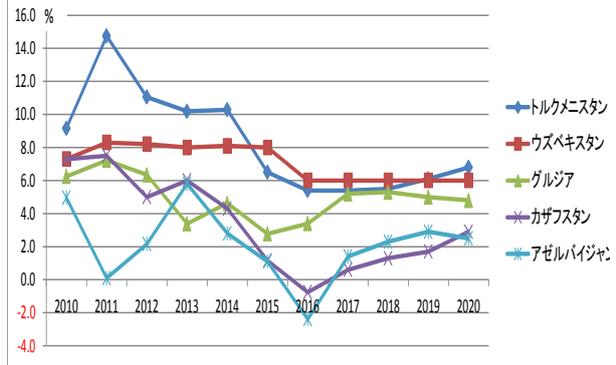
ウズベキスタン

カザフスタン

# 中央アジア・コーカサス地域の投資環境

中央アジア・コーカサス 8 国 (アルメニア・アゼルバイジャン・グルジア・カザフスタン・キルギス・タジキスタン・トルクメニスタン・ウズベキスタン) 総人口：約 8,500 万人、総 GDP：3,790 億米ドル (2015)  
 広域 FTA: ユーラシア経済連合 (EAEU)  
 広域インフラプロジェクト：  
 ・新ユーラシア大陸橋整備 (1992-2020)  
 ・石油/天然ガス既存パイプライン連結  
 ・EAEU 電力市場の形成 (-2019)

【図表 1】 域内諸国の今後の経済成長率見通し



(出所) 基礎情報は IMF、JETRO 国・地域情報、成長率は IMF WEO 2016/10 (予測値 2016-20)

【図表 2】 域内諸国の「事業のしやすさ」ランキング

	総合順位	事業立上	建設許可	電力供給	不動産登録	与信取得	投資家保護	税金支払	国際交易	契約履行	破産手続
グルジア	16	8	8	39	3	7	7	22	54	16	106
カザフスタン	35	45	22	75	18	75	3	60	119	9	37
アゼルバイジャン	65	5	127	105	22	118	32	40	83	44	86
ウズベキスタン	87	25	147	83	75	44	70	138	165	38	77

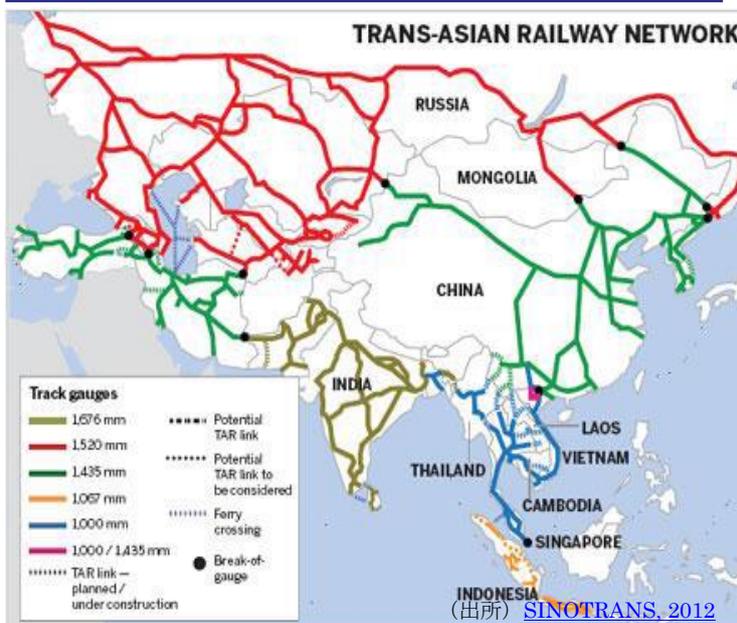
【図表 3】 域内関連諸国の労働コスト比較

(出所) 図表 2: 世界銀行 Doing Business Ranking 2016、図表 3: JETRO 投資コスト比較

(単位: 米ドル)	キエフ	タシケント	アルマトイ	ウラジオストック	サンクトペテルスブルグ*	モスクワ
製造業ワーカー (一般工職)	159~243/月	430/月	591/月	502~872/月	648~937/月	661~1,120/月
法定最低賃金	58/月	46/月	115/月	107/月	170/月	297/月
社会保険負担率 (事業者負担率)	36.76~49.7% *1	25%	10% *2	30.2~38.5% *1	30.2~38.5% *1	30.2~38.5% *1

\*1: 業種の危険度によって保険料率は異なる \*2: 別途、雇用者には社会税として11%が課される。

【図表 4】 新ユーラシア大陸橋の整備 (1992-2020)

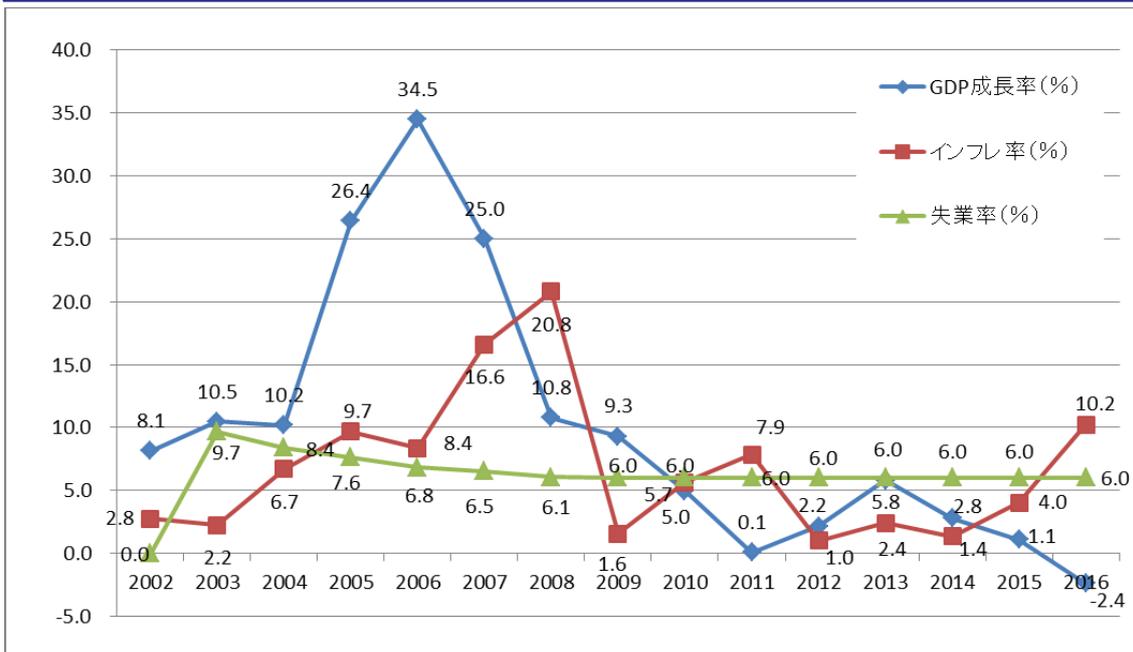


カザフスタン・キルギスタンは、ロシア・ベラルーシ・アルメニアとユーラシア経済連合 (EAEU) の下、人口約 1 億 8 千万人、GDP 1.56 兆米ドル(2015)の自由貿易市場を形成している。EAEU 諸国は世界最大の石油・天然ガス生産地域であり、南アジア、中国、欧州等への供給パイプラインの開発が経済成長の鍵を握っている。1992 年に開始された「新ユーラシア大陸橋」(中国・中央アジア・欧州を連結する道路・鉄道・架橋等)の整備は 2020 年頃に終了。

## アゼルバイジャンの投資環境

人口：942 万人（2015 年）      首都：バクー（272.5 万人、全人口の 29%）  
 面積：8 万 6,600 平方キロメートル（日本の約 4 分の 1） 宗教：イスラム教（シーア派）  
 GDP：540 億米ドル（2015 年）      一人当たり GDP：5,739 米ドル（2015 年）  
 公用語：アゼルバイジャン語      ODA:有償資金対象国      政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 4.3（電力 5.1/道路 4.4/空港 5.3）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 87%/89%）（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 アゼルバイジャンの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 アゼルバイジャンの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業を含め外国資本の参入や外国人の就業が認められない分野はない。（内国民待遇）</li> <li>●外国資本の出資比率規制はない。</li> <li>●国内調達率要求(local content requirement)もない。</li> <li>●土地の所有に関しては、アゼルバイジャン国・地方自治体およびアゼルバイジャン企業(外国資本参加があっても良い)およびアゼルバイジャン人のみに許される。（土地所有権・使用権・リース権の民間売買に規制はない）</li> <li>●建物の所有と建設に関しては外国企業への規制はない。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">AZPROMO, "Doing Business in Azerbaijan 2016"</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 20%）、個人所得税（14～25%の累進課税。）、付加価値税（標準税率 18%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 10%）、二国間租税条約締結済み。日アゼルバイジャン EPA 及びユーラシア経済連合（EAEU）EPA は未締結。</p> <p>（出所） <a href="#">AZPROMO, "Doing Business in Azerbaijan 2016"</a></p>

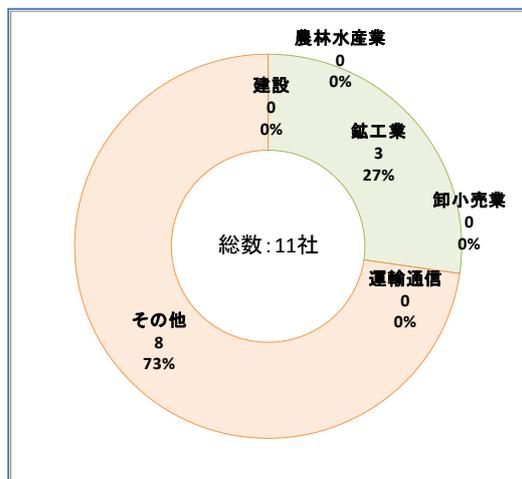
# アゼルバイジャンの投資環境

【図表 3】 アゼルバイジャンの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	52 (2011年)、70 (2012年)、86 (2013年)、94 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 (出所) <a href="#">バクー証券取引所</a>	<a href="#">Akkord Industry Construction Investment Corporation</a> その他非上場建設関連会社： <a href="#">AF Holding</a> 、 <a href="#">PASHA Holding</a>
進出日系建設企業	海外建設協会(OCAJI)会員企業の進出はない。(出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：53人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 アゼルバイジャン政府のインフラ開発計画

- 海運**：Alyat 新国際港のための土木・建築工事
- 鉄道輸送**：[Baku-Alyat-Beyuk Kesik を結ぶ鉄道](#) (Alyat 新国際港とグルジア・アゼリ国境を結ぶ) の改修工事 (10億ユーロ)
- 道路と橋梁**：[バクー湾を通る14kmの高速道路橋](#)を建設する高速道路整備プロジェクト (BOT方式の建設費は1.5~18億米ドル)
- 航空**：新しい航空経路の立ち上げ。航空サービスの開発。空港内の店舗の開設。
- 物流施設**：[Alyat 新国際港に国際物流センター](#)(100ha)を PPP で建設。(総投資額2.1億ユーロ)
- アゼルバイジャンは、ヨーロッパ～コーカサス～アジア輸送回廊 [TRACECA programme](#) の重要な部分 (カスピ海～黒海) を担っており、上記のインフラ事業以外にも、[鉄道・高速道路等の改修・新設工事](#)が今後も継続的に出てくると見込まれる。(出所) [East Invest \(東欧地域投資貿易促進機関\)](#)

※1 ユーロ=約 121円 (参考)

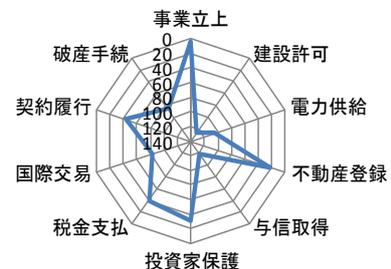
【図表 6】 有望展開先国としてのアゼルバイジャン:ビジネスのやりやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 ロシア・東欧・中央アジア 順位 (28か国)						
	2014年		2015年		2016年	DTF*
11	ハンガリー	↓	アルメニア	↓	ハンガリー	↓ 73.1%
12	モンテネグロ	↑	ベラルーシ	↑	キプロス	↑ 72.7%
13	ロシア	↑	ロシア	→	アルメニア	↓ 73.6%
14	ルーマニア	↓	モルドバ	↑	モルドバ	→ 72.8%
15	<b>アゼルバイジャン</b>	↓	モンテネグロ	↓	モンテネグロ	→ 72.1%
16	コンボ	↑	トルコ	↓	ベラルーシ	↓ 74.1%
17	ベラルーシ	↑	カザフスタン	↑	カザフスタン	→ 75.1%
18	キルギス	↓	キプロス	↓	セルビア	↑ 72.3%
19	クロアチア	↓	コンボ	↓	<b>アゼルバイジャン</b>	↑ 68.0%
20	カザフスタン	↓	<b>アゼルバイジャン</b>	↓	トルコ	↓ 67.2%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## アゼルバイジャン



総合順位 (65位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

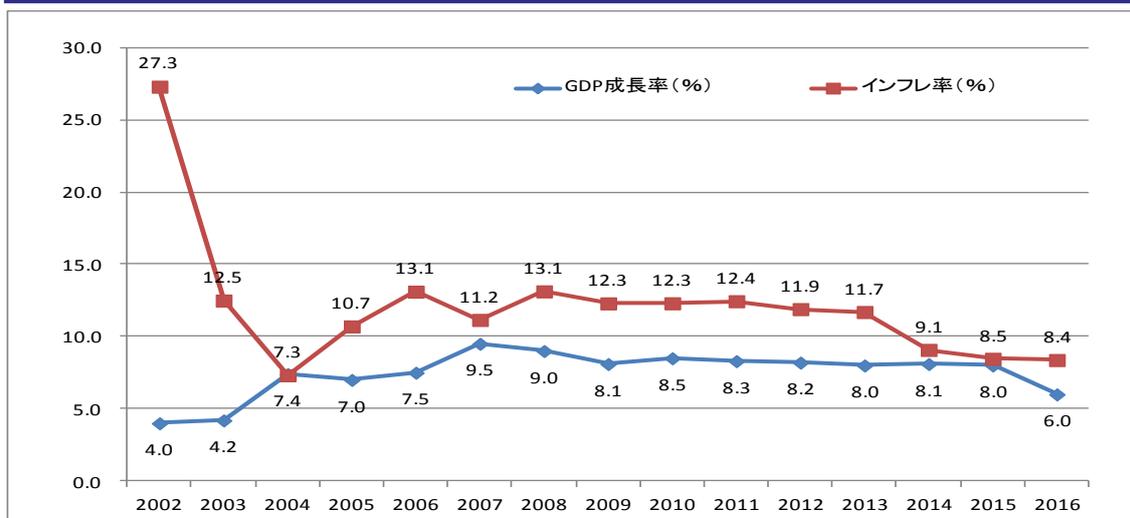
## アゼルバイジャン：お助け情報源

治 安	外務省危険情報 (アゼルバイジャン)
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国企業が投資をする際には、税務省に商業法人登記をする。(準拠法 The Law on State Registration of Legal Entities and State Register に登記手続きに必要な書類と手順が記載されている)</li> <li>●2016年にアゼルバイジャン許認可検索ポータル：ICAZELER が開設され、87種類の許可と25種類のライセンスの概要につき検索できるようになった。</li> <li>●建設業 (Tikinti) については、建物・施設の建設に関する設計、建設、そして、エンジニアリングについては、各々経済省から免許を取得する必要がある。加えて、緊急事態省 (Ministry of Emergency Situations) と厚生省 (Ministry of Public Health) から許可が必要。(出所) ICAZELER, “Tikinti”検索結果</li> <li>●すべてのライセンスの発行は経済省が所管しており、ASAN Service Center または専用 e-portal でワンストップサービスが受けられる。</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経済省、教育省、交通省、通信・高度技術省、干拓・水管理省</li> <li>●国家調達庁 (State Procurement Agency)</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アゼルバイジャン商工会議所 (CCI/Azerbaijan Republic Chamber of Commerce and Industry)</li> <li>●Azerbaijan Export and Investment Promotion Foundation (Azpromo)</li> <li>●National Confederation of Entrepreneurs (ASK)</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在アゼルバイジャン日本国大使館 日本企業支援窓口</li> <li>TEL: (994-12) 490-7818～19 FAX: (994-12) 490-7817～20</li> <li>E-mail: economic@bk.mofa.go.jp</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO 本邦企業海外事業展開の支援事例 (アゼルバイジャン)</li> <li>●日本アゼルバイジャン経済委員会 メンバー一覧</li> <li>●成功事例：都市鉄道輸送エンジニアリング会社大手、Systra (仏)は、MottMacDonald (チェコ) および SAMAN (韓国)とコンソーシアムを組成し、バクー地下鉄の設計の国際競争入札 (2009年) を落札している。</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●East Invest (東欧地域投資貿易促進機関) "Azerbaijan Transport and Logistics: Sector Outlook"</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「日本の ODA プロジェクト (無償)」</li> <li>●中央アジア建築請負会社一覧 (アゼルバイジャン企業複数含む) : Go4Construction</li> <li>●アゼルバイジャン商工会議所 (CCI) 会員企業一覧</li> <li>●ニュース : Azerbaijan、Metbuat、NEWS、Today</li> </ul>

## ウズベキスタンの投資環境

人口：3,097 万人（2015 年） 首都：タシケント（278.5 万人、全人口の 9%）  
 面積：44 万 7,400 平方キロメートル（日本の約 1.2 倍） 宗教：イスラム教（スンニ派）  
 GDP：655 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：2,115 米ドル（2015 年）  
 公用語：ウズベク語 ODA: 無償・有償資金対象国  
 政治体制：共和制 インフラ水準：安全飲料水・トイレ・電力普及（各々人口の 87%/100%/100%）  
 （出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/世銀

【図表 1】 ウズベキスタンの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 ウズベキスタンの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業を含め外国資本の参入が認められない分野はない。ただし、公共の利益・安全・健康にかかわる 74 種類の業務には所管省庁のライセンスが必要となる。その中に、通信分野における設計・建築が含まれる。ライセンス期間は 5-15 年だが、初回申請の場合は 5 年以下になる可能性が高い。詳細は <a href="#">UZINFOVEST (ウズベキスタン情報支援・外国投資促進庁)</a>：“<a href="#">Licensing</a>”を確認すること。</li> <li>●外国人の就業が認められない分野はない。ただし、就業活動を行なうためにウズベキスタンに入国する外国人は、使用者が雇用許可証を有しており、その外国人の名義で交付された労働活動の権利の確認書（労働許可証）がある場合に限り、ウズベキスタン国内で就業することができる。</li> <li>●出資比率規制はない。外国投資家は企業を設立することができるほか、既に設立された企業に資本参加し、また私有化される企業を買収することができる。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域別情報 (ウズベキスタン) 「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 7.50%）、個人所得税（最高税率 23%*）、付加価値税（標準税率 20%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 10%、15%）、二国間租税条約締結済み、日ウズベキスタン EPA 及び日本と CIS 自由貿易圏(CISFTA)との EPA は未締結。</p> <p>*法定最低賃金の 10 倍を超える場合、法定最低賃金の 5 倍に対し法定賃金 5 倍以下の税率 (8.5%) によって算出された額と、法定最低賃金の 5 倍を超える収入に対し税率 17%によって算出された額と、法定最低賃金の 10 倍を超える収入に対し税率 23%によって算出された額の合計</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域別情報 (ウズベキスタン) 「税制」</a></p>

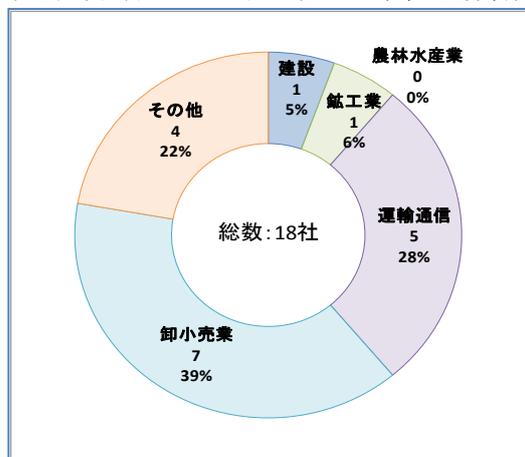
# ウズベキスタンの投資環境

【図表 3】 ウズベキスタンの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	28 (2011年)、33 (2012年)、34 (2013年)、39 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 <a href="#">ウズベキスタン証券取引所</a>	<a href="#">QURILISH BIRLASHMASI. JSC</a> <a href="#">O'zneftgazqazibchigarish O'zbekgidroenergoqurilish</a> <a href="#">Naqlgazmaxsusqurilish</a> <a href="#">Qashqadaryo neft-gaz qurilish va ta'mirlash</a> <a href="#">Toshneftgazqurilish</a> 非上場の建設会社： <a href="#">MURAD Buildings</a>
進出日系建設企業	<a href="#">清水建設(株)</a> (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：126人 (2015年、外務省)



【図表 5】 ウズベキスタン政府のインフラ開発計画

**2015-2019年インフラ開発近代化計画**：以下含む

- ・2015-2020年：光ファイバー通信網の建設。投資額 4,830 万米ドル (所管：情報技術通信発展省)
- ・2016 - 2020年：Kandim - Gazly - Mysken 間 325.6 km の鉄道建設。総投資額 4 億米ドル (所管：ウズベキスタン鉄道公社 SJSRC)
- ・2017 - 2020年：Bukhara - Urgench 間 453 km の鉄道電化工事。政府予算 2.5 億米ドル (所管：SJSRC)
- ・2015- 2019年：Tashkent-Samarkand 間の高速度旅客鉄道のためのインフラ工事。総額 3.7 億米ドル
- ・2019-2022年：Kokand- Margilan - Andijan 間 141 km の電化工事。2.1 億米ドル (所管：SJSRC)
- ・2016 - 2018年：タシケント国際空港第 4 ターミナルの新設 (毎時 1500 人規模)。3.1 億米ドル (所管：ウズベキスタン航空)

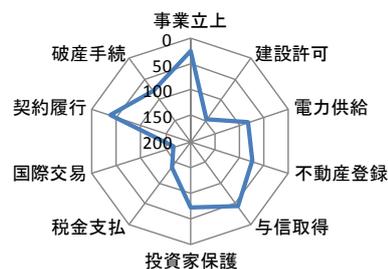
【図表 6】 有望展開先国としてのウズベキスタン:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 ロシア・東欧・中央アジア 順位 (28か国)						
	2014年		2015年		2016年	DTF*
1	ジョージア	→	マケドニア	↑	マケドニア	→ 81.7%
2	ラトビア	→	ラトビア	→	ラトビア	→ 80.6%
3	リトアニア	→	リトアニア	→	リトアニア	→ 78.8%
4	マケドニア	↑	ジョージア	↓	ジョージア	→ 80.2%
5	ポーランド	↓	チェコ共和国	↑	ポーランド	↑ 77.8%
6	チェコ共和国	→	ポーランド	↓	チェコ共和国	↓ 76.7%
7	アルメニア	↑	ルーマニア	↑	ルーマニア	→ 74.3%
8	キプロス	↓	ブルガリア	↑	ロシア	↑ 73.2%
9	ブルガリア	↓	ハンガリー	↑	ブルガリア	↓ 73.5%
10	トルコ	↑	クロアチア	↑	クロアチア	→ 73.0%
	27位	→	27位	→	26位	↑

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## ウズベキスタン



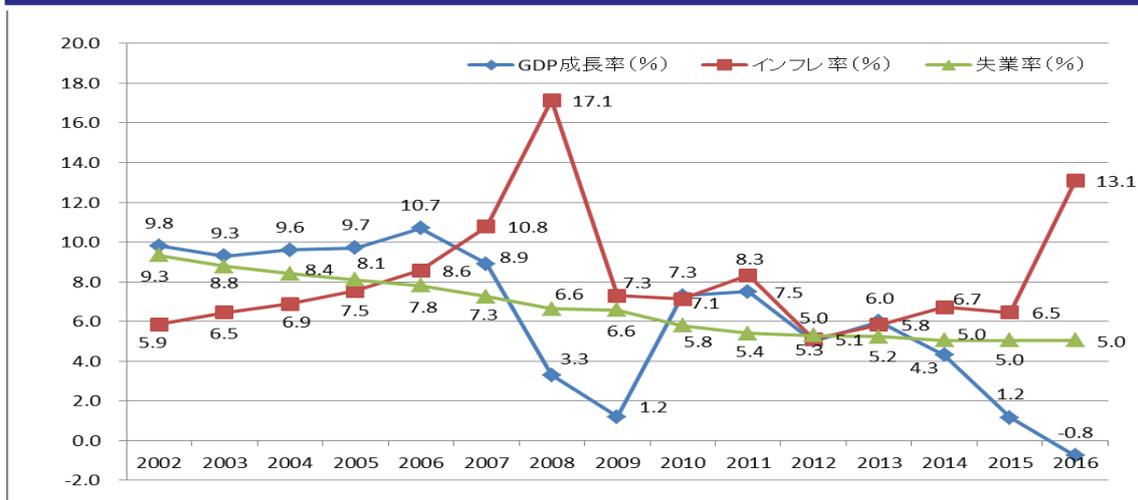
## ウズベキスタン：お助け情報源

治 安	<p>外務省危険情報（ウズベキスタン）</p>
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国企業の会社設立手続きは、法務省本省または地方当局で手続きを行う。</li> <li>●法務局への登記と同時に税務当局と統計当局への登録がワンストップサービスで実施。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・タシケント市に登録される外資系企業の場合、法務省</li> <li>・カラカルパクスタン共和国や各州で登録される外資系企業の場合、同共和国法務省、各州法務局</li> <li>・上記以外の場合、地区・市政府の企業登記監督署</li> </ul> </li> <li>（出所）会社の設立手続き：<a href="#">JETRO ウズベキスタン外国企業の会社設立手続き</a>、<a href="#">UZINFOVEST（ウズベキスタン情報支援・外国投資促進庁）</a>：<a href="#">"Starting a new business"</a></li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ウズベキスタン航空</li> <li>●ウズベキスタン鉄道公社 SJSRC</li> <li>●ウズベキスタン商工会議所ウェブサイト“<a href="#">Tenders in Uzbekistan</a>”に各省庁の調達情報が掲載されている。</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ウズベキスタン商工会議所（CCI）</li> </ul>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在ウズベキスタン日本国大使館</a> 日本企業支援窓口 TEL: (998-71) 120-80-60~3 FAX: (998-71) 120-80-77 E-mail: uzshien@ts.mofa.go.jp</li> <li>●<a href="#">JETRO タシケント事務所</a> TEL: 998-71-120-5591 FAX: 998-71-120-5590 問い合わせ：最寄りのジェトロ国内事務所</li> <li>●<a href="#">JICA ウズベキスタン事務所</a> TEL: (998-71) 120 79 66/67, (998-71) 238 59 16/17/18/19 FAX: (998-71) 120 79 68</li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> <li>●<a href="#">タシケント日本人 OB 会</a></li> </ul>
進出・進出支援事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">海外建設協会 OCAJI</a> 会員海外進出事例（ウズベキスタン 1 社）</li> <li>●<a href="#">JETRO</a> 本邦企業海外事業展開の支援事例（ウズベキスタン）</li> <li>●<a href="#">UZINFOINVEST</a>: ウズベキスタン進出成功事例（本邦企業含む）</li> </ul>
業界調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JETRO</a> 調査レポート「ウズベキスタン」関連</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」</a>「日本の ODA プロジェクト（無償）」</li> <li>●中央アジア建築請負会社一覧：<a href="#">Go4Construction</a>（日本語）</li> <li>●ウズベキスタン建設・建築関連下請け会社 52 社：<a href="#">イエローページ</a></li> <li>●<a href="#">ウズベキスタン商工会議所（CCI）</a> 会員企業一覧</li> <li>●ニュース：<a href="#">Uzbekistan Daily</a>、<a href="#">UZ Report</a>、<a href="#">Review</a>、<a href="#">Anons</a></li> </ul>

## カザフスタンの投資環境

人口：1,768 万人（2015 年） 首都：アスタナ（最大都市：アルマティ 148.5 万人、全人口の 8%） 面積：272 万 4900 平方キロメートル（日本の 7 倍） 宗教：イスラム教（70%）、ロシア正教（26%）等 GDP：1,844 億米ドル（2015 年）  
 一人当たり GDP：10,426 米ドル（2015 年） 公用語：カザフ語 ODA：有償資金対象国  
 インフラ水準：7 点満点中 4.2（電力 4.5/道路 3.0/空港 4.0）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 93%/98%）（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀

【図表 1】 カザフスタンの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 カザフスタンの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業を含め、外国資本の参入が認められない分野はない。外国人雇用に対する許可は、建設期間中および投資事業開始から 1 年間は不要である。</li> <li>●外国資本参入規制には、メディア（上限は 20%）、内外の航空輸送サービス（49%）、モバイル通信を除く電気通信（49%）などがある。（なお、同国の WTO 加盟と共に電気通信分野の規制は解除される予定）</li> <li>●銀行や保険分野への外資参入には制限はないが、外国銀行や保険会社の支店はカザフスタンでの営業は禁止されており、子会社を設立する必要がある。</li> <li>●農地の外国所有は禁止されている。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">KAZNEX INVEST: "Investor's Guide 2016"</a>、<a href="#">米国商務省国際貿易局</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 20%）、個人所得税（居住者は一律 10%、非居住者は 5-20% 累進課税、付加価値税（標準税率 12%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 10%、15%）、二国間租税条約締結済み。日・カザフスタン EPA 及び日本・ユーラシア経済連合（EAEU）EPA は未締結。（出所） 同上、<a href="#">みずほ銀行</a> (2017/1/20)</p> <p>●<a href="#">道路・鉄道・通信・電力・架橋・トンネル等の建設分野（Civil Engineering）を含む、優先分野（List-of-priority-kinds-of-activity）</a>に含まれるプロジェクトに対しては、法人所得税・土地税 10 年間・固定資産税 8 年間、輸入関税 5 年間免除など優遇措置が適用される。なお優遇措置の享受には、新設企業であること、投資額が一定額（国家予算法で指定された基準で 2 百万 MCI=約 1150 万ドル）を超えることが条件となる。（出所） <a href="#">KAZNEX INVEST (JSC 輸出・投資国家庁)</a></p>

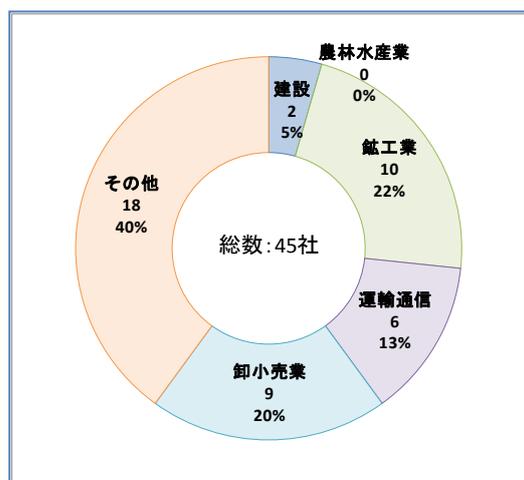
# カザフスタンの投資環境

【図表 3】 カザフスタンの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	124 (2011年)、128 (2012年)、141 (2013年)、131 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 <a href="#">カザフスタン証券取引所</a>	<a href="#">Ecoton</a> 、 <a href="#">KazTransOil</a> 、 <a href="#">SAT &amp; Company</a> 、 その他非上場建設会社： <a href="#">BI Group Construction Holding</a>
進出日系建設企業	海外建設協会(OCAJI)会員企業の進出はない (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：153人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 カザフスタン政府のインフラ開発計画

- PPPによるインフラ開発案件に以下が含まれる。
    - ・Almaty 鉄道バイパス(BTO)事業(2017-2019)：27km、13 鉄道橋、7 高架、投資額 2.97 億米ドル。
    - ・Shymkent 市バイパス高速道路(BTMO)事業 (2017-2020)：48km、投資額 9500 万米ドル。
    - ・Mangyshlak-Bautino 間、鉄道建設・運営(BTO) 事業(2017-2018)、投資額 2.56 億米ドル。
  - 交通インフラ分野では以下が含まれる。
    - ・農産物貯蔵・加工のための輸送・物流センターの 建設事業 (2017-2020) 投資額 3600 万米ドル(内、 約 8 割は民間資金)
  - エネルギー分野では以下が含まれる。
    - ・風力発電(計 300MW)の建設・運営事業 (2017-18) 投資総額 4.2 億米ドル (内、50%は民間資金)
    - ・150MW 太陽光発電所の建設事業 (2017-2019) 投資額 1.1 億米ドル (西カザフ工業区向け給電)
- (出所) [カザフスタン政府投資促進機関](#)

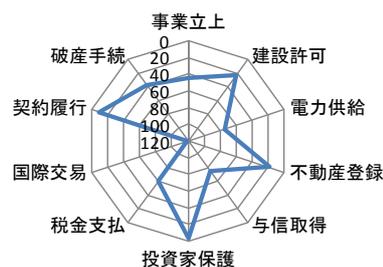
【図表 6】 有望展開先国としてのカザフスタン:ビジネスのやりやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 ロシア・東欧・中央アジア 順位 (28か国)						
	2014年		2015年		2016年	DTF*
11	ハンガリー	↓	アルメニア	↓	ハンガリー	↓ 73.1%
12	モンテネグロ	↑	ベラルーシ	↑	キプロス	↑ 72.7%
13	ロシア	↑	ロシア	→	アルメニア	↓ 73.6%
14	ルーマニア	↓	モルドバ	↑	モルドバ	→ 72.8%
15	アゼルバイジャン	↓	モンテネグロ	↓	モンテネグロ	→ 72.1%
16	コソボ	↑	トルコ	↓	ベラルーシ	↓ 74.1%
17	ベラルーシ	↑	<b>カザフスタン</b>	↑	<b>カザフスタン</b>	→ 75.1%
18	キルギス	↓	キプロス	↓	セルビア	↑ 72.3%
19	クロアチア	↓	コソボ	↓	アゼルバイジャン	↑ 68.0%
20	<b>カザフスタン</b>	↓	アゼルバイジャン	↓	トルコ	↓ 67.2%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## カザフスタン

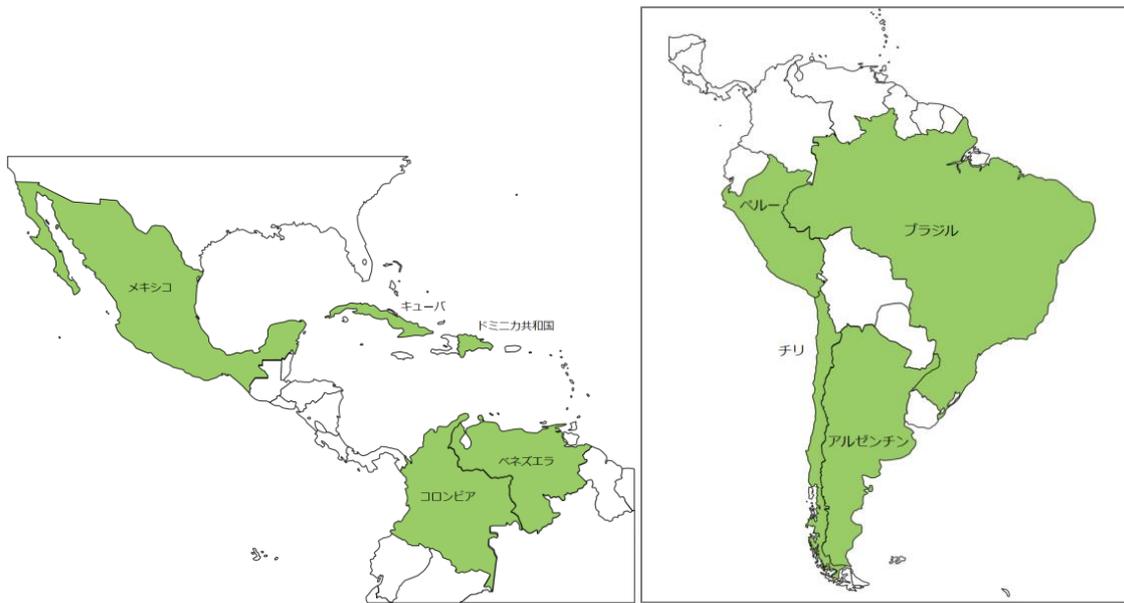


総合順位 (35位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

## カザフスタン：お助け情報源

治 安	外務省危険情報 (カザフスタン)
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築 (architecture)、都市計画、建設にはライセンスの取得が必要。</li> <li>●建設関連ライセンスは <a href="#">Electronic Government (Construction)</a> から申請・取得できる。 (出所) KAZNEX INVEST (JSC 輸出・投資国家庁) : <a href="#">Investor's Guide 2016</a></li> <li>●会社設立する場合は、事業登録を <a href="#">Electronic Government</a> から実施する。</li> <li>●主要都市・地域に外国投資向けワンストップショップが設置されている。</li> <li>●また、政府のオンラインワンストップショップにおいて、登録すれば、必要情報の入手、すべての許認可の申請・取得ができる。</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●投資開発省 (Ministry of Investment and Development) 「公共調達計画(Public procurement plan)」、エネルギー省、情報通信省、厚生省、教育省</li> <li>●Kaz Munai Gas (国営ガス会社)、SAMRUK(国営鉱業会社)、カザフスタン鉄道(KTZ)、カザフスタン電力網運営会社 (KEGOG)</li> <li>●公共入札情報サイトへのリンク (有料)</li> </ul>
団 体	国家実業家協会 (ATAMEKEN)内、商業会議所
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在カザフスタン日本国大使館</a> 日本企業支援窓口 TEL: (7-7172) 97-78-43 FAX: (7-7172) 97-78-42 E-mail: info@aq.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO カザフスタン担当窓口 : 海外調査部ロシア NIS 課 TEL: 03-3582-1890</li> <li>●JICA キルギス共和国事務所 (カザフスタンも所管している) TEL: (996-312) 900270 FAX: (996-312) 900279</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」 TEL: 03-5253-8315</li> <li>●日本カザフスタン投資環境整備ネットワーク (日本側事務局 : (財) ロシア NIS 貿易会)</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO 本邦企業海外事業展開の支援事例 (カザフスタン)</li> <li>●輸出・投資国家庁 KAZNEX INVEST : <a href="#">カザフスタン進出企業成功事例</a></li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO 調査レポート「カザフスタン」関連</li> <li>●EXPO 2017 (アスタナ国際博覧会)</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「日本の ODA プロジェクト (無償)」</li> <li>●中央アジア建築請負会社一覧 : <a href="#">Go4Construction</a> (日本語)</li> <li>●ニュース : <a href="#">KAZInform</a> (国営通信社)、<a href="#">Khabar</a></li> <li>●カザフスタン政府中央省庁へのリンク</li> </ul>



# 中南米

アルゼンチン

キューバ

コロンビア

チリ

ドミニカ共和国

ブラジル

ベネズエラ

ペルー

メキシコ

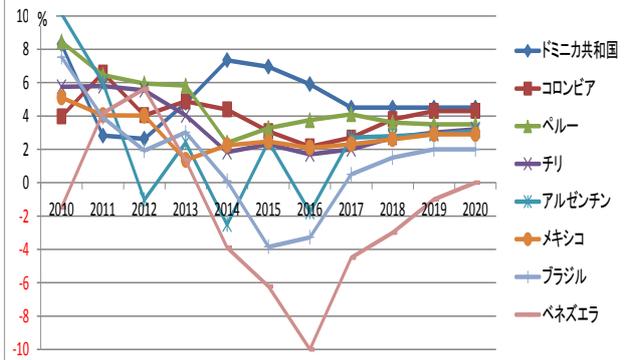
# 中南米地域の投資環境

ALADI加盟13カ国 総人口：約5億49百万人、総GDP：4.879兆米ドル（Cuba 2014/他 2015）

広域FTA：ラテンアメリカ統合連合ALADI、太平洋同盟、南米南部共同市場Mercosur、北米自由貿易協定NAFTAなど多数

広域インフラプロジェクト：南米地域インフラ統合イニシアティブ（IIRSA）

【図表1】 域内諸国の今後の経済成長率見通し



(出所) 基礎情報はIMF、JETRO 国・地域情報、成長率はIMF WEO 2016/10 (予測値 2016-2020)

【図表2】 域内諸国の「事業のしやすさ」ランキング

	総合順位	事業立上	建設許可	電力供給	不動産登録	与信取得	投資家保護	税金支払	国際交易	契約履行	破産手続
メキシコ	47	93	83	98	101	5	53	114	61	40	30
ペルー	54	103	51	62	37	16	53	105	86	63	79
チリ	57	59	26	64	58	82	32	120	65	56	55
ドミニカ共和国	103	115	45	148	82	101	87	129	58	131	160
アルゼンチン	116	157	173	91	114	82	51	178	111	50	98
ブラジル	123	175	172	47	128	101	32	181	149	37	67
ベネズエラ	187	189	137	186	129	118	175	185	187	137	165

【図表3】 域内諸国の労働コスト比較

(出所) 図表2：世界銀行 Doing Business Ranking 2016、図表3：JETRO 投資コスト比較

(単位：米ドル)	ブエノスアイレス	ハバナ	メデジン	サンティアゴ	サンパウロ	リオリジャネロ	カラカス	リマ	クワリタ
製造業ワーカー (一般工職)	938~1,241/月	598/月	471/月	608/月	769/月 *1	662/月 *1	94~160/月	459/月	323~334/月
法定最低賃金	444/月	9.79/月	215/月	348.7/月	連邦：219/月 サンパウロ州：226-229/月	連邦：219/月 リオリジャネロ州：255.20/月 (建設業一般労働者等)	48.29/月	219/月	4.22/日
社会保険負担率 (事業主負担率)	23~27%	14% *2	24.848~38.2%	4.45~6.95%	39.45~46.05%	39.45~46.05%	15~17%	9%~	23.94%

\*1: 社会保険等諸手当含む。 \*2: 除く労災保険

【図表4】 南米地域インフラ統合イニシアティブ(IIRSA)

地域統合のハブ(2015/10)	プロジェクト件数	投資総額 (億米ドル)
アマゾン	74	224
アンデス	67	286
カプリコン	82	163
ガイアナ・シールド	20	46
パラグアイ・パラナ水路	92	73
中央・大洋間	63	116
メルスコール・チリ	124	562
ペルー・ブラジル・ボリビア	24	314
南部アンデス	49	42
合計	593	1,824

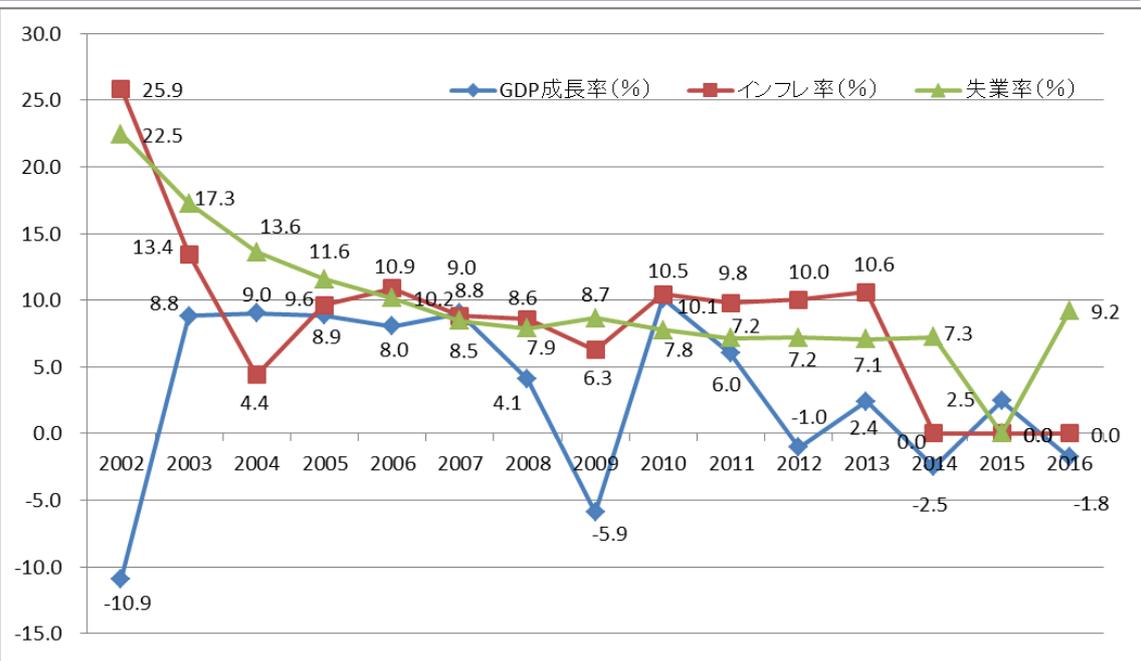
(出所) IIRSA, "Border Integration and Facilitation"

南米諸国連合 (UNASUR) は、運輸・エネルギー・通信分野の IIRSA プロジェクト実施のための専門フォーラムとして南米インフラ計画審議会 (COSIPLAN) を設け、2015年10月現在593プロジェクト(1,824億ドル)を推進している。輸送分野528件(1,297億米ドル)、エネルギー分野56件(527億米ドル)が最も多い。インパクトの大きい優先プロジェクトアジェンダ (API) 31件(211億米ドル)を含む。アマゾン環境への配慮が複雑。

## アルゼンチンの投資環境

人口：4,313 万人（2015 年） 首都：ブエノスアイレス（1,428 万人、全人口の 33%）  
 面積：278 万平方キロメートル（我が国の約 7.5 倍） 宗教：キリスト教（カトリック）  
 GDP：6,304 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：14,617 米ドル（2015 年）  
 公用語：スペイン語 ODA：非対象国 政治体制：立憲共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 3.7（電力 2.7/道路 3.1/空港 4.1）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 99%/96%）  
 （出所） [IMF/Demographia](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀

【図表 1】 アルゼンチンの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 アルゼンチンの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業に関し、外国資本の参入や外国人の就業に対する規制はない。法律 21382 号（外国投資法）により外資は内資と同等の権利・義務を有するとある。</li> <li>●経済活動の振興、または現存する経済活動の拡大などを目的とした資本をアルゼンチン国内に投下する外国人投資家は、本法および特別法制度、ないしは振興制度中に含まれる諸規定に服することを条件に、憲法および諸法律が国内投資家に与えているものと同一の権利および義務を有する。</li> <li>●出資比率制限や外資の最低資本金等の規制もない。</li> <li>●外国投資法では、現地人の雇用義務の規定はない。外国人も含め労働者の雇用に関する規則は労働契約法（法律 20744 号）による。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（アルゼンチン）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 35%）、個人所得税（9～35%の累進課税。）、付加価値税（標準税率 21%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 35%）、二国間租税条約は未締結。日アルゼンチン EPA も締結なし。</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（アルゼンチン）「税制」</a></p>

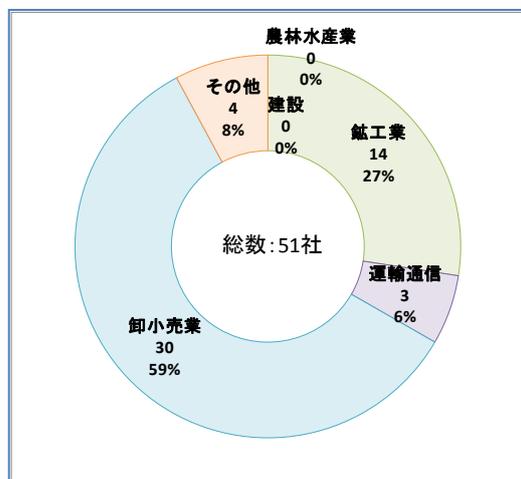
# アルゼンチンの投資環境

【図表 3】 アルゼンチンの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	268 (2011年)、292 (2012年)、293 (2013年)、275 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業	<a href="#">Inversiones y Representaciones SA (IRSA)</a> 、 <a href="#">Sociedad Comercial del Plata</a> 、 <a href="#">INVAP</a> 、 <a href="#">Loma Negra</a> (出所) <a href="#">ブエノスアイレス証券取引所(BCBA)</a>
進出日系建設 企業	海外建設協会会員で進出している企業はない。 (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：11,726人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 アルゼンチン政府のインフラ開発計画

- [領土戦略計画 \(PET\) 2008-2016](#): 最新版は未発表
  - [水力発電国家プログラム 2025](#): 2025年までに生産能力 29GW (216TWh/年) を達成
  - 原子力発電 5 年計画
  - [2020 年戦略産業計画\(2010-2020\)](#): 10 年間で工業 GDP 倍増、新規雇用 150 万人
    - ・建設分野: 生産 97%増のため、建設資材の生産を 2020年までにセメント 2千万t、鉄 930 万 t、アルミ 79 万 t を達成。
    - ・石油化学生産: 2020年までに 1400 万 t のため、255 億米ドルの投資が必要。
- (所管) [アルゼンチン連邦計画公共投資サービス省](#)

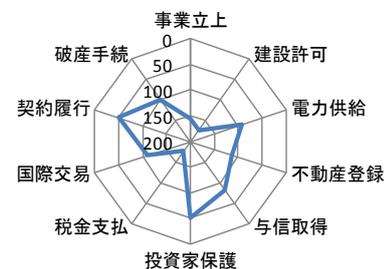
【図表 6】 有望展開先国としてのアルゼンチン: ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 中南米 順位 (33か国)						
	2014年度		2015年度		2016年度	DTF*
1	ペルー	→	チリ	↑	メキシコ	→ 72.3%
2	ブエルトリコ	→	メキシコ	↑	コロンビア	↑ 70.9%
3	チリ	→	ペルー	↓	ペルー	↓ 70.3%
4	コロンビア	→	コロンビア	→	チリ	↓ 69.6%
5	メキシコ	→	ブエルトリコ	↓	ブエルトリコ	→ 69.8%
6	パナマ	↓	パナマ	→	コスタリカ	↑ 68.5%
7	グアテマラ	↑	ジャマイカ	↑	ジャマイカ	→ 67.5%
8	セントルシア	↓	グアテマラ	↓	パナマ	↓ 66.2%
9	バハマ	↑	セントルシア	↓	セントルシア	→ 63.1%
10	ジャマイカ	↓	コスタリカ	↑	グアテマラ	↓ 62.9%
	28位	↑	19位	↑	22位	↓

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## アルゼンチン



総合順位 (116位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

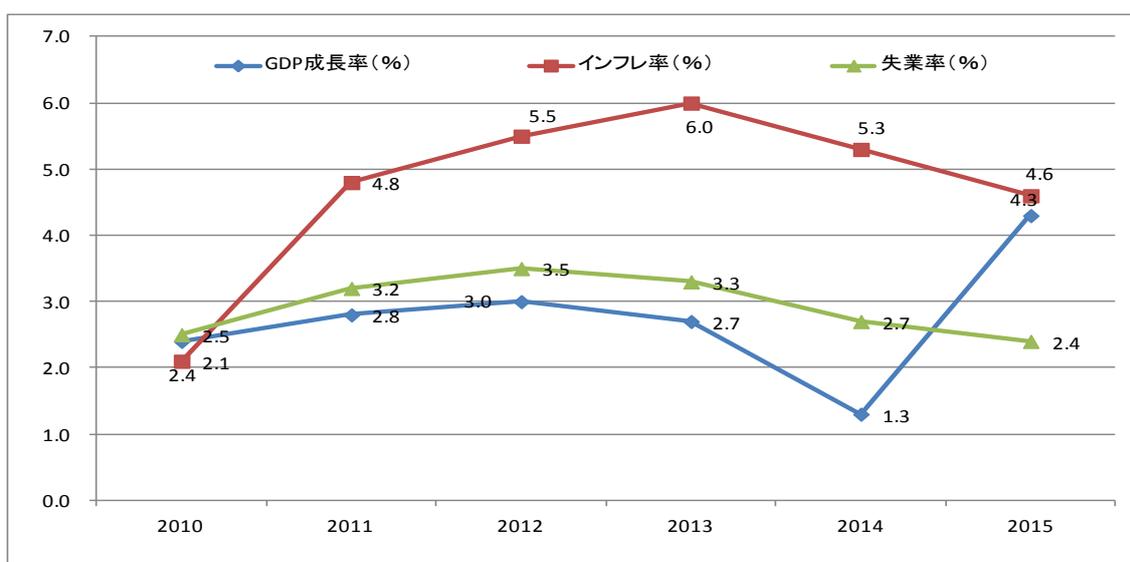
## アルゼンチン：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（アルゼンチン）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設投資の許可取得のためは、国内企業と同様の手続きを踏む。</li> <li>事例：ブエノスアイレス市の場合、所管機関は、事業・土地登録部（Dirección General de Registro de Obras y Catastro/DGROC）（出所）<a href="#">世銀 Doing Business</a></li> <li>●会社を設立する場合には、会社法（法律 19550 号）に基づき、外国企業も国内企業と同様に設立手続きを行う。外国企業の新たな会社の設立、または既存の企業への出資の場合、自国で法的に設立されている企業であることの事前証明が必要となる。また、商業公共登記所にて、現地法人の定款などの登録が求められる。登録は会社を設立する所在地の商業公共登記所で行う。ブエノスアイレス市の場合は<a href="#">司法総監察局（Inspección General de Justicia：IGJ）</a>で行う。</li> <li>（出所）JETRO 「アルゼンチン：外国企業の会社設立手続き・必要書類」</li> <li>●所管省庁：外務・宗務省「投資ガイド」 <a href="mailto:info@inversiones.gov.ar">info@inversiones.gov.ar</a></li> </ul>
公共発注者	<p>エネルギー資源省、交通省、内務・公共投資・住宅省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●外務・宗務省の外国投資専門家無料支援：TEL: (54 11) 4819-7000 Ext. 8476 / 8561</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アルゼンチン建設業協会（CAMARACO）</li> <li>●その他、建設関連団体の URL：外務・宗務省情報誌</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アルゼンチン日本国大使館 日本企業支援窓口</li> <li>TEL: (54-11) 4318-8200 FAX: (54-11) 4318-8210</li> <li>E-mail: <a href="mailto:kigyo-shien-embajada@bn.mofa.go.jp">kigyo-shien-embajada@bn.mofa.go.jp</a></li> <li>●JETRO ブエノスアイレス事務所</li> <li>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</li> <li>TEL: (54-11) 4001-3182 FAX: (54-11) 4001-3183</li> <li>問い合わせ：最寄りのジェトロ国内事務所</li> <li>●JICA アルゼンチン事務所</li> <li>TEL: (54-11) 4313-8901 FAX: (54-11) 4313-5778</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在亜日本商工会議所、会員（日本企業）リスト</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO 調査レポート（アルゼンチン関連）</li> <li>●在アルゼンチン日本国大使館： <a href="#">アルゼンチン経済情報（月例）</a></li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」（アルゼンチン）</li> <li>●建設関連下請け会社の検索サイト：<a href="#">Go4Construction Supply Chain</a>（アルゼンチンを含む南米企業一覧）</li> <li>●ニュース：ブエノスアイレスヘラルド紙、ラナシオン誌</li> <li>●アルゼンチン国家計画一覧（連邦計画公共投資サービス省）</li> </ul>

## キューバの投資環境

人口：約 1,126 万人（2014 年） 首都：ハバナ（203 万人、全人口の 18%）  
 面積：109,884 平方キロメートル（本州の約半分） 宗教：国教はない。  
 GDP：806.6 億米ドル（2014 年） 一人当たり GDP：6,157 米ドル（2014 年）  
 公用語：スペイン語 ODA：非対象国 政治体制：共和制（社会主義）  
 インフラ水準：安全飲料水・トイレ・電力普及（各々人口の 95%/93%/100%）  
 （出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/世銀

【図表 1】 キューバの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） National Office of Statistics , Republic of Cuba より作成

【図表 2】 キューバの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設で外国資本の参入や外国人の就業が認められない分野はない。（国民の健康・教育・国防に関しては規制あり）</li> <li>●建設に関して、外国出資規制のある分野はない。外国資本 100%が可能。</li> <li>●雇用はキューバ在中の者に限られる。会社の役員と事務については例外。その場合は、労働許可を取得すると共に、移民・外国人居住者法に準拠する。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">キューバ商工会議所：外国投資法 No.118（邦訳）など関連資料、「外資投資機会」（英語）</a></p>
税制	<p>法人所得税*（表面税率 35%、資源搾取の場合は最高 50%）、労働力使用税（5-15%）、個人所得税（10～50%の累進課税）、付加価値税（卸売税 5%、小売税 10%、サービス税 10%）、日本への利子・配当送金課税（0%）、二国間租税条約および日キューバ EPA は未締結。</p> <p>* 上記は 100%外資の場合。JV および国際経済提携契約（ホテル、生産・サービス管理、専門サービス契約等）に関わる国内外企業は、優遇税率が適用（例：法人税：8 年間 0%、それ以降 15%。輸入関税・個人所得税・労働力使用税の免除、卸売税・サービス税の減免等）</p> <p>（出所） <a href="#">キューバ商工会議所：「外国投資機会」（税制概要含む）</a></p>

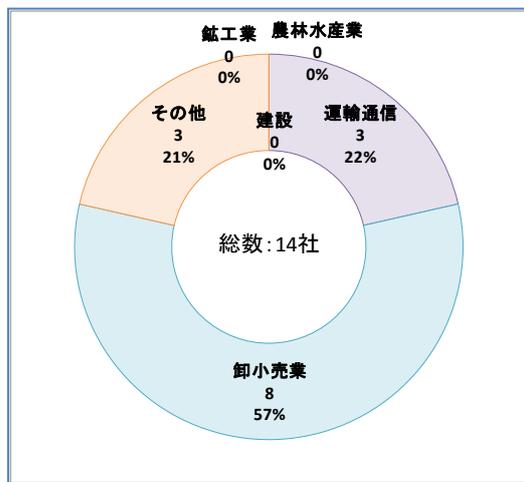
# キューバの投資環境

【図表 3】 キューバの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	37 (2011年)、39 (2012年)、42 (2013年)、45 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業	<a href="#">Caribbean Drydock Company (CDC) S.A.</a> *ハバナ証券取引所は1959年以降閉鎖されている。
進出日系建設企業	海外建設協会(OCAJI)会員の進出はない。(出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：85人(2015年、外務省)



【図表 5】 キューバタイ政府のインフラ開発計画

## 2016/17年外国投資需要

- ・15重点セクター、395プロジェクト、総額95億米ドル強。
- ・その内、24プロジェクトは、マリエル特別経済開発区(政府によるハバナ経済成長のフラッグシップ事業)
- ・年20億米ドルの外国投資を誘致する方針。

(出所) [キューバ商工会議所](#)：「外国投資機会」

【図表 6】 有望展開先国としてのキューバ:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 中南米 順位 (33か国)						
	2014年度		2015年度		2016年度	DTF*
1	ペルー	→	チリ	↑	メキシコ	→ 72.3%
2	プエルトリコ	→	メキシコ	↑	コロンビア	↑ 70.9%
3	チリ	→	ペルー	↓	ペルー	↓ 70.3%
4	コロンビア	→	コロンビア	→	チリ	↓ 69.6%
5	メキシコ	→	プエルトリコ	↓	プエルトリコ	→ 69.8%
6	パナマ	↓	パナマ	→	コスタリカ	↑ 68.5%
7	グアテマラ	↑	ジャマイカ	↑	ジャマイカ	→ 67.5%
8	セントルシア	↓	グアテマラ	↓	パナマ	↓ 66.2%
9	バハマ	↑	セントルシア	↓	セントルシア	→ 63.1%
10	ジャマイカ	↓	コスタリカ	↑	グアテマラ	↓ 62.9%
	データなし		データなし		データなし	

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [WB Doing Business ranking, historical data](#)

## ●2015年各種ランキング：

- ・民主主義指数：129位/167国
- ・経済的自由度指数：177位/178国
- ・人間開発指数：67位/166国(高)
- ・腐敗認識指数：56位/168国(低)
- ・生活満足指数：83位/178国(高)

(出所) Economist Intelligent Unit/  
The Heritage Foundation /  
国連開発計画/  
Transparency International/  
University of Leicester

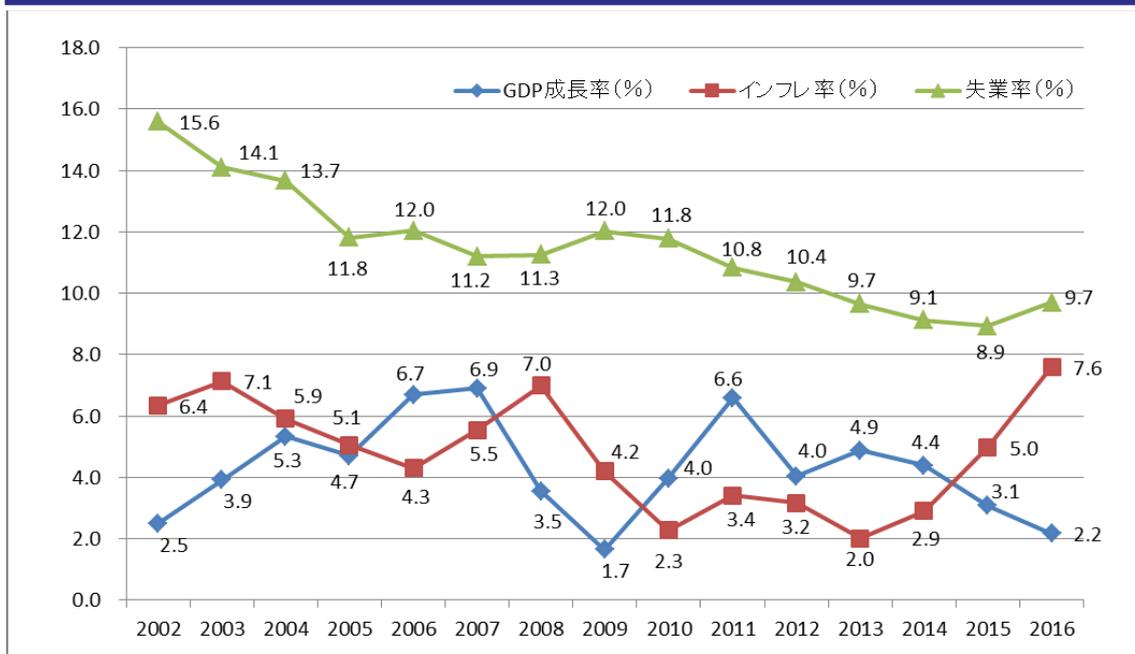
## キューバ:お助け情報源

治 安	<p>外務省危険情報 (キューバ)</p>
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●100%外資およびJVは直接雇用ができない。政府雇用機関が代わりに雇用し、給料も支払う。外資企業はそのサービス対価を支払う。投資家は政府に転換可能通貨(CUC)で支払い、政府が支払う給与はキューバペソ(CUP)で支払う。</li> <li>●会社設立(JV/100%出資)の場合、事業登記(Business Register)および国内銀行口座の開設が必要。詳細は、<a href="#">2014年法律118号(外国投資法)</a> 邦訳を参照のこと。</li> <li>●Decree no. 327 Investment Process Regulation (西語)の規定(第4章75条-)に従い所管省庁(国防省・環境省・建設省など)へ申請・承認を得る必要がある場合もある。</li> <li>●国内建築業、設計業、コンサル業については、Resolution 328/96の規定により、登録制度がある。</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">外国貿易・投資省(MINCEX)</a>が毎年度の外国投資機会を発表。キューバ商工会議所のウェブサイトに <a href="#">最新版(Opportunities Folder, 2016)</a> が公開される。そこのない投資事業でもキューバの国益に資する物であれば、MINCEX/<a href="#">観光省(MINTUR)</a>/<a href="#">マリエル特別開発地区(ZEDM)</a>へ提案することが可能。</li> <li>●<a href="#">建設省(MICONS)</a>、<a href="#">交通省</a></li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">キューバ商工会議所(CHAMBER OF COMMERCE OF THE REPUBLIC OF CUBA)</a></li> <li>●<a href="#">貿易投資促進センター(PROCUBA)</a></li> </ul>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">キューバ日本国大使館</a> 日本企業支援窓口</li> <li>TEL: (53-7) 204-8904 FAX: (53-7) 204-8902 E-mail: politico@hv.mofa.go.jp</li> <li>●<a href="#">JICAメキシコ事務所キューバ担当</a></li> <li>TEL: (52-55) 5557-9995 FAX: ファックス:(52-55) 5395-0063</li> </ul>
進 出 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成25年度」(キューバ事例)</a></li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JICA調査レポート: キューバ関連</a></li> <li>●<a href="#">JETROセンサー2016年12月号「キューバ始動!ライバル企業」</a></li> <li>●<a href="#">在キューバ日本国大使館「キューバ情勢」(月例報告)</a></li> <li>●<a href="#">キューバ商工会議所 "Investment Opportunities in Cuba"</a></li> <li>●<a href="#">業界情報サイト: Cuba-Culture "Business"</a></li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">企業・業界団体・省庁一覧(建設関連会社含む)</a>、<a href="#">The Cuba Business Report</a></li> <li>●<a href="#">JICAアジア経済研究所: キューバ関連</a></li> <li>●<a href="#">ジェトロセンサー2016年12月号「キューバ始動!ライバル企業」</a></li> <li>●<a href="#">キューバビジネス投資ガイド(2016年版)グローバルビジネス投資センター(英文)</a></li> <li>●<a href="#">JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」</a><a href="#">「ODAプロジェクト(無償資金協力)」</a></li> <li>●<a href="#">外務省: わかる! 国政情勢「キューバの選択: カストロと社会主義」</a></li> <li>●<a href="#">ニュース: GRANMA、GRANMA International、官報(Official Gazett)</a></li> <li>●<a href="#">コンクリート下請け業者リスト: イエローページ</a></li> </ul>

## コロンビアの投資環境

人口：4,820 万人（2015 年） 首都：ボゴタ（952 万人、全人口の 20%）  
 面積：1,139,000 平方キロメートル（日本の約 3 倍） 宗教：キリスト教（カトリック）  
 GDP：2,921 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：6,060 米ドル（2015 年）  
 公用語：スペイン語 ODA：無償・有償資金対象国 政治体制：立憲共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 3.7（電力 4.8/道路 2.8/空港 4.2）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 91%、81%）  
 （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 コロンビアの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 コロンビアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防衛、治安、国外産出の有害物質・放射能物質の処理・廃棄を除いて、どの経済分野への外国投資も認められている。</li> <li>●中央銀行(Banco de la República)への届け出は必要（届出の期限や条件は、投資の種類や形態によって異なる。（詳細は <a href="#">2000 年中央銀行令第 2080 号第 8 条</a>参照）</li> <li>●環境ライセンスの取得を必要とする主なプロジェクト、工事、活動には、ダム、貯水池の建設、原子力発電プロジェクト、インフラ建設、国内河川交通ネットワークにかかる公共事業などが含まれる。</li> <li>●<a href="#">環境ライセンス</a>は、予防、軽減、修正、工事や承認された活動による環境への影響の補償と管理の措置を定めており、有効期間は、プロジェクト、工事または承認された活動の期間と同一となる。環境ライセンスは、プロジェクト、工事または活動の開始に先立って取得しなければならない。</li> <li>●外国資本の投資はいかなる金額でも実施可能（外資 100%による企業設立も可能。 （出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（コロンビア）「外資に関する規制」</a></li> </ul>
税制	<p>法人所得税（表面税率 25%）、個人所得税（0～33%の累進課税。）、付加価値税（標準税率 16%）、日本への利子・配当送金課税（各々 0%）、二国間租税条約未締結。日・コロンビア EPA 交渉中。                      （出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（コロンビア）「税制」</a></p>

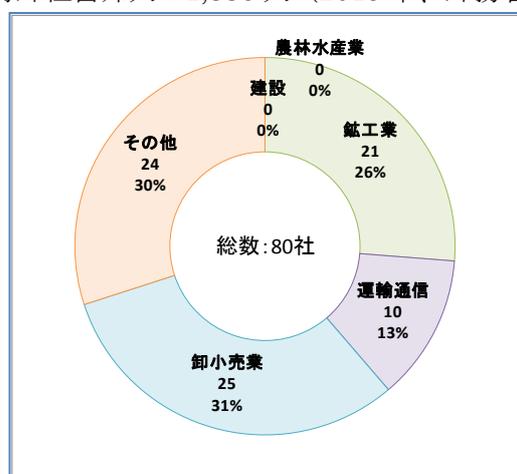
# コロンビアの投資環境

【図表 3】コロンビアの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	248 (2011年)、295 (2012年)、336 (2013年)、354 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業	<a href="#">GRUPO ARGOS S.A.</a> (建設最大手の <a href="#">Grupo Odinsa</a> の98.55%を所有)、 <a href="#">Construcciones El Condor</a> (出所) <a href="#">コロンビア証券取引所(BVC)</a>
進出日系建設 企業	海外建設協会 (OCAJI) 会員企業の進出はない。 (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】本邦企業進出状況

海外在留邦人：1,336人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】コロンビア政府のインフラ開発計画

- 第4世代道路網整備プロジェクト (4G) (2014-2020年)：40事業 (8,000km) 総額250億米ドルの投資計画。
- 複合輸送マスタープラン(2015-2030年)：輸送時間短縮・費用削減による貿易の促進、地域開発の促進、国土統合の3大目標の達成のため、2035年までに700億米ドルのインフラ投資を計画。
  - ・101の基本道路プロジェクト (12,500km以上)
  - ・52の鉄道・河川海上・空港・港湾 (約7,000キロメートル) の統合プロジェクト
- 所管省庁：[国家インフラ庁 \(ANI\)](#)

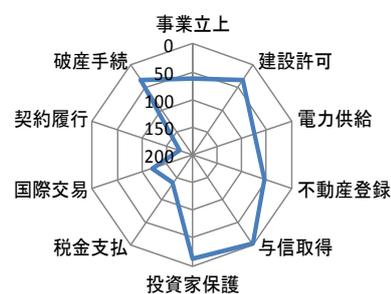
【図表 6】有望展開先国としてのコロンビア:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 中南米 順位 (33か国)						
	2014年度		2015年度		2016年度	DTF*
1	ペルー	→	チリ	↑	メキシコ	→ 72.3%
2	プエルトリコ	→	メキシコ	↑	<b>コロンビア</b>	↑ 70.9%
3	チリ	→	ペルー	↓	ペルー	↓ 70.3%
4	<b>コロンビア</b>	→	<b>コロンビア</b>	→	チリ	↓ 69.6%
5	メキシコ	→	プエルトリコ	↓	プエルトリコ	→ 69.8%
6	パナマ	↓	パナマ	→	コスタリカ	↑ 68.5%
7	グアテマラ	↑	ジャマイカ	↑	ジャマイカ	→ 67.5%
8	セントルシア	↓	グアテマラ	↓	パナマ	↓ 66.2%
9	バハマ	↑	セントルシア	↓	セントルシア	→ 63.1%
10	ジャマイカ	↓	コスタリカ	↑	グアテマラ	↓ 62.9%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## コロンビア



総合順位 (53位/190か国)

\* 順位が低いほど課題あり

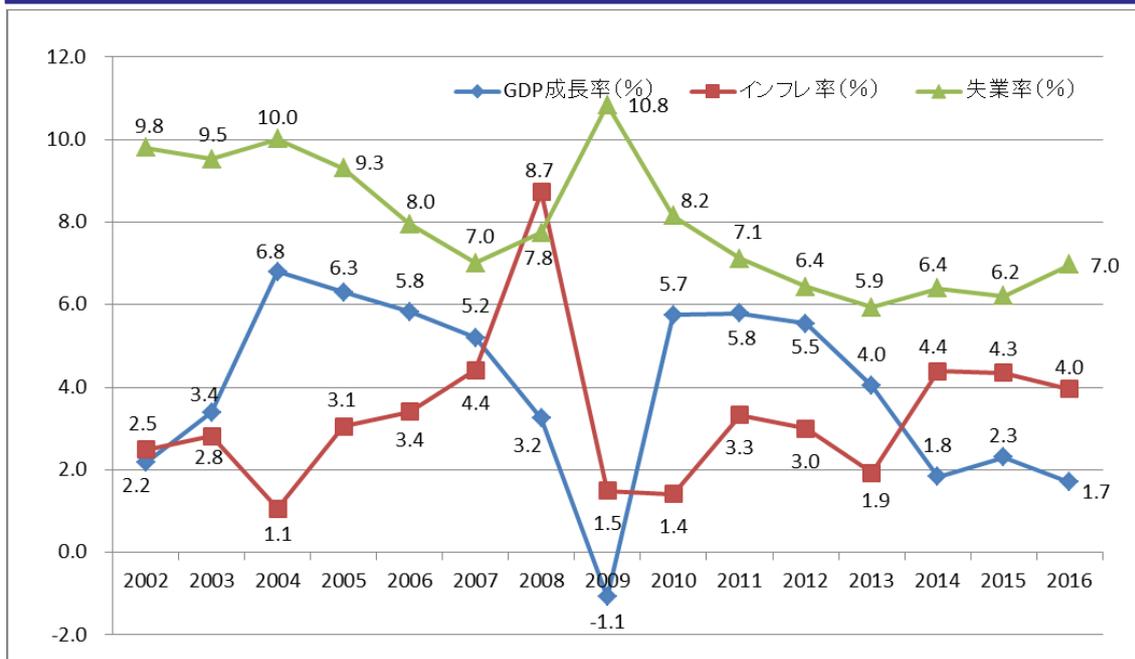
## コロンビア：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（コロンビア）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業許可についての制度はない。</li> <li>●すべての外国投資は、中央銀行(Banco de la República)への届け出が必要。詳細は <a href="#">2000 年中央銀行令第 2080 号第 8 条</a>を参照のこと。</li> <li>●建設工事は、<a href="#">国家環境ライセンス機関（ANLA）</a> から環境ライセンスの取得が必要となる。詳細は、<a href="#">2010 年住宅・都市・国土省令 2820 号</a>を参照。</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運輸省（道路、橋梁、河川整備、鉄道、空港、港湾）</li> <li>●住居・都市・国土省（都市・住宅）</li> <li>●運輸省インフラ庁（運輸省のコンセッション工事に係る発注機関）</li> <li>●公共事業入札情報</li> </ul>
団 体	インフラ商工会議所（Cámara Colombiana de Infraestructura）、 建築業協会（Cámara Colombiana de la Construcción） 等
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在コロンビア日本国大使館</a> 日本企業支援窓口 TEL: (57-1) 317-5001 FAX: (57-1) 317-4989 E-mail: economica@ba.mofa.go.jp</li> <li>●<a href="#">JETRO ボゴタ事務所</a> <u>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u> TEL: (57-1) 321-6385 FAX: (57-1) 317-9240 問い合わせ：最寄りのジェトロ国内事務所</li> <li>●<a href="#">JICA コロンビア支所</a> TEL: (57-1) 742-7719 FAX: (57-1) 742-7717</li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」</a>（コロンビア進出事例）</li> <li>●<a href="#">JBIC 本邦企業インフラ投資支援事例</a>（コロンビア）</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在コロンビア日本国大使館「建設産業情報（最近の動向）」</a>（2016/6）</li> <li>●<a href="#">JETRO 調査レポート「コロンビア」</a> 関連</li> <li>●<a href="#">在コロンビア日本国大使館「コロンビア経済情勢」</a>（毎月更新）</li> <li>●<a href="#">JETRO 「2016 年度中南米進出日系企業実態調査結果」</a>（2017 年 1 月）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」</a>（コロンビア）</li> <li>●ニュース： <a href="#">The Columbian</a>、 <a href="#">El Mundo</a>、 <a href="#">El Nuevo Siglo</a></li> </ul>

## チリの投資環境

人口：1,801 万人（2015 年） 首都：サンティアゴ（262.5 万人、全人口の 15%）  
 面積：756,000 平方キロメートル（日本の約 2 倍） 宗教：キリスト教（カトリック）  
 GDP：2,402 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：13,342 米ドル（2015 年）  
 公用語：スペイン語 ODA：非対象国 政治体制：立憲共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 4.7（電力 5.9/道路 5.0/空港 4.9）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 99%、99%）  
 （出所）[IMF/Demographia](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀

【図表 1】 チリの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所）[IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 チリの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●投資分野の外資参入制限はない。</li> <li>●建設業を含め外資の出資制限はなく、100%出資も可能。（例外としてチリ船籍の輸送船、漁船の船主は出資比率 50%まで）</li> <li>●一般的に外国人あるいは外資系企業の土地所有に関する制限はないが、国境線から 10 キロ以内と海岸線から 5 キロ以内の国有地については制限あり。</li> <li>●資本金に関する規制については、旧外資法（DL600 号、2016 年 1 月 1 日から 4 年間の移行期間中のみ有効）に則って投資する場合の最低投資額は 500 万ドル。中銀外為規則 14 章に則って投資する場合の最低投資額は 1 万ドル。</li> </ul> <p>（出所）<a href="#">JETRO 国・地域情報（チリ）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率：インテグラド方式を選択した個人起業家、個人有限責任会社、一部の簡易株式会社は 25%、セミ・インテグラド方式選択企業は 2017 年から 25.5%、2018 年以降 27%）、個人所得税（0~40%の累進課税。）、付加価値税（標準税率 19%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 35%）、二国間租税条約は未締結。日本・チリ EPA 締結済み</p> <p>（出所）<a href="#">JETRO 国・地域情報（チリ）「税制」</a></p>

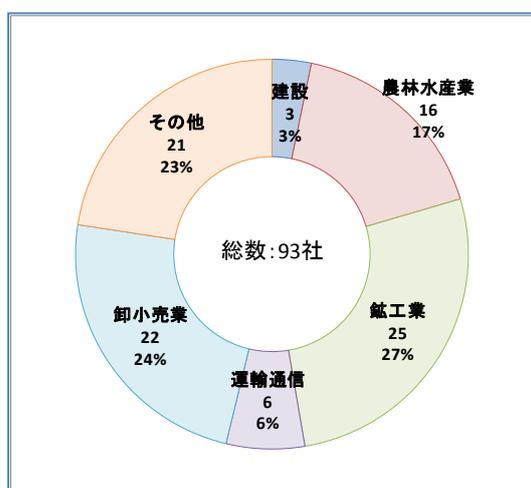
# チリの投資環境

【図表 3】 チリの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	173 (2011年)、197 (2012年)、211 (2013年)、187 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業	<a href="#">Salfacorp</a> 、 <a href="#">Socovesa</a> (出所) <a href="#">サンチャゴ証券取引所</a>
進出日系建設 企業	海外建設協会 (OCAJI) 会員企業の進出はない。(出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：1,622人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 チリのインフラ開発需要

●2016-2020年需要予測総額約 783 億米ドル (100%) の内訳は以下の通り：

- ・道路・都市交通インフラ：345 億 (45%)
- ・電気通信：127 億 (17%)
- ・都市間道路：106 億 (14%)
- ・水資源インフラ：63 億 (8%)

●2016-2025年、需要予測：約 1,514 億米ドル (100%) の内訳は以下の通り：

- ・道路・都市交通インフラ：540 億 (36%)
- ・電気通信：263 億 (17%)
- ・都市間道路：202 億 (13%)
- ・教育インフラ：104 億 (7%)

\*必要投資額の約半分は PPP 等により民間資金を動員する計画である。

(出所) [チリ建設業会議所 \(CChC\) \(2016\)](#)

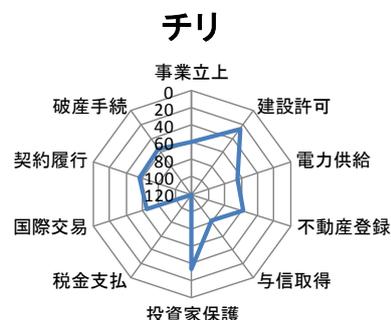
●[国家インフラ開発インクルージョン計画 \(2014-2021\)](#)：道路インフラのコンセッション (2014-2020) 99 億米ドル、高速道路、空港等 (2014-2021) 180 億米ドルを含む、総額 280 億米ドル。

【図表 6】 有望展開先国としてのチリ:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 中南米 順位 (33か国)					
	2014年度		2015年度	2016年度	DTF*
1	ペルー	→	チリ	↑	メキシコ → 72.3%
2	プエルトリコ	→	メキシコ	↑	コロンビア ↑ 70.9%
3	チリ	→	ペルー	↓	ペルー ↓ 70.3%
4	コロンビア	→	コロンビア	→	チリ ↓ 69.6%
5	メキシコ	→	プエルトリコ	↓	プエルトリコ → 69.8%
6	パナマ	↓	パナマ	→	コスタリカ ↑ 68.5%
7	グアテマラ	↑	ジャマイカ	↑	ジャマイカ → 67.5%
8	セントルシア	↓	グアテマラ	↓	パナマ ↓ 66.2%
9	バハマ	↑	セントルシア	↓	セントルシア → 63.1%
10	ジャマイカ	↓	コスタリカ	↑	グアテマラ ↓ 62.9%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)



総合順位 (57位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

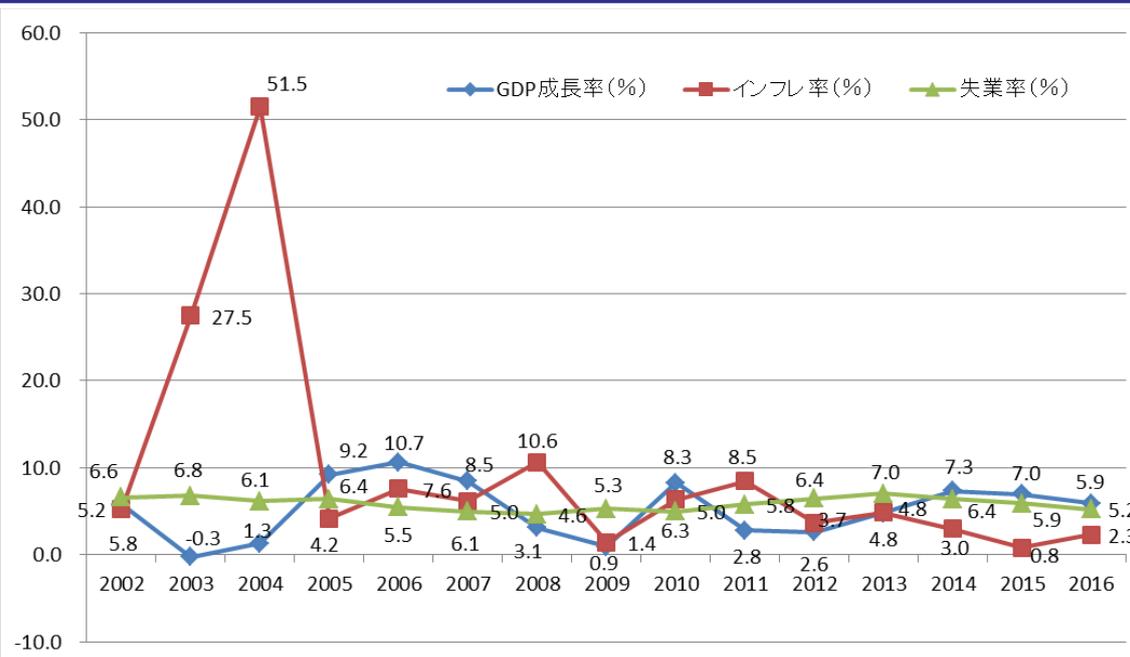
## チリ：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（チリ）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国からチリに投資するためには、次のいずれかに準拠しなければならない。</li> <li>(1) 旧外資法（経済省法令 DL600 号）（2016 年 1 月 1 日から 4 年間の移行期間中のみ）</li> <li>(2) 対内直接投資法（財務省法 20848 号・2015 年 6 月 25 日官報掲載）</li> <li>(3) 中銀外国為替規則（C.N.C.I.）14 章</li> <li>●外国投資にあたって、健康・環境および地方自治体の許可が必要になる場合がある。それら情報は <a href="#">InvestChile</a>（外国投資促進庁）から入手できる。</li> <li>●申請先：チリ外国投資委員会（Chile Foreign Investment Committee）</li> </ul>
公共発注者	<p>公共事業省(Ministry of Public Works/MOP)、住宅・都市計画省(Ministerio de Vivienda y Urbanismo)、運輸・通信省(Ministerio de Transportes y Telecomunicaciones)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共事業一般の入札情報サイト：<a href="#">公共事業省(Ministerio de Obras Publicas)</a></li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チリ建設会議所（Cámara Chilena de la Construcción/CChC）</li> <li>●Association of Concessionaries for Public Infrastructural Works (COPSA)</li> <li>●Maritime and Ports Chamber of Chile (CAMPORT)</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在チリ日本国大使館</a> 日本企業支援窓口 TEL: (56-2) 2232-1807 FAX: (56-2) 2232-1812 E-mail: eco.japon@sg.mofa.go.jp</li> <li>●<a href="#">JETRO サンチャゴ事務所</a> <u>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u> TEL: (56-2) 2-2033406 FAX: (56-2) 2-2033140 問い合わせ：<a href="#">最寄りのジェトロ国内事務所</a></li> <li>●<a href="#">JICA チリ支所</a> TEL: (56-2) 2752 6720 FAX: (56-2) 2953 9692</li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> <li>●<a href="#">日智商工会議所</a> TEL: (56-2) 2373 8841, (56-2) 2361 1073 FAX: (56-2) 2361 1073 E-mail: <a href="mailto:contacto@camarachilejapon.cl">contacto@camarachilejapon.cl</a></li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」</a>（チリ進出事例）</li> <li>●<a href="#">JBIC 本邦企業インフラ投資支援事例</a>（チリ）</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">ジェトロセンサー2014年4月号「ペルー：インフラ整備を起爆剤に」</a></li> <li>●<a href="#">JETRO 調査レポート：チリ関連</a></li> <li>●<a href="#">在チリ日本国大使館「現在の経済状況（月例報告）」</a></li> <li>●<a href="#">JETRO 「2016 年度中南米進出日系企業実態調査結果（2017 年 1 月）」</a></li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JICA/ODA 国別開発協力方針・事業展開計画</a>（チリ）</li> <li>●チリ建設会議所（CChC）：<a href="#">会員建設関連会社でサンティアゴに拠点のある企業一覧</a></li> <li>●ニュース：<a href="#">Chile Noticias</a>、<a href="#">El Mercurio</a>、<a href="#">Business Americas</a></li> </ul>

## ドミニカ共和国の投資環境

人口：998 万人（2015 年） 首都：サントドミンゴ（363.5 万人、全人口の 36%）  
 面積：48,442 平方キロメートル 宗教：キリスト教（カトリック）  
 GDP：672 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：6,733 米ドル（2015 年）  
 公用語：スペイン語 ODA：有償資金対象国 政治体制：立憲共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 3.2（電力 2.4/道路 4.4/空港 4.8）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 85%/84%）（出所）[IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀

【図表 1】ドミニカ共和国の GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所）[IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】ドミニカ共和国の業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業を含め外資企業への規制はない（内国民待遇）</li> <li>●その他、外国投資法 16-95 等により、以下を含む優遇措置が付与されている。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資に対する最小限の制限</li> <li>・利益の 100%の本国送還</li> <li>・資金の自由兌換</li> <li>・地元の銀行やドミニカ共和国中央銀行を通じた国際通貨への無制限のアクセス</li> <li>・簡素かつ迅速な登録手続き</li> </ul> </li> </ul> <p>（出所）<a href="#">ドミニカ共和国輸出・投資センター (CEI-RD)</a>：外国投資に係る法律 Ley 16-95 等</p>
税制	<p>法人所得税*（表面税率 27%）、付加価値税（標準税率 18%）、個人所得税（0-25%の累進課税）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 10%）。</p> <p>*ドミニカ源泉所得のみへの課税。日本との二国間租税条約は未締結。</p> <p>（出所）同上（CEI-RD）、<a href="#">HG.org Legal Resources</a></p>

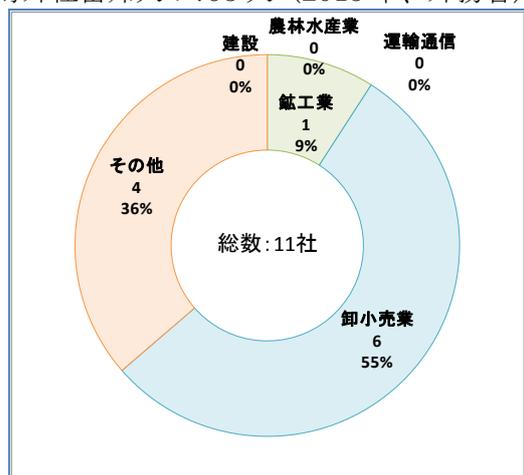
# ドミニカ共和国の投資環境

【図表 3】 ドミニカ共和国の建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	58 (2011年)、57 (2012年)、54 (2013年)、57 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業 <a href="#">ドミニカ共和国証 券取引所</a>	上場建設会社： <a href="#">Industrias Nacionales (INCA)</a> 非上場建設関連会社： <a href="#">Sunshine-Invest, Dominican Estate</a> <a href="#">ドミニカ共和国建設協会 (CADOCON) 会員企業</a> (Ing. Cristian Ciccone Y Asoc. S.A.、Mapek, S.A.、Construcctora Bisono C. x A.、Modesto Constructora, C.X.A.、Construcciones Urbanas Y Rurales、Cadocon など多 数)
進出日系建設 企業	海外建設協会 (OCAJI) 会員企業の進出はない。(出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：793人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 ドミニカ共和国政府のインフラ開発計画

●**商工省 (MIC)** は、[2013-2017年戦略計画](#)の柱の一つとして、再生可能エネルギー (RE) とエネルギー効率改善を重点に、以下の具体的目標に基づき、非在来型燃料の持続的な使用と生産が推進している。

- ・2017年までに電源構成に占める RE 割合を 2.5% → 拡大 (2013年 0.5%)
- ・2017年までに省エネ 16% を達成
- 国営電力公社 (CDEEE)** の [2013-2016年戦略計画](#)で、以下の公共投資事業の実施を予定している。
  - ・当該期間内に電力需要 100% および予備電力 30% を確保するために 1500MW (投資総額 US \$ 3,000 MM) を増設する。
  - ・石炭火力発電所 2 基、計 752MW (総額 US \$ 2,000 MM) を 2017 年までに稼働させる。
  - ・当該期間内に配電ロス を 35.6% から 25.2% まで 10.4% 減少させる。

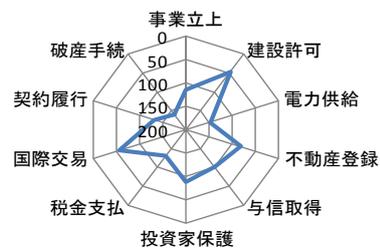
【図表 6】 有望展開先国としての ドミニカ共和国: ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 中南米 順位 (33か国)						
	2014年	2015年	2016年		DTF*	
11	ドミニカ国	↓ トリニダード・トバゴ	↑ エルサルバドル	↑	61.0%	
12	トリニダード・トバゴ	↓ ウルグアイ	↑ ウルグアイ	→	61.9%	
13	ウルグアイ	→ ドミニカ国	↓ トリニダード・トバゴ	↓	61.0%	
14	アンティグア・バーブーダ	↓ パラグアイ	↑ ドミニカ国	↓	60.3%	
15	パレバドス	↓ エルサルバドル	↑ ホンジュラス	↑	59.1%	
16	セントビンセント	↓ <b>ドミニカ共和国</b>	↑ <b>パラグアイ</b>	↓	59.0%	
17	コスタリカ	↑ アンティグア・バーブーダ	↓ <b>ドミニカ共和国</b>	↓	59.4%	
18	<b>ドミニカ共和国</b>	↓ ホンジュラス	↑ アンティグア・バーブーダ	↓	58.0%	
19	パラグアイ	→ アルゼンチン	↑ ベリーズ	↑	58.1%	
20	ベリーズ	↓ ブラジル	↑ エクアドル	↑	58.0%	

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#) (注) ドミニカ国とドミニカ共和国は別の国である。

## ドミニカ共和国



総合順位 (103位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

## ドミニカ共和国：お助け情報源

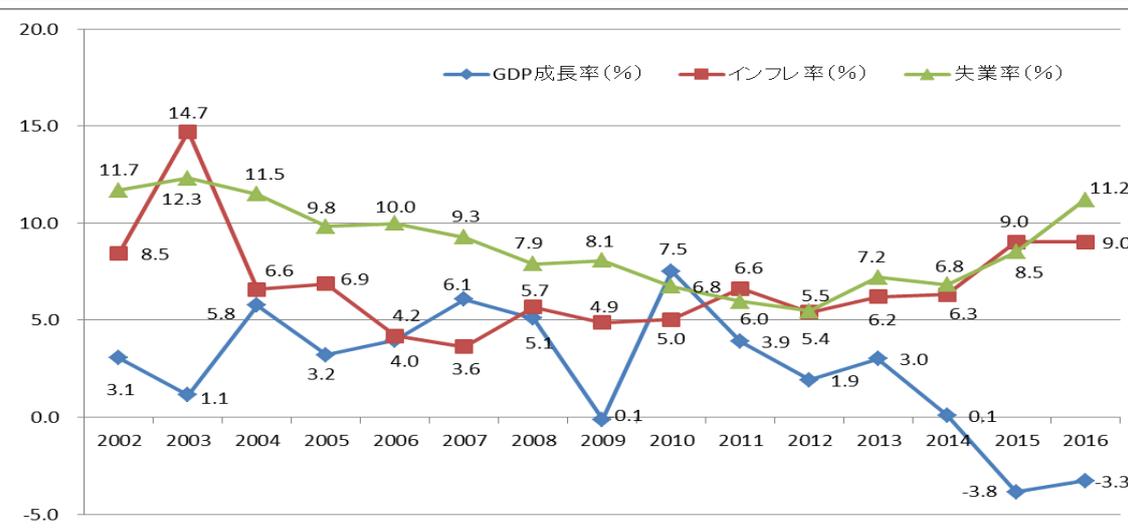
治 安	外務省危険情報（ドミニカ共和国）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共事業通信省(MOPC)："Noticias" 公共調達情報</li> <li>●商工省(MIC)</li> <li>●厚生省：公共調達情報(MSP)</li> <li>●ドミニカ共和国輸出投資センター（CEI-RD）がワンストップ投資窓口（VUI-RD）として、同国内で投資プロジェクトを実施するための許可、ライセンス、必要な資格認定の発行を担当する主要公的機関を1つにまとめている。観光業、通信、エネルギー、製造業、インフラ、鉱業など優先分野における外国企業の投資活動を支援している。連絡先は、Assistant Development Manager (809-740-2100, ext. 231)、Assistant Technical and Promotional Manager (809-740-2100, ext. 241)</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国投資コンタクトセンターが各省庁に設置されている：  <a href="#">Ministry of Industry and Commerce</a>、<a href="#">Ministry of Public Works and Communications</a>  <a href="#">Ministry of Education</a>、<a href="#">Ministry of Higher Education, Science and Technology</a>、  <a href="#">Ministry of Public Health and Wealfare</a>、<a href="#">Ministry of Tourism</a>、<a href="#">Ministry of Agriculture</a></li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ドミニカ共和国建設協会（CADOCON）</li> <li>●サントドミンゴ商工会議所（CAMARA）</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在ドミニカ共和国日本国大使館 日本企業支援窓口  TEL: (1-809) 567-3365 FAX: (1-809) 566-8013 E-mail: <a href="mailto:economia@sd.mofa.go.jp">economia@sd.mofa.go.jp</a></li> <li>●JICA ドミニカ共和国事務所 TEL: (1-809) 381-0005 FAX: (1-809) 381-0048</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> <li>●日本ドミニカ共和国友好親善協会</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	建設業で現地進出本邦企業はない。製造業では、ワコールの子会社（Wacoal Dominicana Corp.）が1990年にフリー・トレード・ゾーンに縫製工場を建設し、製品の大半を米国へ輸出している。
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO 「2016年度中南米進出日系企業実態調査結果（2017年1月）」</li> <li>●ドミニカ共和国再生可能エネルギー投資優遇措置法：Republic-Law-57-07</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「日本のODAプロジェクト（無償）」</li> <li>●ドミニカ共和国建設協会（CADOCON）：幹部会員リスト</li> <li>●CEI-DR Contact Center（各省庁の外国投資窓口サイトを掲載）</li> <li>●ドミニカ共和国法令集（外国投資法・改正法含む）</li> <li>●CADOCON 2013-2016年優良表彰建設会社</li> <li>●ニュース：Dominican Today、Dominican Republic Post</li> </ul>

# ブラジルの投資環境

人口：2億446万人（2015年） 首都：ブラジリア（最大都市：サンパウロ 2060.5万人、全人口の10%）  
 面積：851.2万平方キロメートル（日本の22.5倍）  
 宗教：キリスト教（主にカトリック） GDP：17,725.9億米ドル（2015年）  
 一人当たりGDP：8,670米ドル（2015年） 公用語：ポルトガル語  
 ODA：有償資金対象国 政治体制：連邦共和制（大統領制）  
 インフラ水準：7点満点中4.0（電力4.1/道路3.0/空港3.9）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の98%、83%）

（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA有償/JICA無償/[World Economic Forum](#)/世銀

【図表1】ブラジルのGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表2】ブラジルの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外資が参入することが禁止または規制されている業種に建設業は含まれない。</li> <li>●規制業種以外で出資比率に制限はない。</li> <li>●外国人は、海岸地帯、国境周辺、および国が安全地帯として指定する場所でない限り、個人、法人（企業）を問わず国内の個人、法人（企業）と同様に土地・不動産の取得・所有が認められる</li> <li>●最低資本金に関する規定はないが、駐在役員の永住ビザ申請のために、一定金額を投資する必要がある。また、資本金の本国送還は可能であり、原則、源泉所得税の課税対象外。さらに、配当金の送金も源泉所得税の課税対象外。</li> <li>●進出の際には現地法人の形態を採ることとなる。外国企業の支店設立は許可を得るのが難しいため。駐在員事務所という法人格は法律上の概念がないため認められていない。会社経営を行う代表者は、ブラジル居住者（外国人の場合は永住ビザを有する者）に限られる。 （出所） <a href="#">JETRO国・地域情報（ブラジル）「外資に関する規制」</a></li> </ul>
税制	<p>法人所得税（表面税率34%）、個人所得税（0～27.5%の累進課税）、付加価値税（リオ・デ・ジャネイロ州内：18%、同国州間の一般税率：7～12%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々12.5%、0%）、二国間租税条約締結済み。日伯 EPAは未締結。 （出所） <a href="#">JETRO国・地域情報（ブラジル）「税制」</a></p>

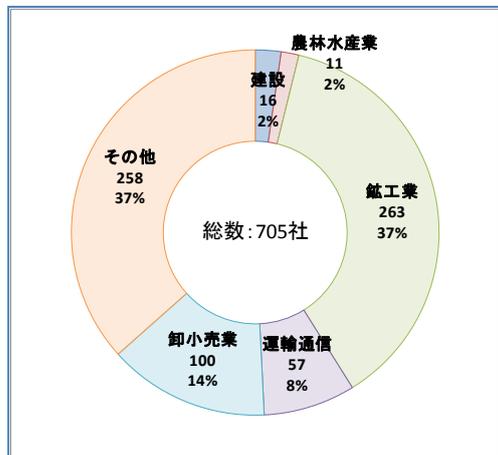
# ブラジルの投資環境

【図表 3】 ブラジルの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	1,393 (2011年)、1,387 (2012年)、1,286(2013年)、1,223(2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業  (出所) <a href="#">サンパウロ証券・商品・先物取引所</a>	<a href="#">Companhia de Concessões Rodoviárias(CCR)</a> (ブラジル大手建設会社 Camargo Corrêa と Andrade Gutierrez が各々17%所有)、 <a href="#">MRV Engenharia</a> 、 <a href="#">Cyrela Brazil Realty</a> 、 <a href="#">EVEN</a> 、 <a href="#">Rossi Residencial</a> その他、非上場大手建設会社： <a href="#">Odebrecht Group</a> 、 <a href="#">Queiroz Galvão</a> 、 <a href="#">OAS</a> 、 <a href="#">UTC Engenharia</a>
進出日系建設企業	<a href="#">戸田建設(株)</a> 、 <a href="#">(株)日立製作所</a> (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：54,014 (2015年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 ブラジル政府のインフラ開発計画

Plano Plurianual (PPA) 4 カ年国家開発計画 (2016-2019)

[第二次ロジスティックス投資計画 \(Second PIL\(2015/6/9\)\)](#)：投資総額 1200 億米ドル強

- ・鉄道 7500km の新設・近代化・改修投資 (R\$ 8640 億程/ 2015-2016)
- ・高速道路 7,000 km の新規・既存コンセッション (約 R\$ 661 億) ※R\$1=約 35 円 (参考)
- ・港湾事業 (R\$ 374 億)
- ・航空事業 (約 R\$ 72 億/2015-018)

(所管省庁) [企画・予算・運営省](#)

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としてのブラジル:有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)			有望理由 (2016年度)	
	2014年度	2015年度	2016年度		
1	インド 45.9%	インド 40.4%	インド 47.6%	現地マーケットの今後の成長性	79.4%
2	インドネシア 45.7%	インドネシア 38.8%	中国 42.0%	現地マーケットの現状規模	47.1%
3	中国 43.7%	中国 38.8%	インドネシア 35.8%	組み立てメーカーへの供給拠点として	8.8%
4	タイ 35.3%	タイ 30.7%	ベトナム 32.7%	第三国輸出拠点として	8.8%
5	ベトナム 31.1%	ベトナム 27.5%	タイ 29.4%	投資にかかる優遇税制がある	8.8%
6	メキシコ 20.2%	メキシコ 23.6%	メキシコ 25.9%	<b>課題 (2016年度)</b>	
7	<b>ブラジル</b> 16.6%	米国 16.6%	米国 19.3%	治安・社会情勢が不安	61.8%
8	米国 13.2%	フィリピン 11.5%	フィリピン 10.6%	通貨・物価の安定感がない	38.2%
9	ロシア 12.0%	<b>ブラジル</b> 11.1%	ミャンマー 10.1%	他社との厳しい競争	35.3%
10	ミャンマー 11.0%	ミャンマー 7.9%	<b>ブラジル</b> 7.2%	法制の運用が不透明	29.4%
				インフラが未整備	29.4%

(出所) [JBIC](#)「我が国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(2014/2015)

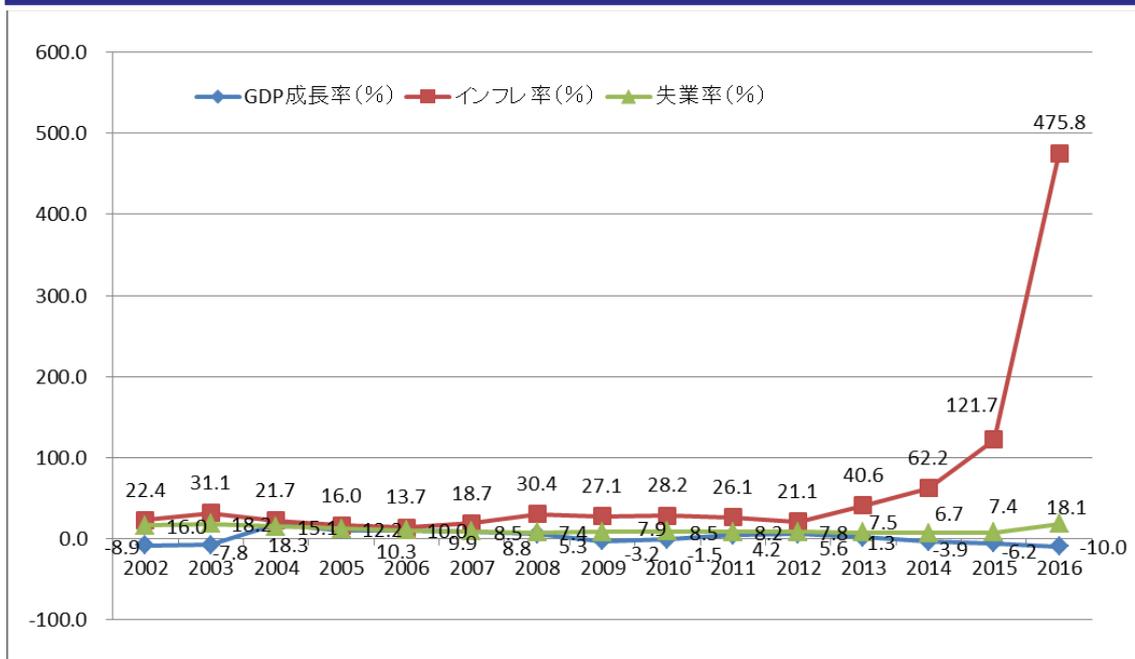
## ブラジル：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（ブラジル）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築、都市計画に関連する活動を行う法人は、<a href="#">Conselho de Arquitetura e Urbanismo do Brasil (CAU/BR)</a> への登録 (REGISTRO PROFISSIONAL)が義務付けられている。</li> <li>●「<a href="#">外国投資家への法定ガイド</a>」</li> <li>●<a href="#">国家投資情報ネットワーク (RENAI)</a></li> </ul> <p>TEL: (55-61) 2027-7055/7103      E-mail: <a href="mailto:renai@mdic.gov.br">renai@mdic.gov.br</a></p>
公共発注者	<p><a href="#">運輸省</a>（道路、鉄道、空港、港湾、水運等）、<a href="#">国家統合省</a>（水路・灌漑施設、ダム等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">インフラ投資案件一覧</a>（大統領府サイト）</li> <li>●<a href="#">ブラジル投資パートナーシッププログラム (PPI)委員会ウェブサイト</a></li> </ul> <p>（出所）<a href="#">在ブラジル日本国大使館「建設産業情報（基礎情報）」</a>（平成 25 年 1 月）  （参考）<a href="#">ブラジル公共入札制度の概要とポイント</a>（<a href="#">Business Law Journal 2010</a>）</p>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">National Association of Architectural and of Consulting Engineering Companies (SINAENCO)</a></li> <li>●<a href="#">Associação Brasileira dos Escritórios de Arquitetura (AsBEA)</a></li> <li>●<a href="#">Associação Brasileira de Consultoras de Engenharia (ABCE)</a></li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在ブラジル日本国大使館</a> 日本企業支援窓口</li> </ul> <p>TEL: (55-61) 3442-4200      FAX: (55-61) 3242-2539</p> <p>E-mail: <a href="mailto:zabrazilnihonkigyous@bs.mofa.go.jp">zabrazilnihonkigyous@bs.mofa.go.jp</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JETRO サンパウロ事務所</a>      TEL: (55-11) 3141-0788      FAX: (55-11) 3253-3351</li> </ul> <p>問い合わせは：最寄りのジェトロ国内事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JICA ブラジル事務所・サンパウロ出張所</a></li> </ul> <p>TEL: (55-11) 3251-2655      FAX: (55-11) 3251-1321      E-mail: <a href="mailto:brsp_oso_rep@jica.go.jp">brsp_oso_rep@jica.go.jp</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> <li>●<a href="#">在ブラジル日本人諸侯会議所</a> 多数</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">海外建設協会 OCAJI</a> 会員海外進出事例（ブラジル 2 社）</li> <li>●<a href="#">国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」</a>（中南米諸国進出事例）</li> <li>●<a href="#">JBIC</a> 本邦企業インフラ投資支援事例（ブラジル）</li> <li>●<a href="#">JETRO</a>（海外進出/機械/環境/中南米で絞込検索）</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">ブラジル日本商工会議所</a> 建設不動産部会</li> <li>● <a href="#">日本ブラジル中央協会</a> ブラジルマーケット情報</li> <li>● <a href="#">在ブラジル日本国大使館</a>「最近の経済情勢 2015 年 9 月」</li> <li>●<a href="#">JETRO</a>「<a href="#">2016 年度中南米進出日系企業実態調査結果</a>」（2017 年 1 月）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JICA/ODA</a> 国別開発協力方針・事業展開計画（ブラジル）</li> <li>●<a href="#">経協インフラ戦略会議「インフラシステム輸出戦略」</a>平成 28 年度改訂版</li> <li>●ニュース：<a href="#">Brazil Sun</a>、<a href="#">Business News Americas</a></li> </ul>

## ベネズエラ・ボリバル共和国の投資環境

人口：3,062 万人（2015 年） 首都：カラカス（287 万人、全人口の 9%）  
 面積：912,050 平方キロメートル（日本の約 2.4 倍） 宗教：キリスト教（カトリック）  
 GDP：2,601 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：8,494 米ドル（2015 年）  
 公用語：スペイン語 ODA：非対象国 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 2.6（電力 1.8/道路 2.8/空港 2.7）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 93%、94%）  
 （出所） [IMF/Demographia World Urban Areas](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀

【図表 1】 ベネズエラの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 ベネズエラの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ベネズエラ・ボリバル共和国憲法」第 301 条には内・外資とも平等に扱うよう謳われている。基本的に参入規制はない。</li> <li>●内資企業に留保されている部門は存在しないが、外国投資法（2014 年 11 月 18 日付特別官報 6152 号）政令 1434 号は、国家防衛など国家の利益に応じて、政府は戦略部門に対して規定を設けることができるとしている。</li> <li>●内・外資を問わず、産業の地方分散化政策により、地域によって規制される業種もある。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ベネズエラ）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率：年間所得が 2,000UT※まで 15%、2,000UT 超～3,000UT まで 22%—140UT、3,000UT 超 34%—500UT）、金融・炭化水素・鉱山セクター各 40%、50%、60%）、付加価値税（標準税率 12%）、日本への利息・配当送金課税（最高税率各々 34%）、二国間租税条約および日ベネズエラ EPA は未締結である。</p> <p>※UT は Unidad Tributaria（租税単位）のこと。1UT = 150 ボリバル=約 1,650 円である。                      （1 ボリバル=約 11 円） （出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ベネズエラ）「税制」</a></p>

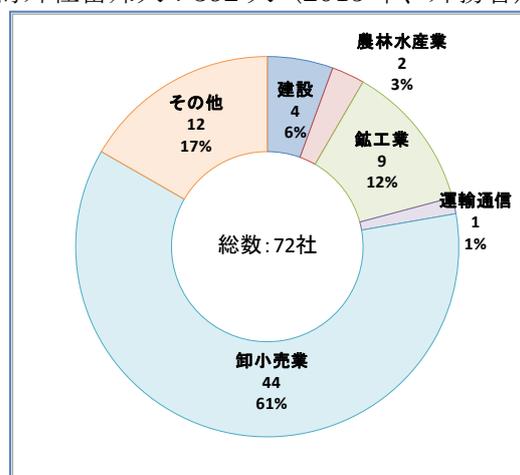
# ベネズエラ・ボリバル共和国の投資環境

【図表3】 ベネズエラの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	234 (2011年)、318 (2012年)、306 (2013年)、408 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 (出所) <a href="#">カラカス証券取引所(BVC)</a>	<a href="#">Lafarge</a> (2015年、マダガスカル大手セメント会社 Holcim 社と合併し、LafargeHolcim Ltd となった。パリ証券取引所上場) 非上場大手建設会社: <a href="#">Mantex</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">(株)日立製作所</a>

【図表4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人: 392人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表5】 ベネズエラ政府のインフラ開発計画

- [国営石油会社 \(PDVSA\) 石油採掘計画 2005-2030](#): 第一期 (2005-2012) 56 兆米ドル。内、70%国内 (政府) 資本、30%民間資本。二期 (2012-2030) 計画は未発表。
- [第二次国家社会経済開発計画 2013-2019](#)  
世界のエネルギー大国として一翼を担うべく、2019年までに原油日量 600 万バレル、天然ガス日量 119 億立方フィートを達成。オリノコ原油地帯、海底ガス地帯の開発をJVで促進、関連インフラ整備も推進する。
- [国土交通省マスタープラン 2013-2019年](#)

【図表6】 有望展開先国としてのベネズエラ: ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 中南米 順位 (33か国)						
	2014年度		2015年度		2016年度	DTF*
1	ペルー	→	チリ	↑	メキシコ	→ 72.3%
2	プエルトリコ	→	メキシコ	↑	コロンビア	↑ 70.9%
3	チリ	→	ペルー	↓	ペルー	↓ 70.3%
4	コロンビア	→	コロンビア	→	チリ	↓ 69.6%
5	メキシコ	→	プエルトリコ	↓	プエルトリコ	→ 69.8%
6	パナマ	↓	パナマ	→	コスタリカ	↑ 68.5%
7	グアテマラ	↑	ジャマイカ	↑	ジャマイカ	→ 67.5%
8	セントルシア	↓	グアテマラ	↓	パナマ	↓ 66.2%
9	バハマ	↑	セントルシア	↓	セントルシア	→ 63.1%
10	ジャマイカ	↓	コスタリカ	↑	グアテマラ	↓ 62.9%
	33位	→	33位	→	33位	→

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## ベネズエラ



総合順位 (187位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

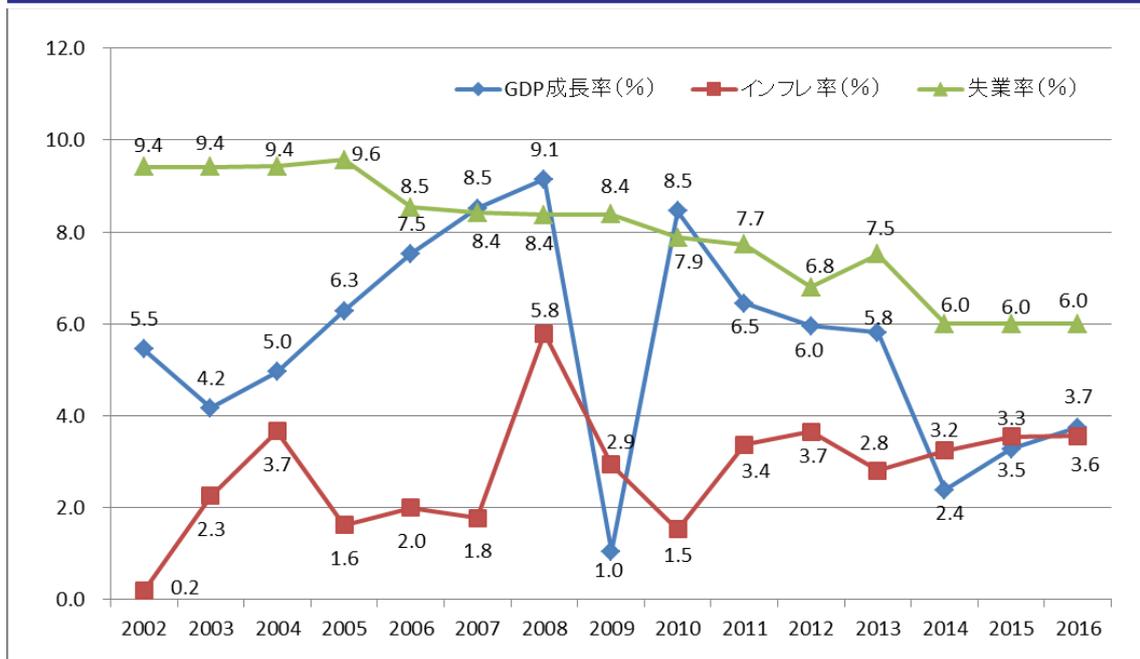
## ベネズエラ・ボリバル共和国：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（ベネズエラ）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国企業が投資をする際には、ベネズエラ公共投資促進局（CONAPRI）「外国投資の手順」に従って、TR-N ビザ(1～複数年)の取得、税務情報の登録（R.I.F.）、外国投資の承認・登録（国家貿易センター/CENCOEX*）、ベネズエラ社会保障機構(IVSS)への登録など、複数の手続きがある。（詳細は<a href="#">外国投資法（2014年11月）</a>を参照）</li> <li>*（注）なお、CENCOEX への機能移管が完了していないため、過渡的に、旧所管機関である<a href="#">外国投資監督局（SIEX）</a> への登録が義務付けられている。</li> <li>●加えて、各事業を管轄する自治体(municipality)から産業または商業ライセンスを取得する必要がある（会社登録証明、衛生証明書、施設のリース、財務諸表、従業員数証明提出）</li> </ul>
公共発注者	<p><a href="#">国土交通省(MPPTOP)</a>、その傘下組織（鉄道、航空、港湾、地下鉄、水、道路、建物など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●民間公共調達情報サイト：<a href="#">Globaltenders.com</a>（ベネズエラ）</li> <li>●公共事業に参加する場合は、<a href="#">国家調達サービス(SNC)</a> に対し請負業者の国内登録（RNC）が必要となる。</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ベネズエラ建設会議所(Cámara Venezolana de la Construccion/CVC)</li> <li>●CVC が出版するベネズエラ建設業界誌：<a href="#">"Construccion CVC"</a></li> </ul>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在ベネズエラ日本国大使館</a> 日本企業支援窓口 TEL: (58-212) 262-3435 FAX: (58-212) 262-3484 E-mail: <a href="mailto:economia@cr.mofa.go.jp">economia@cr.mofa.go.jp</a></li> <li>●<a href="#">JETRO カラカス事務所</a> ※<u>現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u> TEL: (58-212) 266-0765 FAX: (58-212) 266-6632 問い合わせ：<a href="#">最寄りのジェトロ国内事務所</a></li> <li>●<a href="#">JICA ベネズエラ支所</a> TEL: (58-212) 267-7372 / 9280 FAX: (58-212) 267-4625</li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出支援事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">海外建設協会 OCAJI</a> 会員海外進出事例（ベネズエラ 1社）</li> <li>●<a href="#">JETRO</a> 本邦企業海外事業展開の支援事例（ベネズエラ）</li> </ul>
業界調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在ベネズエラ日本国大使館</a> 「ベネズエラ・マンスリー経済情報」</li> <li>●<a href="#">JETRO</a> 「2016年度中南米進出日系企業実態調査結果（2017年1月）」</li> <li>●<a href="#">JETRO</a> 調査レポート「ベネズエラ」関連</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JICA/ODA</a> 国別開発協力方針・事業展開計画（ベネズエラ）</li> <li>●ベネズエラ土木工事業者一覧</li> <li>●ニュース：<a href="#">El Nacional</a>、<a href="#">El Universal</a></li> </ul>

## ペルーの投資環境

人口：3,115 万人（2015 年） 首都：リマ（1,095 万人、全人口の 35%）  
 面積：約 129 万平方キロメートル（日本の約 3.4 倍） 宗教：国民の大多数はカトリック  
 GDP：1,921 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：6,168 米ドル（2015 年）  
 公用語：スペイン語（他にケチュア語、アイマラ語等） ODA：有償資金対象国  
 インフラ水準：7 点満点中 3.6（電力 4.9/道路 3.0/空港 4.1）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 87%、76%）  
 （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 ペルーの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 ペルーの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●憲法が外資に対する内国民待遇を保証。国産化率、現地調達義務、輸出義務、国内販売規制など外資規制は存在しない。（但し、電気事業、警備業、兵器製造業は参入規制、放送業、航空業、海運業には出資器比率上限がある。）</li> <li>●会社設立時に登録資本の最低 25%の払い込みが必要。株主数は非公開会社と商事有限会社では 2~20 人、公開会社には制限はない。商事有限会社では現物出資は認められていない。外国人が出資する場合は<a href="#">民間投資促進庁 (ProInversion)</a>への登記義務あり。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報 (ペルー)「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 28%）、個人所得税（8~30%の累進課税。）、付加価値税（標準税率 18%：付加価値税に準ずる IGV16%+地方振興税 2%）、日本への利子送金課税（非関連会社の場合 4.99%、親会社の場合 30%）配当送金課税（最高税率 6.80%）、二国間租税条約未締結。日ペルーEPA 締結済。</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報 (ペルー)「税制」</a></p>

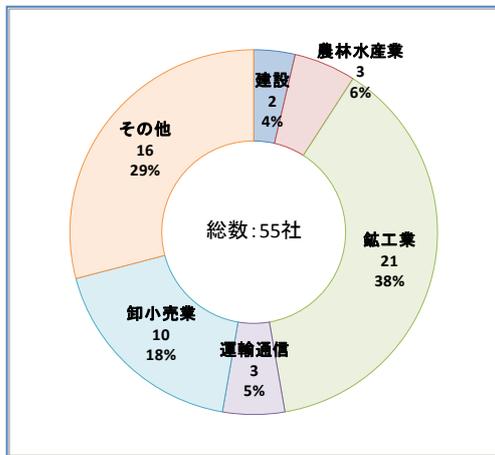
# ペルーの投資環境

【図表 3】ペルーの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	234 (2011年)、318 (2012年)、306 (2013年)、408 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 ペルー/リマ証券取引所 (BVL)	<a href="#">Graña y Montero</a> 、 非上場大手建設会社: <a href="#">COSAPI</a> 、 <a href="#">Anddes Asociados S.A.C.</a> 、 <a href="#">Chamlin Engineering</a> 、 <a href="#">Concesionaria IIRSA Sur S.A.</a> 、 <a href="#">CONCYSSA S.A.</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">(株)安藤・間</a> 、 <a href="#">岩田地崎建設(株)</a> 、 <a href="#">徳倉建設(株)</a>

【図表 4】本邦企業進出状況

海外在留邦人：3,353人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】ペルー政府のインフラ開発計画

## 国家インフラ計画(2016-2025)

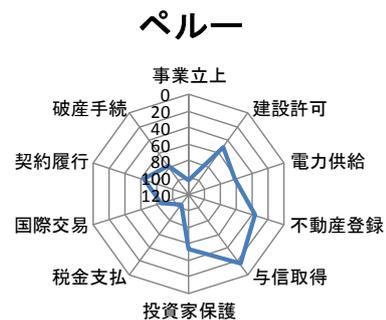
- 2025年までに約1,595億米ドルのインフラ投資ギャップを解消し、OECDの正式メンバーとなり、投資リスクゼロ(AAA格)の国になる等、具体的目標を多数掲げている。
- 約1,595億米ドルの内、36% (575億米ドル)を交通インフラ(鉄道、道路、空港、港湾)、19% (308億米ドル)をエネルギー分野事業が占める。
- [工事予定事業\(ProInversion\)](#)には湾岸鉄道、リマ地下鉄、リマ高速道路等がある。

【図表 6】有望展開先国としてのペルー:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 中南米 順位 (33か国)						
	2014年度		2015年度		2016年度	DTF*
1	ペルー	→	チリ	↑	メキシコ	→ 72.3%
2	プエルトリコ	→	メキシコ	↑	コロンビア	↑ 70.9%
3	チリ	→	ペルー	↓	ペルー	↓ 70.3%
4	コロンビア	→	コロンビア	→	チリ	↓ 69.6%
5	メキシコ	→	プエルトリコ	↓	プエルトリコ	→ 69.8%
6	パナマ	↓	パナマ	→	コスタリカ	↑ 68.5%
7	グアテマラ	↑	ジャマイカ	↑	ジャマイカ	→ 67.5%
8	セントルシア	↓	グアテマラ	↓	パナマ	↓ 66.2%
9	バハマ	↑	セントルシア	↓	セントルシア	→ 63.1%
10	ジャマイカ	↓	コスタリカ	↑	グアテマラ	↓ 62.9%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)



総合順位(54位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

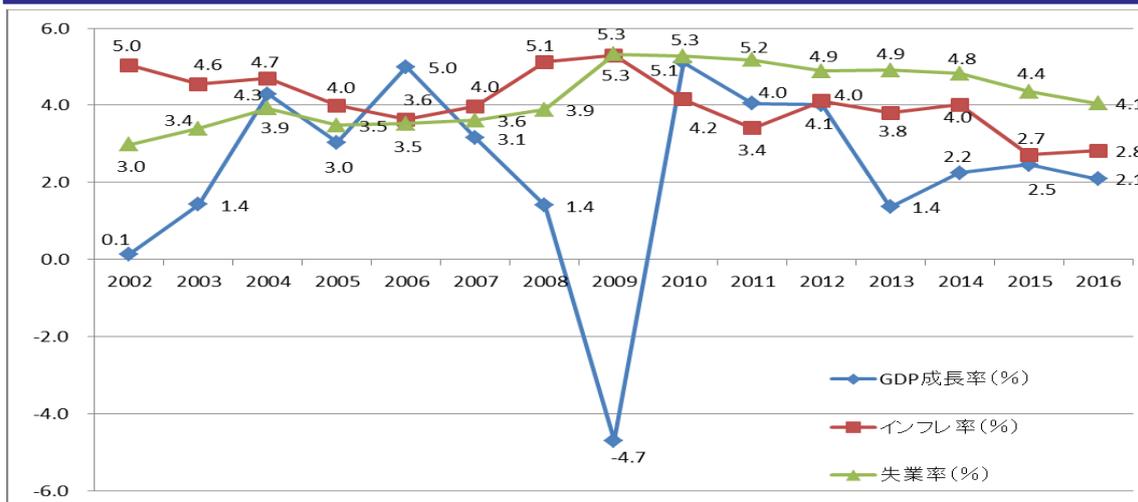
## ペルー：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（ペルー）
許 認 可	<p>会社設立時には、会社形態にかかわらず登録資本の最低 25%の払い込みが義務付けられている。加えて、外国人が出資する場合は民間投資促進庁（ProInversion）で直接外国投資登記を行うことが義務付けられている。</p> <p>●具体的な登記手続き：<a href="#">How to set up a company (ProInversion)</a></p>
公共発注者	<p>運輸通信省（道路、橋梁、鉄道、空港、港湾など）、住宅建設上下水道省（都市・住宅、河川整備など）、農業省（河川整備など）、エネルギー鉱山省（ダムなど）</p> <p>●公共事業入札情報：<a href="#">民間投資促進庁</a>道路、橋梁、空港、港湾、鉄道、ダム、都市・住宅、河川整備など <a href="#">今後の工事予定事業一覧（Upcoming Projects）</a></p> <p>（出所）「建設産業情報（基礎情報）」在ペルー日本国大使館（2012/12）</p>
団 体	<p>●建設業協会（<a href="#">Cámara Peruana de la Construcción/CAPECO</a>）</p> <p>●不動産協会（<a href="#">Asociación de Desarrolladores Inmobiliarios</a>）</p>
本邦企業支援機関	<p>●<a href="#">在ペルー日本国大使館</a> 日本企業支援窓口 TEL: (51-1) 219-9500 FAX: (51-1) 219-9524 E-mail: <a href="mailto:coopjapon@li.mofa.go.jp">coopjapon@li.mofa.go.jp</a></p> <p>●<a href="#">JETRO リマ事務所</a> ※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象 TEL: 51-1-441-5175 / 51-1-441-6010 FAX: 51-1-440-0527 問い合わせ：<a href="#">最寄りのジェトロ国内事務所</a></p> <p>●<a href="#">JICA ペルー事務所</a> TEL: (51-1) 221-2433 FAX: 51-1) 221-2407 E-mail: <a href="mailto:pe_oso_rep@jica.go.jp">pe_oso_rep@jica.go.jp</a></p> <p>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</p> <p>●<a href="#">日秘商工会議所</a> TEL: (51-1) 261-0484 FAX: (51-1) 261-3992 E-mail: <a href="mailto:ccipj@ccipj.org.pe">ccipj@ccipj.org.pe</a></p>
進出・進出支援事例	<p>●<a href="#">海外建設協会 OCAJI</a> 会員海外進出事（ペルー3社）</p> <p>●<a href="#">国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」</a>（ペルー進出事例）</p> <p>●<a href="#">JBIC</a> 本邦企業インフラ投資支援事例（ペルー）</p>
業界調査	<p>●<a href="#">在ペルー日本国大使館「建設産業情報（最近の動向）」</a>（2012/12）</p> <p>●<a href="#">JETRO 調査レポート「ペルー」</a> 関連</p> <p>●<a href="#">在ペルー日本国大使館「経済情勢・関連機関・各種データ」</a></p> <p>●<a href="#">2016/17 ペルー投資ガイド</a>（2016年9月）</p> <p>●<a href="#">BNamericas.com</a>（ペルー公共インフラ投資情報、アップデート情報リンク付）</p> <p>●<a href="#">JETRO「2016年度中南米進出日系企業実態調査結果（2017年1月）」</a></p>
そ の 他	<p>●<a href="#">JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」</a>「<a href="#">ODA プロジェクト（無償資金協力）</a>」</p> <p>●ニュース：<a href="#">Peruvian Times</a>、<a href="#">Perur Reports</a>、<a href="#">El Comercio</a></p>

## メキシコの投資環境

人口：1億2,101万人（2015年） 首都：メキシコシティ（2,023万人、全人口の17%）  
 面積：196万平方キロメートル（日本の約5倍） 宗教：キリスト教（カトリック）  
 GDP：11,438億米ドル（2015年） 一人当たりGDP：9,452米ドル（2015年）  
 公用語：スペイン語 ODA：有償資金対象国 政治体制：立憲民主制による連邦共和国  
 インフラ水準：7点満点中4.3（電力4.9/道路4.3/空港4.6）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の96%、85%）（出所）[IMF/Demographia/外務省/JICA有償/JICA無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表1】メキシコのGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所）[IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表2】メキシコの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>規制業種（外資法第5条）</u>を除く一般業種では、無条件で100%まで参加可能。</li> <li>●規制業種以外でも既存企業の資本金に49%を超えて外資が参加する場合、その会社の資産総額が40億516万7,839.31ペソ（2016年5月12日官報公布、翌日より施行）を上回る場合、外資委員会の承認が必要（同法第4、9条）。</li> <li>●外資参加率が49%を超える場合、外資委員会の承認が必要とされる規制業種（第8条）があり、公共鉄道サービスの提供と鉄道の建設・操業・管理が含まれる。</li> <li>●外資参加比率に上限のある業種で「外資」の出資比率を算定する場合、メキシコ資本がマジョリティーを有するメキシコ会社を通じた間接的な投資は「外資」とみなさない。</li> <li>●メキシコ人または会社定款に「外国人排除条項」を定めるメキシコの法人に留保される規制業種（外資法第6条）があり、適用法に明確に示される専門・技術サービス提供が含まれる。</li> </ul> <p>（出所）<a href="#">JETRO 国・地域情報（メキシコ）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率30%）、個人所得税（30%～35%の累進課税）、付加価値税（全国共通16%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々15%、10%）配当は親子会社間が0%または5%になる可能性あり。二国間租税条約締結済み、日墨EPA及び環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉中。</p> <p>（出所）<a href="#">JETRO 国・地域情報（メキシコ）「税制」</a></p>

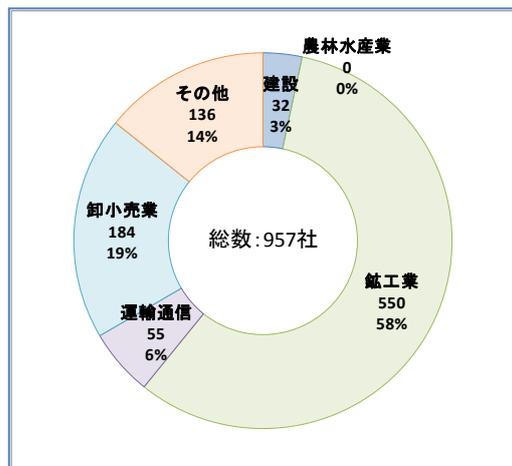
# メキシコの投資環境

【図表 3】メキシコの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	928 (2011年)、939 (2012年)、913 (2013年)、 925 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 (出所) <a href="#">メキシコ証券取引所</a>	<a href="#">Cemex</a> 、 <a href="#">Consortio ARA</a> 、 <a href="#">Empresas ICA</a> 、 <a href="#">URBI</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	(株)安藤・間 鹿島建設(株) 清水建設(株) 徳倉建設(株) (株)フジタ 前田建設工業(株)

【図表 4】本邦企業進出状況

海外在留邦人：9,437 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】メキシコ政府のインフラ開発計画

## 国家インフラ投資計画 (2014-2018)

●計 743 事業、総投資額 (官民合計) 約 5,960 億ドルの計画。内、約 37%は民間調達予定。全体予算の 9 割が以下の 3 分野：

- ・通信・運輸分野 1.3 兆ペソ (全体の 17%) :  
ベラクルス港・アルタミラ港拡張工事、マサトラン港湾近代化工事など。
- ・エネルギー分野 3.9 兆ペソ (全体の 50%)
- ・都市開発・住宅分野 1.9 兆ペソ (同 24%)
- ・その他、水・健康・観光分野

※1 ペソ=約 5 円 (参考)

[\(参考\) 各分野投資計画詳細](#)

【図表 6】本邦製造業の有望展開先国としてのメキシコ: 有望理由と課題 (参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)			有望理由 (2016年度)	
	2014年度	2015年度	2016年度		
1	インド 45.9%	インド 40.4%	インド 47.6%	現地マーケットの今後の成長性	73.0%
2	インドネシア 45.7%	インドネシア 38.8%	中国 42.0%	組み立てメーカーへの供給拠点として	48.4%
3	中国 43.7%	中国 38.8%	インドネシア 35.8%	安価な労働力	33.6%
4	タイ 35.3%	タイ 30.7%	ベトナム 32.7%	現地マーケットの現状規模	23.8%
5	ベトナム 31.1%	ベトナム 27.5%	タイ 29.4%	第三国輸出拠点として	23.0%
6	<b>メキシコ 20.2%</b>	<b>メキシコ 23.6%</b>	<b>メキシコ 25.9%</b>	<b>課題 (2016年度)</b>	
7	ブラジル 16.6%	米国 16.6%	米国 19.3%	治安・社会情勢が不安	58.3%
8	米国 13.2%	フィリピン 11.5%	フィリピン 10.6%	管理職クラスの人材確保が困難	34.8%
9	ロシア 12.0%	ブラジル 11.1%	ミャンマー 10.1%	労働コストの上昇	28.7%
10	ミャンマー 11.0%	ミャンマー 7.9%	ブラジル 7.2%	技術系人材の確保が困難	24.3%
				他社との激しい競争	18.3%

(出所) [JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」 \(第 27 回、第 28 回\)](#)

## メキシコ：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（メキシコ）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業許可についての制度はない。</li> <li>●メキシコの建築基準は州または地方自治体レベルで適用される建築規則に関して定められている。建築規則を策定するのは地方政府の責任とされている。</li> </ul> <p>（出所）『4. メキシコの建築コードの展望』「世界の建築規制」（2012）（財）日本建築センター</p>
公共発注者	<p>通信運輸省（道路、橋梁、鉄道、空港、港湾）（公共事業インフラ一覧）</p> <p>環境天然資源省 国家水委員会（河川整備、ダム）</p>
団 体	Cámara Mexicana de la Industria de la Construcción (CMIC)
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在メキシコ日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (52-55) 5211-0028 FAX: (52-55) 5207-7743 E-mail: nihonsien@me.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO メキシコ事務所 ※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象 TEL: 52-55-5202-7900 FAX: 52-55-5202-8003 問い合わせ：最寄りのジェトロ国内事務所</li> <li>●JICA ブラジル事務所 TEL: (55-61) 3321-6465 FAX: (55-61) 3321-7565 E-mail: br_oso_rep@jica.go.jp</li> <li>●メキシコ日本商工会議所 本部事務局（日墨協会（Asociación México-Japonesa）敷地内） E-mail（日本語）：camjapon@japon.org.mx TEL: (52-55) 5593-2020, 2727, 2828</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例（メキシコ 6 社）</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（メキシコ進出事例）</li> <li>●JBIC 本邦企業インフラ投資支援事例（メキシコ）</li> <li>●JETRO（海外進出/機械/環境/中南米で絞込検索）</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「日系建設企業のメキシコへの展開について」（建設経済研究所 RICE Monthly No. 300）</li> <li>●JETRO 調査レポート「メキシコ」関連</li> <li>●在メキシコ日本大使館「メキシコ経済情勢」（『インフラ市場概要』など）</li> <li>●JETRO 「2016 年度中南米進出日系企業実態調査結果」（2017 年 1 月）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA/ODA 国別開発協力方針・事業展開計画（メキシコ）</li> <li>●El Economista、Biz News、El Mercurio</li> </ul>



# 欧州

ウクライナ

チェコ

ハンガリー

ブルガリア

ポーランド

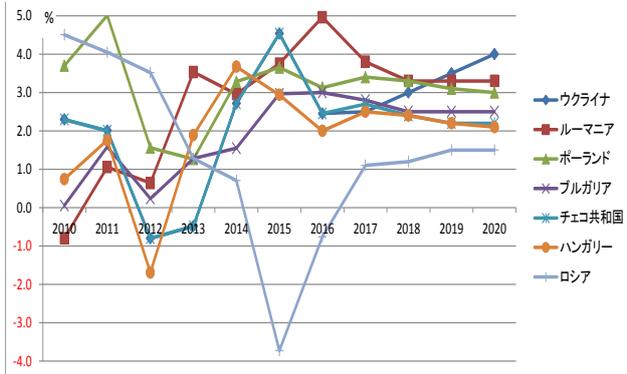
ルーマニア

ロシア

# 欧州地域の投資環境

EU 28 総人口：約 5 億 840 万人  
 同 総 GDP：16.3 兆米ドル (2015)  
**FTA**：EU は域内諸国のみならず、非加盟国・地域との FTA も締結している。  
 米国・ロシア・中国・日本も交渉中。  
**域内インフラプロジェクト**：(-2030)  
 欧州横断運輸ネットワーク構想  
 (Trans-European Transport Network：TEN-T)

【図表 1】 域内諸国の今後の経済成長率見通し



(出所) 基礎情報は [IMF](#)、[JETRO 国・地域情報](#)、成長率は [IMF WEO, 2016/10](#) (予測値 2016-20)

【図表 2】 域内諸国の「事業のしやすさ」ランキング

	総合順位	事業立上	建設許可	電力供給	不動産登録	与信取得	投資家保護	税金支払	国際取引	契約履行	破産手続
ポーランド	24	107	46	46	38	20	42	47	1	55	27
チェコ共和国	27	81	130	13	31	32	53	53	1	68	26
ルーマニア	36	62	95	134	57	7	53	50	1	26	49
ブルガリア	39	82	48	104	60	32	13	83	21	49	48
ロシア	40	26	115	30	9	44	53	45	140	12	51
ハンガリー	41	75	69	121	28	20	81	77	1	8	63
ウクライナ	80	20	140	130	63	20	70	84	115	81	150

(出所) 図表 2：世界銀行 [Doing Business](#)

[Ranking 2016](#)、図表 3：[JETRO 投資コスト比較](#)

【図表 3】 域内諸国の労働コスト比較

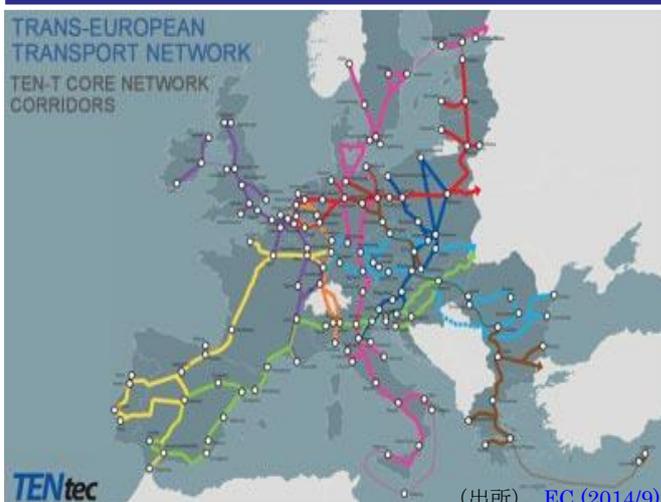
(単位:米ドル)	プラハ	ブダペスト	ソフィア	ワルシャワ	ブカレス	キエフ	サンクトペテルブルク	モスクワ
製造業ワーカー	884/月	396~ 1,111/月	377/月	586~992/ 月*1	306~ 444/月*1	159~243/月	648~ 937/月	661~ 1,120/月
法定最低賃金	374.5/月	371/月	216/月	464/月	261/月	58/月	170/月*2	297/月
社会保険負担率 (事業主の負担率)	34.00%	27.00%	17.4%+労災保 険(平均0.7%)	19.21~ 22.41%	22.75~ 33.45%	36.76~ 49.7%*3	30.2~ 38.5%	30.2~ 38.5%

\*1: 社会保障(雇用者負担)含む

\*2: サンクトペテルブルク市

\*3: 業種の危険度合いによる

【図表 4】 欧州横断運輸ネットワーク(Ten-T/～2030)



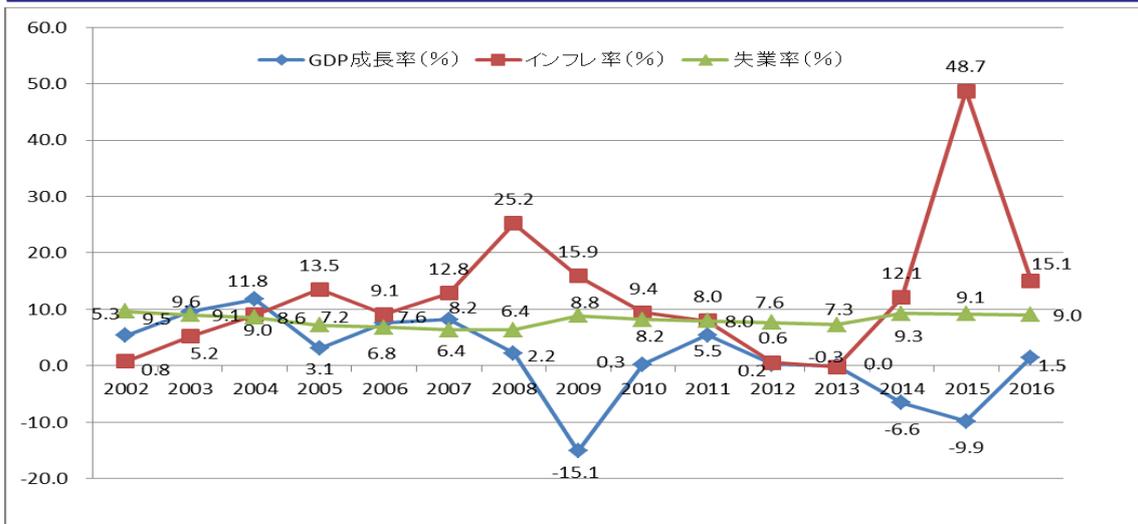
(出所) [EC \(2014/9\)](#)

EU28 カ国は 5 億人強の単一市場の下、ヒト・モノ・サービス・カネの移動の自由化を実現してきた。TEN-T 構想の完成 (2030 年) に向け欧州横断主要 9 回廊の建設も進んでいる。2004 年以降 EU に加盟し市場経済化とロシアの影響力排除を図ってきた中・東欧諸国であるが、依然としてロシアとの経済的関係は強い。ロシアからの天然ガスに依存する国によってはウクライナ情勢に留意が必要。英国の EU 離脱の影響も要注目。

## ウクライナの投資環境

人口：4,259 万人（2015 年） 面積：60 万 3,700 平方キロメートル（日本の約 1.6 倍）  
 首都：キエフ（280 万人、全人口の 7%） 宗教：ウクライナ正教、東方カトリック教  
 GDP：905 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：2,125 米ドル（2015 年）  
 公用語：ウクライナ語（国家語）、ロシア語等 ODA：有償資金対象国 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 3.9（電力 4.4/ 道 2.4/ 空港 3.7） 安全飲料水・トイレ普及  
 （各々人口の 96%/96%） （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 ウクライナの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 ウクライナの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業を含め外国資本の参入はほぼ全産業で認められている。</li> <li>●出資規制は、サービス産業の一部（テレビ放送、全国の新聞、出版社、航空輸送）にある。</li> <li>●非農用地の所有は可能。外国企業は、公共セクターおよび民間セクターの土地所有者から土地を購入あるいはリースすることが可能である。</li> <li>●ウクライナ国内で外貨精算するには中央銀行(NBU)からライセンス（有効期限と金額限定）を取得する必要がある。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">East Invest（東欧地域投資貿易促進機関）</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 21%）、個人所得税（一律 15%、月収が最低賃金の 10 倍を超える場合は一律 17%）、付加価値税（標準税率 20%）、二国間租税条約締結済み。日・ウクライナ EPA は未締結。日本 EU EPA は交渉中。</p> <p>（出所） <a href="#">East Invest（東欧地域投資貿易促進機関）</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●外貨建て取引規制がある：外地に居住する外国投資家への配当金送付は禁止、企業は外貨収入の 75%を強制売却、金融機関は一個人へ販売できる外貨は一日 UAH6,000 までに制限。 ※1 ウクライナグリブナ (UAH) =0.03 円（参考）</li> <li>●交通インフラ、農業等の優遇分野の投資は、一定の条件（最低投資額、新規雇用人数等）を見たせば、閣僚承認の上、輸出资機材の関税免除等の優遇措置が適用される（2018 年 1 月 1 日まで）（出所） <a href="#">Deloitte, "Ukraine Taxation and Investment 2016"</a></li> </ul>

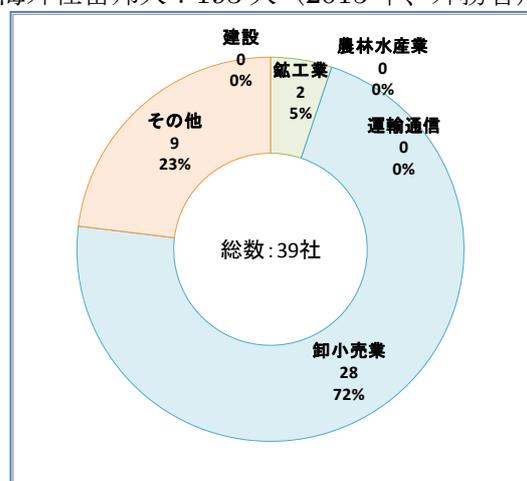
# ウクライナの投資環境

【図表 3】 ウクライナの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	52 (2011年)、51 (2012年)、48 (2013年)、37 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業	<a href="#">TURBOATOM</a> 、 <a href="#">Arcelor Mittal.com</a> (出所) <a href="#">ウクライナ証券取引所</a> その他非上場建設関連会社： <a href="#">EUROCEMENT GROUP JSC</a> 、 <a href="#">AZBI</a> 、 <a href="#">Industry Ukraine</a> 、 <a href="#">KYIVSOTSBUD</a>
進出日系建設企業	海外建設協会(OCAJD)会員で進出している企業はない。(出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：193人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 ウクライナ政府のインフラ開発計画

- 主要交通回廊の高速道路開発 (925km 改修工事、4年間で約45億米ドル)
    - ①Berlin (Dresden) – Wroclaw – Lviv – Kyiv
    - ②Trieste – Ljubljana – Budapest (Bratislava) – Lviv
    - ③Helsinki – St. Petersburg (Moscow) – Kyiv – Chisinau (Odesa) – Bucharest – Dimitrovgrad – Alexandropoulos
  - 鉄道 Grebinka – Poltava – Krasnograd – Lozova 間の2系列目敷設工事 (360km、6年間で3.7億米ドル)
  - Lviv-Krakovets 間の有料道路建設 (コンセッション事業) (84.4km、4年間で2.44億米ドル)
  - Slovechno – Korosten – Zhytomyr – Berdychiv 間 196km の鉄道電化工事 (4年間で1億米ドル)
  - 汎ヨーロッパ交通回廊4ルート (III, V, VII, IX) および [TRACERA](#) ヨーロッパ・コーカサス・アジア回廊、グダニスク・オデッサ回廊などがあり、今後も交通インフラ整備需要が見込まれる。
- (出所) [インフラ省「ウクライナの投資機会」\(2015/6\)](#)

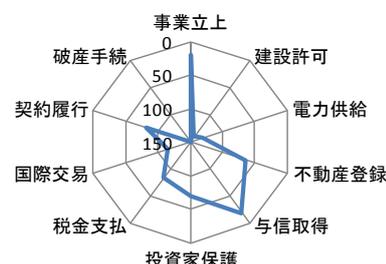
【図表 6】 有望展開先国としてのウクライナ:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 ロシア・東欧・中央アジア 順位 (28か国)							
	2014年		2015年		2016年	DTF*	
1	ジョージア	→	マケドニア	↑	マケドニア	→	81.7%
2	ラトビア	→	ラトビア	→	ラトビア	→	80.6%
3	リトアニア	→	リトアニア	→	リトアニア	→	78.8%
4	マケドニア	↑	ジョージア	↓	ジョージア	→	80.2%
5	ポーランド	↓	チェコ共和国	↑	ポーランド	↑	77.8%
6	チェコ共和国	→	ポーランド	↓	チェコ共和国	↓	76.7%
7	アルメニア	↑	ルーマニア	↑	ルーマニア	→	74.3%
8	キプロス	↓	ブルガリア	↑	ロシア	↑	73.2%
9	ブルガリア	↓	ハンガリー	↑	ブルガリア	↓	73.5%
10	トルコ	↑	クロアチア	↑	クロアチア	→	73.0%
	25位	↑	26位	↓	25位	↑	

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## ウクライナ



総合順位 (80位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

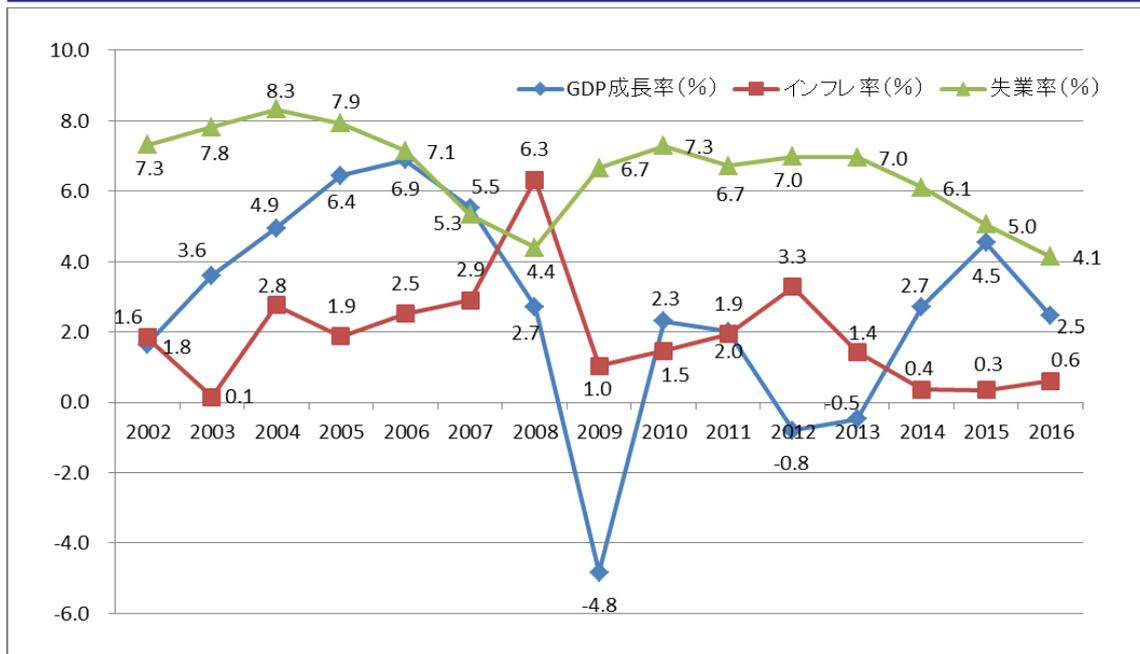
## ウクライナ:お助け情報源

治 安	外務省危険情報 (ウクライナ)
許 認 可	<p>都市計画業務改善に係る諸法令の改訂法 No. 1817-VIII No. 4733-1 (2017年1月17日付) が2017年6月10日に発効すると、ウクライナの建物・構造物の分類に係る基準・規則がEU基準になり、リスク管理原則に基づいて(現在の5分類から)以下の3分類に替わる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CC1 –管理リスクの低いクラス (旧カテゴリーI~II)</li> <li>・ CC2 –管理リスクの中級クラス (旧カテゴリーIII~IV)</li> <li>・ CC3 –管理リスクの高いレベル (旧カテゴリーV)</li> </ul> <p>新法の下、建設工事許可を取得するための手続も修正され、CC1に分類される建物等は、建設作業開始の通知が必要。CC2およびCC3に分類される建設には、建設作業を開始するための建設許可証と、建物の試運転証明書が必要になる。</p> <p>(注) 旧カテゴリーIIIに属した建物・構造物は、新法の下では建設許可が必要になる。また、建設工事開始宣言が新法の発効日より前である場合は同法の適用外とされる。</p> <p>(出所) CMS Law-Now、</p>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">Ukrzaliznytsia(UZ)</a> (国営鉄道)</li> <li>● <a href="#">インフラ省、地域開発省、エネルギー石炭鉱業省</a></li> <li>● <a href="#">イヴァーノフフランキーウシク州投資促進センター: ワンストップショップ</a></li> <li>● ウクライナは2016年にWTO政府調達協定(GPA)に正式加入したことから、一定金額*以上の物品・サービス・建設に関する公共調達案件について内外無差別などの原則が適用される。( *例えば、中央省庁発注の建設サービスの場合、SDR5百万、1.48億フリブニャを超える事業は内外無差別となる。)</li> </ul>
団 体	● <a href="#">ウクライナ商工会議所 (UCCI)</a>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">在ウクライナ日本国大使館</a> 日本企業支援窓口</li> <li>TEL: (380-44) 490-5500 FAX: (380-44) 490-5501 E-mail: <a href="mailto:toiawase@kv.mofa.go.jp">toiawase@kv.mofa.go.jp</a></li> <li>● <a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出支援事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">JBIC 本邦企業インフラ投資支援事例 (ウクライナ)</a></li> <li>● 『<a href="#">キエフ日本商工会所属企業</a>』 p38, ロシア NIS 調査月報 2007年6月号</li> </ul>
業界調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">Deloitte, "Construction and building materials market in Ukraine"</a></li> <li>● <a href="#">在米ウクライナ大使館「ウクライナ投資機会」</a></li> <li>● <a href="#">Invest Ukraine (非政府外国投資促進機関)「ウクライナ投資機会」</a></li> <li>● <a href="#">JETRO調査レポート「ウクライナ」関連</a></li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <a href="#">JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」</a>「日本のODAプロジェクト(無償)」</li> <li>● <a href="#">JETRO「ウクライナへ進出」関連文献</a></li> <li>● <a href="#">ウクライナ商工会議所(UCCI) 加盟建設会社リスト (588社)</a></li> <li>● <a href="#">Biz Ukraine.com, "Construction companies in Ukraine"</a></li> <li>● ニュース: <a href="#">Ukrainian Journal</a>、<a href="#">ウクライナ政府ウェブポータル</a>、<a href="#">Business Ukraine</a></li> </ul>

## チェコ共和国の投資環境

人口：1,054 万人（2015 年） 首都：プラハ（138 万人、全人口の 13%）  
 面積：78,866 平方キロメートル（日本の約 5 分の 1） 宗教：キリスト教（カトリック）  
 GDP：1,852 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：17,570 米ドル（2015 年）  
 公用語：チェコ語 ODA:非対象国 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 4.7（電力 6.0/道路 4.1/空港 5.3）、安全飲料水・トイレ普及  
 （各々人口の 100%/99%）（出所） [IMF/Demographia](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum 世銀

【図表 1】 チェコ共和国の GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 チェコ共和国の業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業を含め外国資本の参入が認められない分野はない。（ただし、金融業・軍需産業は所管機関からの許認可が必要。）</li> <li>●外国人の就業が認められない分野はない。「就労カード」（労働許可と滞在許可を兼ねる）を申請・取得する必要がある。ただし、外国企業から派遣される駐在員、あるいはチェコ企業の役員に対しては、就労カード申請前に、従来どおり労働許可証を申請することが義務付けられる。</li> <li>●就労カード所持者（外国人）の就業対象となるポストは、労働局に空きが報告されてから 30 日間以内に埋まらないもののみに限られる（現地人の雇用優先）。</li> <li>●100%の出資も可能。出資金に関する規制はない（外資、内国企業は同等待遇）。</li> <li>●外国法人も土地取得可能。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（チェコ）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 19%）、個人所得税（一律 15%、所得額が平均賃金の 4 倍を上回る場合、所得額と平均賃金の 4 倍との差額の 7%分の連帯税が加算）、付加価値税（標準税率 21%）、日本への利子送金課税（最高税率 10%）、配当送金課税（一般：15%、親子間 10%）、二国間租税条約締結済み。日チェコ EPA は未締結。日本 EU EPA 締結交渉中。（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（チェコ）「税制」</a></p>

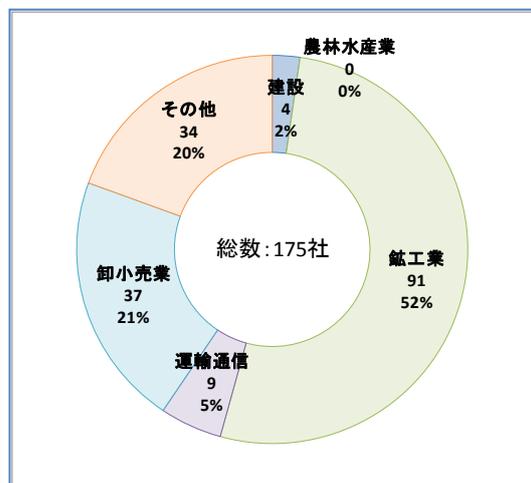
# チェコ共和国の投資環境

【図表 3】 チェコ共和国の建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	127 (2011年)、109 (2012年)、108 (2013年)、104 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 (出所) <a href="#">プラハ証券取引所</a>	<a href="#">ČEZ Group</a> 、 <a href="#">STRABAG a.s.</a> 、 <a href="#">OHL ŽS a.s.</a> その他、非上場大手建設会社： <a href="#">CKD Group</a> 、 <a href="#">Metrostav a.s.</a> <a href="#">EUROVIA CS. a.s.</a> 、 <a href="#">SWIETELSKY stavební s.r.o.</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">鹿島建設(株)</a> <a href="#">清水建設(株)</a> <a href="#">(株)竹中工務店</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：1,791人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省](#) [海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 チェコ共和国政府のインフラ開発計画

## Action Plan for the Deployment of Intelligent Transport Systems (ITS) in the Czech Republic until 2020 (with the Prospect of 2050)

2014-2020年の高度交通システム (ITS) 展開アクションプラン。物理的輸送網 (一般道・高速道路・鉄道・貨物輸送船等) の改修計画に ITS を付加した計画。以下を含む。

- Operational Programme Transport 2014-2020 (OPD2)：高速道路の新設を含め全交通手段対象。総額 13.7 兆ユーロ (CZK 1,756 億)。内、ITS 予算は CZK 153 億

- Integrated Regional Operational Programme (IROP)：地域道路インフラ改修計画

2014-2020：総額 4730 億ユーロ (CZK 132 億)。内、ITS 予算は CZK 5 億)

(出所) [交通省](#) ※1 コルナ (CZK) = 約 4 円 (参考)

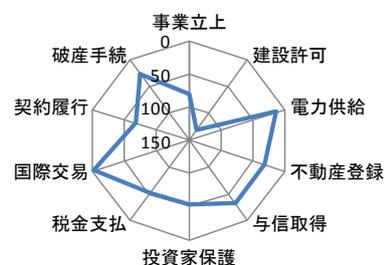
【図表 6】 有望展開先国としてのチェコ共和国:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 ロシア・東欧・中央アジア 順位 (28か国)							
	2014年		2015年		2016年	DTF*	
1	ジョージア	→	マケドニア	↑	マケドニア	→	81.7%
2	ラトビア	→	ラトビア	→	ラトビア	→	80.6%
3	リトアニア	→	リトアニア	→	リトアニア	→	78.8%
4	マケドニア	↑	ジョージア	↓	ジョージア	→	80.2%
5	ポーランド	↓	<b>チェコ共和国</b>	↑	ポーランド	↑	77.8%
6	<b>チェコ共和国</b>	→	ポーランド	↓	<b>チェコ共和国</b>	↓	76.7%
7	アルメニア	↑	ルーマニア	↑	ルーマニア	→	74.3%
8	キプロス	↓	ブルガリア	↑	ロシア	↑	73.2%
9	ブルガリア	↓	ハンガリー	↑	ブルガリア	↓	73.5%
10	トルコ	↑	クロアチア	↑	クロアチア	→	73.0%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## チェコ共和国



総合順位 (27位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

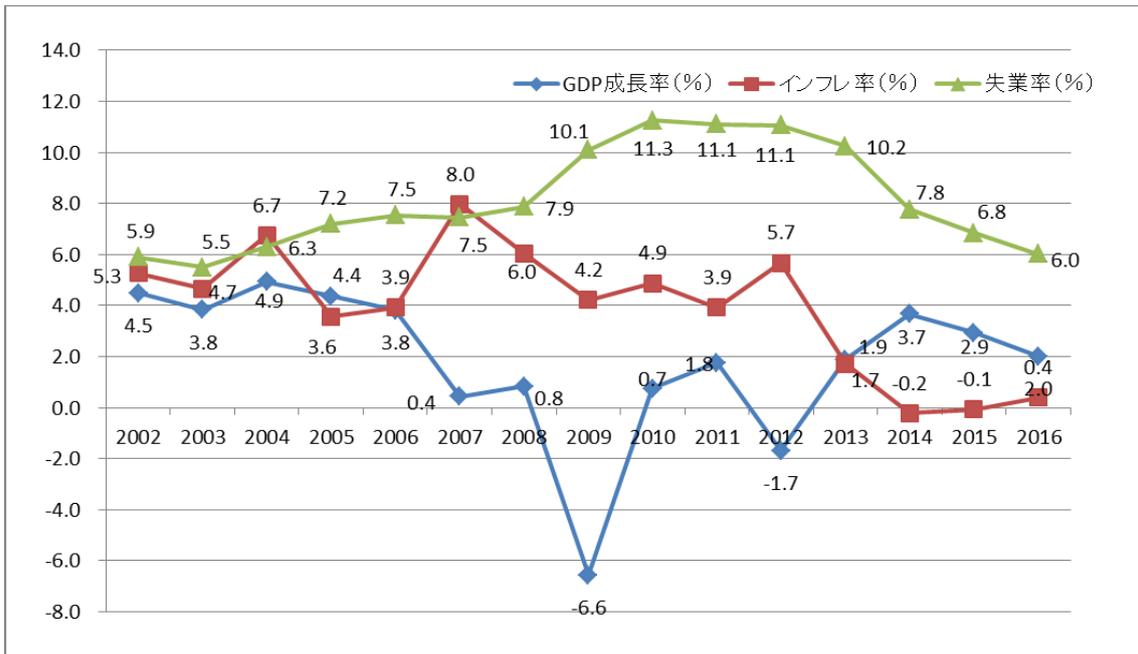
## チェコ共和国：お助け情報源

治 安	外務省危険情報 (チェコ)
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国法人はチェコ企業と同等な条件および範囲内において、不動産の取得を含む商取引を行う権利がある。単独もしくは共同で会社を設立、または既存のチェコ企業への参入も可能。外国企業がチェコ国内で事業を行うには、チェコに支店を登録するかチェコ法人を設立する必要がある。</li> <li>●チェコでの工場建設手続きは、ヨーロッパ諸国と同様。以下の許認可事項を、各々関係当局に申請し、承認を受ける必要がある。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境影響評価 (Environmental Impact Assessment = EIA) – 事前調査</li> <li>2. 環境影響評価 (EIA) – *正規手続き (*大規模事業または所管省庁からの指示により)</li> <li>3. 計画許可 (Planning Permit)</li> <li>4. 統合許可* (Integrated Permit) (*大規模事業または所管省庁からの指示により)</li> <li>5. 建築許可 (Building Permit)</li> <li>6. 最終認可 (Final Approval)</li> </ol> </li> <li>●<a href="#">チェコ共和国ビジネス・投資開発庁</a> (日本語) : <a href="#">会社設立の手続き</a>、<a href="#">工場建設手続き</a></li> </ul>
公共発注者	<p><a href="#">交通省</a>、<a href="#">産業貿易省</a>、<a href="#">農業省</a>、<a href="#">環境省</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共事業入札情報 : <a href="#">地域開発省 Information System on Public Contracts</a></li> </ul>
団 体	<p><a href="#">チェコ商工会議所</a>内に、以下を含む多数の建設関連団体が参加する専門組合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">Association of Developers in Gas and Pipe Lines</a></li> <li>・ <a href="#">Guild for Thermal Insulation of Buildings of the Czech Republic</a></li> <li>・ <a href="#">Guild of Dry Construction of the Czech Republic</a></li> <li>・ <a href="#">Czech Union of Electrical Engineering</a></li> </ul>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在チェコ日本国大使館</a> 日本企業支援窓口 TEL: (420) 257-533-546</li> <li>FAX: (420) 257-532-377 E-mail: <a href="mailto:economic@ph.mofa.go.jp">economic@ph.mofa.go.jp</a></li> <li>●<a href="#">JETRO プラハ事務所</a> <u>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u></li> <li>TEL: 420-222-312-978 (日本語) / 420-224-814-971 (その他の言語) FAX: 420-224-813-998</li> <li>問い合わせ : <a href="#">最寄りのジェトロ国内事務所</a></li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> <li>●<a href="#">日本チェコ商工会</a>、<a href="#">日本チェコ協会</a></li> </ul>
進出・進出支援事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">海外建設協会 OCAJI</a> 会員海外進出事例チェコ 3 社)</li> <li>●<a href="#">チェコ共和国ビジネス投資開発庁</a> 「<a href="#">在チェコ日本企業の動向</a>」</li> <li>●<a href="#">ジェトロセンサー</a> 「<a href="#">欧州：EU 基金を市場参入の機会に</a>」 (2016 年 4 月号)</li> <li>●EU 公共調達検査サイト : <a href="#">TED(Tender Electric Daily)</a></li> </ul>
業界調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在チェコ日本国大使館</a> 「<a href="#">建設産業情報 (最近の動向)</a>」 (2016/7)、「<a href="#">経済関係</a>」</li> <li>●<a href="#">JETRO</a> 「<a href="#">欧州進出日系企業実態調査 (2016 年度)</a>」、<a href="#">調査レポート「チェコ」関連</a></li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">チェコ建設下請会社一覧</a> : <a href="#">Go4Construction Supply Chain</a></li> <li>●ニュース : <a href="#">The Czech Journal</a>、<a href="#">The Daily</a></li> </ul>

# ハンガリーの投資環境

人口：986 万人（2015 年） 首都：ブタペスト（250 万人、全人口の 25%）  
 面積：約 9.3 万平方キロメートル（日本の約 4 分の 1） 宗教：カトリック（カルヴァン派）  
 GDP：1,206 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：12,240 米ドル（2015 年）  
 公用語：ハンガリー語 ODA：非対象国 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 4.2（電力 4.8/ 道路 4.1/ 空港 4.3）、安全飲料水・トイレ普及  
 （各々人口の 100%/98%） （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum 世銀](#)

【図表 1】 ハンガリーの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 ハンガリーの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業を含め、外国資本の参入が認められない分野はない。（内外無差別）。ただし、国家経済にとって重要とされる国有企業（郵便・電力・鉄道など）については買収規制がある。</li> <li>●外国人就業には規制がある。特殊技能であること、雇用主からの事前申請があることを条件に、労働管理局が就労許可証を発行する。（2 年毎に更新。役員は対象外）外国人の就業外国人の雇用が、総雇用数の 5%未満の場合は、自動的に就労許可証が発行される。</li> <li>●100%による外資出資も可能。</li> <li>●農地以外の土地は、取得、所有とも可能である。</li> <li>●外国企業の資本参加の有無にかかわらず、会社の形態により最低資本金額が定められている。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ハンガリー）「投資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率一律 9%）、個人所得税（一律 15%）、付加価値税（標準税率 27%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 10%）、二国間租税条約締結済み。日ハンガリー EPA は未締結。日本 EU EPA は交渉中。</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ハンガリー）「税制」</a></p>

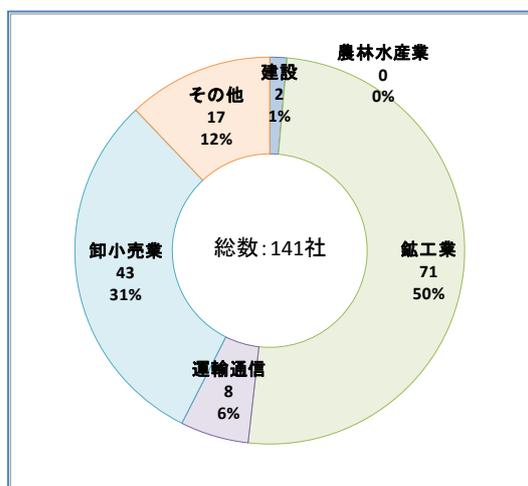
# ハンガリーの投資環境

【図表 3】ハンガリーの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	49 (2011年)、42 (2012年)、46 (2013年)、51 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 <a href="#">ブタベスト証券取引所</a>	<a href="#">Appennin Holdings</a> 非上場建設関連会社： <a href="#">Vegyépszér</a> 、 <a href="#">TriGranit</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	(株)竹中工務店 <a href="#">TSUCHIYA(株)</a>

【図表 4】本邦企業進出状況

海外在留邦人：1,290人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】ハンガリー政府のインフラ開発計画

●Irianyi Plan：2020年までに工業生産 GDP シェアを 30%に引き上げるべく、年 7%の GDP 成長を目標とする。

(出所) [国家経財省](#)

●[The Amber Rail Freight Corridor 第 11 号](#)(EU 貨物輸送鉄道回廊の一つ)建設計画をハンガリー・ポーランド・スロベニア・スロバキア 4 か国の交通大臣が合意。2018 年末までに始動予定。

●2022 年までに鉄道分野に総額 HUF1.2 兆 (内、80% は EU 資金) を投資する計画を政府が発表 (Budapest Business Journal, 2016)

※1 フォリント (HUF) = 0.4 円 (参考)

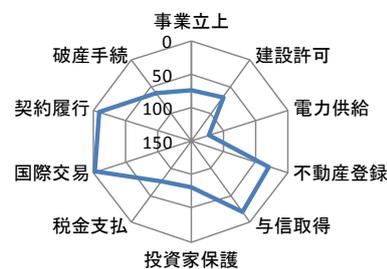
【図表 6】有望展開先国としてのハンガリー：ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 ロシア・東欧・中央アジア 順位 (28か国)						
	2014年		2015年		2016年	DTF*
1	ジョージア	→	マケドニア	↑	マケドニア	→ 81.7%
2	ラトビア	→	ラトビア	→	ラトビア	→ 80.6%
3	リトアニア	→	リトアニア	→	リトアニア	→ 78.8%
4	マケドニア	↑	ジョージア	↓	ジョージア	→ 80.2%
5	ポーランド	↓	チェコ共和国	↑	ポーランド	↑ 77.8%
6	チェコ共和国	→	ポーランド	↓	チェコ共和国	↓ 76.7%
7	アルメニア	↑	ルーマニア	↑	ルーマニア	→ 74.3%
8	キプロス	↓	ブルガリア	↑	ロシア	↑ 73.2%
9	ブルガリア	↓	<b>ハンガリー</b>	↑	ブルガリア	↓ 73.5%
10	トルコ	↑	クロアチア	↑	クロアチア	→ 73.0%
	<b>11位</b>	↓			<b>11位</b>	↓

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## ハンガリー



総合順位 (41位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

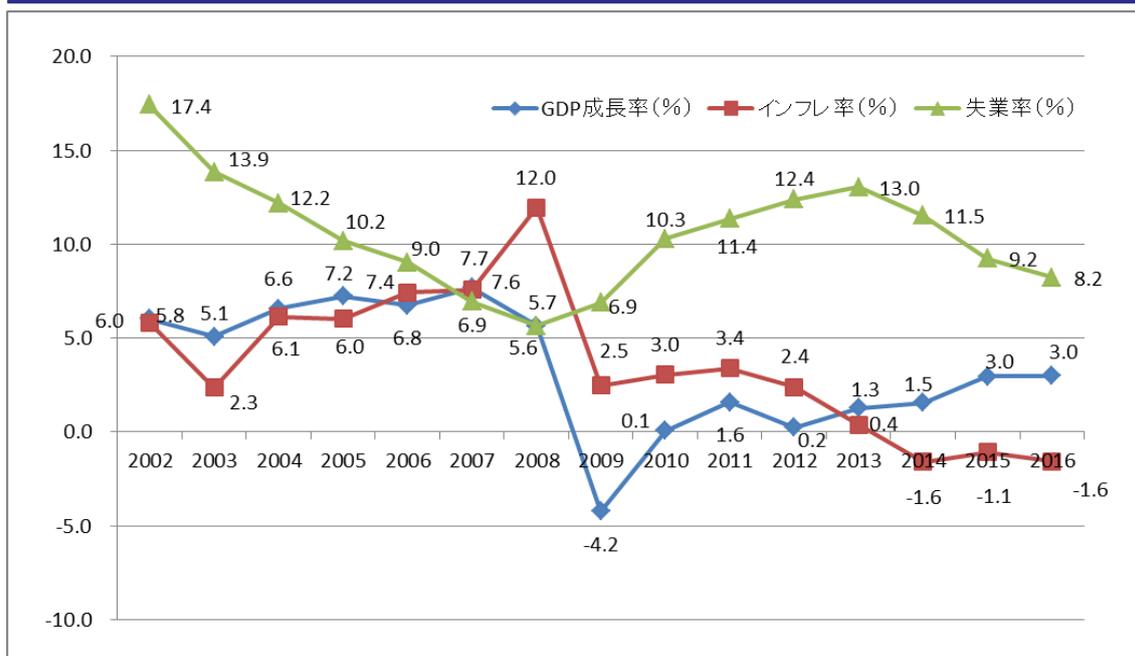
## ハンガリー：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（ハンガリー）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業許可についての制度はない。</li> <li>● EUGO/ハンガリー投資促進機関：会社設立手順</li> </ul> 建築許可は地方自治体が行っている。工場建設の場合は、環境アセスメントが必要
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●National Infrastructure Development Company（高速道路、鉄道、橋等インフラ建設）</li> <li>●Ministry of National Development</li> <li>●公共調達当局：The Public Procurement Authority、入札情報の検索</li> </ul>
団 体	National Federation of Hungarian Contractors (ÉVOSZ)
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在ハンガリー日本国大使館 日本企業支援窓口</li> <li>TEL: (36-1) 398-3100 FAX: (36-1) 392-7100 E-mail: economic@bp.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO ブダペスト事務所 ※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</li> <li>TEL: 36-1-266-7687 FAX: 36-1-266-7688</li> <li>問い合わせ：最寄りのジェトロ国内事務所</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例（ハンガリー2社）</li> <li>●在ハンガリー日本商工会会員名簿</li> <li>●EUGO/ハンガリー外国投資促進機関</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在ハンガリー日本国大使館「ハンガリー政治経済月報」</li> <li>●JETRO 欧州進出日系企業実態調査（2016年度）</li> <li>●ÉVOSZ "E-Construction Journal"（ハンガリー語）</li> <li>●ÉVOSZ「建設関連法令・規則」（ハンガリー語）</li> <li>●JETRO「ハンガリー投資ガイドブック 税制・雇用制度」（2014）</li> <li>●JETRO「ハンガリー投資ガイドブック 規制・規則」（2014）</li> <li>●JETRO 調査レポート「ハンガリー」関連</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●Budapest Business Journal</li> </ul>

## ブルガリアの投資環境

人口：715万人（2015年） 首都：ソフィア（132万人、全人口の18%）  
 面積：11.09万平方キロメートル（日本の約3分の1） 宗教：ブルガリア正教  
 GDP：489.5億米ドル（2015年） 一人当たりGDP：6,843米ドル（2015年）  
 公用語：ブルガリア語 ODA：有償資金対象国 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7点満点中4.0（電力4.6/道路3.4/空港4.1）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の99%/86%）  
 （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA有償/JICA無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表1】ブルガリアのGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表2】ブルガリアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業を含め外国資本の参入や外国人の就業が認められない分野はない。</li> <li>●外国資本の出資制限はない。100%出資が可能。</li> <li>●外国人および外国企業は、建物内の建物、建物内の施設、および一部の財産権（建設権、使用権など）を直接取得することが可能。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">InvestBulgaria Agency（政府外国投資促進機関）</a>、<a href="#">Legal Guide 2013</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率10%）、個人所得税（一律10%）、付加価値税（標準税率20%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々10%、5%）、二国間租税条約締結済み。日ブルガリアEPAは未締結。日本EU EPAは締結交渉中。</p> <p>（出所） <a href="#">InvestBulgaria Agency（政府外国投資促進機関）</a>、<a href="#">Legal Guide 2013</a></p>

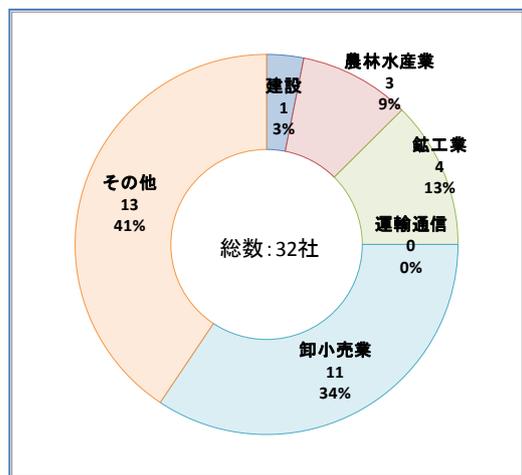
# ブルガリアの投資環境

【図表 3】ブルガリアの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	30 (2011年)、27 (2012年)、22 (2013年)、23 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業	<a href="#">Balkanstroy</a> 、 <a href="#">LALOV EGREK</a> (出所) <a href="#">ブルガリア証券取引所(BSE-Sophia)</a> その他、非上場大手建設会社： <a href="#">Glavbolgarstroy JSC</a> 、 <a href="#">PST Holdings</a> 、 <a href="#">Patishhta Plovdiv</a> 、 <a href="#">Enemona</a> 、 <a href="#">Geotechmin</a>
進出日系建設 企業	<a href="#">岩田地崎建設(株)</a> (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】本邦企業進出状況

海外在留邦人：127人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】ブルガリア政府のインフラ開発計画

## EU Cohesion Program in Bulgaria 2014-2020

総額 76 億ユーロ、7 分野の実施プログラムに対し、EU 基金から 85% の資金補てんが決定。  
(15% 政府)

- 輸送実施プログラム (EU 資金 16 億ユーロを含む) 総額 18.9 億ユーロ。鉄道分野、高速道路分野 (各々 5.7 億)、ソフィア市地下鉄延伸工事 (3.4 億) 等。
- 成長地域実施プログラム (EU 資金 13.1 億を含む) 総額 15.4 億ユーロ。住宅・行政機関事務所のエネルギー効率化 (4.1 億)、都市環境整備 (4.4 億)、都市交通整備 (2.4 億) 等。 ※1ユーロ=121円 (参考)

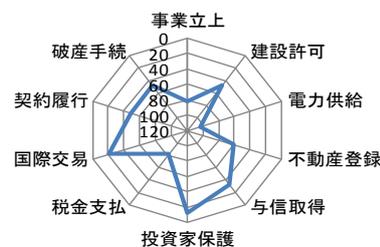
【図表 6】有望展開先国としてのブルガリアン:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 ロシア・東欧・中央アジア 順位 (28か国)							
	2014年		2015年		2016年	DTF*	
1	ジョージア	→	マケドニア	↑	マケドニア	→	81.7%
2	ラトビア	→	ラトビア	→	ラトビア	→	80.6%
3	リトアニア	→	リトアニア	→	リトアニア	→	78.8%
4	マケドニア	↑	ジョージア	↓	ジョージア	→	80.2%
5	ポーランド	↓	チェコ共和国	↑	ポーランド	↑	77.8%
6	チェコ共和国	→	ポーランド	↓	チェコ共和国	↓	76.7%
7	アルメニア	↑	ルーマニア	↑	ルーマニア	→	74.3%
8	キプロス	↓	<b>ブルガリア</b>	↑	ロシア	↑	73.2%
9	<b>ブルガリア</b>	↓	ハンガリー	↑	<b>ブルガリア</b>	↓	73.5%
10	トルコ	↑	クロアチア	↑	クロアチア	→	73.0%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## ブルガリア



総合順位 (39位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

## ブルガリア：お助け情報源

治 安	外務省危険情報 (ブルガリア)
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築・建設許可： 建築プロセスにおける主な文書の発行（ビザ、プロジェクト設計承認、建設許可）は、通常、各自治体の建築担当が所管する。プロジェクトが複数の自治体または複数の地区に関わる場合は、それぞれ地区ガバナーまたは地域開発大臣および公衆衛生大臣によって発行される。</li> <li>●建設過程を規制する主な法律に Territorial Development Act (TDA)があり、これに基づき、各建設プロジェクトは、その特性、重要性、複雑さ、および運用上のリスクによって、TDA によって 6 つのカテゴリーに分類されます。TDA 適用はカテゴリーによって異なるためプロジェクトを適切に分類することが重要となる。</li> <li>●詳細は、<a href="#">InvestBulgaria Agency ウェブサイト</a>を参照のこと。</li> </ul>
公共発注者	<p>地域開発・公共事業省(Ministry of Regional Development and Public Works)、 運輸・情報技術・通信省(Ministry of Transport, Information Technology and Telecommunication)、環境・水省(Ministry of Environment and Water)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●政府広報（インターネット版）（ブルガリア語のみであるが、入札関連情報全て掲載）</li> <li>●分野：運輸・情報技術・通信省による港・空港コンセッション関連情報</li> <li>●InvestBulgaria Agency: 外国投資候補事業 “Catalogue of investment projects”</li> <li>●公共事業入札情報： TED (Tenders Electronic Daily) データベース、および、EU Official Journal に掲載される。公共事業（建設金額）の規模に応じて調達形態（一般競争入札、随意契約等）が異なる（公共調達庁/Public Procurement Agency）</li> </ul>
団 体	<a href="#">ブルガリア建設協会 (Bulgarian Construction Chamber/BCC)</a>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在ブルガリア日本国大使館</a> 日本企業支援窓口 TEL: (359-2) 971-2708 FAX: (359-2) 971-1095 E-mail: kigyoshien@sf.mofa.go.jp</li> <li>●<a href="#">JICA フランス事務所 (ブルガリア所管)</a> TEL: (33-1) 40200421 FAX: (33-1) 40209768</li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」</a> (ブルガリア進出事例)</li> <li>●<a href="#">JBIC 本邦企業インフラ投資支援事例 (ブルガリア)</a></li> <li>●<a href="#">海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例 (ブルガリア 1 社)</a></li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">BCC ブルガリア建設業界 (年次報告)</a></li> <li>●<a href="#">ブルガリア建設関連会社一覧</a></li> <li>●<a href="#">在ブルガリア日本国大使館「建設産業情報 (最近の動向)」</a> (平成 27 年 8 月 10 日)</li> <li>●<a href="#">在ブルガリア大使館「ブルガリア月報」</a> (政治・経済情勢)</li> <li>●<a href="#">JETRO 調査レポート: 「EU」 関連</a></li> <li>●<a href="#">JETRO 「欧州進出日系企業実態調査」</a> (2016 年度)</li> </ul>
そ の 他	●ニュース： <a href="#">ソフィアエコー</a> 、 <a href="#">ブルガリア通信社(BTA)</a> 、 <a href="#">The Sofia Globe</a>

## ポーランドの投資環境

人口：3,801 万人（2015 年） 首都：ワルシャワ（227 万人、全人口の 6%）  
 面積：32.2 万平方キロメートル（日本の約 5 分の 4） 宗教：キリスト教（カトリック）  
 GDP：4,748 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：12,492 米ドル（2015 年）  
 公用語：ポーランド語 ODA：非対象国 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 4.3（電力 5.5/道路 4.0/空港 4.3）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 98%/97%）  
 （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum 世銀](#)

【図表 1】 ポーランドの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 ポーランドの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本の参入に関しては内外無差別。ただし、内資、外資を問わず、経済活動に制限があり、国家免許の取得を必要とする分野がある。建設業は対象外。</li> <li>●外国人の就業規制はないが、EU 以外の国籍を持つ外国人は、労働許可証の取得が必要になる。また、労働ビザの有効期間（最大 1 年間）以上にポーランドに滞在予定の場合は、一時在留許可証の取得が必要。</li> <li>●原則 100%外資出資可。 空港運営業については条件有り。</li> <li>●外国人および外国企業の不動産取得が可能。ただし、内務大臣の許可が必要。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ポーランド）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 19%）、個人所得税（所得区分による 18%、32%累進課税）、付加価値税（標準税率 23%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 10%）、二国間租税条約締結済み。日ポーランド EPA は未締結。日本 EU EPA は締結交渉中。</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ポーランド）「税制」</a></p>

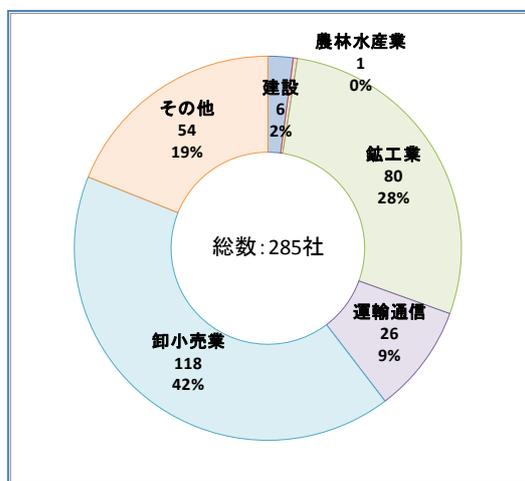
# ポーランドの投資環境

【図表 3】ポーランドの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	406 (2011年)、353 (2012年)、343 (2013年)、360 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 (出所) <a href="#">ワルシャワ証券取引所(GPW)</a>	<a href="#">Budimex</a> 、 <a href="#">Mostostal Warszawa</a> 、 <a href="#">ERBUD</a> 、 <a href="#">Polimex Mostostal</a> 、 <a href="#">Ulma Construction</a> 、 <a href="#">Trakcja</a> 、 <a href="#">Mdien Energia</a> 、 <a href="#">Herkules</a> (注) マゾフシェ県に本社のあるポーランド資本の上場建設会社
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">鹿島建設(株)</a> 、 <a href="#">清水建設(株)</a> 、 <a href="#">(株)竹中工務店</a>

【図表 4】本邦企業進出状況

海外在留邦人：1,276人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】ポーランド政府のインフラ開発計画

## EU 2020 年戦略実施国家改革計画 (2016/2017 年度更新版)

- ポーランド政府は、2014-20 年次期多年度予算として EU 基金 (欧州戦略投資基金/EFSD) から 7 年間に 729 億ユーロを供与される。 ※1ユーロ=約 121 円 (参考)
- 政府は、以下を含むインフラ投資に積極的に民間資金動員を図る予定。
  - ・欧州横断エネルギーネットワーク (TEN-E) の実現のためのポーランド国内送電網強化・発電システム整備：35 事業 (PLN 720 億)
  - ※1 ズウォティ (PLN)=約 27 円 (参考)
  - ・2023 年までの国家鉄道計画 8,500km の鉄道網再建 (PLN 675 億)
  - ・2020 年までに 2,000km の高速道路整備
  - ・2020 年までに 2,800km の自動車道整備
  - ・空港、港湾の拡張

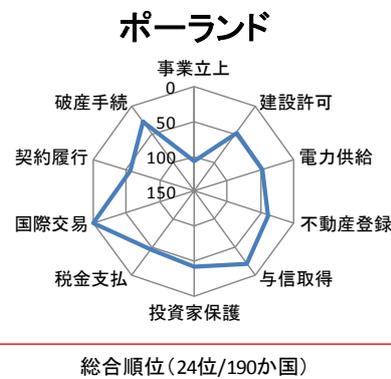
(出所) ポーランド政府 “National Reform Program Update 2016/2017” およびポーランド通信社

【図表 6】有望展開先国としてのポーランド:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 ロシア・東欧・中央アジア 順位 (28か国)							
	2014年		2015年		2016年	DTF*	
1	ジョージア	→	マケドニア	↑	マケドニア	→	81.7%
2	ラトビア	→	ラトビア	→	ラトビア	→	80.6%
3	リトアニア	→	リトアニア	→	リトアニア	→	78.8%
4	マケドニア	↑	ジョージア	↓	ジョージア	→	80.2%
5	<b>ポーランド</b>	↓	チェコ共和国	↑	<b>ポーランド</b>	↑	77.8%
6	チェコ共和国	→	<b>ポーランド</b>	↓	チェコ共和国	↓	76.7%
7	アルメニア	↑	ルーマニア	↑	ルーマニア	→	74.3%
8	キプロス	↓	ブルガリア	↑	ロシア	↑	73.2%
9	ブルガリア	↓	ハンガリー	↑	ブルガリア	↓	73.5%
10	トルコ	↑	クロアチア	↑	クロアチア	→	73.0%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)



\*順位が低いほど課題あり

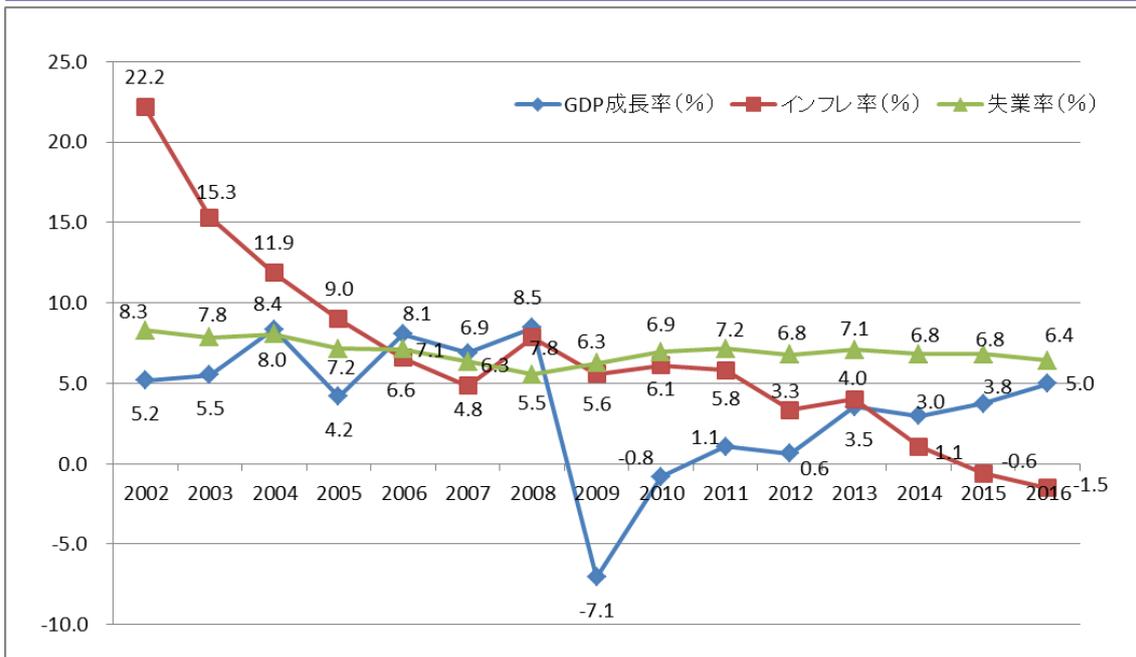
## ポーランド：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（ポーランド）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設会社を設立する場合に必要とされる免許制度はない。</li> <li>●開発許可は、Spatial Development Plan/SDP（土地マスタープラン）がある区域では、これに基づく建築許可（building permit）を取得。SDPがない区域では、地方の行政機関の長から Land Development Decision (LDD)の発行を受けた上で、建築許可を取得。 （出所） Polish Information and Foreign Investment Agency：建設手続き</li> </ul>
公共発注者	<p>運輸・建設・海事経済省（Ministry of Transport, Construction and Maritime Economy）、環境省（Ministry of Environment）（河川整備、ダムなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共事業入札情報：国内全分野、欧州全般</li> <li>●公共調達法・規則（所管：公共調達庁）</li> </ul>
団 体	Polish chamber of civil engineers (PIIB)
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在ポーランド日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (48-22) 696-5017~8 FAX: (48-22) 696-5001 E-mail: economy@wr.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO ワルシャワ事務所 <u>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u> TEL : 48-22-322-7500 Fax : 48-22-322-7601 問い合わせ：最寄りのジェトロ国内事務所</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」 TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例（ポーランド3社）</li> <li>●JETRO 他「在ポーランド日本商工会会員企業へのポーランド事業環境の評価及び経済特別区に関するアンケート調査報告書」（平成24年10月）</li> <li>●在ポーランド日本商工会会員企業一覧</li> <li>●ジェトロセンサー「欧州：EU基金を市場参入の機会に」（2016年4月号）</li> <li>●EU公共調達検察サイト：TED(Tender Electric Daily)</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO 調査レポート：「ポーランド」関連</li> <li>●JETRO 「欧州進出日系企業実態調査」（2016年度）</li> <li>●在ポーランド日本国大使館「ポーランド政治経済社会情報」（毎月更新）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ニュース：ポーランド通信社、Biznes Polska</li> </ul>

## ルーマニアの投資環境

人口：1,987 万人（2015 年） 首都：ブカレスト（211.5 万人、全人口の 11%）  
 面積：約 23.8 万平方キロメートル（本州とほぼ同じ） 宗教：ルーマニア正教、カトリック  
 GDP：1,779.6 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：8,956 米ドル（2015 年）  
 公用語：ルーマニア語（公用語） ODA：有償資金対象国 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 3.6（電力 4.7/道路 2.6/空港 3.7）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 100%/79%）（出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum 世銀](#)

【図表 1】 ルーマニアの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 ルーマニアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設も含め、外国資本の参入や外国人の就業が認められない分野はないが、エネルギー・通信・放射性物質等、一部につき政府承認が必要な分野がある。</li> <li>●外資についての制限はないが、単独株主による出資はできない（有限会社は例外）</li> <li>●資本金に関する規制については、有限会社の最低資本金は200レイ（約45ユーロ）、株式会社の最低資本金は9万レイ（約2万ユーロ）となっている。</li> </ul> <p>※1ユーロ＝約120円（参考）（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ルーマニア）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率16%）、個人所得税（一律16%）、付加価値税（標準税率20%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々10%）、二国間租税条約締結済み。日ルーマニア EPA は未締結。日本 EU 経済連携協定（EPA）は交渉中。</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ルーマニア）「税制」</a></p>

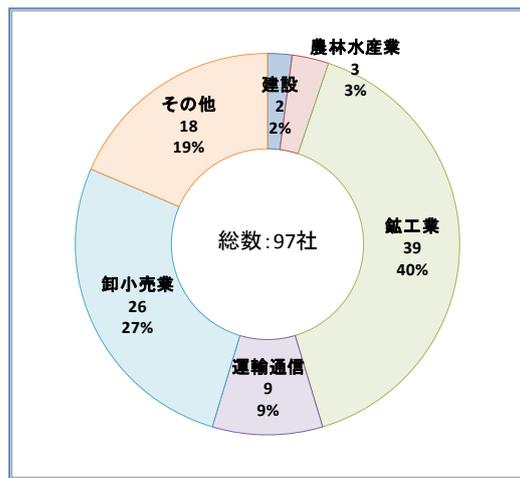
# ルーマニアの投資環境

【図表 3】 ルーマニアの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	147 (2011年)、128 (2012年)、126 (2013年)、125 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業	<a href="#">Remarul 16 Februarie</a> (出所) <a href="#">ブカレスト証券取引所</a> 非上場建設大手会社： <a href="#">Hydroconstructia</a> 、 <a href="#">Romstrade</a> 、 <a href="#">UMB GRUP</a> <a href="#">TEHNOLOGICA RADION S.R.L.</a> 、 <a href="#">VEGA 93 S.R.L.</a>
進出日系建設 企業	(株)竹中工務店 (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：416人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 ルーマニア政府のインフラ開発計画

## 一般交通マスタープラン 2015-2030

- 総額約 455 億ユーロ、主に輸送インフラ (道路、鉄道、空港、港湾等) の投資計画。
  - ・高速道路(highway)1300 km
  - ・高速道路(expressway) 1825.9 km
  - ・鉄道 (PPP) 421 km、8.1 億ユーロ
  - ・港湾 (Constanta/ Galati/Drobeta)
  - ・空港:15 か所総額 13 億ユーロ
- ※1ユーロ=約 121 円 (参考)

## 『巨大インフラ実施計画 (POIM)』 2014-2020

- 258 プロジェクト、総投資額約 68 億ユーロ。
- ・交通分野 56%
- ・環境分野 37%
- ・エネルギー分野 5%

(出所) ルーマニア政府ウェブサイト：一般交通マスタープラン 2014-2030

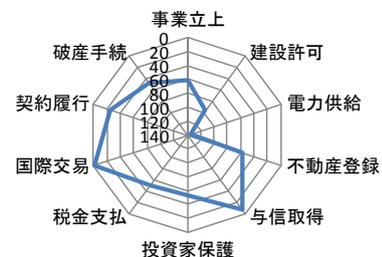
【図表 6】 有望展開先国としてのルーマニア:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 ロシア・東欧・中央アジア 順位 (28か国)							
	2014年		2015年		2016年		DTF*
1	ジョージア	→	マケドニア	↑	マケドニア	→	81.7%
2	ラトビア	→	ラトビア	→	ラトビア	→	80.6%
3	リトアニア	→	リトアニア	→	リトアニア	→	78.8%
4	マケドニア	↑	ジョージア	↓	ジョージア	→	80.2%
5	ポーランド	↓	チェコ共和国	↑	ポーランド	↑	77.8%
6	チェコ共和国	→	ポーランド	↓	チェコ共和国	↓	76.7%
7	アルメニア	↑	<b>ルーマニア</b>	↑	<b>ルーマニア</b>	→	74.3%
8	キプロス	↓	ブルガリア	↑	ロシア	↑	73.2%
9	ブルガリア	↓	ハンガリー	↑	ブルガリア	↓	73.5%
10	トルコ	↑	クロアチア	↑	クロアチア	→	73.0%
	<b>14位</b>	↓					

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## ルーマニア



総合順位 (36位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

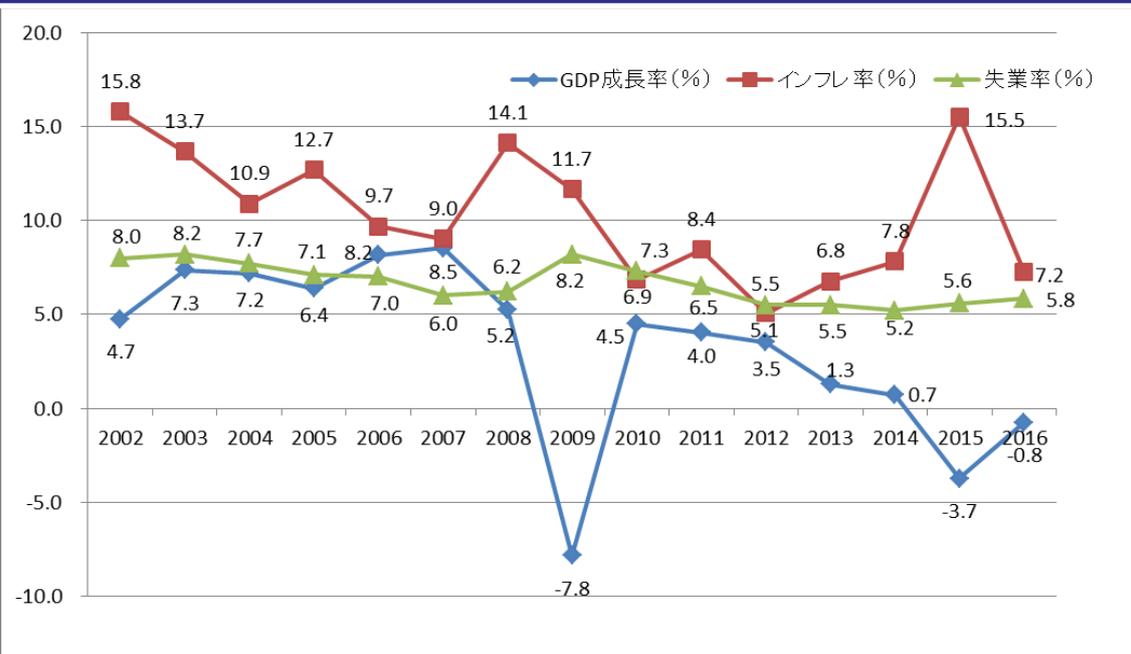
## ルーマニア：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（ルーマニア）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ルーマニアには建設業許可制度はない。</li> <li>●建設会社設立時には、通常の商品登録手続きが必要である。（詳細は、<a href="#">JETROルーマニア会社登録手続き</a>、または、外国投資家への政府支援機関InvestRomaniaのウェブサイト（<a href="#">Investor's Guide 2017</a>）を参照のこと。</li> </ul>
公共発注者	<p>交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共調達情報は、<a href="#">公共調達電子システム（SEAP）</a>に掲載される。</li> <li>●<a href="#">国家公共調達庁（ANAP）</a> 公共調達システム</li> </ul>
団 体	<p>ルーマニア建設協会ルーマニア建設協会（ARACO）</p> <p>ルーマニア建設コンサル協会（ARIC）</p> <p>ルーマニア掘削業協会（ACFR）</p>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在ルーマニア日本国大使館 日本企業支援窓口</li> <li>TEL: (40-21) 319-1890 FAX: (40-21) 319-1898 E-mail: <a href="mailto:economic@bu.mofa.go.jp">economic@bu.mofa.go.jp</a></li> <li>●<a href="#">JETRO ブカレスト事務所</a> <u>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u></li> <li>TEL: (40-21) 310-6801 FAX: (40-21) 310-6800</li> <li>問い合わせ：最寄りのジェトロ国内事務所</li> <li>●<a href="#">JICA フランス事務所（ルーマニア所管）</a></li> <li>TEL: (33-1) 4020-0421 FAX: (33-1) 4020-9768</li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出支援事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">海外建設協会 OCAJI</a> 会員海外進出事例（ルーマニア 1 社）</li> <li>●<a href="#">JETRO</a> ルーマニア進出日系企業</li> </ul>
業界調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在ルーマニア日本国大使館：ルーマニア月報</li> <li>●<a href="#">ARACO</a> ルーマニア建設関連法一覧</li> <li>●<a href="#">InvestRomania</a>（ルーマニア投資促進機関）</li> <li>●<a href="#">JETRO</a>「欧州進出日系企業実態調査（2016 年度）」</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JICA</a>「<a href="#">ODA 国別開発協力方針・事業展開計画</a>」（ルーマニア）</li> <li>●<a href="#">JICA</a>「<a href="#">日本の ODA プロジェクト（無償）</a>」（ルーマニア）</li> <li>●ニュース：<a href="#">Romania Insider</a></li> </ul>

## ロシアの投資環境

人口：1億4,346万人（2015年） 首都：モスクワ（1,657万人、全人口の12%）  
 面積：約1,710万平方キロメートル（日本の45倍） 宗教：ロシア正教，イスラム教  
 GDP：13,260億米ドル（2015年） 一人当たりGDP：9,243米ドル（2015年）  
 公用語：ロシア語 ODA：非対象国 政治体制：共和制，連邦制  
 インフラ水準：7点満点中4.9（電力5.0/道路2.8/空港4.4）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の97%/72%） （出所） [IMF/Demographia](#)/外務省/JICA有償/JICA無償/World Economic Forum 世銀

【図表1】ロシアのGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表2】ロシアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築業務に関しては、外国法人・個人がこれを行う場合、ロシアの個人建築家との提携が義務付けられている（1995年11月17日付連邦法第169-FZ号「建築業務について」）。</li> <li>●事業許可が必要な業種に建設業は含まれない（2010年1月1日に建物・施設の計画・建築活動における許可制度が廃止された）。</li> <li>●建設業を含め外国投資法において、100%外資出資の現地法人（有限会社や株式会社）の設立が可能である。（外資の出資比率に制限がある業種もある）</li> <li>●個人、法人とも同等の土地購入権が与えられている。（港湾用地等の例外あり。）</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ロシア）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率20%）、個人所得税（13%）、付加価値税（標準税率18%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々10%、15%）、二国間租税条約締結済み。日露EPAは未締結。</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ロシア）「税制」</a></p>

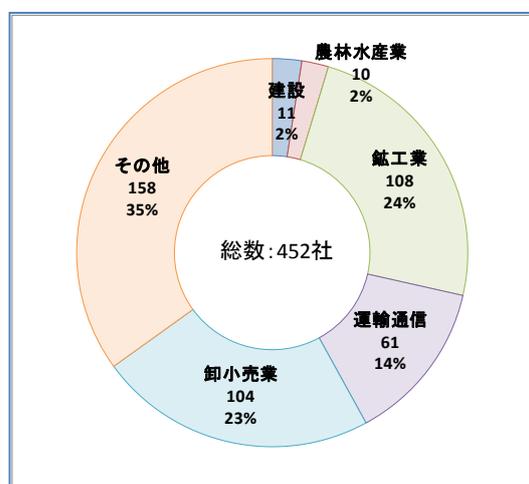
# ロシアの投資環境

【図表 3】 ロシアフィリピンの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	1,197 (2011 年)、1,317 (2012 年)、1,255 (2013 年)、1,163 (2014 年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業	<a href="#">LSR Group</a> (出所) <a href="#">モスクワ証券取引所</a> 非上場大手建設会社： <a href="#">Inteco</a> 、 <a href="#">Mosmetrostroy</a> 、 <a href="#">SU-155</a> 、 <a href="#">Yamaltransstroy</a>
進出日系建設 企業	海外建設協会 (OCAJI) 会員の進出はない。 (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：2,758 人 (2015 年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 ロシア政府のインフラ開発計画

[2025 年ロシア極東バイカル地域開発プログラム \(2012/2013\)](#)：発電の高効率化、省エネと水力発電の推進と共に以下を増設するために総額 190 億米ドルを要する。PPP により民間資金を動員する。

- ・新規発電能力 4.2 GW
- ・新電力網 35-500 kV – 14 600 km
- ・新変電所 8.3 MVA

[Strategy for Developing Rail Transport in the Russian Federation up to 2030](#)：第 2 次開発ステージ (2016-2030) において以下を建設予定。

- ・20,730km の新鉄道敷設に 4.2 兆ルーブル (内 18.8%民間資金、10.7%鉄道公社、残りは政府) ※1 ルーブル=約 2 円 (参考)
- ・既存鉄道の向上に 3.2 兆ルーブル
- ・高速鉄道の建設に 5,649-12,616 億ルーブル (高速鉄道計画には St Petersburg – Moscow/ Moscow – Nizhny Novgorod/ Moscow – Smolensk – Krasnoe のスーパー高速鉄道計画が含まれる)

【図表 6】 製造業の有望展開先国としてのロシア: 有望理由と課題(参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)					
	2014年度		2015年度		2016年度	
1	インド	45.9%	インド	40.4%	インド	47.6%
2	インドネシア	45.7%	インドネシア	38.8%	中国	42.0%
3	中国	43.7%	中国	38.8%	インドネシア	35.8%
4	タイ	35.3%	タイ	30.7%	ベトナム	32.7%
5	ベトナム	31.1%	ベトナム	27.5%	タイ	29.4%
6	メキシコ	20.2%	メキシコ	23.6%	メキシコ	25.9%
7	ブラジル	16.6%	米国	16.6%	米国	19.3%
8	米国	13.2%	フィリピン	11.5%	フィリピン	10.6%
9	<b>ロシア</b>	12.0%	ブラジル	11.1%	ミャンマー	10.1%
10	ミャンマー	11.0%	ミャンマー	7.9%	ブラジル	7.2%
			12位	5.5%	15位	3.5%



(出所) [JBIC](#)「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」、世界銀行 [Doing Business Ranking 2016](#)

## ロシア：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（ロシア）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業の許認可制度はない。</li> <li>●会社を設立する場合は、所定の書類を会社所在地のへ提出。</li> <li>●駐在員事務所・支店を開設する場合は、ロシア税務当局（モスクワ 47 番税務署）において認証手続き（accreditation）をする（出所）JETRO 外国企業の会社設立手続き</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レニングラード州政府調達委員会：2017年度公共調達情報</li> <li>●サンクトペテルブルグ市： 建設委員会、運輸インフラ発展委員会、エネルギー・インフラ整備委員会</li> <li>●沿海地方行政道路建設局（道路、橋梁等）、沿海地方行政天然資源・環境保護局（河川、ダム等）、沿海地方行政都市建設局（都市・住宅）、沿海地方行政公共サービス・燃料資源局（住宅）、沿海地方行政公共サービス・燃料資源局（住宅）、極東鉄道（鉄道）、連邦国家機関「ロシア国境建設」（空港）、連邦国家機関「沿海地方海洋港湾管理局」（港湾）</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●Association of Builders</li> <li>●Association of Drilling Contractors(ADC)</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外務省欧州局日露経済室（情報提供、ロシア進出に関するトラブル等の相談） ADD: 東京都千代田区霞が関 2-2-1 TEL: 03-5501-8305（直通）</li> <li>●経済産業省通商政策局ロシア・中央アジア・コーカサス室（法令適用トラブル等） ADD: 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL: 03-3501-2838（直通）</li> <li>●在ロシア日本国大使館 日本企業支援窓口 TEL: (7-495) 229-2578 FAX: (7-495) 229-2580 E-mail: kigyoshien@mw.mofa.go.jp</li> <li>●ウラジオストク日本国総領事館 日本企業支援窓口 TEL: (7-4232) 26-75-02/13 FAX: (7-4232) 26-75-41/78 E-mail: jpconvl@vl.mofa.go.jp</li> <li>●サンクトペテルブルク総領事館 日本企業支援窓口 TEL: (7-812) 314-1434 FAX: (7-812) 710-6970 E-mail: keizai@px.mofa.go.jp</li> <li>●ハバロフスク日本国総領事館 日本企業支援窓口 TEL: (7-4212) 413044 FAX: (7-4212) 413047 E-mail: consul@kh.mofa.go.jp</li> <li>●ユジノサハリンスク日本国総領事館 日本企業支援窓口 TEL: (7-4242) 72-60-55 FAX: (7-4242) 72-55-31 E-mail: sakhalinjp1@ys.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO サンクトペテルブルグ事務所、モスクワ事務所、最寄りのジェトロ国内事務所</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（ロシア進出事例複数）</li> <li>●JBIC 本邦企業進出支援事例（ロシア）</li> </ul>
業 界 調 査	●JETRO 調査レポート「ロシア」関連
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO 「2016 年度在ロシア日系企業実態調査」</li> <li>●ニュース：Russia Today、Pravda</li> </ul>



# 中東

アラブ首長国連邦

イラン

カタール

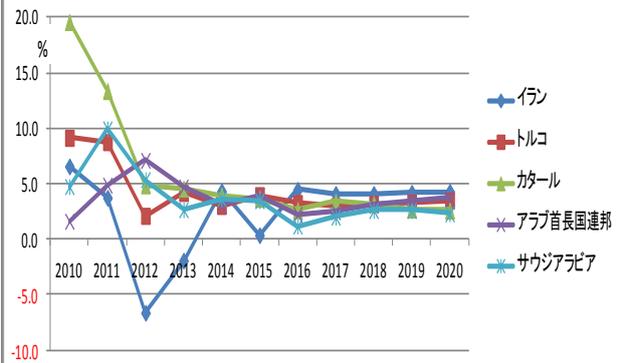
サウジアラビア

トルコ

# 中東地域の投資環境

**GAFTA 17** 総人口: 約 3 億 3900 万人  
 総 GDP: 2.4 兆米ドル(2015/ハレス升・シリア除)  
 広域 FTA: 大アラブ自由貿易圏 (GAFTA)、湾岸協力理事会 (GCC)  
 広域インフラプロジェクト:  
 ・GCC 諸国 2,177km 横断鉄道計画  
 ・GCC 諸国送電線連結計画 (FS)  
 ・GCC 越境ガスパイプライン敷設によるガス火力発電の普及 (ポテンシャル有)

【図表 1】 域内諸国の今後の経済成長率見通し



(出所) 基礎情報は IMF、JETRO 国・地域情報、成長率は IMF WEO 2016/10 (予測値 2016-20)

【図表 2】 域内諸国の「事業のしやすさ」ランキング

	総合順位	事業立上	建設許可	電力供給	不動産登録	与信取得	投資家保護	税金支払	国際交易	契約履行	破産手続
アラブ首長国連邦	26	53	4	4	11	101	9	1	85	25	104
トルコ	69	79	102	58	54	82	22	128	70	33	126
カタール	83	91	21	44	26	139	183	1	128	120	116
サウジアラビア	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
イラン	120	102	27	94	86	101	165	100	170	70	156

【図表 3】 域内諸国の労働コスト比較

(出所) 図表 2: 世界銀行 Doing Business Ranking 2016、図表 3: JETRO 投資コスト比較

(単位: 米ドル)	ドバイ	テヘラン	リヤド	イスタンブール
製造業ワーカー (一般工職)	1120/月 *1	279~501/月	1,650~2,409/月	420~4,332/月 (ケ・ロ)
法定最低賃金	法定最低賃金の規定はない	236/月	800/月*2	553 (ケ・ロ) 437 (ネット)
社会保険負担率 (事業主負担率)	12.5% (別途、健康保険へ加入)	23%	12%	17.50%

\*1: 基本給のみ \*2: 法定最低賃金ではないが民間企業サウジアラビア人給与水準は3,000リヤル/月以上 (労働省推奨)

【図表 4】 GCC6 か国 2,177km 横断鉄道計画 (FS 段階)

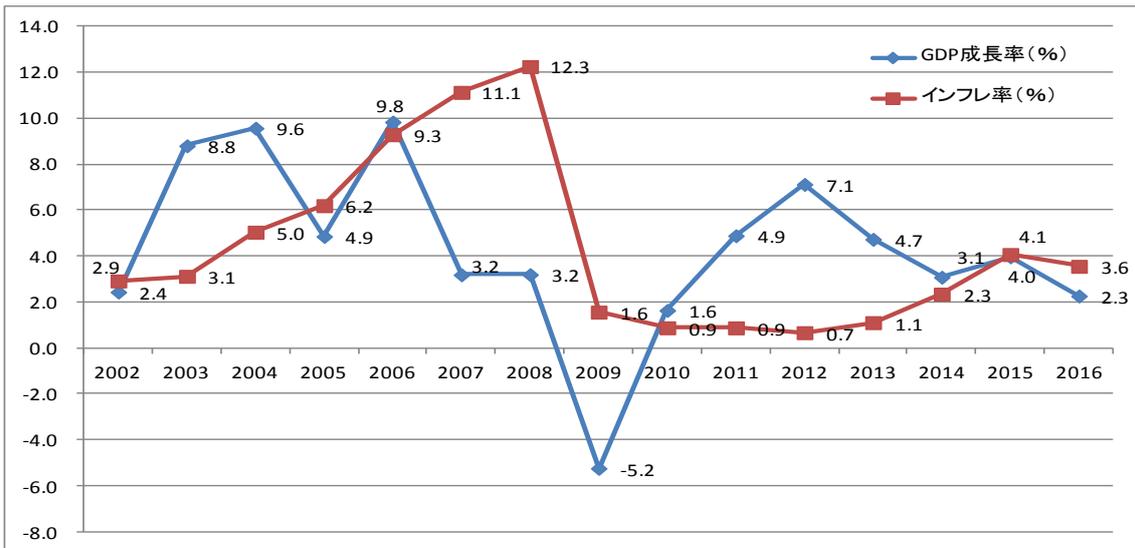


GAFTA17 か国間では経済規模や開発水準の格差が非常に大きいため、統合の経済負担と便益享受に不平等が生じる問題がある。一方、GCC6 カ国については、個々の陸海空インフラ水準は高いものの、広域インフラ開発調整は難航している。GCC は、横断鉄道敷設、ガス火力発電用パイプライン敷設、送電線連結など計画は多い。発電・海水淡水化プロジェクト 3000 億ドル投資計画 (2012-2022) もある。

# アラブ首長国連邦の投資環境

人口：958万人（2015） 首都：アブダビ（最大都市ドバイ 363万人、全人口の37%）  
 面積：83,600平方キロメートル 宗教：イスラム教  
 GDP：3,703億米ドル（2015年） 一人当たりGDP：38,650米ドル（2015年）  
 公用語：アラビア語 ODA：対象外 政治体制：7首長国による連邦制  
 インフラ水準：7点満点中6.3（電力6.7/道路6.5/空港6.7）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の100%、98%） （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA有償/JICA無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表1】 アラブ首長国連邦のGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表2】 アラブ首長国連邦の業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人に対し就労が認められない業務分野は存在しない。入国前に労働許可、雇用ビザを取得し、入国後に居住ビザ等を取得する。</li> <li>●金融、医療機関等一部の業種を除き、ほとんどの業種が外資に開放されている</li> <li>●現地法人を設立するには出資規制がある。</li> <li>●ライセンスは各首長国政府から取得可能。</li> <li>●<b>フリーゾーン</b>内を除き、すべての外国企業は経済省への登記を必要とする。</li> <li>●現地法人設立の場合、外国資本の出資比率は最大で49%に制限されている。ただしフリーゾーンでは外国資本100%の企業設立も可能。</li> <li>●外国企業の支店または駐在員事務所の場合は、UAE国民または100%UAE資本の法人による「サービス代理人 (Service Agent)」（一般的に「スポンサー」と呼ぶ）が必要。石油関連企業はスポンサーなしでの事務所設置が可能な場合もある。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報 (UAE) 「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率：フリーゾーンでは、法人の長期減免を保証（JAFZA、DAFZA等では50年）フリーゾーン以外の市内では、アブダビ、ドバイ等の首長国ごとに最高55%の課税体系だが、今日まで石油会社、外国銀行以外では施行されていない。ただし、法人税の課税対象の拡大が検討されている。）、個人所得税（0%）、付加価値税（標準税率0%、2019年1月より導入検討）、日本への利子・配当送金課税（各々0%）、二国間租税条約締結済み、日本・UAE間EPA/FTAは交渉中断中。</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報 (UAE) 「税制」</a> ze</p>

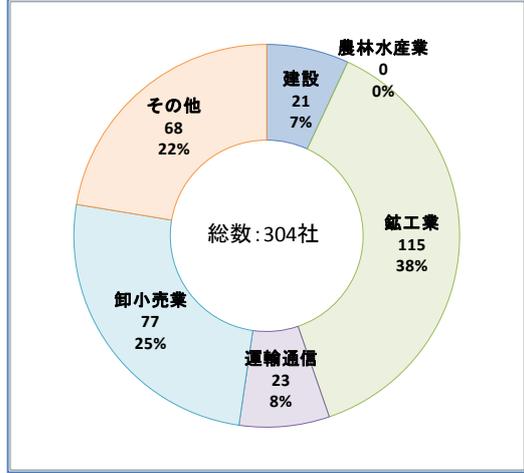
# アラブ首長国連邦の投資環境

**【図表 3】 アラブ首長国連邦の建設業界事情**

建設投資額 (億ドル)	329 (2011年)、325 (2012年)、339 (2013年)、360 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a>
主な国内建設企業 <small>ドバイ証券取引所</small>	<a href="#">Union Properties PJSC</a> 、 <a href="#">Arabtech Holding PJSC</a> 、 <a href="#">Emaar Properties PJSC</a> 、 <a href="#">Drake &amp; Scull International PJSC</a> 、 <a href="#">Deyaar Development PJSC</a> 、 <a href="#">DAMAC PROPERTIES DUBAI CO PJSC</a> 、 <a href="#">EMAAR MALLS PJSC</a> 、 <a href="#">Al Mazaya Holding Company</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	(株)大林組 (株)きんでん 五洋建設(株) 清水建設(株) 大成建設(株) (株)竹中工務店 東亜建設工業(株) (株)日立製作所 日立造船(株) (株)フジタ

**【図表 4】 本邦企業進出状況**

海外在留邦人：3,708人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

**【図表 5】 アラブ首長国連邦政府のインフラ開発計画**

- UAE では連邦政府 (UAE Vision 2021) と各首長国レベルで開発戦略を策定する。
- アブダビ首長国：[Abu Dhabi Economic Vision 2030 \(Novemembr 2008\)](#)の実現のため、[アブダビ都市計画評議会\(UPC\)](#)が2030年までの[アブダビ首都圏](#)、アルアイン市、アルガルビヤ市、湾岸地域、各々の枠組み計画と5カ年経済開発戦略を策定・実施。
- ドバイ首長国：[Dubai Plan 2021](#)、[Dubai Strategic Plan 2015](#)
- フジャイラ首長国：[Fujairah 2040](#)

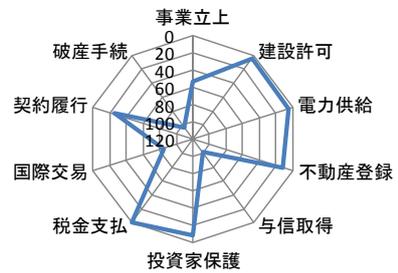
**【図表 6】 有望展開先国としてのアラブ首長国連邦：ビジネスのしやすさと課題**

「ビジネスのしやすさ」 中東・北アフリカ 順位 (20か国)				
	2014年度	2015年度	2016年度	DTF*
1	アラブ首長国連邦 →	アラブ首長国連邦 →	アラブ首長国連邦 →	76.9%
2	サウジアラビア →	バーレーン ↑	バーレーン →	68.4%
3	チュニジア →	カタール ↑	モロッコ →	67.5%
4	オマーン →	モロッコ ↑	オマーン ↑	67.7%
5	バーレーン ↑	オマーン ↓	カタール ↓	63.7%
6	カタール ↓	マルタ ↑	チュニジア ↑	64.9%
7	モロッコ →	チュニジア ↓	マルタ ↓	65.0%
8	マルタ ↑	サウジアラビア ↓	サウジアラビア →	61.1%
9	レバノン ↓	クウェート ↑	クウェート →	59.6%
10	クウェート →	ヨルダン ↑	イラン ↑	57.3%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## アラブ首長国連邦



総合順位 (26位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

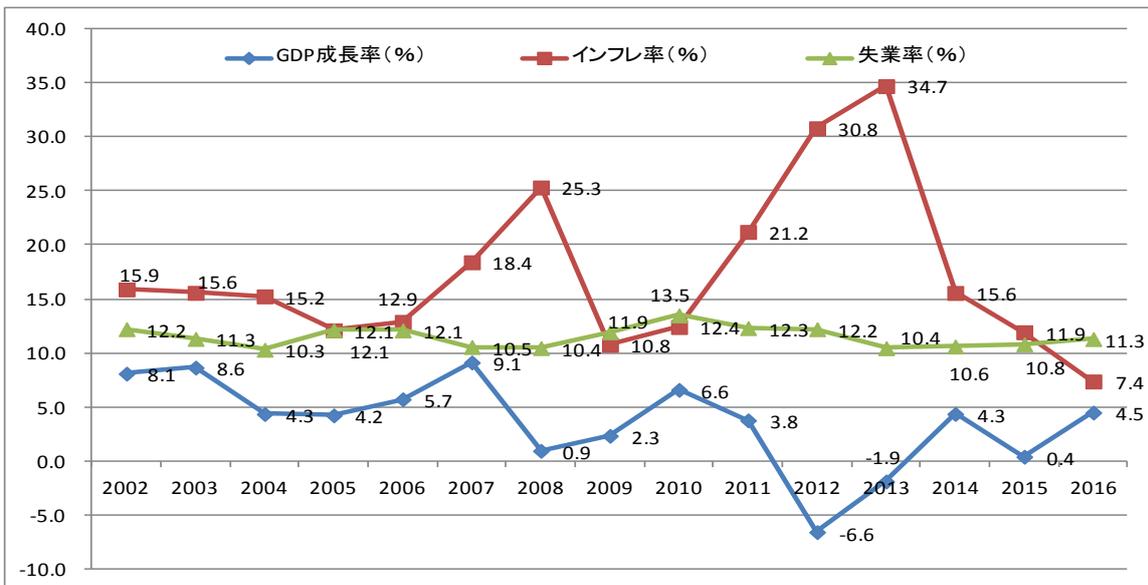
## アラブ首長国連邦：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（アラブ首長国連邦）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アラブドバイでは、工事請負、入札、PQ（事前資格審査）等すべてのプロセスにおいて「建設業許可」が必要とされる。建設会社の規模、ISO 取得状況、技術者資格要件、工事経歴によって7つの等級が与えられ、請負可能な工事金額が決定される。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「請負業者の分類—アラブドバイにおける新たな分類制度の法的分析および実務面の分析」（JETRO 2011/9）</li> <li>・Doing Business with Abu Dhabi Government(アラブドバイ市政府/ADM)：登録手続き、建設業者分類、入札ガイドラインなど。</li> </ul> </li> <li>●ドバイは、工事請負に「建設業許可」は必要条件ではない。建設会社の規模、技術者資格要件等により、4つの等級が与えられ、請負可能な工事金額が決定される。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Commercial Licensing, Evaluation, and Renewal Standards for Consultants &amp; Contractors（ドバイ市政府/DM）</li> </ul> </li> </ul>
公共発注者	<p>公共事業省（Ministry of Public Works）、アラブドバイ市（Municipality of Abu Dhabi） ドバイ市（Dubai Municipality）、ドバイ民間航空局（Dubai Civil Aviation Authority） ドバイ道路交通局（RTA：Roads and Transport Authority）、ドバイ電力水道局（Dubai Electricity and Water Authority）</p>
団 体	●UAE Contractors' Association (UCA)
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アラブ首長国連邦日本国大使館 日本企業支援窓口（インフラプロジェクト専門官配置） TEL: (971-2) 4435696 FAX: (971-2) 4434219 E-mail: embjpn@ab.mofa.go.jp</li> <li>●ドバイ日本国総領事館 TEL: (971-4) 331-9191 FAX: (971-4) 331-9292 E-mail: kigyo-shien@du.mofa.go.jp</li> <li>●JETRO ドバイ事務所（UAE、クウェート、バーレーン、カタール、オマーン、イラク、イエメンの7カ国を管轄）※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象 TEL: (971-4) 3880-601 FAX: (971-4) 3880-646</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> <li>●中東協力センター(JCCME) UAE JAPAN DESK ADD: P.O.Box 130791, Abu Dhabi, UAE TEL : (971-2) 654-4038</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例（UAE 10社）</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（UAE・ドバイ進出事例）</li> <li>●JBIC 本邦企業インフラ投資支援事例（UAE）</li> </ul>
業 界 調 査	「アラブ首長国連邦・インフラマップ」（JETRO 事務所 2011/3）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●インフラシステム輸出戦略フォローアップ第4弾</li> <li>●中東協力センター（JCCME） 「UAE・アラブドバイ基礎統計資料」</li> <li>●UCA 会員名簿（建設関連会社リスト）、UAE イエローページ(建設関連会社一覧)</li> <li>● ニュース：Dubai News、 Construction Week</li> </ul>

# イランの投資環境

人口：7,948 万人（2015） 首都：テヘラン（1,367 万人、全人口の 17%）  
 面積：1,648,195 平方キロメートル（日本の約 4.4 倍） 宗教：イスラム教（シーア派）等  
 GDP：3900 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：4,908 米ドル（2015 年）  
 公用語：ペルシャ語、トルコ語、クルド語等 ODA：対象外 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 4.2（電力 5.0/道路 4.1/空港 3.4）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 96%、90%）（出所） [IMF/Demographia](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/[World Economic Forum](#)/世銀

【図表 1】 イランの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 イランの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『<a href="#">外国誘致保護法施行法 (2015)</a>』により認可された外資企業・個人（自然人）は、イラン国内企業・個人（自然人）と同等の権利・義務を享受される。（外資としての特別なインセンティブは存在しない。）即ち、イラン国内企業として認可された外資企業・個人は、イランの国内法に基づき活動しなければならない。</li> <li>●同法により外資の出資比率に制限はなくなった。外資 100%の投資も可能。</li> <li>●但し、外国投資によって生産される財、サービスによる市場占有率は各主要経済部門（Economic Sector）で 25%、その下位となるサブセクター（Each Field, Sub-Sector）では 35%を超えてはいけない。主要経済部門として「建設業」およびそのサブセクターとして「基礎建設、住宅建設、部材建設」が規制対象に含まれる。</li> <li>●なお、輸出を目的とした財・サービス（原油を除く）の生産における外国投資にはこの占有率の上限が適用されない。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報 (イラン) 「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 25%）、個人所得税（0～20%の累進課税。）、付加価値税（標準税率 9%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 25%）、二国間租税条約および日・イラン EPA は未締結。日本 GCC（湾岸協力会議）FTA/EPA 締結は遅延中。</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報 (イラン) 「税制」</a></p>

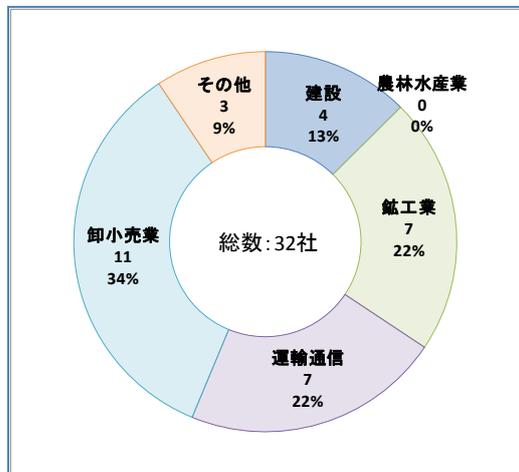
# イランの投資環境

【図表 3】 イランの建設業界事情

建設投資額 (億ドル)	463 (2011年)、568 (2012年)、469 (2013年)、378 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a>
主な国内建設 企業 (出所) <a href="#">テヘラン証 券取引所</a>	<a href="#">Shahed Investment Company</a> 、 <a href="#">Maskan Investment Group</a> 、 <a href="#">Abadgaran Construction Chemicals Group</a> 、 <a href="#">Tehran Cement Company</a> 、 <a href="#">Mazandaran Cement Company</a>
進出日系建設 企業	<a href="#">大日本土木(株)</a> (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：619人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 イラン政府のインフラ開発計画

- "Vision 2025"により 2025年までに中東の覇者となる目標を掲げ、外国投資の促進による技術・知識移転、雇用創出を図る。
- Sixth Economic Development Plan (2016-2020)：石油・ガスの生産性を高める等、5年間で35%の経済成長を図り (年平均8%成長、石油分野は年9.4%)、生産性35%改善とエネルギー原単位15%改善により2020年までに石油生産日量4百万バレルを目指す。

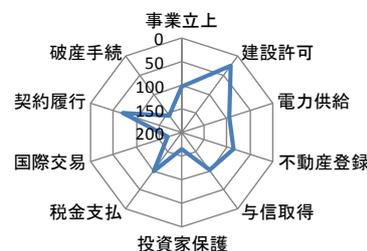
(所管機関) [Management and Planning Organization of Iran \(MPO\)](#)

【図表 6】 有望展開先国としてのイラン：ビジネスのしやすさと課題

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)					
	2014年度		2015年度		2016年度	
11	フィリピン	10.0%	マレーシア	6.2%	マレーシア	6.8%
12	マレーシア	9.2%	ロシア	5.5%	シンガポール	4.8%
13	トルコ	5.2%	シンガポール	4.6%	台湾	4.6%
14	シンガポール	5.0%	トルコ	3.9%	ドイツ	4.1%
15	カンボジア	4.0%	韓国	3.9%	ロシア	3.5%
16	韓国	4.0%	台湾	3.7%	韓国	3.1%
17	台湾	3.8%	カンボジア	3.2%	トルコ	2.5%
18	ドイツ	1.8%	ドイツ	3.2%	カンボジア	2.5%
19	フランス	1.4%	サウジアラビア	1.6%	オーストラリア	2.3%
20	サウジアラビア	1.4%	バングラデシュ	1.4%	<b>イラン</b>	1.7%
20	南アフリカ	1.4%	ラオス	1.4%		
			<b>27位</b>	0.7%		

(出所) [JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」](#)、[世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## イラン



総合順位 (120位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

## イラン:お助け情報源

治 安	外務省危険情報 (イラン)
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国投資家は事業開始のために、投資ライセンス (Investment License) を得る必要がある。同ライセンスは、投資経済技術支援機構 ( The Organization for Investment, Economic and Technical Assistance of Iran/OIETAI) に申請し、外国投資委員会 (Foreign Investment Board) が承認、その後、経済財務大臣が確認してサインする。</li> <li>●投資ライセンスの申請書が OIETAI に受理されてから 15 日以内に外国投資委員会に提出され、外国投資委員会は、1 ヶ月以内に投資申請内容を検討し、投資ライセンスを出す旨の最終決定を文書で出す。 (出所) 外国投資促進保護(FIPPA)第 6 条</li> </ul>
公共発注者	<p>Ministry of Roads and Urban Development、イラン鉱山鉱業開発機構 (IMIDRO)、産業鉱山貿易省(Ministry of Industry Mine and Trade)、Industrial Development and Renovation Organization of Iran (IDRO)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●Tenders Info (民間運営の公共調達斡旋サイト)</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●International Consultants and Contractors Association of Iran (ICCA)</li> <li>●Iran Society of Consulting Engineers</li> <li>●Iran Chamber of Commerce, Industries, Mine and Agriculture(ICCIMA)</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イラン日本国大使館 日本企業支援窓口</li> </ul> <p>TEL: (98-21) 88712513 FAX: (98-21) 88713515</p> <p>E-mail: <a href="mailto:commercialsection@th.mofa.go.jp">commercialsection@th.mofa.go.jp</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO テヘラン事務所 <u>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u></li> </ul> <p>TEL: (98-21) 8867-4801 FAX: (98-21) 8867-4803 (まずは、JETRO 国内事務所へ連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例 (イラン 1 社)</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」(イラン進出事例 1 件)</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「イランの建設関連事情」 RICE Monthly, No. 264 (2011/2)</li> <li>●「イランビジネスガイドブック」JETRO (2016/6)</li> <li>●「イラン・ビジネス関連法について」立命館アジア太平洋大学 (2016/2)</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA「ODA 事業展開計画」[「日本の ODA 無償資金協力」(イラン)]</li> <li>●「最近のイラン情勢」在イラン日本大使館(2016/9)</li> <li>●イラン経済情勢 (JETRO)</li> <li>●24 - 27 April 2016 Project Iran 出展企業一覧および Project Iran (建設資材・機器・技術国際展示会)</li> <li>●Persian Gulf 1000 (イラン企業リスト)</li> <li>●ニュース : Tehran Times、Islamic Republic News Agency、Iran Daily</li> </ul>

## カタールの投資環境

人口：242万人（2015） 首都：ドーハ（162万人、全人口の67%）  
 面積：11,427平方キロメートル（秋田県よりもやや狭い面積に相当）  
 宗教：イスラム教 GDP：1,669億米ドル（2015年）  
 一人当たりGDP：68,940米ドル（2015年） 公用語：アラビア語  
 ODA：対象外 政治体制：首長制  
 インフラ水準：7点満点中5.6（電力6.4/道路5.1/空港6.2）、安全飲料水・トイレ普及  
 （各々人口の100%、98%）（出所）[IMF/Demographia/外務省/JICA有償/JICA無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表1】カタールのGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所）[IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表2】カタールの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人投資家は、国家経済の大部分において、カタール国籍のパートナー(51%以上所有)との共同投資が可能である。</li> <li>●外国人投資家は、商業代理店または広い意味での不動産業には投資できない。</li> <li>●天然資源開発、エネルギーまたは鉱業、コンサルタントおよび技術サービスなど、特定業種において外国人投資家が100%所有することを認める場合もある。</li> <li>●カタール国籍以外の法人（本項においては外国企業）および自然人による土地所有は制限されている。但し、外資法第5条に基づき、期間50年以下で更新可の長期賃貸を条件とするプロジェクトのため、外国人に不動産を割り当てることができる。</li> </ul> <p>（出所）<a href="#">JETRO「中東・北アフリカ諸国の貿易・投資法制度ガイドブック（カタール）」（2013/3）</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率10%。但し、石油事業はカタールの石油法に準拠し、35%の税率が政府機関との合意の上、適用される。）、個人所得税・付加価値税制度はない。日本への利子・配当送金課税（最高税率各々7%、0%）、二国間租税条約締結済み。日・カタールEPA及び日本・GCC（湾岸協力会議）間のFTA/EPCは未締結。</p> <p>（出所）<a href="#">JETRO「カタール税制・会計制度ハンドブック」（2014/3）</a></p>

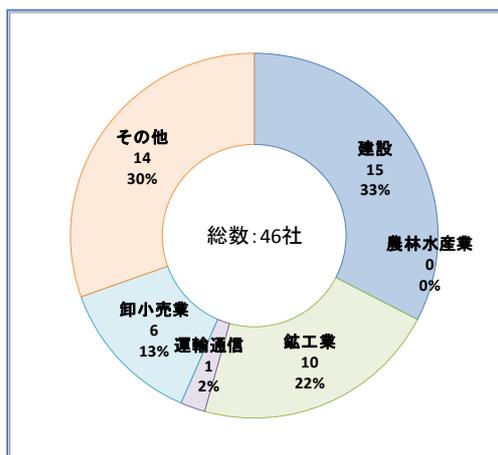
# カタールの投資環境

【図表 3】カタールの建設業界事情

建設投資額 (億ドル)	78 (2011年)、85 (2012年)、97 (2013年)、119 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a>
主な国内建設企業  (出所) <a href="#">カタール証券取引所(QE)</a>	<a href="#">Qatari Investors Group</a> 、 <a href="#">Qatar National Cement Company</a> 、 <a href="#">Salam International Investment</a> 、 <a href="#">Barwa Group</a> 、 <a href="#">Mazaya Qatar Real Estate Development</a> 未上場建設会社： <a href="#">El Seif Engineering Contracting Company</a> 、 <a href="#">Ashghal(カタール公共事業庁)</a> 、 <a href="#">Qatari Diar Vinci Corporation</a> 、 <a href="#">Construction Development Company</a> 、 <a href="#">Midmac Contracting Company</a> 、 <a href="#">Al-Darwish Engineering</a> 、 <a href="#">Bin Omran Trading &amp; Contracting</a> 、 <a href="#">Qatar Building Company</a> 、 <a href="#">HBK Contracting Company</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	(株)大林組 (株)大成建設(株) (株)竹中工務店 (株)日立製作所

【図表 4】本邦企業進出状況

海外在留邦人：932人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】カタール政府のインフラ開発計画

- 国家開発計画は4階層になっている。
- (1) [Qatar National Vision 2030](#): 国家長期目標 (経済発展と人・社会・環境発展の両立)
- (2) [National Development Strategy 2011-2016 \(6カ年戦略\)](#): QAR 820 billion 投資計画
- (3) [14 Sector Strategies 2011-2016 \(6カ年優先分野戦略\)](#)
- (4) Ministry and Agency Strategies 2011-2016: 関係省庁・機関による6カ年事業実施計画 ([エネ ルギー・産業、教育](#))
- [Ministry of Development Planning and Statistics](#) が第二次国家開発戦略 (2017-2022) を策定中。

※1リアル(QAR)=32円 (参考)

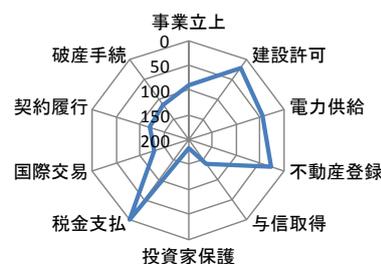
【図表 6】有望展開先国としてのカタール：ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 中東・北アフリカ 順位 (20か国)						
	2014年度		2015年度		2016年度	DTF*
1	アラブ首長国連邦 →		アラブ首長国連邦 →		アラブ首長国連邦 →	76.9%
2	サウジアラビア →		バーレーン ↑		バーレーン →	68.4%
3	チュニジア →		<b>カタール</b> ↑		モロッコ →	67.5%
4	オマーン →		モロッコ ↑		オマーン ↑	67.7%
5	バーレーン ↑		オマーン ↓		<b>カタール</b> ↓	63.7%
6	<b>カタール</b> ↓		マルタ ↑		チュニジア ↑	64.9%
7	モロッコ →		チュニジア ↓		マルタ ↓	65.0%
8	マルタ ↑		サウジアラビア ↓		サウジアラビア →	61.1%
9	レバノン ↓		クウェート ↑		クウェート →	59.6%
10	クウェート →		ヨルダン ↑		イラン ↑	57.3%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## カタール



総合順位 (83位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

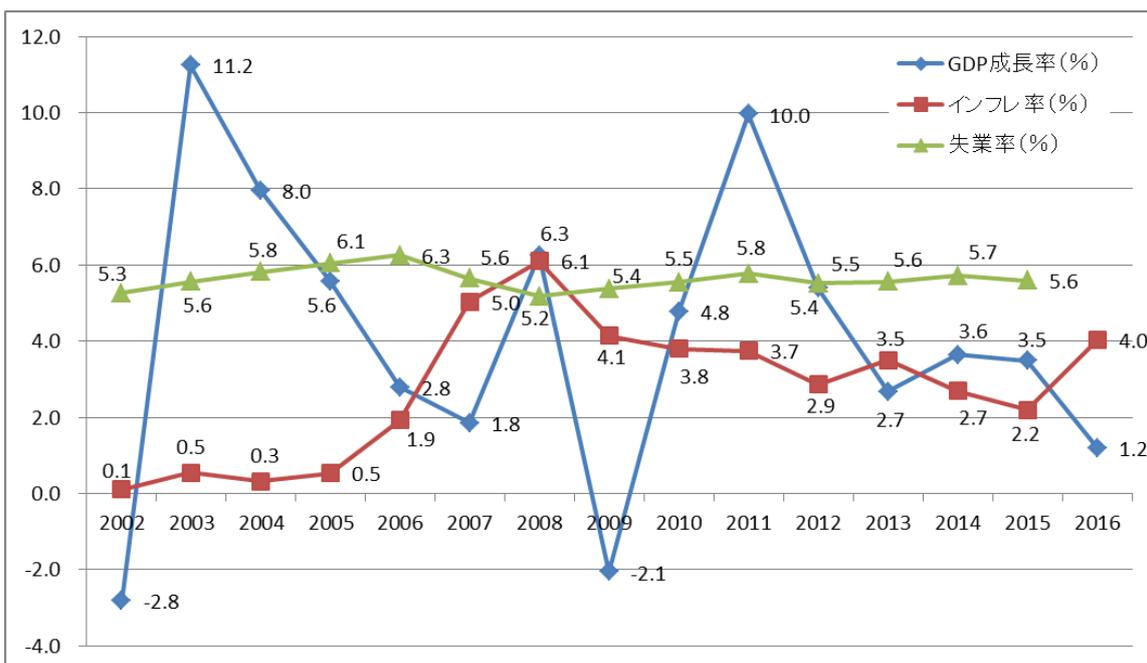
## カタール：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（カタール）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業許可制度はあるが、義務ではない。ただし、工事によっては、各種ライセンスの取得が必要となる。</li> <li>●公共機関が発注する建設工事の入札有資格者として、Central Tenders Committee(中央入札委員会)によって Building、Building Maintenance、Road、Drainage、Water Works、Landscaping Works 等の業種別、請負金額別によるカテゴリー制度がある。</li> <li>●<a href="#">Engineering Law/2001</a>（2014年に改正）により、建築、土木、電気、機械、化学、鉱業等の技術者並びに技術コンサルタント会社は、Engineers and Consulting Offices Accrediting Committee への登録が必要である。</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共事業を直接所管する官庁がある他、プロジェクト毎に各省庁及び関係機関の長等をメンバーとする委員会を組織し、同委員会がプロジェクトを管理運営するのが常である。特に大型プロジェクト（道路、下水処理場、橋梁等）について委員会形式が一般的。</li> <li>・ <a href="#">公共事業庁（Public Work Authority/Ashgal）</a></li> <li>・ <a href="#">民間航空局（Qatar Civil Aviation Authority）</a></li> <li>・ <a href="#">新ドーハ国際空港運営委員会（New Doha International Airport Steering Committee）</a></li> <li>・ <a href="#">新港湾プロジェクト運営委員会（New Port Project Steering Committee）</a></li> <li>・ <a href="#">カタール鉄道(Qatar Railways Company/QRail)</a> (出所) 在カタール日本大使館「建設産業情報（基礎情報）」</li> <li>●<a href="#">Global Tenders</a>（世界各国公共調達の情報源:カタール）</li> </ul>
団 体	● <a href="#">Qatar Chamber of Commerce and Industry</a>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在カタール日本国大使館</a> 日本企業支援窓口（インフラプロジェクト専門官配置） TEL: (974) 44840805 FAX: (974) 44832178 E-mail: eojqatar@dh.mofa.go.jp</li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出支援事例	● <a href="#">海外建設協会 OCAJI</a> 会員海外進出事例（カタール4社）
業界調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「<a href="#">中東・北アフリカ諸国の貿易・投資法制度ガイドブック（カタール）</a>」（JETRO 2013/3）</li> <li>●「<a href="#">カタールにおける事業展開について</a>」（JETRO 2012/8）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">カタール建設会社・関連事業者一覧</a></li> <li>●ニュース：<a href="#">Gulf Times</a></li> </ul>

## サウジアラビアの投資環境

人口：3,139 万人（2015）      首都：リヤド（584.5 万人、全人口の 19%）  
 面積：215 万平方キロメートル（日本の約 5.7 倍）      宗教：イスラム教  
 GDP：6,460 億米ドル（2015 年）      一人当たり GDP：20,583 米ドル（2015 年）  
 公用語：アラビア語      ODA：対象外      政治体制：君主制  
 インフラ水準：7 点満点中 5.1（電力 6.2/道路 4.9/空港 4.9）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 97%、100%）  
（出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 サウジアラビアの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 サウジアラビアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>外資参入の規制・禁止業種（ネガティブリスト）</b> に建設業の「コンサルティング」および「設計」が含まれる。加えて、建設プロジェクトの運営、詳細設計、EPC 契約については、最低 25% のサウジ資本参加が義務づけられている。</li> <li>● 外国籍の企業がサウジアラビアで営業を開始する場合、サウジアラビア総合投資院（SAGIA）より外国投資ライセンスを取得する必要があるが、2013 年 12 月 15 日より、SAGIA ライセンスの更新時に、建設請負業に属する企業は、SAGIA が新たに定めた規制に従うことを宣言した「実施承諾書（Commitment Form）」*を提出することが義務付けられた。* <a href="#">Upgrading Licensed Projects – Construction Action Plan</a></li> <li>● 政府発注の建設事業へ応札する場合、そして、落札した政府・政府系の建設事業に一回限り従事するために、SAGIA は「一時的ライセンス」**の発行も行う。</li> </ul> <p><b>**SAGIA Services Manual. "New Licenses for Contracting Activity"(P15)</b>  <small>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（サウジアラビア）「外資に関する規制」</a></small></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率、外国資本 20%）、個人所得税（0%）、付加価値税（導入決定の通達あり（時期および税率等不明））、日本への利子送金課税（10%）、日本への配当送金課税（親子間での持株要件 10% 以上の場合 5%、その他は 10%）、二国間租税条約締結済み、日サウジアラビア投資協定締結済み。</p> <p><small>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（サウジアラビア）「税制」</a></small></p>

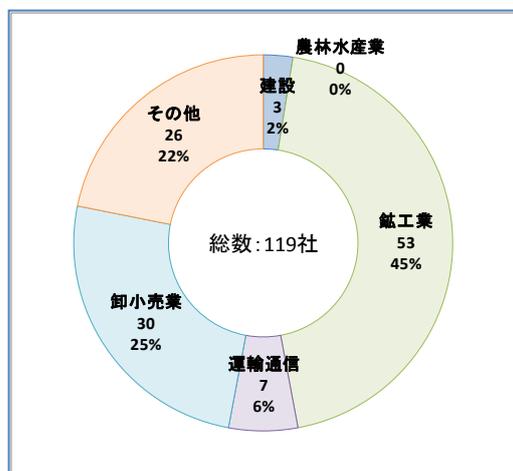
# サウジアラビアの投資環境

【図表 3】 サウジアラビアの建設業界事情

建設投資額 (億ドル)	285 (2011 年)、316 (2012 年)、359 (2013 年)、406 (2014 年) (出所) <a href="#">国連統計局</a>
主な国内建設企業 (出所) <a href="#">サウジ証券取引所 (Tadawul)</a>	<a href="#">Zamil Industrial Investment Co.</a> 、 <a href="#">Mohammad Al Mojil Group (MMG)</a> 、 <a href="#">Saudi Industrial Services Co.(SISCO)</a> 非上場の大手建設会社： <a href="#">Saudi Binladin Group</a> 、 <a href="#">Al Shuwayer Group</a> 、 <a href="#">Abdulali Al Ajmi Company</a> 、 <a href="#">Saudi Oger</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">JFE エンジニアリング(株)</a> <a href="#">(株)日立製作所</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：1,036 人（2015 年、外務省）



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 サウジアラビア政府のインフラ開発

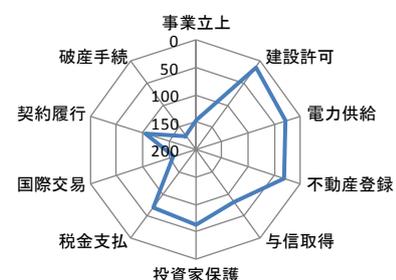
- [National Investment Plan \(NIP\)](#)
  - ・ヘルスケア (年平均 185 億米ドル)、運輸 (1,410 億米ドル /10 年)、産業機器・部品の分野で 90 プロジェクトを計画している。
- [エンジニアリング部門で、今後 2036 年までに総額約 7,470 億米ドル](#) (4 メガ経済都市建設計画含む) の投資機会がある。
- ・2020 年までに Knowledge Economic City /80 億米ドル
- ・2022 年までに Prince Abdulaziz bin Musaid Economic City /80 億米ドル
- ・2029 年までに King Abdullah Economic City/930 億米ドル
- ・2036 年までに Jizan Economic City/270 億米ドル

(出所) [サウジアラビア総合投資院/SAGIA](#)

【図表 6】 本邦製造業の有望展開先国としてのサウジアラビア：ビジネスのしやすさと課題（参考）

本邦企業	中期的（今後3年程度）有望事業展開国 順位（回答比率%）					
	2014年度		2015年度		2016年度	
11	フィリピン	10.0%	マレーシア	6.2%	マレーシア	6.8%
12	マレーシア	9.2%	ロシア	5.5%	シンガポール	4.8%
13	トルコ	5.2%	シンガポール	4.6%	台湾	4.6%
14	シンガポール	5.0%	トルコ	3.9%	ドイツ	4.1%
15	カンボジア	4.0%	韓国	3.9%	ロシア	3.5%
16	韓国	4.0%	台湾	3.7%	韓国	3.1%
17	台湾	3.8%	カンボジア	3.2%	トルコ	2.5%
18	ドイツ	1.8%	ドイツ	3.2%	カンボジア	2.5%
19	フランス	1.4%	<b>サウジアラビア</b>	1.6%	オーストラリア	2.3%
20	<b>サウジアラビア</b>	1.4%	バングラデシュ	1.4%	イラン	1.7%
20	南アフリカ	1.4%	ラオス	1.4%		

## サウジアラビア



総合順位(94位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

(出所) [JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」](#)、[世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

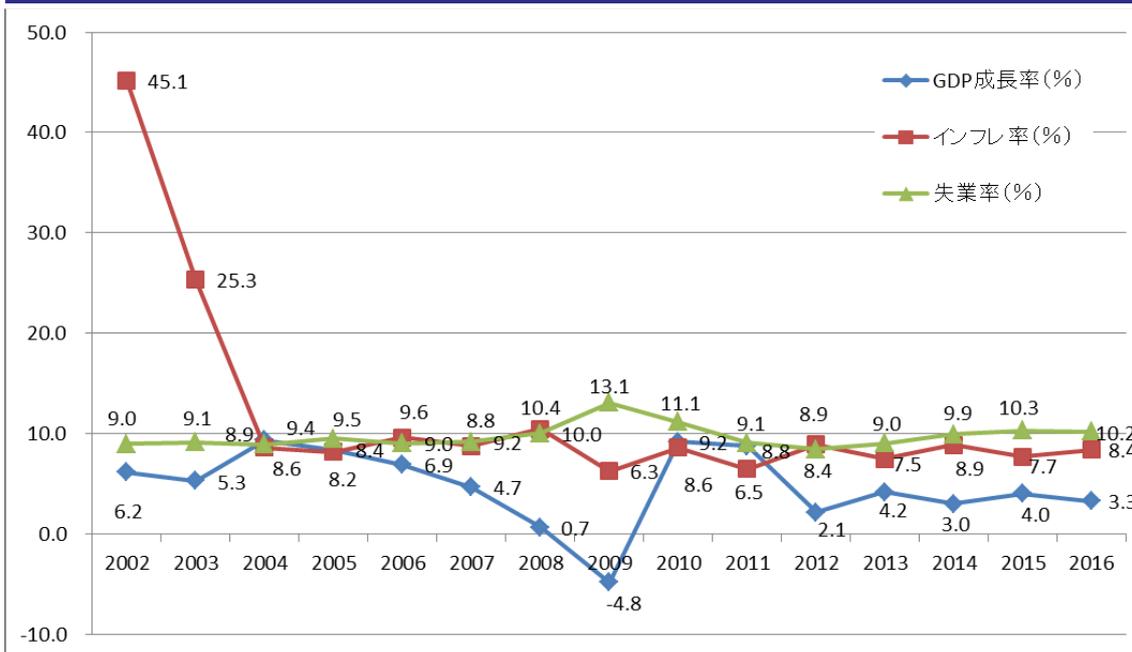
## サウジアラビア：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（サウジアラビア）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国籍の企業がサウジアラビアで営業を開始する際（現地法人 LLC：Limited Liability Company、支店：Branch の開設）、サウジアラビア総合投資院（SAGIA）より外国投資ライセンスを取得し、その後、商工業省に対して商業登録（Commercial Registration、又は、政府系企業との特定プロジェクト遂行の場合は Temporary Commercial Registration）を取得することになる。（出所）外資投資手続き（SAGIA）</li> <li>●建設業特有の制度としては、公共事業省（Ministry of Public Work）より工事分野ごとの格付証明（Classification Certificate）の発行を受けておくことが、入札参加資格条件の一部となっている場合が多く、入札に参加する場合には取得しておくことが必要となる。</li> </ul>
公共発注者	Saudi Aramco（国営石油会社）、Ministry of Transport(運輸省)、Saudi Railways Organization(鉄道公社)、Ports Authority（港湾公社）、Saudi Electricity Company(電力公社)
団 体	サウジ商工会議所（Council of Saudi Chambers）内、National Committee for Contractors
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サウジアラビア日本国大使館 日本企業支援窓口（インフラプロジェクト専門官配置） TEL: (966-1) 488-1100 FAX: (966-1) 488-2155 E-mail: <a href="mailto:economic@rd.mofa.go.jp">economic@rd.mofa.go.jp</a></li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> <li>●JETRO リヤド事務所 <u>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u> TEL: (966-11) 219-9155 FAX: (966-11) 219-9156</li> <li>●中東協力センター(JCCME)： BUSINESS SUPPORT OFFICE（JETRO 事務所に併設） TEL : (966-11) 219-9160 FAX : (966-11) 219-9163</li> <li>■ JAPAN WATER DESK（Saudi Arabia）【水デスク】 ADD: P.O. Box 1264, Jeddah 21431 Kingdom of Saudi Arabia TEL: (966-12) 652-9250 FAX: (966-12) 652-9252</li> <li>■ JAPAN INVESTMENT DESK (Dammam)【ダンマン・ジャパデスク】 ADD: P.O.Box 719 Dammam, 31421 Saudi Arabia TEL: (966-13) 859-8020 FAX: (966-13) 857-0385</li> <li>●日本サウジアラビア産業協力タスクフォース 支援スキーム</li> </ul>
進出・進出支援事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例(サウジアラビア 2 社)</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」(サウジアラビア 2 件)</li> <li>●JETRO（海外進出/機械/環境/アジアで絞込検索）</li> <li>●JBIC 本邦企業投資支援事例（サウジアラビア）</li> <li>●JCCME 本邦企業投資事例</li> </ul>
業界調査	●「サウジアラビア王国の産業基盤」（JCCME 2015 年）
そ の 他	●ニュース：Saudi Press Agency (SPA)

## トルコの投資環境

人口：7,815 万人（2015） 面積：780,576 平方キロメートル（日本の約 2 倍）  
 首都：アンカラ（最大都市イスタンブール 1,352 万人、全人口の 16%）  
 宗教：イスラム教（スンニ派、アレヴィー派）が大部分を占める  
 GDP：7,179 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：9,186 米ドル（2015 年）  
 公用語：トルコ語（公用語） ODA：有償資金供与対象国 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 4.4（電力 4.4/道路 5.0/空港 5.4）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 100%、95%）（出所）IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀

【図表 1】トルコの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所）IMF World Economic Outlook Database October 2016 より作成

【図表 2】トルコの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●トルコでは原則、建設事業を含むほぼ全ての業種・分野が外国資本に開放されている。（但し、鉄道輸送インフラ部門は、トルコ国有鉄道協会のみがこの基盤事業を運営できる）。</li> <li>●外資の比率、出資額などに関する出資規制もない。（但し、民間航空、国内海運、港湾業務では、最大 49%に制限。空港管理部門は民間資本の投入に関する制限はないが、トルコ軍からの認可交付が必要。）</li> <li>●2012年5月18日付官報 28296号 (Law No. 6302) は外国人・企業が購入できる土地・不動産は、30ヘクタール以下（閣議決定によって最大60ヘクタールまでは拡大が認められる）</li> <li>●建設業に関する外国人就業規制はない。医療関係、法律関係、警備関係、漁業関係等は、原則としてトルコ人にのみに開放されている。</li> </ul> <p>（出所）JETRO 国・地域情報（トルコ）「外資に関する規制」「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」</p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 20%）、個人所得税（15～35%の累進課税。）、付加価値税（標準税率 18%）、日本への利子送金課税（金融機関を通じての送金：10%、その他：15%）                  配当送金課税（資本比率が 25%以上：10%、資本比率が 25%以下：15%）、二国間租税条約締結済み、日トルコ EPA 締結交渉中。</p> <p>（出所）JETRO 国・地域別情報（トルコ）「税制」</p>

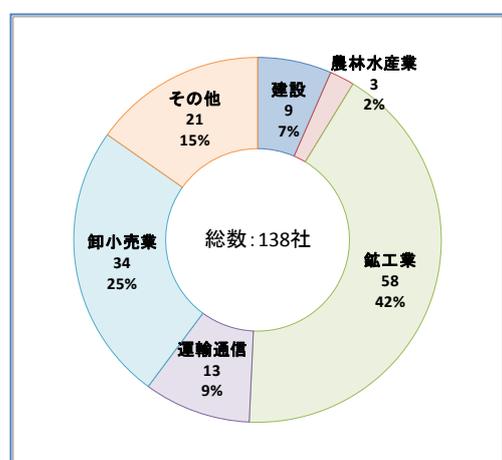
# トルコの投資環境

【図表 3】トルコの建設業界事情

建設投資額 (億ドル)	345 (2011年)、346 (2012年)、365 (2013年)、364 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a>
主な国内建設企業  (出所) <a href="#">イスタンブール証券取引所</a>	<a href="#">ENKA</a> 、 <a href="#">Ittifak Holding</a> 、 <a href="#">İhlas Holding</a> 、 <a href="#">Işıklar Yatırım</a> 、 <a href="#">Doğusan Boru</a> その他、非上場の大手建設会社： <a href="#">Renaissance Construction</a> 、 <a href="#">TAV Constirction</a> 、 <a href="#">GAMA Insaat</a> 、 <a href="#">Polimeks Insaat Taahhut ve San Tic. AS</a> 、 <a href="#">Tekfen Construction and Installation Co. Inc</a> 、 <a href="#">Calik Enerji</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	(株)IHI インフラシステム (株)安藤・間 清水建設(株) 大成建設(株)

【図表 4】本邦企業進出状況

海外在留邦人：2,208人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】トルコ政府のインフラ開発計画

## 第10次5カ年国家開発計画 (2014-2018)

●高所得国になるために、年平均 5.5% の経済成長、総発電容量増強、トルコを域内流通ハブとするため港湾設備整備、高速道路を含む中央分離線付道路網整備、高速鉄道網整備などを実施する。

●政府によるインフラ投資総額 (4,174 億リラ) の主な分野は、運輸 (全体の 34%)、教育 (同 16%)、農業 (同 12%) 上水 (同 7%)、下水 (同 5.8%) が含まれる。

※1 リラ = 33 円 (参考)

(所管省庁) [トルコ開発省](#)

【図表 6】本邦製造業有望展開先国としてのトルコ：ビジネスのしやすさと課題(参考)

本邦企業	中期的 (今後3年程度) 有望事業展開国 順位 (回答比率%)					
	2014年度		2015年度		2016年度	
11	フィリピン	10.0%	マレーシア	6.2%	マレーシア	6.8%
12	マレーシア	9.2%	ロシア	5.5%	シンガポール	4.8%
13	<b>トルコ</b>	5.2%	シンガポール	4.6%	台湾	4.6%
14	シンガポール	5.0%	<b>トルコ</b>	3.9%	ドイツ	4.1%
15	カンボジア	4.0%	韓国	3.9%	ロシア	3.5%
16	韓国	4.0%	台湾	3.7%	韓国	3.1%
17	台湾	3.8%	カンボジア	3.2%	<b>トルコ</b>	2.5%
18	ドイツ	1.8%	ドイツ	3.2%	カンボジア	2.5%
19	フランス	1.4%	サウジアラビア	1.6%	オーストラリア	2.3%
20	サウジアラビア	1.4%	バングラデシュ	1.4%	イラン	1.7%
20	南アフリカ	1.4%	ラオス	1.4%		

## トルコ



総合順位 (69位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

(出所) [JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」](#)、世界銀行 [Doing Business Ranking 2016](#)

## トルコ：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（トルコ）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●トルコでの建設ライセンス取得については、日本の建設業許可が適応されるため、トルコでの建設業許可申請の必要がなく、商業登録をする際に、日本本社の建設業許可証明書を提出すればよい。</li> <li>●海外建設協会 OCAJI 「トルコ進出の手引き」（平成 28 年 4 月）</li> <li>●トルコにおける外国企業の会社設立手続き・必要書類（JETRO）</li> <li>●公共団体による工事契約は、公共調達法（Public Procurement Law No.4734）に基づいて行われている。外国企業単独で受注、工事遂行が可能である。詳細は、<a href="#">トルコ公共調達庁</a>のウェブサイトに掲載されている「公共調達法(Public Procurement Law)」を参照のこと。</li> </ul>
公共発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運輸海事通信省（Ministry of Transport, Maritime Affairs and Communications）</li> <li>●エネルギー・天然資源省（Ministry of Energy and Natural Resources）</li> <li>●イスタンブール市（Istanbul Metropolitan Municipality）</li> <li>●トルコ公共調達情報（Global Tenders）</li> </ul>
団 体	●トルコ建設業協会(Turkish Contractors Association/TCA)
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在トルコ日本国大使館 日本企業支援窓口（インフラプロジェクト専門官配置） TEL: (90-312) 446-0500 FAX: (90-312) 437-1812 E-mail: <a href="mailto:ekonomi@an.mofa.go.jp">ekonomi@an.mofa.go.jp</a></li> <li>●イスタンブール日本国総領事館 TEL: (90-212) 317-4600 FAX: (90-212) 317-4604 E-mail: <a href="mailto:ekonomi@it.mofa.go.jp">ekonomi@it.mofa.go.jp</a></li> <li>●JETRO イスタンブール事務所 <u>※現地事務所への相談は当地進出済みの日本企業のみ対象</u> TEL: (90-212) 275-5180 FAX: (90-212) 288-0739（まずは、JETRO 国内事務所へ連絡）</li> <li>●JICA トルコ事務所(アンカラ) TEL: (90-312) 447 2530-31-32 FAX: (90-312) 447 2534</li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外建設協会 OCAJI 会員海外進出事例(トルコ 4 社)</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（トルコ進出事例複数）</li> <li>●JETRO（海外進出/機械/環境/中東で絞込検索）</li> <li>●JBIC 本邦企業インフラ等投資支援事例（トルコ）</li> </ul>
業 界 調 査	●Turkish Contracting in the International Market（トルコ建設業協会/2016 年 4 月）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA/ODA 国別開発協力方針・事業展開計画（トルコ）</li> <li>●トルコ建設業協会(TCA)会員名簿(建設会社リスト)</li> <li>●ニュース： アナトリア通信社、Turkiye、Star</li> </ul>



# アフリカ

アルジェリア

エジプト

エチオピア

ケニア

コンゴ民主共和国

タンザニア

ナイジェリア

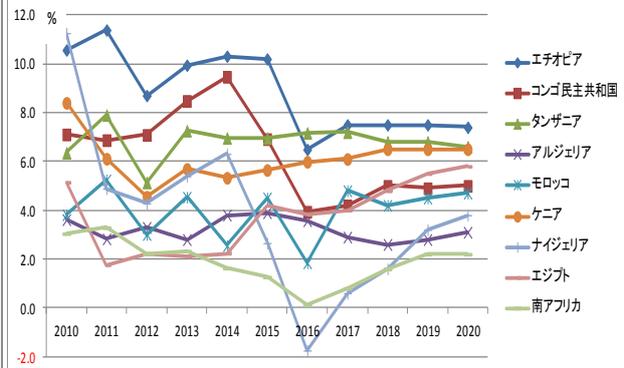
南アフリカ

モロッコ

# アフリカ地域の投資環境

**SADC/EAC/COMESA 26 国総人口 & GDP:** 約 5.3 億人、73.4 兆米ドル (2015)  
**広域 FTA:** 南部アフリカ開発共同体 (SADC)、環インド洋連合 (IORA)、SADC-COMESA-EAC 地域自由貿易圏 (26 カ国) (2017 年までにアフリカ大陸 FTA (CFTA) 54 カ国の実現予定)  
**地域インフラプロジェクト:** アフリカ・インフラ開発計画 (PIDA/2012-2040)

【図表 1】 域内諸国の今後の経済成長率見通し



(出所) 基礎情報は [IMF](#)、[JETRO 国・地域情報](#)、成長率は [IMF WEO 2016/10 \(予測値 2016-20\)](#)

【図表 2】 域内諸国の「事業のしやすさ」ランキング

	総合順位	事業立上	建設許可	電力供給	不動産登録	与信取得	投資家保護	税金支払	国際取引	契約履行	破産手続
モロッコ	68	40	18	57	87	101	87	41	63	57	131
南アフリカ	74	131	99	111	105	62	22	51	139	113	50
ケニア	92	116	152	106	121	32	87	125	105	87	92
エジプト	122	39	64	88	109	82	114	162	168	162	109
タンザニア	132	135	136	87	132	44	145	154	180	59	100
アルジェリア	156	142	77	118	162	175	173	155	178	102	74
エチオピア	159	179	176	127	133	170	175	90	167	80	120
ナイジェリア	169	138	174	180	182	44	32	182	181	139	140
コンゴ民主共和国	177	178	124	178	171	118	145	183	182	155	117

(出所) 図表 2: [世界銀行 Doing Business](#)

[Ranking 2016](#)、図表 3: [JETRO 投資コスト比較](#)

【図表 3】 域内諸国の労働コスト比較

(単位:米ドル)	カイロ	ナイロビ	ダルエスサラーム	ラゴス	ヨハネスブルク	カサブランカ
製造業ワーカー (一般工職)	213~2,356/月 *1	209~885/月 *2	125/月	92以上/月 *3	957/月 *1	263~880/月
法定最低賃金	157/月 (公的部門)	168/月 (住宅手当除く)	145/月 (建設業従事者)	92/月	430/月+物価上昇分(管理者)	1.38/時
社会保険負担率 (事業主負担率)	固定給の26%+ 変動給の24%	200/月 (NSSF法 履行後6%)	18%(医療保険は 任意加入)	13.5%以上	2%(医療保険、年金加入は任意)	20.48%

\*1: 基本給、社会保障(雇用者負担)含む \*2: 住宅手当等含む \*3: 基本給のみ

【図表 4】 アフリカ・インフラ開発計画(PIDA/2012-2040)

	2010	2040
人口	10億人	18億人
都市化	40%	56%
GDP		2010年比6倍
一人当たりGDP		\$10,000
国際取引		2010年比7倍
電力需要	590 TWh	3,100TWh
発電能力	125 GW	700 GW
陸上輸送量		2010年比6-8倍
港湾処理能力	2.7億トン (2009)	20億トン
ITC需要	毎秒300キ*カ*ハ*イト(2009)	毎秒6,000キ*カ*ハ*イト(2018)

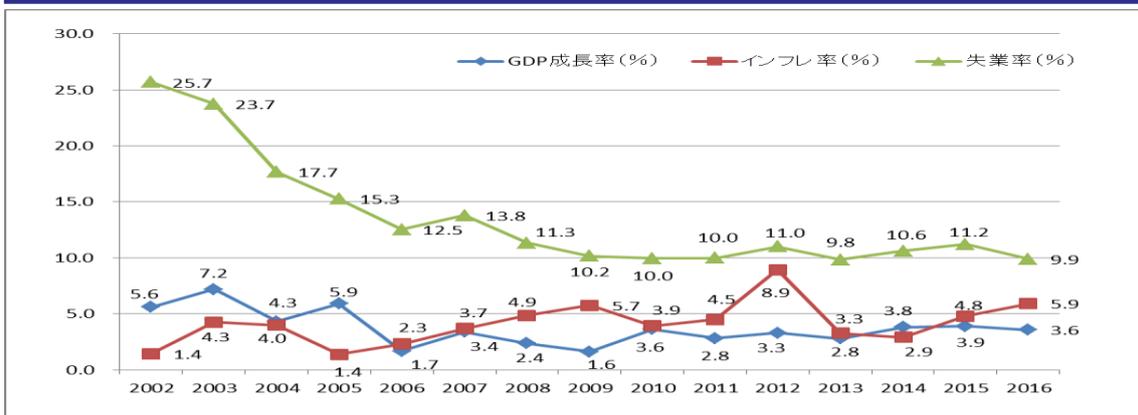
(出所) [PIDA Energy Vision 2012/ OSAA \(2015\)](#)

アフリカ諸国は、1990 年台よりアフリカ経済共同体 (AEU) の創設による単一市場・通貨・関税撤廃による自由貿易の実現を目指してきた。2017-18 年、アフリカ大陸 FTA が実現すれば、人口 10 億人強、GDP3.4 兆米ドルの巨大市場が出現することになる。今後 30 年の経済成長、人口増大、都市化に対応するインフラ整備が急務となっている。PIDA への大規模な民間資金の動員が課題となる。アフリカ開銀の動向に注目。

## アルジェリアの投資環境

人口：3,996 万人（2015 年） 首都：アルジェ（367.5 万人、全人口の 9%）  
 面積：238 万平方キロメートル 宗教：イスラム教（スンニ派）  
 GDP：1,668 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：4,175 米ドル（2015 年）  
 公用語：アラビア語（国語、公用語）、ベルベル語（国語）、フランス語  
 ODA：有償資金対象国 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 3.3（電力 4.0/道路 3.2/空港 3.2）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 84%/88%）  
 （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 アルジェリアの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 アルジェリアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本の出資比率の制限：外国資本の出資比率を 49%までと定めた「51/49%規制」が、毎年の予算法で維持されている。</li> <li>●外国法人の支店設置：2009 年以降、外国法人の支店の設置は認められていない。</li> <li>●その他の規制：2009 年から、国内産業育成のため、貿易・外資規制を一部で導入。投資の法的枠組みを統合した投資促進法を 16 年 8 月に発効。輸出を拡大し、国内産業の育成を加速することが狙いである。</li> <li>●優遇措置：業種を問わず 100 人以上の雇用創出につながる投資の場合、事業開始後の免税措置期間は 5 年間となる。なお、国内経済に特別の利益をもたらすと判断される投資の場合、国家投資評議会（CNI）の承認を得た上で、投資企業と国家投資開発庁（ANDI）の間で個別協定を締結できる。協定の内容により、最大 10 年間の免税など、さらなる優遇措置が適用される。また、中部や南部の県など開発対象地域において、事業に必要なインフラ工事を行う場合、政府が支出の一部または全額を負担するなど、特別措置が適用される。 （出所） <a href="#">JETRO 通商広報（2016 年 9 月 29 日）</a> <a href="#">JETRO「アルジェリア税制・会計制度ハンドブック」（2015 年）</a></li> </ul>
税制	法人所得税（居住法人および外国会社の恒久的施設(PE)：建設工事もしくは EPC 契約、19% - 26%）、職業税（通称 TAP、建設分野は事業売上の 2%）、個人所得税（20～35%の累進課税）、付加価値税（標準税率 17%）、日本（親会社）への利子・配当送金課税（最高税率各 10%、15%）、日本との二国間租税条約締結なし （出所） <a href="#">JETRO「アルジェリア税制・会計制度ハンドブック」（2015 年 3 月）</a> / 「アルジェリアの経済・貿易・投資」（2016 年 3 月）

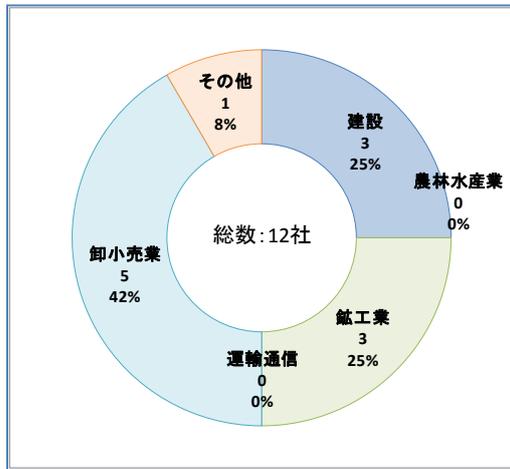
# アルジェリアの投資環境

【図表 3】 アルジェリアの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	173 (2011年)、182 (2012年)、198 (2013年)、215 (2014年) (出所) 国連統計局「建設」
主な国内建設企業	<a href="#">Sonatrach (ソナトラック)</a> <a href="#">CMC Algeria</a> (出所) <a href="#">IDE-JETRO</a> , <a href="#">日本・アルジェリアセンター</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">(株)安藤・間</a> <a href="#">鹿島建設(株)</a> <a href="#">(株)熊谷組</a> <a href="#">大成建設(株)</a> <a href="#">鉄建建設(株)</a> <a href="#">西松建設(株)</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：217人 (2015年、外務省)



(出所) 外務省 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 アルジェリア政府のインフラ開発計画

## 5か年開発計画 (2015-2019)

●2010-2014年 から実施中のプロジェクトの完成と新規のインフラ事業の立ち上げを目指す。5年間で総額 2,860 億米ドルを教育・福祉、インフラ開発、経済開発等に投資。うち 1,018 億米ドルをインフラ開発に投資予定。

### ●対応分野 (インフラ事業)

分野	金額 (億米ドル)
道路・港湾事業	429
鉄道	328
都市整備	68
その他 (公共施設改修等)	20.3
合計	1,018

(出所) [Designing Five-Year Plan \(2015-2019\) and the PPP System](#) (KDI, 2014年 8月)

【図表 6】 有望展開先国としてのアルジェリア: ビジネスのしやすさと課題

### 「ビジネスのしやすさ」 中東・北アフリカ 順位 (20か国)

	2014年		2015年		2016年	DTF*
11	エジプト	→	レバノン	↓	ヨルダン	↓ 57.3%
12	イラン	→	イラン	↑	レバノン	↓ 55.9%
13	ヨルダン	→	エジプト	↓	エジプト	→ 56.6%
14	イエメン	→	パレスチナ	↑	パレスチナ	→ 53.2%
15	パレスチナ	↑	アルジェリア	↑	アルジェリア	→ 47.8%
16	アルジェリア	→	イラク	↑	イラク	→ 45.6%
17	イラク	↑	ジブチ	↑	ジブチ	→ 44.5%
18	ジブチ	↑	イエメン	↓	シリア	↑ 41.4%
19	シリア	↓	シリア	→	イエメン	↓ 39.6%
20	リビア	→	リビア	→	リビア	→ 33.2%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## アルジェリア



総合順位 (156位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

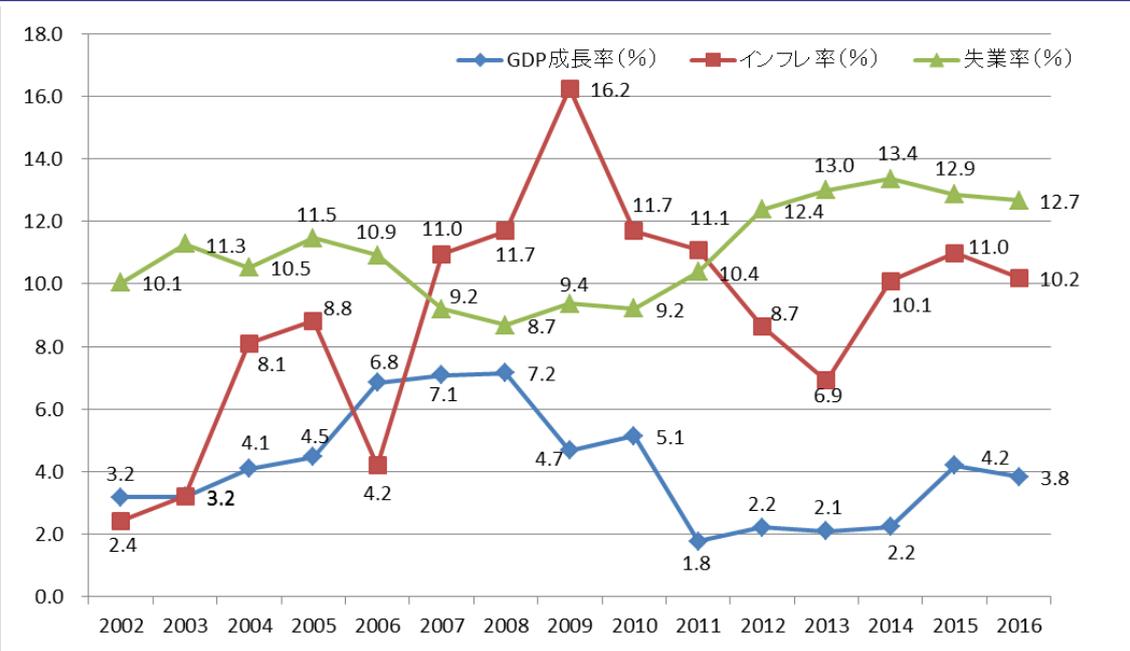
## アルジェリア：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（アルジェリア）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設許認可（Construction License）の制度は現状ないものとみられる。</li> <li>●現地法人設立の場合は事業開始から 30 日以内に管轄の税務署に企業申告をもらい、税務認証番号を取得する必要がある。</li> </ul> <p>（出所）JETRO「アルジェリアの経済・貿易・投資」（2016年3月）</p>
公共発注者	<p>公共事業省（道路、橋梁、ダム）、運輸省（鉄道、空港、港湾）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入札広告情報は公表されていないが、複数の有料サイトから情報の入手が可能。</li> </ul> <p><a href="#">Baosem</a>、<a href="#">Le BOMOP</a></p>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● UNION GENERALE des ENTREPRENEURS ALGERIENS</li> </ul> <p>E-Mail : <a href="mailto:ugea2000@ifrance.com">ugea2000@ifrance.com</a></p>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」 TEL: 03-5253-8315</li> <li>●JETRO アフリカビジネス支援センター（アフリカビジネス実証事業） 途上国ビジネス開発課 開発支援班 TEL : 03-3582-5170 FAX : 03-3585-1630 E-mail : <a href="mailto:bdc@jetro.go.jp">bdc@jetro.go.jp</a></li> <li>●JBIC 海外投資移動相談室（予約制） 東京（毎月第2水曜日）：東京商工会議所 中小企業相談センター TEL: 03-3283-7700 名古屋（毎月第3木曜日）：名古屋商工会議所 貿易証明センター TEL: 052-223-5721</li> <li>●アフリカビジネス振興サポートネットワーク（AB-NET） （官民連携による設立・運営。Web サイトから問い合わせ可能）</li> <li>●中小企業基盤準備機構「海外ビジネスナビ」（支援サービスの案内あり）</li> </ul>
進出・進出支援事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（アルジェリア進出事例含む）</li> <li>●アフリカ開発銀行「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」（2016年1月）（産業別に進出企業名がリスト化。アルジェリアは「北部」の欄を参照。）</li> </ul>
業界調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO「アルジェリアの経済・貿易・投資」（2016年3月）より、「3. 経済概況」（7）大型の民営化・開発プロジェクト</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2016 年度アフリカ進出日系企業実態調査（2016年12月）（参考）</li> <li>●JETRO「日本・アルジェリアセンター」（アルジェリア関連の情報リンク集あり）</li> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「日本の ODA プロジェクト（無償）」</li> <li>●ニュース： <a href="#">El Moudjahid</a>、<a href="#">DZ Breaking</a></li> </ul>

## エジプトの投資環境

人口：8,900 万人（2015 年） 首都：カイロ（1,591 万人、全人口の 18%）  
 面積：約 100 万平方キロメートル（日本の約 2.6 倍） 宗教：イスラム教，キリスト教  
 GDP：3,302 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：3,710 米ドル（2015 年）  
 公用語：アラビア語 ODA：無償・有償資金対象国 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 3.4（電力 3.5/道路 3.0/空港 4.8）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 99%/95%）  
 （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 エジプトの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 エジプトの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本が制限されている分野：商業代理店および輸入代理店（100%エジプト資本に限定される。）</li> <li>●外国資本の出資比率の制限：基本的に外国資本 100%の出資は可能（外国企業の支店、株式会社、有限責任会社、駐在員事務所）</li> <li>●外国人の就業が認められない分野：観光および輸出・通関業。ただし、それ以外の業種においても外国人労働者は総従業員数の 10%を超えてはならない。また、支店事務所、株式会社および有限責任会社は、総従業員数の 10%を超える外国人従業員の雇用禁止、総賃金の 20%以上の額の外国人従業員への支払が禁止されている。</li> <li>●投資奨励業種：ニュータウン・新工業地域開発、地下鉄・トンネル・灌漑ポンプステーション整備、都市内・都市間交通など</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（エジプト）「外資に関する規制」</a> <a href="#">「外資に関する奨励」</a> <a href="#">「外国人就業規則・在留許可」</a></p>
税制	<p>法人所得税（石油および天然ガスの探鉱・生産会社 40.55%、それ以外の企業 22.5%）、個人所得税（25%を上限とする累進課税）、売上税（標準税率 10%）、配当税（5%～10%）、二国間租税条約締結済み</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（エジプト）「税制」</a></p>

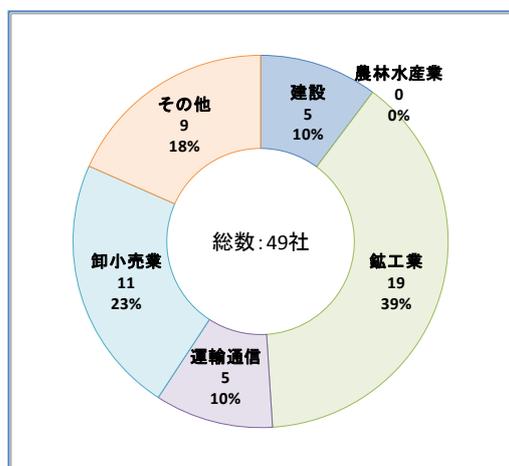
# エジプトの投資環境

【図表 3】 エジプトの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	101 (2011年)、111 (2012年)、112 (2013年)、126 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 エジプト証券取引所	<a href="#">Samcrete Misr</a> <a href="#">DELTA Construction &amp; Rebuilding</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	(株)きんでん <a href="#">五洋建設(株)</a> <a href="#">大成建設(株)</a> <a href="#">大日本土木(株)</a> (株)日立製作所

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：997人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 エジプト政府のインフラ開発計画

## エジプトマクロ経済戦略 (2014~18年度)

### ●建設投資実績 (2011/12 - 2013/14)

単位：10億 LE	2011/12	2012/13	2013/14
実質 GDP	1,509	1,677	1,911
建設投資額 (GDP比)	67 (4.4%)	77 (4.6%)	89 (4.7%)

※1 エジプトポンド (LE) = 約 6円 (参考)

●建設投資計画 (例)：中低所得者向け住宅の建設、鉄道網拡大 (今後 10年で 100 億ポンド投資予定)、製油所の新規建設・改修 (今後 10年で 100 億ポンド投資予定) ほか

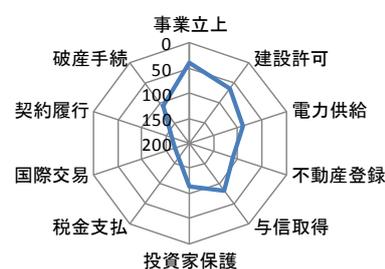
【図表 6】 有望展開先国としてのエジプト:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 中東・北アフリカ 順位 (20か国)						
	2014年		2015年		2016年	DTF*
11	エジプト	→	レバノン	↓	ヨルダン	↓ 57.3%
12	イラン	→	イラン	↑	レバノン	↓ 55.9%
13	ヨルダン	→	エジプト	↓	エジプト	→ 56.6%
14	イエメン	→	パレスチナ	↑	パレスチナ	→ 53.2%
15	パレスチナ	↑	アルジェリア	↑	アルジェリア	→ 47.8%
16	アルジェリア	→	イラク	↑	イラク	→ 45.6%
17	イラク	↑	ジブチ	↑	ジブチ	→ 44.5%
18	ジブチ	↑	イエメン	↓	シリア	↑ 41.4%
19	シリア	↓	シリア	→	イエメン	↓ 39.6%
20	リビア	→	リビア	→	リビア	→ 33.2%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## エジプト



総合順位 (122位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

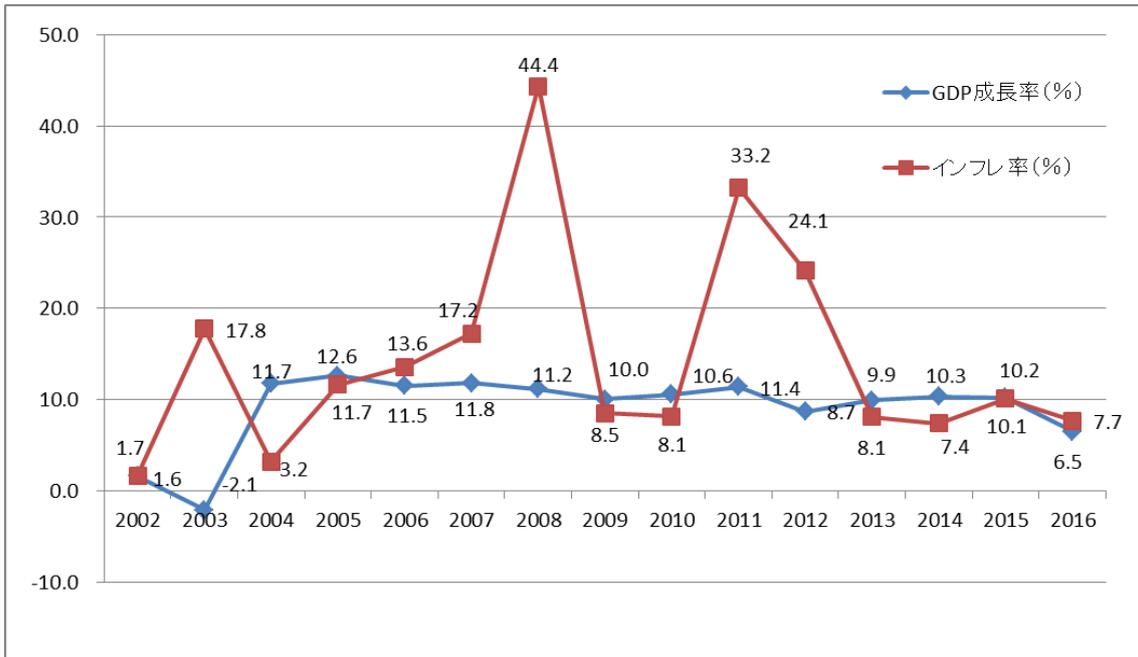
## エジプト：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（エジプト）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会社設立の許可はまず「投資・フリーゾーン庁（GAFI）」にて設立登記を行う。</li> <li>●建設会社は Egyptian Federation for Construction &amp; Building Contractors のライセンスを取得しなければならない。</li> <li>●建築士は登録制になっているが、資格試験はない。 業界団体として Society of Egyptian Architects がある。 （出所）JETRO「エジプト法務情」（2012年3月） / 国交省「海外建設工事ライブラリ」より「エジプト」</li> </ul>
公共発注者	<p>道路橋梁陸上交通公社、トンネル公社（The National Authority for Tunnel : NAT）、エジプト国鉄（Egyptian National Railway）、スエズ運河庁（Suez Canal Authority）、住宅・施設・都市開発省（Ministry of Housing, Utilities and Urban Communities）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●政府調達サイト(Government Procurement Portal) から発注（応募するには要登録）</li> </ul>
団 体	Egyptian Federation For Construction & Building Contractors（建設業界団体） （アラビア語）
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在エジプト日本大使館 日本企業支援窓口 Tel: (20-2) 2528 5910 (代表)、FAX: (20-2) 2528 5935 (代表)、E-mail: <a href="mailto:econ@ca.mofa.go.jp">econ@ca.mofa.go.jp</a></li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> <li>●JETRO アフリカビジネス支援センター（アフリカビジネス実証事業） 途上国ビジネス開発課 開発支援班 TEL : 03-3582-5170 FAX : 03-3585-1630 E-mail : <a href="mailto:bdc@jetro.go.jp">bdc@jetro.go.jp</a></li> <li>●JBIC 海外投資移動相談室（予約制） 東京（毎月第2水曜日）：東京商工会議所 中小企業相談センター TEL: 03-3283-7700 名古屋（毎月第3木曜日）：名古屋商工会議所 貿易証明センター TEL: 052-223-5721</li> <li>●アフリカビジネス振興サポートネットワーク（AB-NET） （官民連携による設立・運営。Web サイトから問い合わせ可能）</li> <li>●中小企業基盤準備機構「海外ビジネスナビ」（支援サービスの案内あり）</li> </ul>
進出・進出支援事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（エジプト進出事例含む）</li> <li>●アフリカ開発銀行「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」（2016年1月）（産業別に進出企業名がリスト化。エジプトは「北部」の欄を参照。）</li> </ul>
業界調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO エジプト対日重点業種企業リスト（2016年3月）（「2.2 インフラ」の項目に不動産開発業者および水道事業、空港事業等の開発業者の情報あり。）</li> <li>●JETRO「2015年度在アフリカ進出日系企業実態調査（2016年2月）」（対象国にエジプト含む）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO 中東アフリカ地域での現地人材確保策（2015年10月）</li> <li>●ニュース：Al Ahram weekly、MENA News、Egypt Independent、Egypt Daily News</li> </ul>

## エチオピアの投資環境

人口：8,976 万人（2015 年）      首都：アディスアベバ（346.5 万人、全人口の 4%）  
 面積：109.7 万平方キロメートル（日本の約 3 倍） 宗教：キリスト教、イスラム教等  
 GDP：616 億米ドル（2015 年）      一人当たり GDP：687 米ドル（2015 年）  
 公用語：アムハラ語、英語      ODA：有償資金対象国      政治体制：連邦共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 2.8（電力 3.4/ 道路 3.7/空港 3.7）、安全飲料水・トイレ普及  
 （各々人口の 57%/28%）      （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 エチオピアの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 エチオピアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本の参入が制限されている分野：電気通信事業（テレコム）や金融、セメント製造等の一部特定の業種・産業は外国人投資家に開かれていない。建設業は制限・禁止分野に含まれていない。</li> <li>●資本金に関する規制：国外投資家が建設業、土木業または土木に関連する技術相談業務、技術調査・分析、出版業の分野に投資する場合の最低準備金は、100%国外資本の企業は100,000米ドル、エチオピア国内のパートナーとのジョイントベンチャーに投資する場合は50,000米ドル必要。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO BOP 層実態調査レポート（エチオピア）</a> / <a href="#">エチオピア投資庁「エチオピアに関する投資案内（投資機会と環境 2013）」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 10～35%）、個人所得税（10～35%の累進課税）、資本利得税（事業目的の建物、工場を売却した際得た売却益の 15%、保有株の売却の場合は売却益の 30%）、付加価値税（標準税率 15%）、建設・土木事業（建設請負、技術サービス提供）における建築資材の輸入関税免除、二国間租税条約締結なし</p> <p>（出所） <a href="#">エチオピア投資庁「エチオピアに関する投資案内（投資機会と環境 2013）」</a></p>

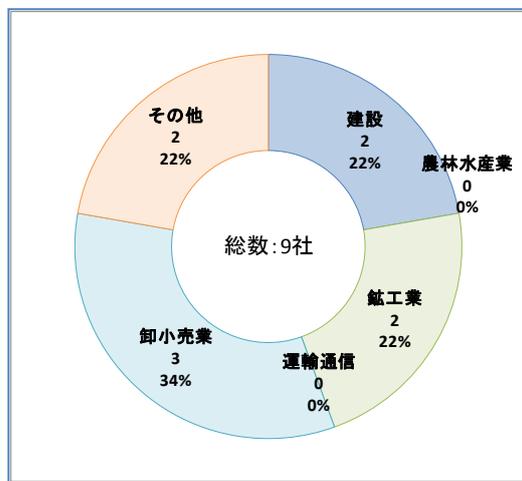
# エチオピアの投資環境

【図表 3】 エチオピアの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	11 (2011年)、17 (2012年)、25 (2013年)、47 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設 企業	<a href="#">Sunshine Construction PLC</a> <a href="#">MIDROC Ethiopia Construction Plc.</a>
進出日系建設 企業	<a href="#">鹿島建設(株)</a> (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：248人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 エチオピア政府のインフラ開発計画

5か年経済開発計画 (通称 GTP, 2015/16 - 2019/20) ※[ドラフト版](#)は web で閲覧可能だが、

2017年2月現在、正式な公表は確認できていない。

●国内市場を拡大し、外からの投資を呼び込むには脆弱なインフラ (道路、鉄道、港湾、エネルギー、通信等) の改善と急速に進む都市化への対応が重要。インフラ開発は民間事業者の参入が期待されている。

●インフラ開発目標 (例)

	2014/15年 (ベース)	2019/20年 (目標)
道路の敷設	120,000km	220,000km
鉄道網改善	--	1,545km
住宅建設	157,070棟	750,000棟

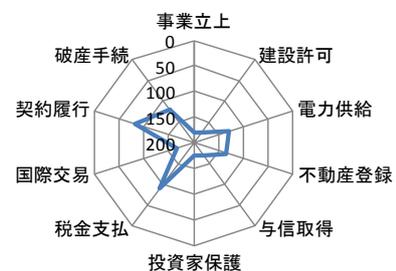
【図表 6】 有望展開先国としてのエチオピア:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」		サブサハラアフリカ		順位 (48か国)		DTF*
2014年度	2015年度	2016年度	2014年度	2015年度	2016年度	
1	モーリシャス →	モーリシャス →	モーリシャス →	72.3%		
2	南アフリカ →	ルワンダ ↑	ルワンダ →	69.8%		
3	ボツワナ ↑	ボツワナ →	ボツワナ →	65.6%		
4	ルワンダ ↑	南アフリカ ↓	南アフリカ →	65.2%		
5	ガーナ ↓	ザンビア ↑	セーシェル ↑	61.2%		
6	ナミビア →	ガーナ ↓	ザンビア ↓	60.5%		
7	セーシェル →	スワジランド ↑	ナミビア ↑	58.8%		
8	ザンビア →	ナミビア ↓	スワジランド ↓	58.3%		
9	カーボベルデ →	セーシェル ↓	ガーナ ↓	58.8%		
10	スワジランド →	レソト ↑	レソト →	60.4%		
	29位	↓	28位	↑	29位	↓

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## エチオピア



総合順位 (159位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

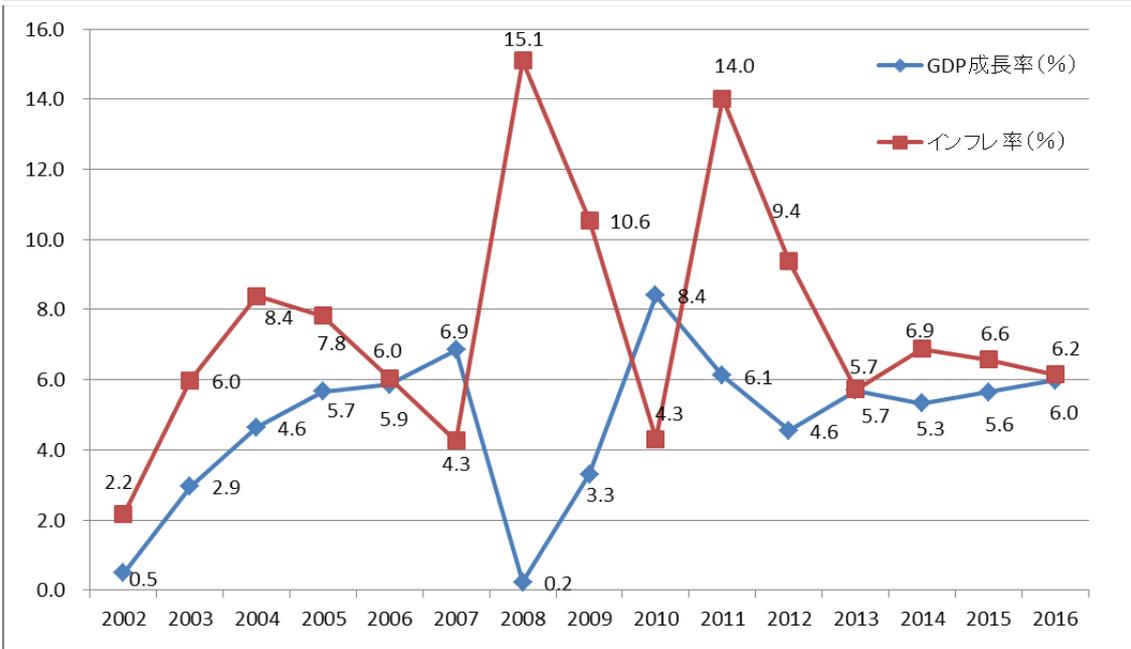
## エチオピア：お助け情報源

治 安	外務省危険情報 (エチオピア)
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会社設立の許可はまず「エチオピア投資庁」にて設立登記を行う。あわせて「納税者識別番号 (TIN)」の取得と建設許可の取得が可能。</li> <li>●建設業者登録：エチオピア投資庁において「建設請負業者の等級づけ」を受ける (実際の等級づけを行うのは建設省)。等級づけは建設内容と従業員数・所有機材内容により「GC (General Contractor)」「BC (Building Contractor)」「SC (Special Contractor)」に分けられる。等級は種類により 1 から最大 10 まであり、いずれも等級 1 が最も取り扱える工事の規模が大きい。</li> </ul> <p>(出所) エチオピア投資庁「エチオピアに関する投資案内 (投資機会と環境 2013)」 / <a href="#">Ethiopian Contractors Registration Requirement</a></p>
公共発注者	<p>エチオピア鉄道公社 (Ethiopian Railways Corporation/ERC)、エチオピア空港公社 (Ethiopian Airport Enterprise)、エチオピア電力公社 (Ethiopian Electric Power Corporation/EEPCo)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●政府調達サイト (Government Procurement Portal) から発注 (応募するには要登録)</li> <li>・ダム (エチオピア電力公社)、鉄道 (エチオピア鉄道公社)</li> </ul>
団 体	Construction Contractors Association of Ethiopia (建設業界団体)
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> <li>●JETRO アフリカビジネス支援センター (アフリカビジネス実証事業)</li> </ul> <p>途上国ビジネス開発課 開発支援班 TEL : 03-3582-5170 FAX : 03-3585-1630 E-mail : <a href="mailto:bdc@jetro.go.jp">bdc@jetro.go.jp</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●JBIC 海外投資移動相談室 (予約制)</li> </ul> <p>東京 (毎月第 2 水曜日) : 東京商工会議所 中小企業相談センター TEL: 03-3283-7700</p> <p>名古屋 (毎月第 3 木曜日) : 名古屋商工会議所 産業振興部 貿易証明センター TEL: 052-223-5721</p> <p>群馬県太田市 (開催日程については要問合せ) 太田商工会議所 工業支援部 TEL: 0276-45-2121</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●アフリカビジネス振興サポートネットワーク (AB-NET)</li> </ul> <p>(官民連携による設立・運営。Web サイトから問い合わせ可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業基盤準備機構「海外ビジネスナビ」(支援サービスの案内あり)</li> </ul>
進出・進出支援事例	●アフリカ開発銀行「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」(2016 年 1 月) (産業別に進出企業名がリスト化。エチオピアは「東部」の欄を参照。)
業界調査	●JETRO「2016 年度アフリカ進出日系企業実態調査 (2016 年 12 月)」(対象国にエチオピア含む)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「日本の ODA プロジェクト (無償)」</li> <li>●ニュース : Addis Fortune、Capital、Ethiopian-News、ENA (政府メディア)</li> </ul>

## ケニアの投資環境

人口：4,420 万人（2015 年）      首都：ナイロビ（493 万人、全人口の 11%）  
 面積：58.3 万平方キロメートル（日本の約 1.5 倍） 宗教：伝統宗教、キリスト教等  
 GDP：634 億米ドル（2015 年）      一人当たり GDP：1,434 米ドル（2015 年）  
 公用語：スワヒリ語、英語      ODA：有償資金対象国      政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 3.3（電力 3.9/道路 4.2/空港 4.8）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 63%/30%）  
（出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 ケニアの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 ケニア業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本の参入が制限されている分野：保険業（ケニア資本 1/3 以上）、通信業（事業許可取得後 3 年以内にケニア資本 20%以上）、航空業（株主議決権の 51%以上をケニア資本にする）。なお、上記産業を除くナイロビ証券取引所上場企業の外国資本の保有比率にかかる制限はない（建設業も制限なし）。</li> <li>●資本金に関する規制：特になし。ただし、投資促進法（Investment Promotion Act 2004）により、新規外国投資による投資許可証取得のための最低投資額は 10 万ドル相当と定められている。</li> </ul> <small>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ケニア）「外資に関する規制」</a></small>
税制	法人所得税（表面税率：ケニア法人が 30%、外国法人は 37.5%）、労働者訓練税（ホテル・レストラン業以外のすべての業種が対象。労働者 1 名に対し毎月 50 ケニアシリングを納税）、個人所得税（10～30%の累進課税）、付加価値税（標準税率 16%）、二国間租税条約締結なし <small>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ケニア）「税制」</a></small>

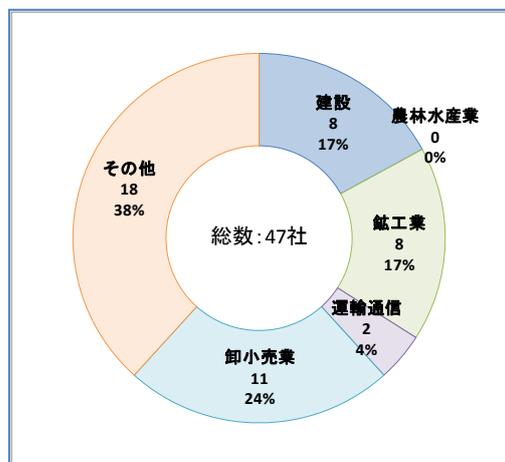
# ケニアの投資環境

【図表 3】 ケニアの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	19 (2011年)、23 (2012年)、25 (2013年)、30 (2014年) (出所) 国連統計局「建設」
主な国内建設企業	<a href="#">MOHA KENYA Ltd.</a> <a href="#">Prism Construction</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">北野建設(株)</a> <a href="#">(株)鴻池組</a> <a href="#">(株)錢高組</a> <a href="#">東洋建設(株)</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：804人 (2015年、外務省)



(出所) 外務省 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 ケニア政府のインフラ開発計画

**第2次中期計画** (ビジョン2030に基づく中期開発計画、2013年 - 2017年)

●政府によるインフラ支出計画例 (5年間の投資予定額)

単位：百万ケニアシリング (Ksh.)

※Ksh.1 = 1円 (参考)

分野	整備内容 (例)	予算
空港	滑走路拡張、空港改修	74,151.5
港湾	ターミナル建設、改修	42,322
鉄道	新規路線の開通	1,000,476
道路	通勤路線の新規開発	913,132
電力	発電所の建設、送電線拡張	4,092,234

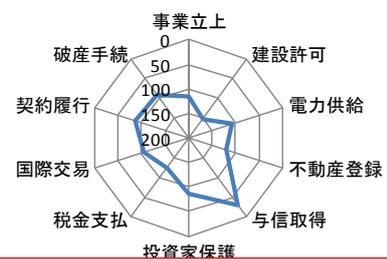
【図表 6】 有望展開先国としてのケニア:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 サブサハラアフリカ 順位 (48か国)							
	2014年		2015年		2016年		DTF*
11	ケニア	→	カーボヴェルデ	↓	ケニア	↑	61.2%
12	タンザニア	→	ケニア	↓	ウガンダ	↑	57.8%
13	レソト	→	モザンビーク	↑	カーボヴェルデ	↓	55.3%
14	モザンビーク	→	ウガンダ	↑	モザンビーク	↓	53.8%
15	シエラレオネ	↑	コートジボワール	↑	コートジボワール	→	52.3%
16	ガボン	↑	マリ	↑	マラウイ	↑	54.4%
17	ウガンダ	→	タンザニア	↓	ブリキナフアン	↑	51.3%
18	ガンビア	↓	マラウイ	↑	マリ	↓	53.0%
19	スーダン	↓	ブリキナフアン	↑	タンザニア	↓	54.5%
20	リベリア	↑	シエラレオネ	↓	シエラレオネ	→	50.2%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) 世界銀行 Doing Business Ranking 2016

## ケニア



\*順位が低いほど課題あり

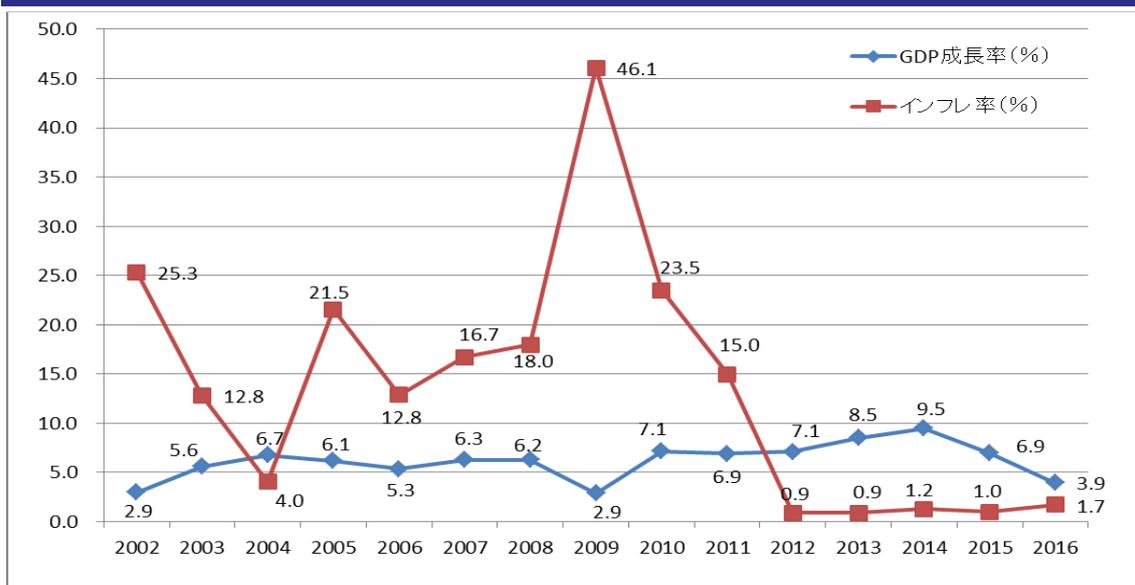
## ケニア：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（ケニア）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設許可は国家建設局（NCA）に申請。その際、契約金額の0.5%を「建設ライセンス申請費」として支払う。また、インフラ開発プロジェクトにおいて「環境影響評価料」として、国家環境管理局（Nema）にプロジェクト費用の0.1%を支払う（いずれも2017年以降撤廃する方向で検討中。）</li> <li>（出所）JETRO 通商広報（2016年8月22日）</li> </ul>
公共発注者	<p>道路省 (Ministry of Roads)、運輸省 (Ministry of Transport)、水・灌漑省 (Ministry of Water and Irrigation)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●PPOA（公共調達管理機構）にて政府調達情報の閲覧可能</li> </ul>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●Egyptian Federation For Construction &amp; Building Contractors（建設業界団体）</li> <li>●National Construction Authority (NCA)：ケニアの建設業界監督機関</li> </ul>
本邦企業支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> <li>●JETRO アフリカビジネス支援センター（アフリカビジネス実証事業） 途上国ビジネス開発課 開発支援班 TEL：03-3582-5170 FAX：03-3585-1630 E-mail：bdc@jetro.go.jp</li> <li>●JBIC 海外投資移動相談室（予約制） 東京（毎月第2水曜日）：東京商工会議所 中小企業相談センター TEL: 03-3283-7700 名古屋（毎月第3木曜日）：名古屋商工会議所 貿易証明センター TEL: 052-223-5721</li> <li>●アフリカビジネス振興サポートネットワーク（AB-NET） （官民連携による設立・運営。Web サイトから問い合わせ可能）</li> <li>●中小企業基盤準備機構「海外ビジネスナビ」（支援サービスの案内あり）</li> </ul>
進出・進出支援事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（ケニア進出事例含む）</li> <li>●アフリカ開発銀行「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」（2016年1月）（産業別に進出企業名がリスト化。ケニアは「東部」の欄を参照。）</li> <li>●JETRO「ケニアにおける事業設立ハンドブック -改訂版-（2016年3月）」</li> </ul>
業界調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO「2016年度アフリカ進出日系企業実態調査（2016年12月）」（ケニア含む）</li> <li>●Construction Business Review（CBR）：ケニアにおける建設業界・プロジェクト情報</li> <li>●The East African Modern Builder Magazine：ケニア、東アフリカ地域インフラ建設プロジェクト情報</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO ケニア税務 Q&amp;A マニュアル（2016年3月）</li> <li>●JETRO 中東アフリカ地域での現地人材確保策（2015年10月）（ケニア含む）</li> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「日本の ODA プロジェクト（無償）」</li> <li>●ニュース：Construction Business Review、East African Standard、Kenya Star</li> </ul>

## コンゴ民主共和国の投資環境

人口：8,168 万人（2015 年） 首都：キンシャサ（1,138 万人、全人口の 14%）  
 面積：234.5 万平方キロメートル 宗教：キリスト教（85%）、イスラム教（10%）他  
 GDP：383.9 億米ドル（2015 年） 一人当たり GDP：470 米ドル（2015 年）  
 公用語：フランス語 ODA：無償・有償資金対象国 政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 1.7（電力 1.6/ 道路 2.1/ 空港 2.8）、安全飲料水・トイレ普及  
 （各々人口の 52%/29%） （出所） [IMF/Demographia/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 コンゴ民主共和国の GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 コンゴ民主共和国の業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本の参入が可能な法人設立形態：合名会社（SNC）、匿名組合（Sleeping Partnerships）、有限会社（SARL/ Private Limited Companies）、株式会社（SA/ Public Limited Companies）、支店、駐在員事務所。なお、株式会社を設立する際は法定最低資本金として 20,000 米ドルの制限がある。</li> <li>●外国資本が制限されている分野： 小規模商業活動、武器の製造と軍事関連産業（建設業の制限なし）</li> <li>●公共調達に外国資本が参入することに関し制限はない。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JICA コンゴ民主共和国 投資促進分野調査結果報告書（2016年2月）</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率 30%または 35%）、支店税（35%）、個人所得税（CDF22,956,000 以上給与に一律 30%課税）、外国人駐在員税（25%）、付加価値税（標準税率 16%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各 20%）、二国間租税条約締結なし ※1 コンゴフラン(CDF)=0.1 円（参考）</p> <p>※投資法における税制優遇を受けるには、「投資促進公社（ANAPI）」から投資認可を受ける必要がある。なお、「コンゴ民主共和国の法律に基づき設立された企業」「最低 20 万米ドルの投資額がある（中小企業は最低 10 万米ドル）」などの条件がある。</p> <p>（出所） <a href="#">JICA コンゴ民主共和国 投資促進分野調査結果報告書（2016年2月）</a></p>

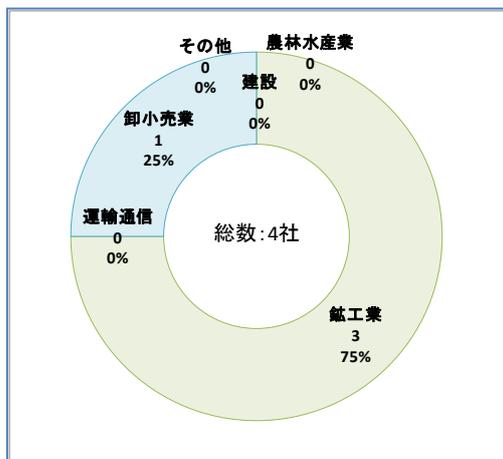
# コンゴ民主共和国の投資環境

【図表 3】 コンゴ民主共和国の建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	11 (2011年)、14 (2012年)、16 (2013年)、17 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業	<a href="#">Congo Construction Company</a> <a href="#">Traminco</a> (注) 証券取引所は開設されていない
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">岩田地崎建設(株)</a> <a href="#">北野建設(株)</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：56人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 コンゴ民主共和国政府のインフラ開発計画

## Growth and Poverty Reduction Strategy Paper (2011-2015)

●インフラの近代化 (道路整備、空港整備、電気・水へのアクセス改善など) を経済開発政策の重点施策として挙げている。

●実質 GDP に占めるインフラ投資の割合

インフラ投資分野	2005年	2013年
電機、ガス、水	1.1%	0.7%
建設	3.9%	4.4%
輸送、通信	14.3%	12.6%

(出所) [JICA](#) [コンゴ民主共和国](#) 投資促進分野調査結果報告書 (2016年2月)

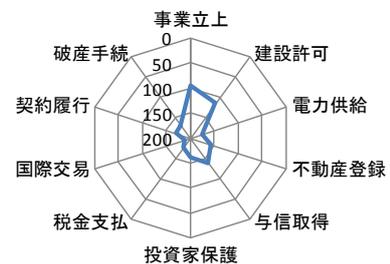
【図表 6】 有望展開先国としてのコンゴ民主共和国:ビジネスのしやすさと課題(参考)

「ビジネスのしやすさ」		サブサハラアフリカ		順位 (48か国)		DTF*
2014年度	2015年度	2016年度	DTF*			
1	モーリシャス →	モーリシャス →	モーリシャス →	72.3%		
2	南アフリカ →	ルワンダ ↑	ルワンダ →	69.8%		
3	ボツワナ ↑	ボツワナ →	ボツワナ →	65.6%		
4	ルワンダ ↑	南アフリカ ↓	南アフリカ →	65.2%		
5	ガーナ ↓	ザンビア ↑	セーシェル ↑	61.2%		
6	ナミビア →	ガーナ ↓	ザンビア ↓	60.5%		
7	セーシェル →	スワジランド ↑	ナミビア ↑	58.8%		
8	ザンビア →	ナミビア ↓	スワジランド ↓	58.3%		
9	カーボベルデ →	セーシェル ↓	ガーナ ↓	58.8%		
10	スワジランド →	レソト ↑	レソト →	60.4%		
	43位 ↑	38位 ↑	40位 ↓			

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行](#) Doing Business Ranking 2016

## コンゴ民主共和国



総合順位 (184位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

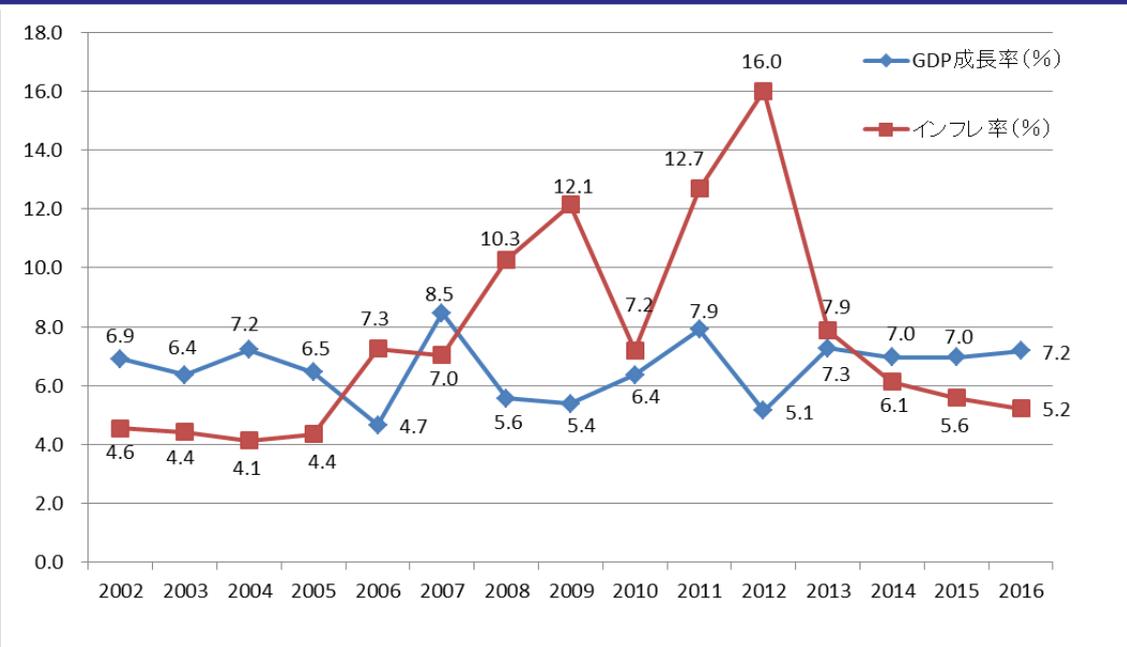
## コンゴ民主共和国：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（コンゴ民主共和国）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設許可も含め、すべての投資は、投資促進公社（ANAPI: Agence Nationale pour la Promotion des Investissements）に申請し、その承認が必要となる。新規投資促進のためANAPIの中に設置された「起業ワンストップサービス（GUCE:Guichet Unique de Création d'Entreprise）」で申請することが可能。</li> <li>●法人設立の際も GUCE（ワンストップサービス）にて、商業登記や税務登録など、起業にかかるすべての手続きを行うことができる（手数料：法人 120 米ドル、個人 40 米ドル） （出所） JICA コンゴ民主共和国 投資促進分野調査結果報告書（2016 年 2 月）、投資促進公社（ANAPI）</li> </ul>
公共発注者	<p>インフラ・公共事業・再建省、交通・通信経路省、地方開発省、炭化水素省など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記含む中央省庁ウェブサイト（リンク集）（詳細連絡先を入手するためには登録が必要）</li> </ul>
団 体	コンゴ民主共和国貿易投資協会(DR-Congo Trade & Investment Chamber)
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在コンゴ民主共和国日本大使館 日本企業支援窓口 TEL: +243 (0) 81-884-8477 E-mail: <a href="mailto:business-support.drc@ki.mofa.go.jp">business-support.drc@ki.mofa.go.jp</a></li> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」 TEL: 03-5253-8315</li> <li>●JETRO アフリカビジネス支援センター（アフリカビジネス実証事業） 途上国ビジネス開発課 開発支援班 TEL : 03-3582-5170 FAX : 03-3585-1630 E-mail : <a href="mailto:bdc@jetro.go.jp">bdc@jetro.go.jp</a></li> <li>●JBIC 海外投資移動相談室（予約制） 東京（毎月第2水曜日）：東京商工会議所 中小企業相談センター TEL: 03-3283-7700 名古屋（毎月第3木曜日）：名古屋商工会議所 産業振興部 貿易証明センター TEL: 052-223-5721 群馬県太田市（開催日程については要問合せ）太田商工会議所 工業支援部 TEL: 0276-45-2121</li> <li>●アフリカビジネス振興サポートネットワーク（AB-NET） （官民連携による設立・運営。Web サイトから問い合わせ可能）</li> <li>●中小企業基盤準備機構「海外ビジネスナビ」（支援サービスの案内あり）</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（参考）</li> <li>●アフリカ開発銀行「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」（2016 年 1 月）（産業別に進出企業名がリスト化。コンゴ民への進出企業の掲載なし。）</li> </ul>
業 界 調 査	●2016 年度アフリカ進出日系企業実態調査（2016 年 12 月）（参考）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO「中東アフリカ地域での現地人材確保策（2015 年 10 月）」（参考）</li> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「日本の ODA プロジェクト（無償）」</li> <li>●ニュース：NTA Newstime、Le Congolais</li> </ul>

## タンザニアの投資環境

人口：4,768 万人（2015 年）      首都：ドドマ（法律上の首都）（最大都市：ダルエスサラーム 446 万人、全人口の 9%）  
 面積：94.5 万平方キロメートル（日本の約 2.5 倍）  
 宗教：イスラム教、キリスト教等      GDP：456.3 億米ドル（2015 年）  
 一人当たり GDP：957 米ドル（2015 年）      公用語：スワヒリ語（国語）、英語（公用語）  
 ODA：有償資金対象国      政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 2.7（電力 2.9/道路 3.4/空港 3.2）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 56%/16%）      （出所） [IMF/Demographia](#)/外務省/[JICA 有償](#)/[JICA 無償](#)/[World Economic Forum](#)/世銀

【図表 1】 タンザニアの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 タンザニアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本 51%以上で「外国会社」とみなす。 （出所） <a href="#">タンザニア投資センター (TIC: Tanzania Investment Centre)</a></li> <li>●インフラ整備への投資はインセンティブ（税制優遇など）の対象。投資にかかる優遇を受けるには、タンザニア投資センター（TIC）から「インセンティブ保証書（Certificate of Incentives）」を取得する必要がある。資格取得条件は、新規の経済再生プロジェクトへの最低投資額が 30 万米ドルと定められている。 （出所） <a href="#">在日本タンザニア大使館「ビジネス情報」</a> / <a href="#">タンザニア投資センター (TIC)</a></li> </ul>
税制	法人所得税（表面税率 30%）、 <a href="#">個人所得税</a> （9～30%の累進課税）、 <a href="#">付加価値税</a> （標準税率 18%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 10%、15%）、二国間租税条約なし （出所） <a href="#">タンザニア歳入庁 (TRA: Tanzania Revenue Authority)</a>

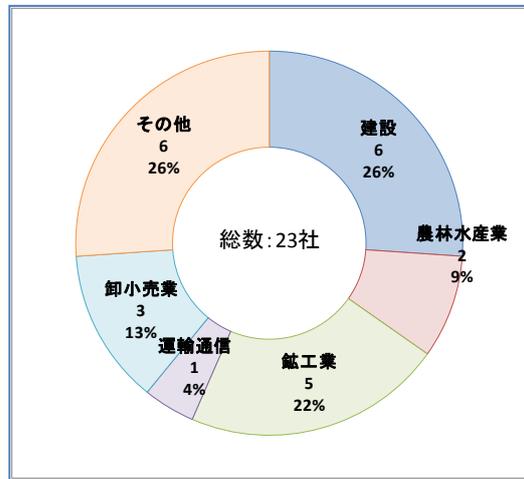
# タンザニアの投資環境

【図表 3】 タンザニアの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	30 (2011年)、31 (2012年)、48 (2013年)、60 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 <a href="#">建設業登録協会 (CRB)</a>	<a href="#">Estim Construction</a> <a href="#">ADVENT Construction Ltd.</a>
進出日系建設企業 (出所) <a href="#">OCAJI</a>	<a href="#">岩田地崎建設(株)</a> <a href="#">(株)鴻池組</a> <a href="#">徳倉建設(株)</a> <a href="#">(株)NIPPO</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：357人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 タンザニア政府のインフラ開発計画

## 5か年開発計画 (2016/17-2020/21)

●2020年までの達成目標 (建設業) :

	2014/15	2020/21	2025/26
平均成長率	13.3%	9.6%	9.6%
GDP 割合	10.4%	11.8%	11.8%

●事業例：鉄道建設 (1,341km)、高速道路建設 (200km)、ガス火力発電所建設など

●政府によるインフラ支出計画 (2016年 - 2020年) (単位：億タンザニアシリング(Tsh.))

※Tsh.1 = 0.05円 (参考)

総額	2016/17	2017/18	2018/19	2019/20
1,994.4	224.4	700	520	500

※2020年度完了予定のため、2021年度は予算なし

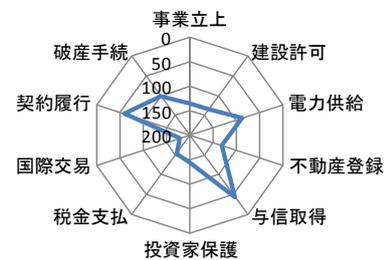
【図表 6】 有望展開先国としてのタンザニア:ビジネスのしやすさと課題 (参考)

「ビジネスのしやすさ」 サブサハラアフリカ 順位 (48か国)						
	2014年		2015年		2016年	
11	ケニア	→	カーボベルデ	↓	ケニア	↑
12	<b>タンザニア</b>	→	ケニア	↓	ウガンダ	↑
13	レソト	→	モザンビーク	↑	カーボベルデ	↓
14	モザンビーク	→	ウガンダ	↑	モザンビーク	↓
15	シエラレオネ	↑	コートジボワール	↑	コートジボワール	→
16	ガボン	↑	マリ	↑	マラウイ	↑
17	ウガンダ	→	<b>タンザニア</b>	↓	ブリキナファソ	↑
18	ガンビア	↓	マラウイ	↑	マリ	↓
19	スーダン	↓	ブリキナファソ	↑	<b>タンザニア</b>	↓
20	リベリア	↑	シエラレオネ	↓	シエラレオネ	→

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## タンザニア



総合順位 (132位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

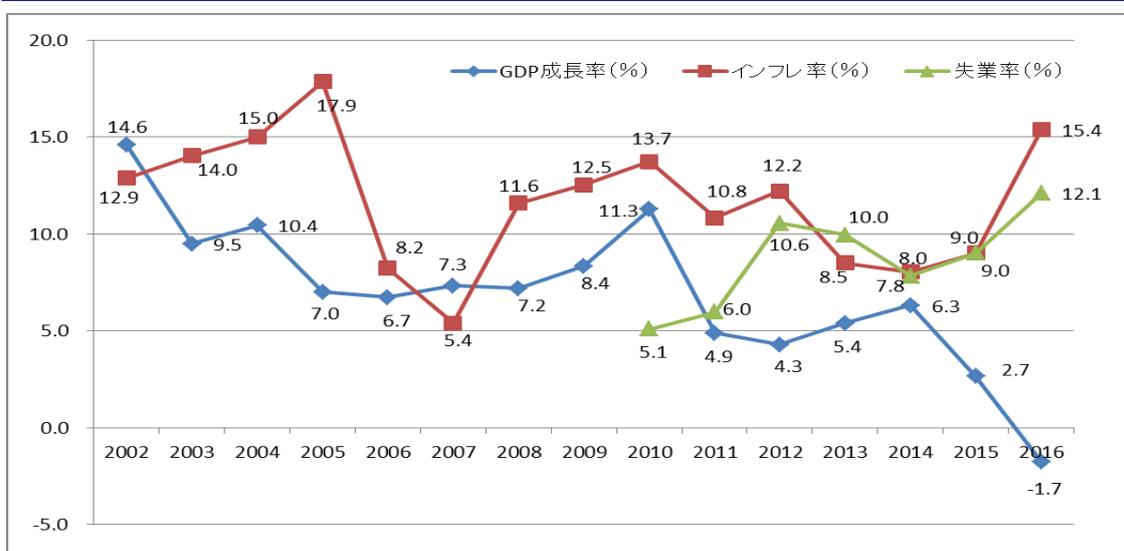
## タンザニア：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（タンザニア）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人登録：不動産開発事業は工業省（Ministry of Industry）へ、建設業・エンジニアリングサービス業は設立する各地方政府（Municipality）へ届け出て営業許可を受ける。 （出所）<a href="#">タンザニア投資センター（TIC）</a></li> <li>●建設業登録：公共工事省傘下の CRB（建設業登録協会、Contractors Registration Board）にて建設業者登録を行う。登録の種類は外国企業・地場企業の他、業種（Building, Civil Works, Mechanical, Electrical, Specialist）、等級（Classification: 1-7）を登録する。等級により、契約可能金額上限や工事請負範囲が異なる。外国企業は等級 1-3（大規模工事が可能な等級）のみ登録可能。（出所）<a href="#">建設業登録協会（CRB）</a></li> <li>●技術士登録：<a href="#">技術者登録協会（ERB/ Engineers Registration Board）</a></li> </ul>
公共発注者	<a href="#">PPRA (Public Procurement Regulatory Authority)</a> （公共調達ポータルサイト運営）
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">タンザニア日本商工会</a>（概要）</li> <li>「<a href="#">日本人商工会と統治関係省庁とのビジネス環境改善に関する意見交換会概要</a>」 （2016年2月および3月開催、於：タンザニア日本大使館）</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">在タンザニア日本大使館</a> 日本企業支援窓口（タンザニア・ビジネス窓口） TEL: +255-22-2115827（7:30~16:30 日本時間で 13:30~22:30） E-mail: <a href="mailto:shomu@dr.mofa.go.jp">shomu@dr.mofa.go.jp</a></li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> <li>●<a href="#">JETRO アフリカビジネス支援センター（アフリカビジネス実証事業）</a> 途上国ビジネス開発課 開発支援班 TEL : 03-3582-5170 FAX : 03-3585-1630 E-mail : <a href="mailto:bdc@jetro.go.jp">bdc@jetro.go.jp</a></li> <li>●<a href="#">JBIC 海外投資移動相談室（予約制）</a> 東京（毎月第2水曜日）：東京商工会議所 中小企業相談センター TEL: 03-3283-7700 名古屋（毎月第3木曜日）：名古屋商工会議所 貿易証明センター TEL: 052-223-5721</li> <li>●<a href="#">アフリカビジネス振興サポートネットワーク（AB-NET）</a> （官民連携による設立・運営。Web サイトから問い合わせ可能）</li> <li>●<a href="#">中小企業基盤準備機構「海外ビジネスナビ」</a>（支援サービスの案内あり）</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」</a>（タンザニア進出例あり）</li> <li>●<a href="#">アフリカ開発銀行「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」</a>（2016年1月）（産業別に進出企業名がリスト化。タンザニアは「東部」参照。）</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JETRO「2016年度アフリカ進出日系企業実態調査（2016年12月）」</a>（タンザニア事例）</li> <li>●<a href="#">在タンザニア日本国大使館：タンザニアビジネスニュース</a></li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JETRO 中東アフリカ地域での現地人材確保策（2015年10月）</a>（参考）</li> <li>●<a href="#">JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」</a>「日本の ODA プロジェクト（無償）」</li> <li>●ニュース：<a href="#">The Citizen</a>、<a href="#">Daily News</a></li> </ul>

## ナイジェリアの投資環境

人口：1億7,872人（2015年） 首都：アブジャ（Abuja）（最大都市：ラゴス1,283万人、全人口の7%）  
 面積：923,773平方キロメートル（日本の約2.5倍）  
 宗教：イスラム教、キリスト教 GDP：4,938億米ドル（2015年）  
 一人当たりGDP：2,763米ドル（2015年） 公用語：英語（公用語）、各民族語（多数）  
 ODA：有償資金対象国 政治体制：連邦共和制（大統領制）  
 インフラ水準：7点満点中2.1（電力1.4/道路2.6/空港3.2）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の69%/29%）  
 （出所） [IMF/Demographia](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/[World Economic Forum](#)/世銀

【図表1】 ナイジェリアのGDP成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成 ※2009年以前の失業率はデータなし

【図表2】 ナイジェリアの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本の参入を禁止している分野：建設業は含まれていない。（禁止分野：武器・弾薬の製造、麻薬および向精神薬の製造・販売、軍隊・警察・入国管理・税関・刑務所用制服および装具製造）</li> <li>●外国資本の出資比率の制限：特になし。ただし、外国資本が入る場合は、最低株式資本1,000万ナイラが必要。 ※1ナイラ(NGN)=0.4円（参考）</li> <li>●外国人の雇用制限：内務省より発行される「外国人割り当て制限」を取得している場合に限り、取得の範囲内で認められる。（想定されるポストは Director 以上）</li> <li>●その他の規制：外資非公開会社は、その営業許可および外国人採用枠の取得のために、株式、貸付金または機械の輸入の方法で合計30万ドルの資本導入を証明する証拠の提示が必要。ナイジェリアの銀行が発行する資本導入証（Certificate of Capital Importation：CCI）、または、機械設備等の現物資本の場合は、輸入手続きにおいて必要となる Form M を設備輸入の証拠とすることができる。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ナイジェリア）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（表面税率30%）、個人所得税（最高24%の累進課税）、付加価値税（標準税率5%）、二国間租税条約締結なし                  （出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（ナイジェリア）「税制」</a></p>

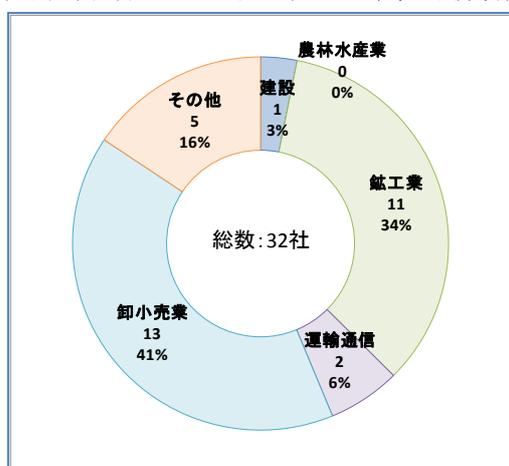
# ナイジェリアの投資環境

【図表 3】 ナイジェリアの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	123 (2011年)、139 (2012年)、170 (2013年)、201 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業 <a href="#">ナイジェリア証券取引所</a>	<a href="#">Julius Berger Nigeria</a> <a href="#">Albico Plc.</a>
進出日系建設企業	<a href="#">東洋エンジニアリング</a> 日揮 (出所) <a href="#">アフリカ開発銀行</a> 「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」(2016年1月)

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：162人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省](#) 海外在留邦人数調査統計

【図表 5】 ナイジェリア政府のインフラ開発計画

## ナイジェリア・ビジョン 20 (NV20)

●脆弱なインフラの改善を目指し、2020年までに水力・火力発電所の建設や再生可能エネルギーを活用した発電量の増加 (6,000MW→35,000MW)、6車線道路の建設 (8道路) などを目標とした。

●インフラ投資目標額 (2011年 - 2015年)

(単位：百万ナイラ)

※1ナイラ = 0.4円 (参考)

道路、橋梁	695,500	鉄道	498,550
港湾	11,800	電力	356,500
空港	112,670	地方開発	840,539

(出所) [The Transformation Agenda 2011-2015](#)

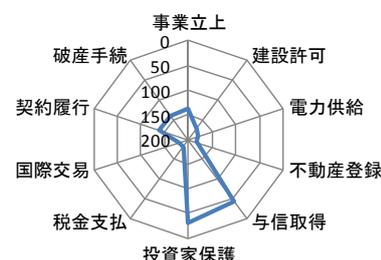
【図表 6】 有望展開先国としてのナイジェリア:ビジネスのしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」		サブサハラアフリカ		順位 (48か国)		DTF*
2014年度	2015年度	2016年度	2014年度	2015年度	2016年度	
1	モーリシャス →	モーリシャス →	モーリシャス →	モーリシャス →	モーリシャス →	72.3%
2	南アフリカ →	ルワンダ ↑	ルワンダ →	ルワンダ →	ルワンダ →	69.8%
3	ボツワナ ↑	ボツワナ →	ボツワナ →	ボツワナ →	ボツワナ →	65.6%
4	ルワンダ ↑	南アフリカ ↓	南アフリカ →	南アフリカ →	南アフリカ →	65.2%
5	ガーナ ↓	ザンビア ↑	セーシェル ↑	セーシェル ↑	セーシェル ↑	61.2%
6	ナミビア →	ガーナ ↓	ザンビア ↓	ザンビア ↓	ザンビア ↓	60.5%
7	セーシェル →	スワジランド ↑	ナミビア ↑	ナミビア ↑	ナミビア ↑	58.8%
8	ザンビア →	ナミビア ↓	スワジランド ↓	スワジランド ↓	スワジランド ↓	58.3%
9	カーボベルデ →	セーシェル ↓	ガーナ ↓	ガーナ ↓	ガーナ ↓	58.8%
10	スワジランド →	レソト ↑	レソト →	レソト →	レソト →	60.4%
	34位 ↓	35位 ↓	36位 ↓	36位 ↓	36位 ↓	

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## ナイジェリア



総合順位 (169位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

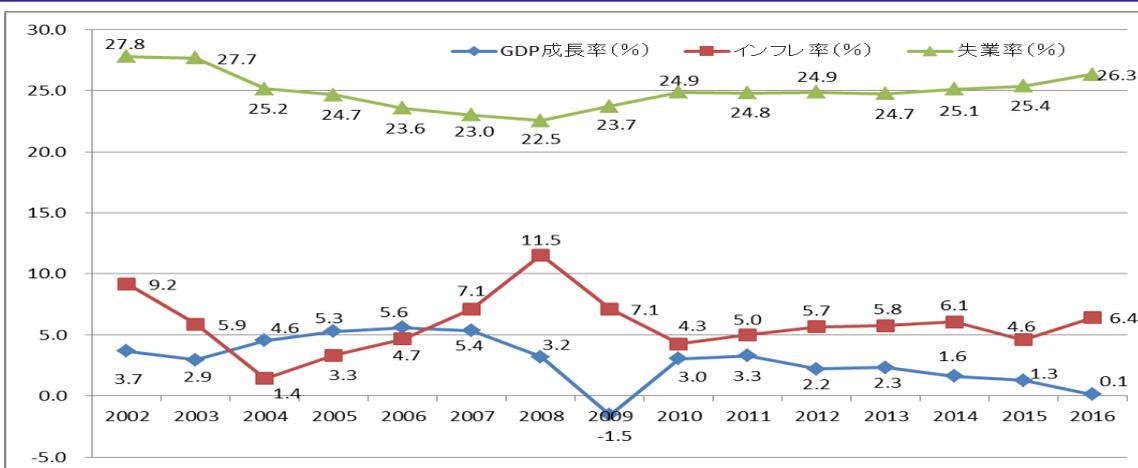
## ナイジェリア：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（ナイジェリア）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人登録： <a href="#">ナイジェリア投資委員会 (NIPC)</a> へ届け出。（営業許可は内務省から下りる。） （出所） <a href="#">JETRO ビジネス関連法制度ガイドブック（ナイジェリア）（2014年3月）</a></li> <li>●技術士登録： <a href="#">COREN (Council for the Regulation of Engineering in Nigeria)</a></li> </ul>
公共発注者	<p><a href="#">Federal Ministry of Power, Works and Housing</a></p> <p>※政府調達システムは2017年以降開発予定</p>
団 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">Association for Consulting and Engineering in Nigeria (ACEN)</a>（建設業界団体）</li> </ul>
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在ナイジェリア日本大使館 日本企業支援窓口 問い合わせは <a href="#">web フォーム</a>または電話：(234-9) 461-2713～2714、461-3289～90 <a href="#">ナイジェリアビジネスニュース</a>（大使館発行、2015年まで更新）</li> <li>●<a href="#">国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</a> TEL: 03-5253-8315</li> <li>●<a href="#">JETRO アフリカビジネス支援センター（アフリカビジネス実証事業）</a> 途上国ビジネス開発課 開発支援班 TEL: 03-3582-5170 FAX : 03-3585-1630 E-mail : <a href="mailto:bdc@jetro.go.jp">bdc@jetro.go.jp</a></li> <li>●<a href="#">JBIC 海外投資移動相談室（予約制）</a> 東京（毎月第2水曜日）：東京商工会議所 中小企業相談センター TEL: 03-3283-7700 名古屋（毎月第3木曜日）：名古屋商工会議所 産業振興部 貿易証明センター TEL: 052-223-5721 群馬県太田市（開催日程については要問合せ）太田商工会議所 工業支援部 TEL: 0276-45-2121</li> <li>●<a href="#">アフリカビジネス振興サポートネットワーク (AB-NET)</a> （官民連携による設立・運営。Web サイトから問い合わせ可能）</li> <li>●<a href="#">中小企業基盤準備機構「海外ビジネスナビ」</a>（支援サービスの案内あり）</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」</a>（ナイジェリア進出例あり）</li> <li>●<a href="#">アフリカ開発銀行「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」</a>（2016年1月）（産業別に進出企業名がリスト化。ナイジェリアは「西部」参照。）</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JETRO「2016年度アフリカ進出日系企業実態調査（2016年12月）」</a>（ナイジェリア含む）</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<a href="#">JETRO「中東アフリカ地域での現地人材確保策（2015年10月）」</a>（参考）</li> <li>●<a href="#">JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「日本の ODA プロジェクト（無償）」</a></li> <li>●ニュース：<a href="#">African Herald Express</a>、<a href="#">Business News</a>、<a href="#">Business Day News</a>、<a href="#">The Guardian</a></li> </ul>

## 南アフリカの投資環境

人口：5,496 万人（2015 年）      首都：プレトリア（最大都市：ヨハネスブルク 866 万人、全人口の 16%）  
 面積：122 万平方キロメートル（日本の約 3.2 倍）  
 宗教：キリスト教（人口の約 80%）他      GDP：3,147 億米ドル(2015 年)  
 一人当たり GDP：5,727 米ドル（2015 年）      公用語：英語、アフリカーンス語等 11 言語  
 ODA：有償資金対象国      政治体制：共和制  
 インフラ水準：7 点満点中 4.2（電力 3.0/道路 5.0/空港 6.0）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 93%/66%）（出所） [IMF/Demographia World Urban Areas/外務省/JICA 有償/JICA 無償/World Economic Forum/世銀](#)

【図表 1】 南アフリカの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 南アフリカの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本が制限されている分野：金融業（銀行、保険）、通信、 鉱業・石油業に一部制限あり。建設業に特段の制限はない。</li> <li>●外国資本の出資比率の制限：一部の業種を除き、合弁企業設立の際の出資比率に関する規制はない。ただし、ヨハネスブルク証券取引所（Johannesburg stock exchange：JSE）経由で投資をする場合、International Headquarter Company Rules 2010（南アを主要拠点にして事業を展開する外国企業を歓迎するため策定した規則）により、JSE に上場された株式と債務を有する企業は国際本部企業だと認められる。その場合の出資比率は 10%。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（南アフリカ）「外資に関する規制」</a></p>
税制	<p>法人所得税（基本税率 28%※）、個人所得税（18～41%の累進課税）、付加価値税（標準税率 14%）、日本への配当送金課税（配当税は 15%、課税は南アフリカ国内のみで送金時の課税はない）、二国間租税条約締結済み（持分の 25%以上を期末日から起算して 6 カ月以上継続して保有している場合には、5%の源泉税率が適用される。）</p> <p>※小規模企業（売上高が年 1,400 万ランド未満、総資産 1,000 万ランド未満）の場合は、課税所得に応じて 0～28%の累進課税。零細企業（売上高が年 100 万ランド未満、総資産 500 万ランド未満）の場合は、課税売上高に応じて 0～3%の累進課税。※1 ランド（ZAR）＝約 8.5 円（参考）</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（南アフリカ）「税制」</a></p>

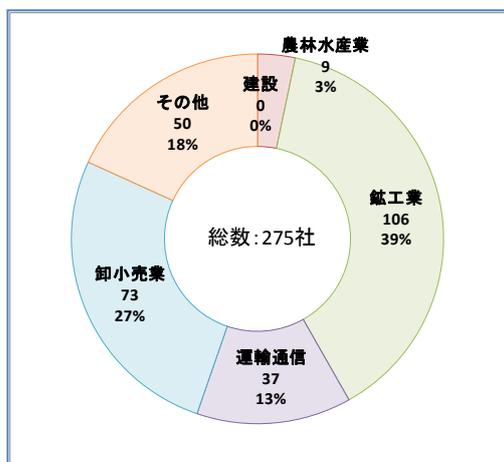
# 南アフリカの投資環境

【図表 3】 南アフリカの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	142 (2011年)、135 (2012年)、131 (2013年)、128 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業	<a href="#">Murray &amp; Roberts</a> 、 <a href="#">Group Five</a> (出所) <a href="#">ヨハネスブルク証券取引所 (JSE)</a>
進出日系建設企業	<a href="#">大日本土木(株)</a> (出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：1,471 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 南アフリカ政府のインフラ開発計画

## 国家開発計画 2030 (2013年 - 2030年)

●交通、エネルギー、水道事業に対し GDP の10%を投資する旨明記。PPPの活用についても言及。

## 南アフリカ国家インフラ計画

●2012年策定。18の戦略的インフラ開発プロジェクト (SIPs) が盛り込まれた。これらの事業を通じて現在不足している建設作業員の育成と雇用の拡大を図る。事業期間は最大20年。

●投資額は2013年度から3年間で8,270億ランドの見通し。既存施設の更新や新規建設などに活用される。最大の事業は Escom (南アフリカ電力会社) による発電所の新規建設および既存施設の更新で、投資総額は3年間2,051億ランド。

※1ランド (ZAR) = 約 8.5円 (参考)

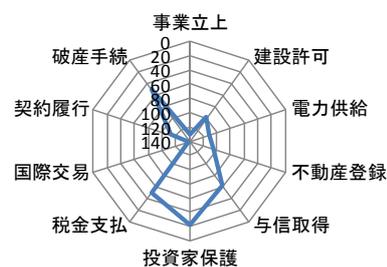
【図表 6】 有望展開先国としての南アフリカ：ビジネスしやすさと課題

「ビジネスのしやすさ」 サブサハラアフリカ 順位 (48か国)							
	2014年度		2015年度		2016年度		DTF*
1	モーリシャス	→	モーリシャス	→	モーリシャス	→	72.3%
2	南アフリカ	→	ルワンダ	↑	ルワンダ	→	69.8%
3	ボツワナ	↑	ボツワナ	→	ボツワナ	→	65.6%
4	ルワンダ	↑	南アフリカ	↓	南アフリカ	→	65.2%
5	ガーナ	↓	ザンビア	↑	セーシェル	↑	61.2%
6	ナミビア	→	ガーナ	↓	ザンビア	↓	60.5%
7	セーシェル	→	スワジランド	↑	ナミビア	↑	58.8%
8	ザンビア	→	ナミビア	↓	スワジランド	↓	58.3%
9	カーボベルデ	→	セーシェル	↓	ガーナ	↓	58.8%
10	スワジランド	→	レソト	↑	レソト	→	60.4%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## 南アフリカ



総合順位 (74位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

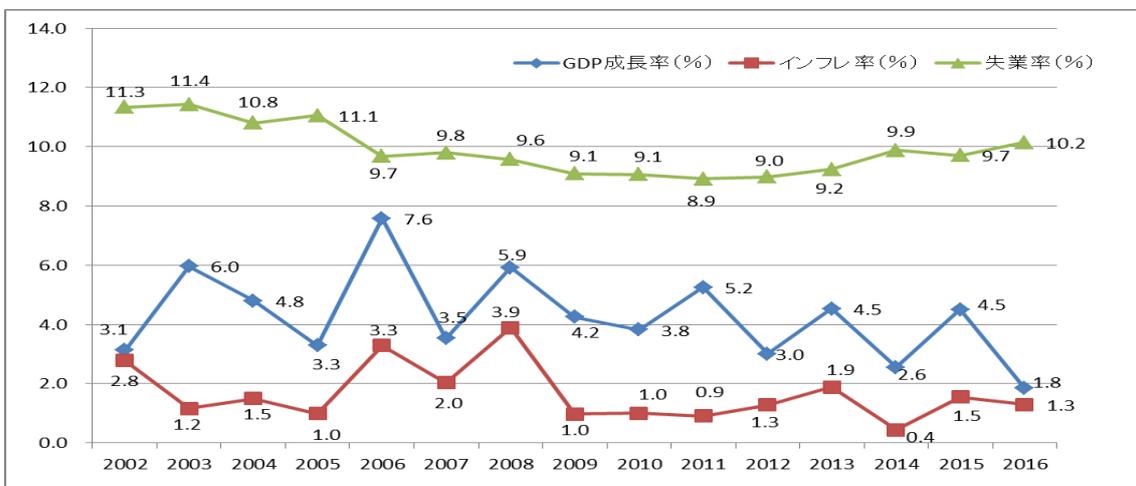
## 南アフリカ：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（南アフリカ）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人登録：企業・知的所有権登録局（Companies and Intellectual Property Commission：CIPC）に届け出る。外国企業が南アフリカに進出する場合は、「現地法人（Public Companies または Private Companies）」または「外部会社（External Companies）：支店や駐在員事務所」のどちらかの扱いになる。</li> <li>（出所）JETRO 国・地域別情報（南アフリカ）「外国企業の会社設立手続き・必要書類」</li> </ul>
公共発注者	<p>公社庁（Department of Public Enterprises）、運輸省（Department of Transport）、財務省（National Treasury）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公共調達サイト：南アフリカ政府ポータル（South African Government） 財務省、南アフリカ道路管理株式会社（SANRAL）、国営総合輸送公社 Transnet Limited 社（Transnet）</li> </ul>
団 体	南アフリカ土木建設連盟
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>在南アフリカ日本大使館</b></li> </ul> <p>日本企業担当支援窓口：（企業支援全般）TEL: +27 -12 -452 -1609 （インフラプロジェクト専門官）TEL: +27-12-452-1500 E-mail: <a href="mailto:economic@pr.mofa.go.jp">economic@pr.mofa.go.jp</a>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」</b> TEL: 03-5253-8315</li> <li>●<b>JETRO アフリカビジネス支援センター（アフリカビジネス実証事業）</b></li> </ul> <p>途上国ビジネス開発課 開発支援班 TEL：03-3582-5170 Fax：03-3585-1630 E-mail： <a href="mailto:bdc@jetro.go.jp">bdc@jetro.go.jp</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>JBIC 海外投資移動相談室（予約制）</b></li> </ul> <p>東京（毎月第2水曜日）：東京商工会議所 中小企業相談センター TEL: 03-3283-7700 名古屋（毎月第3木曜日）：名古屋商工会議所 貿易証明センター TEL: 052-223-5721</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>アフリカビジネス振興サポートネットワーク（AB-NET）</b></li> </ul> <p>（官民連携による設立・運営。Web サイトから問い合わせ可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>中小企業基盤準備機構「海外ビジネスナビ」（支援サービスの案内あり）</b></li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO「南アフリカ共和国 企業等の買収・出資上の実務・注意点（2016年3月）」</li> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成25年度」（南アフリカ進出事例含む）</li> <li>●アフリカ開発銀行「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」（2016年1月）（産業別に進出企業名がリスト化。南アフリカは「南部」の欄を参照。）</li> </ul>
業 界 調 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO「2015年度在アフリカ進出日系企業実態調査（2016年2月）」（対象国に南アフリカ含む）</li> <li>●在南アフリカ日本国大使館：南ア月報</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO「中東アフリカ地域での現地人材確保策（2015年10月）」（南アフリカ含む）</li> <li>●JICA「ODA 国別開発協力方針・事業展開計画」「日本の ODA プロジェクト（無償）」</li> <li>●ニュース： Business Day、Engineering News、Cape Business News</li> </ul>

## モロッコの投資環境

人口：3,350 万人（2015 年） 首都：ラバト（最大都市：カサブランカ 324 万人、全人口の 10%）  
 面積：44.6 万平方キロメートル（日本の約 1.2 倍、西サハラ除く）  
 宗教：イスラム教（国教）スンニ派 GDP：1,005.9 億米ドル（2015 年）  
 一人当たり GDP：3,003 米ドル（2015 年）公用語：アラビア語（公用語）、ベルベル語（公用語）、フランス語 ODA：有償資金対象 政治体制：立憲君主制  
 インフラ水準：7 点満点中 4.3（電力 5.3/道路 4.4/空港 4.7）、安全飲料水・トイレ普及（各々人口の 85%/77%）  
 （出所） [IMF/Demographia](#)/外務省/JICA 有償/JICA 無償/[World Economic Forum](#)/世銀

【図表 1】 モロッコの GDP 成長率、消費者物価上昇率、失業率の推移



（出所） [IMF World Economic Outlook Database](#) October 2016 より作成

【図表 2】 モロッコの業種規制・税制

規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国資本の参入が制限されている分野：リン酸塩や農業など一部産業に制限があるものの、原則投資は自由。</li> <li>●外国資本の出資比率の制限：制限はなく、外資 100%企業の設立も可能。</li> <li>●資本金に関する規制：国内、外国企業に関わらず、株式会社（societe anonyme : SA）の最低払込資本金は 30 万ディルハムとなる。このほかの企業形態に最低払込資本金は設定されていない。 ※1ディルハム=約 11 円（参考）</li> <li>●公共調達に関する規制：国内企業に対する優遇措置あり。公共調達では入札価格が唯一の競争基準であるが、公共設備・運輸省の公共工事入札（建設・エンジニアリング）では、外国企業の入札価格には 15%上乗せされ、国内企業が優先される。また、公共調達の 20%を従業員 200 人以下の中小企業の割り当てられている。</li> </ul> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（モロッコ）「外資に関する規制」</a> <a href="#">JETRO 通商広報（2015 年 3 月 10 日）</a></p>
税制	<p>法人所得税※（10～30%の累進課税）、個人所得税（10～38%の累進課税）、付加価値税（標準税率 20%）、日本への利子・配当送金課税（最高税率各々 10%、15%）、二国間租税条約締結なし</p> <p>※2017 年 1 月 1 日以降、年間売上高（付加価値税除く）300 万ディルハム※以上の企業は、法人税のオンライン申告・納税が義務付けられている ※1ディルハム = 約 11 円（参考）</p> <p>（出所） <a href="#">JETRO 国・地域情報（モロッコ）「税制」</a></p>

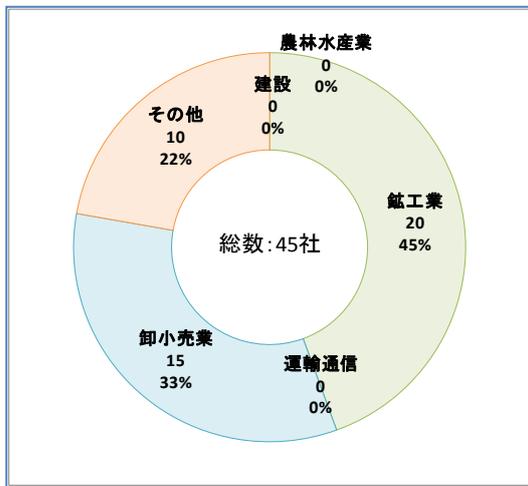
# モロッコの投資環境

【図表 3】 モロッコの建設業界事情

建設投資額 (億米ドル)	56 (2011年)、56 (2012年)、60 (2013年)、63 (2014年) (出所) <a href="#">国連統計局</a> 「建設」
主な国内建設企業	<a href="#">Buoygues Construction Morocco</a> (出所) <a href="#">JETRO-IDE</a> 「アフリカ成長企業ファイル」 <a href="#">JET Contractors</a> (出所) <a href="#">カサブランカ証券取引所 (モロッコ)</a>
進出日系建設企業	海外建設協会会員で進出している企業はない。(出所) <a href="#">OCAJI</a>

【図表 4】 本邦企業進出状況

海外在留邦人：374人 (2015年、外務省)



(出所) [外務省 海外在留邦人数調査統計](#)

【図表 5】 モロッコ政府のインフラ開発計画

## 設備・運輸省戦略 (2012-2016)

●項目別強化内容例 (+投資予定総額)

【道路 (投資予定総額：261億ディルハム)】  
高速道路の総延長 1,800km 達成 (2015年までに 384km 延伸)、地方道路 (総延長 2,500km) の工事完了、道路改良工事の実施 (舗装 120か所、防潮堤 30km 建設、バイク専用レーン 120km の敷設)

【鉄道 (投資予定総額：275億ディルハム)】  
マラケシュに高速鉄道導入 (タンジェ〜カサブランカ間、時速 200km - 320km)、駅および線路の改修 (近代化および拡張)

【空港 (投資予定総額：50億ディルハム)】  
カサブランカ空港の中央・西アフリカハブ空港としての機能強化 (観光政策「ビジョン 2020」に基づく)

【港湾 (投資予定総額：285億ディルハム)】  
新規の港湾施設建設および既存港湾施設の拡張・近代化

※1ディルハム=約 11円 (参考)

【図表 6】 有望展開先国としてのモロッコ：ビジネスのしやすさと課題

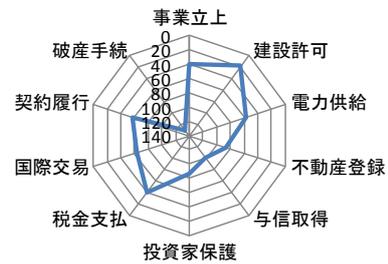
### 「ビジネスのしやすさ」 中東・北アフリカ 順位 (20か国)

	2014年度		2015年度		2016年度		DTF*
1	アラブ首長国連邦	→	アラブ首長国連邦	→	アラブ首長国連邦	→	76.9%
2	サウジアラビア	→	バーレーン	↑	バーレーン	→	68.4%
3	チュニジア	→	カタール	↑	<b>モロッコ</b>	→	67.5%
4	オマーン	→	<b>モロッコ</b>	↑	オマーン	↑	67.7%
5	バーレーン	↑	オマーン	↓	カタール	↓	63.7%
6	カタール	↓	マルタ	↑	チュニジア	↑	64.9%
7	<b>モロッコ</b>	→	チュニジア	↓	マルタ	↓	65.0%
8	マルタ	↑	サウジアラビア	↓	サウジアラビア	→	61.1%
9	レバノン	↓	クウェート	↑	クウェート	→	59.6%
10	クウェート	→	ヨルダン	↑	イラン	↑	57.3%

\*DTF: Distance to frontier (最先端までの距離)

(出所) [世界銀行 Doing Business Ranking 2016](#)

## モロッコ



総合順位 (68位/190か国)

\*順位が低いほど課題あり

## モロッコ：お助け情報源

治 安	外務省危険情報（モロッコ）
許 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人登録： 地方投資管理センター（Centres régionaux d'investissement：CRI）に届け出る。なお、CRI 内には商業裁判所、地方税務局、社会保険センターの窓口が併設され、ワンストップ・サービスを提供している。（出所）JETRO 国・地域別情報（モロッコ）</li> <li>●技術士登録： <a href="#">Le Conseil National de l'Ordre des Architectes du Maroc (CNOA)</a>（モロッコ建築士協会）※掲載情報はフランス語のみ</li> </ul>
公共発注者	<a href="#">Portail Marocain des Marches Publics</a> （政府調達ポータル） ※フランス語、アラビア語のみ
団 体	<a href="#">Le Conseil National de l'Ordre des Architectes du Maroc (CNOA)</a> （モロッコ建築士協会） ※掲載情報はフランス語のみ
本邦企業支 援 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国土交通省国際建設推進室「海外建設ホットライン」TEL: 03-5253-8315</li> <li>●JETRO アフリカビジネス支援センター（アフリカビジネス実証事業）            途上国ビジネス開発課 開発支援班            Tel : 03-3582-5170 Fax : 03-3585-1630 E-mail : <a href="mailto:bdc@jetro.go.jp">bdc@jetro.go.jp</a></li> <li>●JBIC 海外投資移動相談室（予約制）            東京（毎月第2水曜日）：東京商工会議所 中小企業相談センター            TEL: 03-3283-7700            名古屋（毎月第3木曜日）：名古屋商工会議所 産業振興部 貿易証明センター            TEL: 052-223-5721            群馬県太田市（開催日程については要問合せ）太田商工会議所 工業支援部            TEL: 0276-45-2121</li> <li>●アフリカビジネス振興サポートネットワーク（AB-NET）            （官民連携による設立・運営。Web サイトから問い合わせ可能）</li> <li>●中小企業基盤準備機構「海外ビジネスナビ」（支援サービスの案内あり）</li> </ul>
進出・進出 支 援 事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国交省「地方・中小建設企業の海外展開事例集 平成 25 年度」（モロッコ進出例あり）</li> <li>●アフリカ開発銀行「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」（2016 年 1 月）（参考）</li> </ul>
業 界 調 査	●JETRO「2016 年度アフリカ進出日系企業実態調査（2016 年 12 月）」（モロッコ含む）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JETRO「中東アフリカ地域での現地人材確保策（2015 年 10 月）」（モロッコ含む）</li> <li>●JICA「日本の ODA プロジェクト（無償）」（モロッコ）</li> <li>●ニュース：Moroccan Times、Morocco Gazette、Maroco Press</li> </ul>

本資料は関連情報の全てを網羅的に記しているものではなく、また、調査後に制度改正が行われる等の事由により最新情報とは異なっている可能性があります。